QUG	貴方は、不時著水(又は著陸)しますか。	
	遭難	
QUF	貴方は、……(移動局の呼出符号)が發信した遭難信号を受信しましたか。	
GUM	遭難通信は、終了しましたか。	
	捜査救助	
QUI	貴方の航行燈は、ついていますか。	
QUN	當方のすぐ附近「又は緯度……、經度……(若しくは……)附近」にある船舶は、その位置、眞針路及び速力を示してくれませんか。	
QUO	當方は…… (1 航空機 (2 船舶 (3 救命艇、救命筏又は救命浮機 を緯度……、經度……の附近(又は他の指示による)で捜査しましようか。	
QUP	貴方の所在を…… (1 探照燈 (2 黒煙 (3 のろし で示してくれませんか。	

QUG	當方は、直ちに不時著水(又は著陸)します。又は 當方は、……(位置又は場所)に不時著水(又は著陸)しようとしています。	
	遭難	
QUF	當方は、……(移動局の呼出符号)が……時に送信した遭難信号を受信しました。	
GUM	遭難通信は終了しました。	
	捜査救助	
QUI	當方の航行燈は、ついています。	
QUN	當方の位置、眞針路及び速力は……です。	
QUO	…… (1 航空機 (2 船舶 (3 救命艇、救命筏又は救命浮機 を緯度……、經度……附近(又は他の指示による)で捜査して下さい。	
QUP	當方の所在を…… (1 探照燈 (2 黒煙 (3 のろし で示します。	

QUQ	貴方の著水(又は著陸)を容易にするために當方は、當方の探照燈を、なるべく點滅して雲に約垂直に向け、次に貴航空機が見え、又は聞こえたときに風上の方の水上(又は地上)に向けましようか。	
QUR	生存者は、…… (1 救命具を受け取りましたか。 (2 救助船に收容されましたか。 (3 地上の救助隊に救われましたか。	
QUS	貴方は、生存者又は難破船を認めましたか。どの位置で認めましたか。	
QUT	遭難の位置は表示されていますか。	
QUU	當方は、船舶又は航空機を當方の位置に導きましようか。	

二　諸種の略語及び符号

略語又は符号	意義
AA	……の後全部(反復を請求するために問符の次に使用する。)
AB	……の前全部(反復を請求するために問符の次に使用する。)
ABV	略体で数字を反復して下さい(又は當方は、略体で数字を反復します。)
ADS	名あて(反復を請求するために問符の次に使用する。)

QUQ	貴方の著水(又は著陸)を容易にするために當方は、當方の探照燈を、なるべく點滅して雲に約垂直に向け、次に貴航空機が見え、又は聞こえたときに風上の方の水上(又は地上)に向けましようか。	
QUR	生存者は、…… (1 ……の投下した救命具を受け取りました。 (2 救助船に收容されました。 (3 地上の救助隊に救われました。	
QUS	當方は…… (1 水中の生存者 (2 筏の上の生存者 (3 難破船又は漂流物 を緯度……、經度……(又は他の指示による)で認めました。	
QUT	遭難の位置は、(……で)表示されています。	
QUU	船舶又は航空機を導いて下さい。 1 ……(呼出符号)を貴方の呼出符号及び長線を……mc/s(又はMc/s)で傳送して貴方の位置に、 2 ……(呼出符号)が貴方に到着するためにとる針路を……kc/s(又はMc/s)で傳送して、	

AR	送信の終了（・－・－・符号として送信する）。
AS	待つて下さい（・－・・・一符号として送信する）。
BK	継続中の傳送を中断するために使用する符号。
BN	……と……との間全部（反復を請求するために問符の次に使用する）。
BQ	RQに対する答。
C	肯定。
CFM	確認して下さい（又は当方は、確認します）。
CL	当方は、閉局します。
COL	照校して下さい（又は当方は、照校します）。
CP	特定の二局以上あて、一般呼出
CQ	各局あて、一般呼出
CS	呼出符号（呼出符号を請求するために使用する）。
DB	当局は、貴局に方位を示すことができません。貴方は、当局の目盛したセクター内にありません。
DC	貴方の符号の最低限は、方位の測定に適します。
DF	……（時刻）の貴局の方位は、当局の疑わしいセクター内で……度でしたが、……度の誤差があるかも知れません。
DG	通知した方位に誤差があつたら通報して下さい。
DI	貴方の符号不良なために、方位は疑わしいです。
DJ	混信のために、方位は、疑わしいです。
DO	方位は、疑わしいから、後刻（又は……（時刻に））再び測定を請求して下さい。
DP	方位の誤差は、……度に達するかも知れません。
DS	貴方の送信機を調整して下さい。貴方の符号の最低限は、幅が廣すぎます。
DT	当方は、貴方に方位を示すことができません。貴方の符号の最低限は、幅が廣すぎます。
DY	当局は、方位を決定することができません。当局に対する貴方の概略の方向は、何度ですか。
DZ	貴局の測定した方位は逆です（方向探知局群の操縦局が、同一群の局と通信するときのみ使用する）。
DE	被呼局の呼出符号と呼出局の呼出符号とを分離するために使用する。
ER	当方……。
ETA	到著見込時刻。
ITP	句讀点算入。
JM	当方が傳送して良ければ線の連続を送つて下さい。当方の傳送をとめるためには、点の連続を送つて下さい。（遭難の場合を除いて、五〇〇kc/sでは使用しない）。
K	送信して下さい。
MN	分時。
MSG	船舶の運用又は航行に関して船長の発受する電報を表示する前置符号。
N	否定。

NIL	当方は、貴方に送信するものはありません。
NW	今。
OK	当方は、同意します（又はよろしい）。
P	無線私報を表示する前置符号。
PBL	額表（反復を請求するために問符の次に使用する）。
PTR	海岸局が移動局の位置及び次の立寄地を請求するために使用する。
R	受信しました。
REF	……に関して（又は……を参照して下さい）。
RPT	反復して下さい（又は当方は、反復します。）（又は……を反復して下さい）。
RQ	請求の表示。
SIG	署名（反復を請求するために問符の次に使用する）。
SOS	遭難信号（・・・－－－・・・一符号として送信する）。
SS	船舶局名の前に附ける表示。
SVC	局報を表示する前置符号。
SYS	貴局報を参照して下さい。
TFC	通信（又は電報）。
TR	入出圏を通知する場合又はDTRに対する答を示す前置符号として使用する。
TTT	この集合が三回送信されると安全信号となる。
TU	ありがとう。
TXT	本文（反復を請求するために問符の次に使用する）。
VA	通信完了（・・・－・一符号として送信する）。
W	語（又は集合）。
WA	……次の語（反復を請求するために問符の次に使用する）。
WB	……前の語（反復を請求するために問符の次に使用する）。
XXX	この集合が三回送信されると緊急信号となる。
EX	機器の調整又は実験のため調整符号を発射するときの前置符号。
MDC	医師の乗組む船舶に設置した公衆通信を取扱う局を探呼するときに使用する前置符号。
OSO	非常符号（・・・－－－・・・一符号として送信する）。
A1	A一電波
A2	A二電波
B	B電波
A1H	次を送信します。
R	これ以上送信するものはありません。

I.W	受信しましたか。
CUL	あとで呼出します。
BC	放送符号。
V	調整符号。
GM	午前の挨拶。
GE	午後の挨拶。
十二長点	警急符号（各長点の長さは、四秒時、両長点の間隔は、一秒時とする）。

三　國内通信にのみ使用する略語及び符号

ラタ	和文の送信の終了（－・－・－――・－符号として送信する）。
ガク	額表
チヤク	著信局所名
ハツ	発信局所名
ルイ	種類
トキ	受付時刻
ウヘ	名宛
ウヘナ	受信人名
メ	……字（語）目を送つて下さい。
ヨソ	……と訂正して下さい。

附錄

第一号様式（第五條參照、用紙美濃紙）

甲　船舶無線ノ例（航空機ニ施設スルモノニ在リテハ之ニ準ズルモノトス）

私設無線電信（無線電話）施設願

年　月　日

何市何区何町何番地
何汽船株式会社
社長　何　某

何逓信局長　殿

当社所属汽船何丸ニ私設無線電信（無線電話）施設致度私設無線電信無線電話規則第五條ニ依リ別紙書類相添出願候也

一　施設ノ目的
（航行ノ安全ニ備ヘ施設者所属海運事業用船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供シ尚電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ專用ニ供スルヲ以テ目的トス）

二　施設ヲ必要トスル事由
（海難ニ際シ人命救助ニ資シ併テ海運事業經營上ノ敏活ヲ計リ尚

イヤ	何処から送信しましようか。
サラ	始から更に送信して下さい。
ス	……以下少し反復送信して下さい。
ケシ	取消して下さい。
キ	貴局。
ト	当局。

船舶安全法ニモ從ハンガ爲本施設ヲ必要トス）

三　機器裝置船舶

船名　丸（船名ニハ傍調ヲ附シ倘歐文ニ依ル船名ヲモ附記スルコト）

四　工事設計（主設備、補助設備毎ニ記入スルコト）

（一）通信方式

區別	種類	個数	容量	電圧	電流	回轉数	製造者	備考
「何」用原動機								
「何」用「何」流発電機								
蓄電池	「何」用（チユードル型等）	（六時間放電率ニ於ケル容量）						

（二）晝間所要通達距離（主設備ニ付テハ之ヲ要セズ）

（三）電源設備（左表ニ依リ定格ヲ記入スルコト）

區別	種類	個数	容量	電圧	電流	相及周波数	回轉数	製造者	備考
「何」流電動機									
高周波発電機									

（四）送信（話）裝置

（イ）空中線電力　「キロワット」（又ハ「ワット」）

（ロ）電波ノ型式及周波数（希望電波ノ型式及送信周波數ヲ記入スルコト）

（ハ）方　式（「クエンチ」スパーク式、自動發振眞空管式、水晶制御眞空管式等）

（ニ）送信（話）可能周波数自　「キロサイクル」　至　「キロサイクル」

（火花式ノ場合）

區別	種類	個数	容量	電圧	電流	相及周波数	回轉数	製造者	備考
「何」流電動機									
高周波発電機									

（ホ）周波数変更裝置（手動又ハ自動式等ノ區別）

（ヘ）製造者

（ト）各機器ノ種類（左表ニ依リ定格ヲ記入スルコト）

種類	個数	容量	電圧	電流	相及周波数	回轉数	製造者	備考
單プレイクイン二重通信式等								
同時送受話通信								
秘密通信								無線施設以外ニモ共用スル場合ハ其ノ使用スル最大電力ヲ記入スルコト

区別	種類	個数	容量	電圧	電流	相及周波数	回轉数	製造者	用途
変圧器				一次					
火花間隙				二次		火花周波数ヲ記入スルコト			
「何」用「何」流電動機									
「何」用「何」流発電機									
「何」用変圧器									
「何」用整流眞空管	（名称ヲ記入スルコト）		（一個ノ入力）	プレートフヰラメント					
「何」用発振眞空管	（同）		（同）	プレートフヰラメント					
「何」用変調眞空管	（同）		（同）	プレートフヰラメント					
「何」用増幅眞空管	（同）		（同）	プレートフヰラメント					
水昌発振子						（發振周波數ヲ記入スルコト）			
送話器									

（眞空管式ノ場合）

(五)受信（話）装置
(イ)方式（オートダイン式、スーパーヘトロダイン式等）
(ロ)使用眞空管数　箇
(ハ)増幅器　高周波　段（眞空管名）
中間周波　段（同）
低周波　段（同）
(ニ)受信可能周波数　自「キロサイクル」至「キロサイクル」

(ホ)製造者
(六)空中線及饋電線（各空中線毎ニ記入スルコト）
形狀（T型、逆L型等）
大サ（引込部長サ　メートル
水平部長サ　メートル
水平部條数　條）
高サ　メートル（最高満載吃水線上ヨリ水平部迄ノ高サ）

(七)無線方位測定設備
(イ)方　式（型式証明番号）
(ロ)空中線設備
(ハ)航海船橋トノ連絡装置
(ニ)受信装置、増幅装置（(五)ニ準ジ記入スルコト）
(八)救命艇内無線電信設備（(一)乃至(五)ニ準ジ記入スルコト）
(九)警急自働受信設備
(イ)型式証明番号
(ロ)受信装置、増幅装置（(五)ニ準ジ記入スルコト）
(ハ)可聴警報設備

五　通信執務時間
六　通信室ニ於ケル特殊ノ設備
(一)航海船橋トノ連絡装置
(二)時計
(三)非常燈

七　工事地及工事者
八　落成期限
九　船舶関係事項
(一)船舶番号（建造中ノモノニシテ登録未濟ノトキハ其ノ旨記入スルコト）
(二)汽船帆船ノ別
(三)旅客船貨物船又ハ漁船等ノ別
(四)信号符字
(五)旅客定員数
(六)航行区域
(七)総噸数
(八)船体ノ大サ（長サ及幅）
(九)就航方面
(十)船籍港

(十一)定繋港（内地ニ於ケル主ナル碇泊港ヲ定繋港トスルコト）
(十二)所有者
十　添付図面
(一)空中線、通信室、機械室、二次電池ノ位置ヲ示セル船体ノ平面図及断面図
(二)電源設備接続図
(三)送信（話）装置接続図
(四)受信（話）装置接続図
(五)送受信相互連絡関係図
(六)空中線ノ形狀及大サヲ示セル図面
(七)電線配置図（電線ノ種類及大サヲ記入スルコト）
(八)無線方位測定設備ノ接続図
(九)警急自働受信設備ノ接続図
(十)救命艇内無線電信設備ノ接続図

乙　陸上無線ノ例
私設無線電信（無線電話）施設願
年　月　日
何市何区何町何番地
何　某㊞

逓信大臣　殿
何々ニ私設無線電信（無線電話）施設致度私設無線電信無線電話規則第五條ニ依リ別紙書類相添出願候也
施設事項書
一　施設ノ目的
何電信局トノ間ニ電報送受ノ爲施設者ノ專用ニ供ス
何々間ニ於テ当社経営ノ何事業ノ用ニ供ス
無線電信（無線電話）ノ学術ルヲ以テ目的トス

研究及機器ニ関スル実験ニ専用ス
何無線電信局ノ発スル報時
通信ノ受信ニ専用ス

二　施設ヲ必要トスル事由
（必要トスル事由ヲ詳記スルコト）

三　機器装置場所
(イ)（何市何区何町何番地何樣内）
(ロ)発射空中線ノ正確ナル地理的位置（實驗用私設無線電信ヲ除ク）
(ハ)受信空中線ノ正確ナル地理的位置（無線羅針施設ニ限ル）

四　工事設計（主設備、補助設備毎ニ記入スルコト）
（装置場所二箇所以上ノ場合ニハ各別ニ記入スルコト
特ニ例示セザルモノハ船舶無線ノ例ニ依リ記入スルコト）
(一)通信方式
（無線標識施設ニ在リテハ発射方式（無指向式、指向式、回転式、可変指向式等）、無線羅針施設ニ在リテハセクター予定セラレタルモノ）ヲ記入スルコト
(二)臺間所要通達距離
(三)電源設備
(四)送信（話）装置
(五)受信（話）装置
(六)空中線及接地
(イ)電柱
種類及形式
高サ
柱数
(ロ)空中線
（送信用及受信用ニ分チ種別（無指向性、枠型、短波指向性、空中線（其ノ他）、数量ヲ記入シ其ノ詳細ハ添付図面ニ於テ線種、形狀、寸法等ヲ記入スルコト）
(イ)空中線擬電線（ロ）ニ準ズルコト）
(ロ)接地（ロ）ニ準ズルコト）
(ハ)空中線擬似回路（之ヲ設備スルモノニ在リテハ其ノ種類及容量ヲ記入スルコト）
(ニ)発射電波ノ測定方法（受信装置ノミノ場合ハ之ヲ要セズ）

五　通信執務時間
（実験ヲ目的トスルモノナルトキハ機器実験ヲ必要トスル時間ヲ記入スルコト
予メ使用期間確定スルモノニ在リテハ使用期間自何年何月何日至何年何月何日ト附記スルコト）

六　実験ヲ目的トスルモノナルトキハ実験ノ種類、方法及実験者ノ略歴

七　工事者

八　落成期限

九　添付図面
(一)機器装置場所及其ノ附近ノ図面
(二)電源設備接続図
(三)送信（話）装置接続図
(四)受信（話）装置接続図
(五)送受信相互連絡関係図（空中線擬似回路ヲ使用スルモノニ在リテハ添附ヲ要セズ）
(六)空中線及空中線擬電線ノ形狀及太サヲ示セル図面（空中線擬似回路ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ接続図）
(七)電線配置図（電線ノ種類及太サヲ記入スルコト空中線擬似回路ヲ使用スルモノニ在リテハ添附ヲ要セズ）

第二号樣式（第四十條參照、用紙美濃紙）

選任又ハ解任ノ別	月日	同上資格等級	氏名	執務スベキ無線電信又ハ無線電話ノ位置又ハ名称	通信執務時間	聽守置ノ有無	公衆通信取扱所設ケル業務ノ有無及其ノ送受電報ノ種別	船舶ニ施設シタル無線電信ノ場合 船舶ノ出入客定員	船舶ノ總噸数
							電信官署トノ間ニ欧文電報ヲ送受スル		

右及届出候也

年　月　日

所轄通信局長宛

住所

第三号樣式（第七十八條參照、紙面ノ大サ日本標準規格B5（横一八二粍縦二五七粍））

檢查年月日	年　月　日	檢查東員所屬官廳
檢查地		檢查吏員氏名
指示又ハ通知事項		

指示ヲ受ケタル事項ニ対スル措置顛末	無線電信無線電話檢査簿

備考

一　紙質ハB模造紙B列本判六〇听以上ヲ使用スベシ

二　百枚ヲ以テ一綴トシ表紙ヲ附スベシ

第四号様式（第八十條參照、紙面ノ大サ日本標準規格B5（横一八二粍縦二五七粍））

年　月　分（又ハ自年月日至年月日分）

無線電信（無線電話）通信日誌抄錄

（施設者）

（機器裝置場所）

●無線通信士資格檢定規則

（昭和六年四月一日逓信省令第八号）

沿革　昭和七年七月逓信省令第二四號、九年二月第三一號、一三年五月第四四號、一〇月第七七號、一三年一二月第九四號、一七年一月第二號、一八年六月第七六號、一一月逓令第六號、二〇年五月一九日閣令第一〇號、二一年四月一日第二二號、七月一日逓令第一號、二二年九月五日總、逓令第三號、二四年二月八日逓令第六號、五月三一日第一九號改正

無線通信士資格檢定規則左ノ通定ム

無線通信士資格檢定規則

第一條　無線電信法第三條ノ規定ニヨリ無線通信士ノ資格ハ逓信大臣ガ左ノ区別ニ從ヒ試驗又ハ銓衡ニ依リ之ヲ檢定ス

第一級　私設無線電信ノ通信及私設無線電話（放送用私設無線電話規則ニ依ルモノヲ除ク以下同ジ）通信ニ從事シ得ル者

第二級　無線電信法第二條第一号第二号第四号乃至第六号ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信、同條各号ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ補助通信及同條第一号第二号第四号乃至第六号ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信ニ從事シ得ル者

第三級　無線電信法第二條第六号ニ依リ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ノ通信及船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於ケル聽守ニ從事シ得ル者

前項ノ檢定ハ之ガ受驗資格ニ付特ニ指定スル場合ヲ除クノ外第一級及第二級ハ十七歳以上其ノ他ハ十四歳以上ノ者ニ就キ之ヲ行フ

第二條　試驗檢定ノ試驗科目左ノ如シ

第一級

一　無線電信無線電話学　電氣ノ一般原理及無線電信無線電話ノ学理

二　無線電信無線電話実驗　無線電信無線電話用機器ノ調整、修理及運用ノ実踐

三　電氣通信術　〔電信〔一分時和文八十五字、欧文臆語二十語及欧文五語ノ速度ニ依ル送信及音響受信／電話　普通語二十五語ノ速度ニ依ル送話及受話〕

四　無線電信無線電話法規　無線電信無線電話ニ関スル法令及條約並其ノ他無線電信無線電話ニ関スル規定

第二十類　通信、交通及電氣　第一編　通信

五　交通地理　内國及外國ノ一般交通地理殊ニ無線電信、無線電話、電信及電話ノ通信連絡並航路又ハ航空路ニ関スル地理

六　英語　中学校卒業程度

第二級

一　無線電信無線電話学　電氣ノ一般原理及無線電信無線電話ノ学理ノ初歩

二　無線電信無線電話実驗　無線電信無線電話用機器ノ調整、修理及運用ノ簡易ナル実踐

三　電氣通信術　〔電信〔一分時和文七十字及欧文臆語十六語ノ速度ニ依ル送信及音響受信／電話　電話ニ依ル送話及受話〕

四　無線電信無線電話法規　無線電信無線電報ノ取扱ニ関スル法令及條約ノ大要並其ノ他無線電報ノ取扱ニ関スル規定ノ大要

五　交通地理　中学校三年修業程度

六　英語　中学校三年修業程度

第三級

一　無線電信無線電話実驗　無線電信無線電話用機器ノ調整及運用ノ簡易ナル実踐

二　電氣通信術　〔電信〔一分時和文六十字及欧文臆語十六語ノ速度ニ依ル送信及音響受信／電話　電話ニ依ル送話及受話〕

三　無線電信無線電話法規　無線電信無線電話ニ関スル法令及條約ノ大要並其ノ他和文無線電報ノ取扱ニ関スル規定ノ大要

四　英語　中学校一年修業程度

電話級

一　無線電話実驗　無線電話用機器ノ調整及運用ノ簡易ナル実踐

二　無線電話法規　無線電話ニ関スル法令及條約ノ大要

三　電氣通信術　電話ニ依ル送話及受話

聽守員級

一　無線電信実驗　無線電信受信機ノ調整及運用ノ簡易ナル実践

二　電氣通信術　一分時和文六十字及欧文暗語十六語ノ速度ニ依ル音響受信

三　無線電信法規　無線電信ニ関スル法令及條約中遭難通信、航行上ノ危險警戒其ノ他海上又ハ空中ニ於ケル生命財産保全ノ爲必要ナル通信ニ関スル規定

前項ノ電氣通信術欧文暗語及同普通語ノ構成並其ノ速度ノ計算等ハ左ノ区別ニ依ル

一　欧文五字ヲ以テ普通語一語又ハ暗語一語ト計算ス但シ数字又ハ句読点ハ速度ノ計算ノ場合之ヲ二字ト看做ス

二　送信及受信ノ各試驗ハ五分間之ヲ行フ但シ受信ニアリテハ一分間継続シ完全ニ之ヲ受信シタル場合ハ合格トス

第二條ノ二　削除

第三條　銓衡検定ハ左ノ区別ニ從ヒ各実務期間中満足ナ勤務ヲ爲シタルコトヲ其ノ施設者ニ於テ相当証明シタル書類ヲ添附申請シタル者ニ付之ヲ行フ

一　第二級ノ検定ニ合格シタル後二年以上無線電信ニ依ル通信ニ從事シタル者ニ就テハ第一級

二　第三級ノ検定ニ合格シタル後二年以上無線電信ニ依ル通信ニ從事シタル者ニ就テハ第二級

三　一年以上無線電信ニ依ル通信ノ事務ニ從事シタル者ニ就テハ第三級以下

四　一年以上無線電話ニ依ル公衆通信ニ從事シタル者ニ就テハ電話級又ハ聽守員級

五　二年以上電信ニ依ル通信ニ從事シタル者ニ就テハ聽守員級

遞信大臣ニ於テ前項ノ銓衡上必要アリト認ムルトキハ前條ノ科目ニ就キ試問ヲ行フコトアルベシ

第四條　削除

第五條　遞信大臣ハ検定ニ合格シタル者ニ合格証書第一號様式ヲ附與ス

第六條　検定合格者ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條　試驗検定ハ毎年一回以上之ヲ行ヒ其ノ期日、場所等ハ予メ之ヲ官報ニ公告ス

銓衡検定ハ随時之ヲ行フ

第八條　検定ヲ受ケントスル者ハ検定申請書第二號様式ニ履歴書第三號様式、戸籍抄本及写眞申請前六月内ニ撮影シタル正面、脱帽、半身像ノ手札形ニシテ臺紙ニ貼附セズ裏面ニ氏名ヲ自記シタルモノ以下同ジ二葉ヲ添ヘ指定期日迄銓衡検定ノモノハ随時ニ遞信大臣ヘ提出スベシ

第九條　検定ヲ申請スル者ハ検定手数料トシテ第一級ハ四十円、第二級ハ三十円、第三級ハ二十円、電話級及聽守員級ハ十当ニ相田スル收入印紙ヲ検定申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

既納ノ検定手数料ハ検定ヲ受ケザル場合又ハ第十條ニ依リ検定ヲ行ハザル場合ト雖之ヲ還付セズ

第十條　遞信大臣ニ於テ検定申請者ガ履歴ヲ僞リ又ハ試驗ニ際シ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ之ニ対スル検定ヲ行ハズ

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格証書ハ無效トス

第十一條　合格証書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ改メ又ハ合格証書ヲ亡失若ハ毀損シタル爲其ノ書換又ハ再渡ヲ申請セントスルトキハ書換又ハ再渡ノ申請書第四號様式ニ写眞二葉及戸籍抄本書換ノ場合ニ限ル ヲ添ヘ之ヲ遞信大臣ヘ提出スベシ

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ手数料トシテ五円ニ相当スル郵便切手ヲ当該申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第十一條ノ二　合格証書ヲ亡失シタル者ハ合格証書亡失ノ日カラ一週間以内ニ左ノ事項ヲ遞信大臣ヘ届出ヅベシ

一　資格等級

二　合格証書番号

三　合格証書発給年月日

四　氏名

五　亡失年月日及其ノ模様

附　則

第十二條　本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月遞信省令第四十八号私設無線電信通信從事者資格検定規則ハ之ヲ廃止ス

第十三條　私設無線電信通信從事者資格検定規則ニ依ル合格証書ヲ有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ限リ左ノ区別ニ從ヒ本令ニ依ル合格証書ヲ受クルコトヲ得

一　第一級合格証書ヲ有スル者　第一級

二　第二級合格証書ヲ有スル者　第二級

三　漁船級合格証書ヲ有スル者　第三級

四　第三級合格証書ヲ有スル者　聽守員級

前項ニ依リ合格証書ヲ受ケントスル者ハ当該申請書ニ履歴書、戸籍謄本、写眞二葉及合格証書写ヲ添ヘ遞信大臣ヘ提出スベシ

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ手数料トシテ五十銭ニ相当スル收入印紙ヲ申請書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ

第十四條　私設無線電信通信從事者資格検定規則ニ依リ交付シタル合格証書ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ限リ前條第一項ノ区別ニ從ヒ本令ニ依リ交付シタル当該等級ノ合格証書ト看做ス

附　則（昭和十八年遞信省令第七十六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ申請シタル検定ノ手数料及合格証書ノ書換若ハ再渡ノ手数料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際現ニ二年以上船舶又ハ航空機ニ施設シタル私設無線電信ノ通信ニ從事シタル者ハ第五條ノ規定ニ依ル指定合格証書ヲ受クルコトヲ得

附　則（昭和二十二年総理廳、遞信省令第三号）

この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行前に申請した。検定の手数料並びに合格証書の書換及び再渡の手数料については、なお從前の例による。

当分の内、航空級の検定は、これを行わない。

昭和二十年五月運輸通信省令第四十三号無線通信士資格検定規則等ノ特例ニ関スル件は、これを廃止する。

（第一号様式）

第　號

無線通信士資格検定合格證書

寫眞貼附欄

割印

道府縣

氏　名

生年月日

等級　第一（二）級

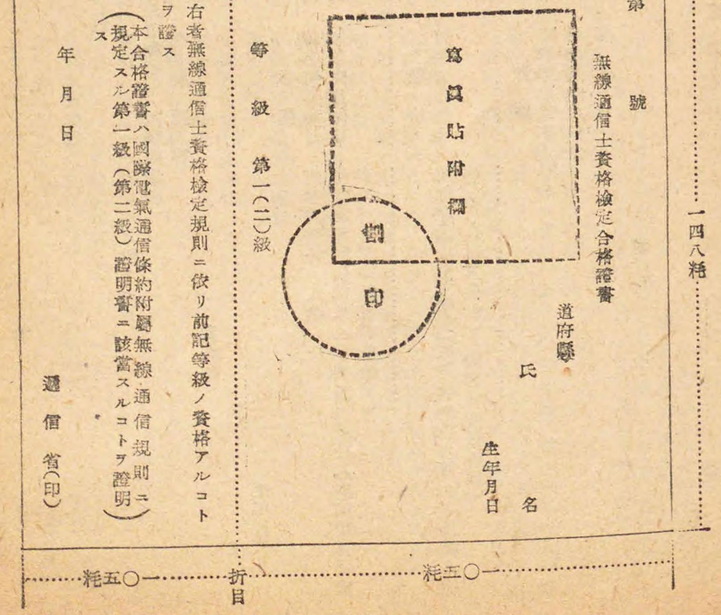

右者無線通信士資格検定規則ニ依リ前記等級ノ資格アルコトヲ證ス

（本合格證書ハ國際電氣通信條約附屬無線通信規則ニ規定スル第一級（第二級）證明書ニ該當スルコトヲ證明ス）

年　月　日

遞信省（印）

一四八粍

一〇五粍

折目

一〇五粍

備考
一　本証書ハ手帖型トス
二　本証書ニハ外國語ノ訳文ヲ附ス
三　本様式ハ第一級又ハ第二級合格証書ノ例ヲ示ス、第三級、電話級又ハ聽守員級合格証書ニ対シテハ等級ヲ各相当等級ト爲スノ外括弧内ヲ第三級ニ付テハ左記甲号、電話級ニ付テハ左記乙号、聽守員級ニ付テハ左記丙号ノ通トス

甲　号
本合格証書ハ國際電氣通信條約附属無線通信規則ニ規定スル特別証明書及無線電話通信士一般証明書並海上ニ於ケル人命ノ安全ニ関スル國際條約ニ規定スル聽守員証明書ニ該当スルコトヲ証明ス

乙　号
本合格證書ハ國際電氣通信條約附属無線通信規則ニ規定スル無線電話通信士一般証明書ニ該当スルコトヲ証明ス

丙　号
本合格証書ハ海上ニ於ケル人命ノ安全ニ関スル國際條約ニ規定スル聽守員證明書ニ該当スルコトヲ證明ス

（第二号様式）　用紙美濃紙

無線通信士資格検定申請書

収入印紙貼附

道府縣

等級（何）（第（何）級、電話級又ハ聽守員級ト記載スベシ）　申請人氏名　生年月日

私儀無線通信士資格検定規則ニ依リ前記等級ノ試験（銓衡）検定相受度同規則第八條ニ依ル書類ヲ添ヘ申請ス

年　月　日　　現住所　右　氏　名（印）

遞信大臣宛

備考
申請人氏名ニハ振仮名ヲ附スベシ

（第三号様式）　用紙美濃紙

履歴書

道府縣　氏名　生年月日

学業
一　何年何月何日　何学校何科ニ入学
一　何年何月何日　何学校何科修業又ハ卒業若ハ退校（卒業證書ノ謄本又ハ修業證明書別紙添属）

職務
一　何年何月何日　何官廳（官職名記載）何会社ニ於テ何々ノ職務ニ従事（其ノ官廳（会社）ノ證明書別紙添属）

賞罰
一　何年何月何日　何々

右ノ通相違無之候也

年　月　日　　現住所　右　氏　名（印）

備考
無線電信、無線電話又ハ電信ニ関スル事項ハ詳細ニ之ガ記入ヲ要

（第四号様式）　用紙美濃紙

無線通信士資格検定合格証書書換（再渡）申請書

郵便切手貼附

道府縣　申請人氏名　生年月日

等級（何）（第（何）級、電話級又ハ聽守員級ト記載スベシ）

合格証書番号　第　号

右合格証書左記事由ニ依リ書換（再渡）相受度無線通信士資格検定規則第十一條ニ依ル書類ヲ添ヘ申請ス

申請ノ事由（書換又ハ再渡ヲ要スル事由ヲ詳細記入スベシ）

年　月　日　　現住所　右　氏　名（印）

遞信大臣宛

備考
申請人氏名ニハ振仮名ヲ附スベシ

附則（昭和二四年二月遞令第六号）

1　この省令は、昭和二十四年一月一日から適用する。
2　この省令施行の際、現に航空級の合格證書を有する者は、電話級の合格証書を有する者とみなす。
3　航空級の合格證書を有する者は、この省令施行の日から六月以内に限り、なお従前の規定により銓衡検定を申請することができる。

●電氣通信技術者資格検定規則

（昭和十五年三月三十日遞信省令第十三号）

沿革　昭和一八年三月遞信省令第二〇號、一一月遞令第六號、二〇年五月一九日閣令第一〇號、二一年三月一八日閣令第一六號、七月一日遞信省令第一號改正

電氣通信技術者資格検定規則左ノ通定ム

電氣通信技術者資格検定規則

第一條　電氣通信ノ技術者ノ資格ハ第一級、第二級、第三級（第三級ニ限リ有線及無線ノ二種ニ分ツ）及放送受信級ニ区別シテ之ヲ検定ス

第二條　検定ハ試験又ハ銓衡ニ依リ遞信大臣ノ命ジタル検定委員之ヲ行フ

第三條　前條ノ試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス

第一次試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第四條　第一次試験ハ左ノ科目ニ付筆記ヲ以テ之ヲ行フ

第一級及第二級
一　電氣理論及電氣磁氣測定
二　回路網理論
三　有線無線電波傳播理論
四　電子工学
五　有線通信機器及線路
六　無線通信機器
七　電氣機械大意
八　電氣通信概論

第三級
一　電氣理論及電氣磁器測定
二　有線通信機器及線路（有線ノ試験ニ限ル）
三　無線通信機器（無線ノ試験ニ限ル）
四　電氣機械大意

五　電氣通信概論
放送受信級
一　電氣理論及電氣磁氣測定
二　放送無線大意
三　放送無線聽取裝置取扱法
四　電氣通信概論

第一次試驗ニ合格シタル者ニ付テハ受驗者ノ願ニ依リ翌年及翌々年ニ限リ第一次試驗ヲ免ズ

第五條　第二次試驗ハ第一次試驗ノ受驗科目ニ關スル口頭試問及其ノ受驗科目中左ニ該當スル科目ニ關スル實驗トス

一　電氣磁氣測定
二　有線通信機器及線路
三　無線通信機器
四　放送無線聽取裝置取扱法

第六條　第三級ノ有線又ハ無線ノ資格ヲ有スル者ニシテ同級ノ他ノ種別ノ試驗檢定ヲ受ケントスルモノニ付テハ受驗者ノ願ニ依リ電氣理論及電氣磁氣測定、電氣機械大意及電氣通信概論ノ試驗ヲ免ズ

第七條　大學令ニ依ル大學ノ工學部又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ電氣通信工學ヲ專修シ之ヲ修得シタル者ハ第一級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

大學令ニ依ル大學ノ工學部又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ專門學校令ニ依ル專門學校ト同等以上ノ程度ニ於テ電氣通信工學ヲ修得シタル者ハ第二級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

專門學校令ニ依ル專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ中等學校令ニ依ル實業學校ト同等以上ノ程度ニ於テ電氣通信工學ヲ修得シタル者ハ第三級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

外國ノ學校ニ於テ大學令ニ依ル大學ノ工學部又ハ專門學校令ニ依ル實業專門學校ト同等以上ノ程度ニ於テ電氣通信工學ヲ專修シ之ヲ修得シ

タル者ハ第一級又ハ第二級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

第八條　第二級ノ資格ヲ得タル後五年以上電氣通信ノ技術ニ從事シ責任アル地位ニ在リタル者ハ第一級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

第三級ノ資格ヲ得タル後五年以上電氣通信ノ技術ニ從事シタル者ハ第二級ノ銓衡檢定ヲ受ケルコトヲ得

第八條ノ二　第一級又ハ第二級ノ資格ヲ有スル者ハ放送受信級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

第九條　銓衡檢定ニ際シ檢定委員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第四條第一項ニ揭グル科目ノ全部又ハ一部ニ付試問ヲ行フコトアルベシ但シ第七條第一項ノ場合ニ在リテハ受驗者ノ修得セザル科目ニ限ル

第十條　試驗檢定ハ毎年一回之ヲ行ヒ其ノ期日及場所ハ予メ之ヲ官報ニ公告ス但シ逓信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ行フコトアルベシ

銓衡檢定ハ隨時之ヲ行フ

第十一條　試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ指定ノ期日迄ニ檢定申請書（第一号樣式）ニ履歷書（第二号樣式）及寫眞ヲ添ヘ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ銓衡檢定ヲ受ケントスル者ハ隨時檢定申請書（第一号樣式）ニ履歷書（第二号樣式）及第七條又ハ第八條ニ該當スル者ナルコトヲ証スル書類ヲ添ヘ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

第十二條　檢定ヲ受ケントスル者ハ左ノ区別ニ從ヒ檢定手數料ヲ納ムベシ但シ第七條ノ規定ニ依リ檢定ヲ受ケントスル者ノ檢定手數料ハ當該大學又ハ學校ノ課程修了後二年以内ニ檢定ヲ申請スル場合ニ限リ五円トス

第一級	三十円
第二級	二十円
第三級	十円
放送受信級	十円

前項ノ手數料ハ其ノ金額ニ相當スル郵便切手ヲ檢定申請書ニ貼附シテ之ヲ納ムベシ

既納ノ手數料ハ檢定ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ還付セズ

第十三條　檢定委員ニ於テ檢定申請者ガ其ノ資格若ハ履歷ヲ僞リ又ハ試驗ニ際シテ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ之ニ対スル檢定ヲ行ハズ

檢定合格決定ノ後前項ノ事実アリタルコト判明シタルトキハ其ノ檢定ハ無效トス

第十四條　檢定合格者ハ之ヲ官報ニ公告ス

第十五條　檢定合格者ニシテ合格セルコトノ証明ヲ必要トスル場合ハ合格証明申請書（第三号樣式）ヲ電氣通信技術者資格檢定委員長ニ提出シ其ノ証明ヲ受クルコトヲ得

第十六條　專門學校令ニ依ル專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニシテ逓信大臣ノ認定ヲ受ケタルモノニ於テ電氣通信工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者ハ第二級ノ資格ヲ有スルモノトス

中等學校令ニ依ル實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニシテ逓信大臣ノ認定ヲ受ケタルモノニ於テ電氣通信工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者ハ第三級ノ資格ヲ有スルモノトス

第十七條　無線通信士資格檢定規則ニ依ル第一級ノ資格ヲ有スル者ハ第三級ノ無線ノ資格ヲ有スルモノトス

第十八條　逓信大臣第十六條ノ認定ヲ爲スニ当リテハ學科目及其ノ程度、設備其ノ他必要ナル事項ニ関シ檢定委員ノ審査ヲ経ルモノトス

認定ヲ受ケタル學校ニ付認定ヲ不適当トスル事実アリト認メタルトキハ逓信大臣ハ檢定委員ノ審査ヲ経テ將來ニ向ッテ其ノ認定ヲ取消スコトアルベシ

前二項ノ規定ニ依リ學校ヲ認定シ又ハ認定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條　第十六條ノ認定ヲ受ケントスルモノハ申請書（第四号樣式）及認定ニ必要ナル書類ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

認定ヲ受ケタル後前項ノ規定ニ依リ提出シタル書類ノ記載事項ヲ変更セントスルトキハ逓信大臣ニ届出ヅベシ

第二十條　逓信大臣ノ指定スル養成所ニ於テ電氣通信工學ヲ專修シ之ヲ修得シタル者ハ其ノ指定ニ從ヒ第二級、第三級若ハ放送受信級ノ資格ヲ有スルモノトシ又ハ第一級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

逓信大臣ノ指定スル養成所ニ於テ電氣通信工學ヲ修得シタル者ハ其ノ指定ニ從ヒ第二級、第三級又ハ放送受信級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

前二項ノ檢定ニハ第九條、第十一條第二項及第十二條乃至第十五條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ左ノ第一号及第二号ニ該当スル者ハ第一級、第三号及第四号ニ該当スル者ハ第二級、第五号ニ該当スル者ハ第三級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

一　大學令ニ依ル大學ノ工學部又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ之ヲ修得シ電氣通信ノ技術ニ從事シタル者

二　十年以上電氣通信ノ技術ニ從事シ責任アル地位ニ在リタル者

三　專門學校令ニ依ル實業專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シ電氣通信ノ技術ニ從事シタル者

四　五年以上電氣通信ノ技術ニ從事シタル者

五　中學校若ハ実業學校令ニ依ル実業學校ヲ卒業シタル者、之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者又ハ五年以上電氣通信ノ技術ニ関スル作業ニ從事シタル者ニシテ電氣通信ノ技術ニ從事シタル者

前項ノ檢定ニハ本令第九條、第十一條第二項及第十二條乃至第十五條ノ規定ヲ準用ス但シ本令施行後一年以内ニ檢定ヲ申請スル場合ニ限リ檢定手數料ハ二円トス

附　則（昭和二十一年閣令第一六〇号）

本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年運輸通信省令第一号電氣通信技術者資格檢定規則ノ戰時特例ニ関スル件ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ二年以上放送無線聽取裝置ノ修理ヲ業トシ且相当ノ知識技能ヲ有スル者ハ逓信院總裁ノ指定シタル者ノ推薦アリタル場合本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ放送受信級ノ銓衡檢定ヲ受クルコトヲ得

前項ノ檢定ニハ第九條、第十一條第二項及第十二條乃至第十五條ノ規定ヲ準用ス

第一号樣式

郵便切手

電氣通信技術者資格檢定申請書

本籍
（振仮名ヲ附スルコト）
申請者　氏　名
年　月　日生

檢定ノ区別　何級（第三級ニ限リ有線又ハ無線ノ別）
々　括弧内ハ朱書ノコト
受驗地　何々

私儀電氣通信技術者資格檢定規則（ニ依リ前記区別ノ試驗）（何條ニ依リ前記区別ノ銓衡）檢定相受度同規則第十一條ニ依ル書類相添ヘ申請候也

（仍電氣通信技術者資格檢定規則（第四條第二項）（第六條）ニ依ル試驗免除相願候也）

（第一次試驗合格年月日）（第三級ノ有線又ハ無線ノ資格ヲ得タル年月日）

年　月　日

現住所
申請者　氏　名　㊞

逓信大臣　殿

第二号樣式

履歴書

本籍
現住所　氏　名
年　月　日生

學業

一、何年何月何日　何學校（何養成所）何科ニ入學
一、何年何月何日　何學校（何養成所）何科修業、卒業又ハ退學（銓衡檢定ノ場合ニ限リ卒業又ハ修業証書ノ写ノ外第七條ニ依ルモノハ其ノ修得セル學科目ニ関スル証明書及必要アルトキハ其ノ説明書ヲ添附ノコト）
一、何年何月何日　電氣通信技術者資格何級ノ（試驗）（銓衡）檢定ニ合格
一、〃　〃　〃　何〃

職業

一、何年何月何日　何官廳（官職名記載）、何会社又ハ何商店ニ於テ何々ノ職務ニ從事
一、〃　〃　〃　何〃（銓衡檢定ノ場合ニ限リ必要アルトキハ所定ノ年限電氣通信ノ技術ニ從事シ又ハ責任ノ地位ニ在リタルコトヲ証スル書類ヲ添附ノコト）

賞罰

一、何年何月何日　何〃

右ノ通相違無之候也

年　月　日

氏　名　㊞

第三号樣式

合格証明申請書

本籍
氏　名
生年月日

資格ノ区別　何級（第三級ニ限リ有線又ハ無線ノ別）

私儀　年　月　日電氣通信技術者資格檢定規則ニ依ル（試驗）（銓衡）ヲ経テ前記ノ資格檢定ニ合格シタルコトヲ証明相成度此段及申請候也

年　月　日

現住所
申請者　氏　名　印

電氣通信技術者
資格檢定委員長　殿

右相違無之コトヲ証明ス

年　月　日
電氣通信技術者資格檢定委員長

第四号樣式

資格ノ区別　第　何　級　何　学　校

電氣通信技術者資格檢定規則第十六條ニ依ル認定相受度別紙必要書類相添ヘ申請候也

年　月　日
申請者　氏　名　㊞

逓信大臣　殿

（昭和十五年九月九日逓信省告示第二千四百三十二号）

沿革　昭和一六年四月第九七六號、一七年一月第七九號、四月第六四四號改正

電氣通信技術者資格檢定規則第二十條ノ規定ニ依ル養成所及其ノ卒業者ノ取得スベキ資格左ノ如シ

一　檢定ニ依ラズシテ資格ヲ取得スルモノ

養成所　資格
逓信官吏練習所技術科　第二級
電氣通信工学校附属電氣通信技術者養成所高等科　第二級
逓信官吏練習所第二特別技術科　第二級
國際電氣通信株式会社講習所特別技術科第二部　第二級
電氣通信工学校附属電氣通信技術者養成所普通科　第三級

二　銓衡檢定ニ依リ資格ヲ取得スルモノ

養成所　資格
逓信官吏練習所第一特別技術科　第一級
國際電氣通信株式会社講習所特別技術科第一部　第一級
逓信官吏練習所第二部行政科　第二級
逓信官吏練習所第三部行政科　第三級

無線方位測定規則

（昭和八年十二月二十九日逓信省令第六十一号）

沿革　昭和二三年一二月二九日第四〇號、二四年五月三一日第一八號改正

無線方位測定規則左ノ通定ム

無線方位測定規則

目次

第一章　総則
第二章　無線方向探知業務
第三章　無線標識業務
附則
無線方位測定規則
第一章　総則

第一條　電波ノ発射ニ依リ行フ方位測定業務ニ関シテハ本令ノ定ムル所

ニ依ル

第二條　方位測定業務ヲ分チテ左ノ二種トス

一　無線方向探知業務　船舶無線電信ト無線方位測定機ノ裝置ヲ有スル陸上無線電信（以下無線方向探知局ト稱ス）トノ間ノ方位測定ニ關スル通信

二　無線標識業務　標識符号ヲ發射スル目的ヲ以テ施設シタル無線標識施設（以下無線標識ト稱ス）ノ業務及無線方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ト無線電信ノ裝置ヲ有スル無線標識（以下無線標識局ト稱ス）又ハ船舶無線電信ト交信ノ目的ヲ以テ施設シタル陸上無線電信ニシテ無線方向探知局若ハ無線標識局ニ非ザルモノ（以下陸上無線電信ト稱ス）トノ間ノ方位測定ニ關スル通信

第三條　方位測定業務ニ使用スベキ電波ノ型式及周波數ハ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外原則トシテ左ノ區別ニ依ルベシ

一　無線方向探知業務

(イ)船舶無線電信ヨリ無線方向探知局ニ對スル呼出及方位測定ノ請求　當該無線方向探知局ノ聽守電波

(ロ)船舶無線電信ニ於テ方位測定ニ供スル符号ノ送信其ノ他　A二電波三七五KC　三七五KCノ周波數ヲ發射シ得ザルモノハ五〇〇KCノ周波數ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(ハ)無線方向探知局ニ於テ船舶無線電信ヨリノ呼出又ハ方位測定ノ請求ニ對スル應答其ノ他必要ナル事項　當該無線方向探知局ニ割當テタル電波

二　無線標識業務

(イ)無線標識ヨリ標識符号ノ發射　A一又ハA二電波二八五KC乃至三一五KCノ周波數帶ニ於テ當該無線標識ニ割當テタル周波數

(ロ)船舶無線電信ヨリ無線標識局又ハ陸上無線電信ニ對スル呼出及標識符号送信ノ請求　當該無線標識局又ハ陸上無線電信ノ聽守電波

(ハ)無線標識局又ハ陸上無線電信ニ於テ船舶無線電信ヨリノ呼出又ハ標識符号送信ノ請求ニ對スル應答其ノ他標識符号ノ送信　無線標識局ニ在リテハA一又ハA二電波二八五KC乃至三一五KCノ周波數帶ニ於テ當該無線標識局ニ割當テタル周波數、陸上無線電信ニ在リテハ當該陸上無線電信ニ於テ通常通信ニ使用スル

第四條　無線方向探知局ニ關スル左ノ事項ハ別ニ之ヲ告示ス

一　名稱

二　呼出符号

三　位置　受信空中線又ハ發射空中線（場合ニ依リ第四號ノ主無線方向探知局ノ發射空中線）ノ地理的位置ヲ經緯度ヲ以テ表ハス

四　船舶無線電信ト交信ヲ爲サザル無線方向探知局（以下副無線方向探知局ト稱ス）ニシテ船舶無線電信ト交信ヲ爲ス無線方向探知局ニ於ケル方位測定ニ關シ船舶無線電信ヨリノ呼出又ハ方位測定ノ請求ニ對スル應答其ノ他方位測定ノ結果ノ傳送

五　聽守電波ノ型式及周波數

六　測定電波ノ型式及周波數　船舶無線電信ニ於テ方位測定ニ供スル符号ノ送信ニ使用スベキ電波ノ型式及周波數以下同ジ

七　方位通知電波ノ型式及周波數　無線方向探知局ニ於テ船舶無線電信ニ對シ方位測定ノ結果ノ傳送ニ使用スベキ電波ノ型式及周波數以下同ジ

八　通常方位測定區域　通常方位ノ測定ヲ爲シ得ベキ海上ニ於ケル區域ヲ方位及距離ヲ以テ表ハス以下同ジ

九　其ノ他必要ナル事項

第五條　無線標識、無線標識局及無線標識業務ヲ取扱フ陸上無線電信ニ關スル左ノ事項ハ別ニ之ヲ告示ス

一　名稱

二　呼出符号

三　位置　發射空中線ノ地理的位置ヲ經緯度ヲ以テ表ハス

四　發射電波ノ型式及周波數

五　聽守電波ノ型式及周波數

六　標識符号

七　無線標識ニ於ケル標識符号ノ發射ニ關シ船舶無線電信ト交信ヲ爲ス連絡無線電信アルトキハ其ノ名稱及呼出符号

八　通常方位測定區域

九　其ノ他必要ナル事項

第六條　無線方向探知局又ハ無線方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ニ於テ私設無線電信無線電話規則第六十條ニ依ル發信ヲ認メタルトキハ直ニ方位測定ヲ爲シタル上其ノ結果ヲ船長及救助上最便宜ノ位置ニ在ル他ノ無線電信ニ通知（船舶無線電信ニ在リテハ自己ノ位置ヲ添送スベシ）スベシ

第七條　本令中船舶無線電信ニ關スル規定ハ航空機無線電信ニ付之ヲ準用ス但シ使用電波ノ型式及周波數ニ付テハ原則トシテ左ノ區別ニ依ルベシ

一　無線方向探知業務

(イ)航空機無線電信ヨリ無線方向探知局ニ對スル呼出及方位測定ノ請求　當該無線方向探知局ノ聽守電波

(ロ)航空機無線電信ニ於テ方位測定ニ供スル符号ノ送信其ノ他　A一又ハA二電波三三三KC

(ハ)無線方向探知局ニ於テ航空機無線電信ヨリノ呼出又ハ方位測定ノ請求ニ對スル應答其ノ他方位測定ノ結果ノ傳送　當該無線方向探知局ニ割當テタル電波

二　無線標識業務

(イ)無線標識ヨリ標識符号ノ發射　A一又ハA二電波一九四KC乃至三六五KCノ周波數帶ニ於テ當該無線標識ニ割當テタル周波數

(ロ)航空機無線電信ヨリ無線標識局又ハ陸上無線電信ニ對スル呼出及標識符号送信ノ請求　當該無線標識局又ハ陸上無線電信ノ聽守電波

(ハ)無線標識局又ハ陸上無線電信ニ於テ航空機無線電信ヨリノ呼出又ハ方位測定ノ請求ニ對スル應答其ノ他標識符号ノ送信　無線標識局ニ在リテハA一又ハA二電波一九四KC乃至三六五KCノ周波數帶ニ於テ當該無線標識局ニ割當テタル周波數、陸上無線電信ニ在リテハ當該陸上無線電信ニ於テ通常通信ニ使用スル電波

第八條　本令ニ規定ナキ事項ハ一般ノ無線電信通信方法ニ關スル規定ニ依ルベシ

第二章　無線方向探知業務

第九條　船舶無線電信ニ於テ無線方向探知局ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サントスルトキハ該無線方向探知局ノ通常方位測定區域内ニ入リタルトキ之ヲ爲スベシ

第十條　船舶無線電信ニ於テ無線方向探知局ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サントスルトキハ該無線方向探知局ヲ呼出シ其ノ呼出ニ引續キ左ノ區別ニ從ヒ之ニ該当スル事項ヲ略符号ヲ以テ送信スベシ此ノ場合船舶無線電信ニ於テ該無線方向探知局ノ測定電波ニ非ザル電波ヲ以テ方位測定ニ供スル符号ヲ送信セントスルトキハ該略符号ノ次ニ使用電波ノ型式及周波數ヲ送信スベシ

區別	事項	略符号
一	当該無線方向探知局ニ對シ直接方位測定ノ請求ヲ爲ストキ	當船ノ眞方位如何
二	主無線方向探知局及副無線方向探知局ニ依ル方位測定ノ請求ヲ爲ストキ	貴局ノ宰領スル無線方向探知局ヨリノ當船ノ眞方位如何	QTE？
三	主無線方向探知局又ハ副無線方向探知局ノミニ依ル方位測定ノ請求ヲ爲ストキ	貴局ノ宰領スル無線方向探知局ノ爲シタル測定ニ基ク當船ノ位置ヲ示サレタシ	QTF？
四	主無線方向探知局及副無線方向探知局ニ依ル位置ノ測定ノ請求ヲ爲ストキ		

第十一條　船舶無線電信ニ於テ主無線方向探知局又ハ副無線方向探知局ノミニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サントスルトキハ其ノ主無線方向探知局ヲ呼出シ之ニ前條ノ方法ニ依リ必要ノ事項ヲ送信スベシ此ノ場合ニ於テハ略符号「QTE？」ノ次ニ該無線方向探知局ノ呼出符号ヲ添送スベシ

第十二條　船舶無線電信ニ於テ二以上ノ無線方向探知局（主無線方向探知局ヲ除クヲ除ク）ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サントスル場合各無線方向探知局ノ聽守電波同一ナルトキハ事情ノ許ス限リ各局ヲ一括呼出シタル上同時ニ方位測定ヲ爲サシムベシ

第十三條　主無線方向探知局ニ於テ船舶無線電信ヨリ方位測定ノ請求ヲ受ケタルトキハ自局限リ測定ヲ爲スベキ場合ヲ除クノ外副無線方向探知局ニ對シ方位測定ノ準備ヲ爲スベキ旨ヲ通知スベシ

第十四條　無線方向探知局ニ於テ船舶無線電信ヨリ方位測定ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ測定ノ準備ヲ完了シタルトキハ該船舶無線電信ニ對スル應答ニ際シ方位測定ニ供スル符号ヲ送信スベキ旨ヲ通知シ必要アルトキハ反覆スベキ發射ノ回數ヲ指示スベシ

第十二條ニ依リ一括呼出ヲ受ケタル無線方向探知局ハ其ノ呼出符号ノ「アルファベット」順ニ從ヒ前項ノ方法ニ依リ通知スベシ

第十五條　船舶無線電信ニ於テ無線方向探知局ニ對シ方位測定ニ供スル符号ノ送信ヲ爲サントスルトキハ所定ノ電波ニ依リ該無線方向探知局ニ於ケル方位測定上必要ナル最少限度ノ電力ヲ以テ各約十秒間ノ二線ノ次ニ自己ノ呼出符号ヲ附シテ指示サレタ回數コレヲ反覆送信スベシ

第十六條　副無線方向探知局ニ於テ方位測定ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ直ニ主無線方向探知局ニ通知スベシ

第十七條　無線方向探知局ニ於テ方位測定ノ結果ヲ船舶無線電信ニ通知セントスルトキハ左ノ順序ニヨリ送信スベシ

一　左ノ區別ニ從ヒ之ニ該当スル事項ノ略符号

區別	事項	略符号

(一)無線方向探知局ニ於テ其ノ方位測定ノ結果ヲ通知スルトキ　貴船ノ眞方位ハ當局ヨリ、、、度ナリ

(二)主無線方向探知局ニ於テ自局又ハ副無線方向探知局ニ於ケル方位測定ノ結果ノミヲ通知スルトキ　貴船ノ眞方位ハ、、、(呼出符号)ヨリノ貴船ノ眞方位ハ、、、度ナリ　QTE

(三)主無線方向探知局ニ於テ自局及副無線方向探知局ニ於ケル方位測定ノ結果ヲ取纏メ通知スルトキ　貴船ノ眞方位ハ、、、(呼出符号)ヨリ、、、(呼出符号)ヨリ、、、度ナリ

(四)主無線方向探知局ニ於テ自局及副無線方向探知局ニ於ケル方位測定ノ結果ニ基ク當該船舶ノ位置ヲ通知スルトキ　當局ノ宰領スル無線方向探知局ノ爲シタル測定ニ基ク貴船ノ位置ハ、、、緯度、、、經度、、、ナリ　QTF

二　「○○○」ヨリ「三五九」ニ至ル三位ノ數字ヲ示ス自局ヨリノ眞方位又ハ緯度及經度ヲ以テ表ハシタル地理的位置

三　測定シタル方位又ハ位置ノ等級（ソノ測定ノ確度ノ評定ニ從ヒ各々左ノ三等級トシ該当スル級ヲ送信ス）

(一)方位ノ場合

A級　方位ノ測定ガ二度以内ニ正確デアルト認メウルトキ

B級　方位ノ測定ガ五度以内ニ正確デアルト認メウルトキ

C級　方位ノ測定ガ十度以内ニ正確デアルト認メウルトキ

(二)位置ノ場合

A級　位置ノ測定ガ五海里以内ニ正確デアルト認メウルトキ

B級　位置ノ測定ガ二十海里以内ニ正確デアルト認メウルトキ

C級　位置ノ測定ガ五十海里以内ニ正確デアルト認メウルトキ

「○○○一」ヨリ「二四○○」ニ至ル四位ノ數字デ示ス方位又ハ位置ノ測定時刻

第十八條　主無線方向探知局ニ於テ自局若ハ副無線方向探知局ニ於ケル方位測定ノ結果ノミヲ又ハ之ヲ取纏メ船舶無線電信ニ通知セントスルトキハ前條ノ方法ニ依ルノ外眞方位ヲ表ハス數字ノ前ニ之ヲ測定シタル無線方向探知局ノ呼出符号ヲ送信スベシ

第十九條　船舶無線電信ニ於テ無線方向探知局ヨリ方位測定ノ結果ノ通知ヲ受ケタルトキハ照校ノ爲該無線方向探知局ニ對シ方位測定時刻及方位又ハ位置ヲ表ハス數字ヲ受信シタル順序ニ依リ送信スベシ

第二十條　無線方向探知局ニ於テ前條ノ送信ニ誤リナキコトヲ認メタルトキハ解信符号「■■■」ヲ送信スベシ

第二十一條　主無線方向探知局ト副無線方向探知局トノ間ノ連絡ハ電信電話ノ連絡アル場合ハ之ニ依リ其ノ連絡ナキ場合ハ無線電信無線電話ニ依リ之ヲ爲スベシ

第三章　無線標識業務

第二十二條　無線方位測定機ノ裝置ノ有スル船舶無線電信ニ於テ無線標識局ニ對シ標識符号ノ送信ヲ請求セントスルトキハ該無線標識局ノ通常方位測定區域ニ入リタルトキ之ヲ呼出シ其ノ呼出ニ引續キ左ノ事項ニ該当スル略符号ヲ送信スベシ

事項　略符号

標識符号ノ送信ヲ乞フ　QTG（標識符号ノ反覆送信回數ヲ示ス數字ヲ附ス）

第二十三條　無線標識局ニ於テ船舶無線電信ヨリノ請求ニ依リ標識符号ノ送信ヲ爲サントスルトキハ其ノ前ニ各約十秒間ノ二線ヲ附シタル標識符号ヲ請求ヲ受ケタル回數反覆送信スベシ

第二十四條　無線標識局又ハ無線標識ニ於テ濃霧等ニ際シ其ノ附近ニ在ル船舶無線電信ニ對シ繼續シテ標識符号ノ送信ヲ爲サントスルトキハ一分間ノ間隔ヲ以テ前條ノ送信ヲ反復スベシ

第二十五條　無線方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ニ於テ陸上無線電信ニ對シ標識符号ノ送信ヲ請求セントスルトキハ第二十二條ノ方

法ニ準ジ其ノ請求ヲ爲スベシ

第二十六條　前條ノ請求ヲ受ケタル陸上無線電信ニ於テ標識符号ノ送信ヲ爲サントスルトキハ第二十三條ノ方法ニ準ジ船舶無線電信ニ於ケル方位測定上必要ナル最少限度ノ電力ヲ以テ之ヲ送信スベシ

第二十七條　船舶無線電信ニ於テ濃霧等ニ際シ衝突ヲ予防スル目的ヲ以テ其ノ附近ニ在ル船舶無線電信ニ対シ自己ノ所在ヲ知ラシメントスルトキハ附近船舶無線電信ニ於ケル方位測定上必要ナル最小限ノ電力ヲ以テ「QTH」ノ略符号、自己ノ呼出符号、位置、針路、速力其ノ他必要ト認ムル事項ヲ送信スルコトヲ得

前項ノ場合必要ト認ムルトキハ前項ノ送信事項ニ引續キ「QTG」ノ略符号、各約十秒間ノ二線及自己呼出符号ヲ送信スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年五月逓信省令第十四号無線方位測定通信規則ハ之ヲ廢止ス

●無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則

（昭和十年五月二十二日逓信省令第十五号）

無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則左ノ通定ム

第一條　私設無線電信無線電話規則ニ定ムル無線方位測定機及警急自働受信機ノ型式試驗ハ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二條　型式試驗ヲ受ケントスル者ハ申請書（第一号書式）ニ試驗品並ニ其ノ說明書及図面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

第三條　不合格ト爲リタル試驗品ニ付テハ之ニ輕微ナル變更ヲ加ヘ又ハ其ノ一部分ヲ改良シ不合格ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ再試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ申請書（第一号書式）ニ試驗品並ニ變更又ハ改良事項ヲ記載シタル書類及図面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

第四條　前二條ノ規定ニ依ル試驗ノ成績所定ノ規準ニ適合スルトキハ型式証明書（第三号書式）ヲ交付ス

第五條　証明ヲ經タル型式ヲ變更スル場合ト雖モ其ノ變更ガ型式ノ主要部分ニ非ザルトキニ限リ追加型式試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ申請書（第四号書式）ニ試驗品並ニ變更事項ヲ記載シタル書類及図面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

第六條　追加型式試驗ノ結果原型式ノ性能ニ影響ナシト認ムルトキハ追加型式証明書（第五号書式）ヲ交付ス

第七條　第二條、第三條及第五條ノ試驗品ハ電氣試驗所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ追加提出セシムルコトアルベシ

第八條　試驗申請書ハ左ノ区別ニ從ヒ手數料ヲ納付スベシ

一　型式試驗ノ申請ヲ爲ストキ　一件ニ付　百五十円

二　再試驗ノ申請ヲ爲ストキ　一件ニ付　五十円

三　追加型式試驗ノ申請ヲ爲ストキ　一件ニ付　五十円

第九條　第四條又ハ第六條ノ規定ニ依ル型式ノ証明ヲ爲シタルトキ又ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第十條　第四條若ハ第六條ノ規定ニ依リ型式ノ証明ヲ爲シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一号書式

型式試驗申請書

一　試驗品名
二　型
三　製造者名

右無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則第二條ニ依リ型式試驗申請候也

年　月　日

住所
申請者　名印

電氣試驗所長宛

第二号書式

型式再試驗申請書

一　試驗品名
二　型
三　製造者名
四　型式試驗申請年月日

右無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則第三條ニ依リ型式再試驗申請候也

年　月　日

住所
申請者　名印

電氣試驗所長宛

第三号書式

第　号
型式証明書

住所
申請者　名

一　品名
二　型
三　製造者名
四　說明　別紙ノ通

右昭和十年五月逓信省令第十五号無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則第四條ニ依リ其ノ型式ヲ証明ス

年　月　日

電氣試驗所長名印

第四号書式

追加型式試驗申請書

一　試驗品名
二　型
三　製造者名
四　型式証明ノ年月日及番号

右無線方位測定機及警急自働受信機型式試驗規則第五條ニ依リ追加型式試驗申請候也

年　月　日

住所
申請者　名印

電氣試驗所長宛

第五号書式

第　号ノ二

追加型式証明書

住所　　申請者名

一　品名
二　型
三　製造者名
四　原型式証明番号
五　説明　別紙ノ通

右昭和十年五月逓信省令第十五号無線方位測定機及警急自働受信機型式試験規則第六條ニ依リ其ノ型式ヲ追加証明ス

年　月　日

電氣試験所長名㊞

●無線通信機器取締規則

（昭和十四年十一月一日逓信省令第五十一号）

沿革　昭和一七年九月逓信省令第一〇〇號、一八年一一月逓令第六號、二一年四月一日閣令第二二號、七月一日逓信省令第一號改正

無線通信機器取締規則左ノ通定ム

無線通信機器取締規則

第一條　本令ニ於テ無線通信機器トハ無線電信又ハ無線電話ノ送信機及受信機ヲ謂フ

第二條　無線通信機器ノ販賣業ヲ營ム者（販賣ヲ目的トスル製造業者ヲ含ム以下業者ト稱ス）ハ營業開始後十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ其ノ届出事項ニ変更ヲ生ジ又ハ營業ヲ廢止シタルトキ亦同ジ

一　營業ノ種目
二　商号
三　營業所ノ所在地

第三條　業者ハ無線電信又ハ無線電話ノ施設許可証明書ト引換フルニ非ザレバ無線通信機器ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ一ニ該当スルモノヲ引渡ストキ
（イ）聽取無線電話ノ受信機ニシテ周波数五百五十「キロサイクル」乃至一千五百「キロサイクル」ノ範囲内ニ限リ受信シ得ルモノ（以下中波放送受信機ト稱ス）
（ロ）官廳ノ用ニ供スルモノ
二　輸出又ハ移出スルトキ
三　他ノ業者ニ引渡ストキ
四　逓信大臣又ハ逓信局長ニ於テ特ニ指定シタルトキ

前項ノ証明書ハ当該施設者ノ請求ニ依リ所轄逓信局長之ヲ交付ス

第四條　業者ハ無線通信機器ヲ引渡シタルトキハ左ノ区別ニ依リ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ但シ前條第一号（ハ）及第三号ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　中波放送受信機ニ付テハ附錄第一号様式ニ依リ毎月分ヲ取纏メ翌月十日以内
二　前号以外ノモノニ付テハ附錄第二号様式ニ依リ其ノ都度十日以内

第五條　無線通信機器ハ逓信大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得ズ但シ中波放送受信機及特ニ指定シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ輸入港又ハ移入港ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長ヲ經テ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

一　機器ノ種別、名称及個数
二　機器ノ性能（送信機ニ在リテハ空中線電力及送信可能周波數、受信機ニ在リテハ感度指數及受信可能周波數）
三　輸入又ハ移入ノ目的
四　輸入港又ハ移入港
五　輸入又ハ移入ノ時期
六　機器ノ搬入先
七　申請者ノ職業

逓信大臣又ハ所轄逓信局長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ輸入又ハ移入無線電話機器ニ付改修其ノ他ノ措置ヲ命ジ又ハ当該官吏ヲシテ其ノ使用ヲ制限スベキ必要ナル措置ヲ爲サシムルコトアルベシ

第六條　逓信大臣又ハ所轄逓信局長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ業者ニ対シ無線通信機器ニ関シ報告ヲ爲サシメ又ハ当該官吏ヲシテ檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ

第七條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一　本令ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ虚僞ノ届出ヲ爲シタル者
二　第三條第一項若ハ第五條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第五條第三項ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタル者
三　第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚僞ノ報告ヲ爲シ、当該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者

第八條　業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ関シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス処分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條　本令ノ罰則ハ処罰セラルベキ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ、法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　本令中中波放送受信機ニ関スル規定ハ聽取有線電話ノ受信機及放送有線電話聽取用同調器ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條及第五條ノ規定ハ船舶又ハ航空機ノ用ニ供スル無線通信機器ニ付テハ当分ノ内之ヲ適用セズ

本令施行ノ際現ニ無線通信機器ノ販賣業ヲ營ム者（販賣ヲ目的トスル製造業者ヲ含ム）ハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條各号ニ掲グル事項ヲ所轄逓信局長ニ届出ヅベシ

附錄第一号様式

中波放送受信機引渡届

右別紙ノ通届出候也

年　月　日

営業所ノ所在地
商　号
氏名又ハ名称

逓信局長宛

（別紙）

引渡月日	受信機ノ名称及使用眞空管個数	個数	引取人ノ住所氏名

附錄第二號樣式

無線通信機器引渡届

引渡月日
機器ノ種別、名称及個数
機器ノ性能　送信機ニ在リテハ空中線電力及送信可能周波数
　受信機ニ在リテハ眞空管個数及受信可能周波数
引取人ノ住所氏名
施設許可証明書ノ日附及記番号
右届出候也

年月日

営業所ノ所在地
商号
氏名又ハ名称

通信局長宛

電氣通信施設整備等に関する措置要領

（昭和二十四年五月二十一日経済安定本部訓令第二十一号）

各廳

経済安定本部令第十五條の規定により、昭和二十三年経済安定本部訓令第一号（電氣通信施設整備等に関する措置要領）を次のように改正する。

第一條　電氣通信施設整備等に関する措置要領

この要領は、昭和二十一年内閣訓令第十号別表に指定する生産資材（以下資材という。）を電氣通信施設の最も緊要な用途に充当し併せて施設の效率的運営をはかるため、各種の電氣通信施設相互間の計画を調整し、電氣施設工事及び電氣通信機械の譲渡又は譲受を制限することを目的とする。

第二條　この要領で、電氣通信施設とは、電信法、無線電信法又はその他の法令の適用を受ける電氣通信施設及びその附帯施設（以下施設という。）を、電氣通信施設工事とは、電氣通信施設の建設、損附及び保存に関するすべての工事（以下工事という。）を、電氣通信機械とは、附表第一に掲げる電氣通信機械（輸出に充てるものを除く。以下機械という。）をいう。

この要領で所管官廳とは、附表第二に掲げる所管官廳を、主務官廳とは、指定生産資材割当規則附表第二に掲げる通信の主務官廳を、生産所管官廳とは、同表に掲げる電氣通信機械の主務官廳をいう。

第三條　所管官廳は、自ら工事を施行し、又は所管の施設者が工事を施行しようとするときは、四半期毎に工事計画書を電氣通信大臣に提出して、その承認を受けることを要する。

電氣通信大臣は、第一項の承認を行うに当つて、経済安定本部総裁の定める方策に従い、工事計画を調整し、電氣通信調整審議会の議決を経ることを要する。

電氣通信大臣は、前項の工事計画の調整に当つては、特に昭和二十四年経済安定本部訓令第十五号「電線施設共用実施要領」により、電線施設共用のできるものについては、その実施を促進することを要する。

第四條　電氣通信大臣は、工事の施行を承認したときは、その内容を経済安定本部、主務官廳及び所管官廳に通知すると共に、機械の機種別所要量を生産所管官廳に通知することを要する。

所管官廳は、所管の施設者に対し、前條の承認に基いて、工事の施行を許可することを要する。

生産所管官廳は、附表第三に掲げる機械については、第一項の通知に基いて、機種別製造業者別生産計画を作成し、電氣通信大臣に通知することを要する。

第五條　経済安定本部は、前條第一項の通知に基き、指定生産資材割当手続規定により、主務官廳及び生産所管官廳に資材の割当を行う。

電氣通信大臣は、第三條第二項により承認した工事に必要な機械（附表第三に掲げる機械については、前條第三項により生産所管官廳より受けた通知に基いて）所管官廳に割り当てることを要する。

第六條　主務官廳は、経済安定本部より資材の割当を受けたときは、第四條第一項の通知に基き、指定生産資材割当手続規程により、需要者に資材の割当を行うことを要する。

所管官廳は、電氣通信大臣より機械の割当を受けたときは、第四條第二項により許可した工事に対し、機械の需要者別割当を行うことを要する。

生産所管官廳は、前項の割当に基く機械の注文を受けた製造業者の申請により、並びに第四條第三項の生産計画に基き、指定生産資材割当手続規程により、需要者に機械生産用資材を割り当てることを要する。

第七條　所管官廳及び生産所管官廳は、電氣通信大臣の要求に基いて、機械及び資材の在庫量、機械の生産及び出荷の状況、並びに次の各号の調書等工事計画調整に関し、必要な資料を電氣通信大臣に提出することを要する。

一　線路図
二　回線図
三　局所毎施設調書
四　局舎図及び機械配置図
五　無線局配置図及び無線系統図

第八條　所管官廳及び生産所管官廳は、臨時物資需給調整法に基いて、次の規則を定め、これを施行することを要する。

一　所管官廳が、第四條第三項により許可する工事以外はいかなるものもこれを施行することができない。
二　所管官廳の発行する割当証明書、その他の公文書を提示する場合を除いては、いかなるものも工事の施行に充てるため、機械を譲渡し又は譲受することができない。
三　施設者は、第三條の工事計画書並びに第七條の資料を所管官廳に提出すること。

附　則

所管官廳並びに生産所管官廳は、この要領に従つて、臨時物資需給調整法に基く命令の必要な改正を行うことを要する。

この訓令は、電氣通信省設置法施行の日から、これを施行する。

附表第一

一　電話機
二　手動交換機
三　自動交換機
四　電信機
五　搬送通信装置及び音声中継装置
六　無線通信機（放送聽取用受信機を除く。）
七　電氣通信機部品（完成部品に限る。）
八　電氣通信用眞空管（放送聽取用眞空管を除く。）
九　電氣通信用測定器
一〇　その他電氣通信施設に使用される機械であつて別に定めるもの

附表第二

施設者の主なる業務の種類	所管官廳	備考
官廳用專用通信	各省	船舶を除く。
鉱業	商工省	
電力	商工省	
新聞	商工省	

漁業　農林省　船舶を除く。
陸運　運輸省
消防　國家消防廳
公衆通信　電氣通信省
放送　電氣通信省
警察　國家公安委員會　自治体警察（有線）を除く。
自治体警察（有線）
船舶　電氣通信省
試驗・研究・実驗その他　電氣通信省　各省所管のものを除く。

附表第三

一　電話機
二　手動交換機
三　自動交換機
四　電信機
五　搬送通信裝置及び音声中継裝置
六　無線通信機（放送聽取用受信機を除く。）
七　電氣通信用眞空管（放送聽取用眞空管を除く。）
八　以上各号に掲げる電氣通信機械の部品（完成部品に限る。）

●電氣通信施設ノ專用ニ関スル件

（昭和十六年七月十七日　遞信省令第七十一号）

沿革　昭和一八年一月運輸通信省令第六號、昭和二二年五月一九日閣令第二二號、遞信省令第一號改正

電氣通信施設ノ專用ニ関スル件左ノ通定ム

第一條　通信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル規定ニ依ル場合ヲ除クノ外電氣通信施設ノ專用ヲ許可スルコトアルベシ

第二條　前條ノ電氣通信施設トハ電信回路（内地ト滿洲國及中華民國以外ノ外國トノ間ノモノヲ除ク）、電話回線（内地ト滿洲國以外ノ外國トノ間ノモノヲ除ク）、通信線路、無線電信無線電話設備、有線放送設備其ノ他遞信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノヲ謂フ

第三條　電氣通信施設ノ專用ノ許可ヲ受ケントスルモノハ專用ヲ必要トスル理由、專用スベキ電氣通信施設ノ区別、專用ノ区間又ハ場所、專用ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル願書ヲ所轄遞信局長ヲ經由シテ遞信大臣ニ差出スベシ

第四條　遞信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ出願者ニ対シ專用セシムベキ電氣通信施設ノ設備費ヲ納付シ若ハ其ノ設備ニ要スル物件ヲ無償ニテ寄附シ又ハ其ノ設備及維持ノ一部ヲ爲スコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條　電氣通信施設ノ專用ニ関スル料金及條件等ハ別ニ之ヲ指定ス

第六條　遞信大臣ニ於テ公益上特ニ必要アリト認ムルトキ又ハ專用者前條ニ依リ指定スル事項ヲ遵守セザルトキハ電氣通信施設ノ專用ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

附則

第七條　本令ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條　左ノ各号ノ遞信省令ハ之ヲ廢止ス

一　昭和三年七月遞信省令第三十四号專用写眞電信ニ関スル件
二　昭和十二年十月遞信省令第七十四号市外電話回線專用ニ関スル件
三　昭和十四年六月遞信省令第三十号日華專用写眞電信ニ関スル件
四　昭和十四年八月遞信省令第三十七号日滿專用写眞電信ニ関スル件
五　昭和十四年九月遞信省令第四十号日滿電話回線專用ニ関スル件

第九條　本令施行前前條各号ニ掲ゲル規定ニ依リ專用ヲ許可シタルモノハ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

●電信線電話線建設條例

（明治二十三年八月七日　法律第五十八号）

沿革　昭和二四年五月三一日第一六一號改正

脫電信線電話線建設條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

電信線電話線建設條例

第一條　電氣通信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ヲ建設スル爲民有ノ土地又ハ營造物ノ使用ヲ要スルトキハ所有者及其他ノ権利者之ヲ拒ムコトヲ得ス

官有ノ土地又ハ營造物ハ其所管廳ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得

第二條　公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設ニ從事スル者其建築修理及線路測量ノ爲必要ナルトキハ他人ノ所有地ニ入ルコトヲ得其邸宅構内ニ入ルヲ要スルトキハ所有者又ハ其他ノ権利者ニ通知スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ主務者タルノ証票ヲ携帶スヘシ

第三條　電氣通信省ハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障碍アル瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ所有者又ハ其他ノ権利者ニ命シテ移轉セシムルコトヲ得

其建設通信ニ障碍アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得サルモノニ限リ之ヲ伐除シ若クハ所有者又ハ其他ノ権利者ニ命シテ之ヲ伐除又ハ移植セシムルコトヲ得

第四條　電氣通信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線路電話線路ノ測量ヲ爲シタルトキハ電柱ノ建設ヲ要スル場所ニ測標ヲ設置スルコトヲ得

第五條　公衆通信ノ用ニ供スル電信線路電話線路ヲ移轉スル必要アル者ノ請求ニ由リ電氣通信省ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ其移轉費用ハ請求者之ヲ負担スルモノトス

第六條　電氣通信省ニ於テ民有地ニ電信線電話線ノ柱木ヲ建設シタルトキハ一本毎ニ一箇年四錢ノ手当金ヲ給與ス但所有者又ハ其他ノ権利者ニ於テ手当金ヲ望マサルトキハ此限ニアラス

第七條　左ニ揭クルモノハ其要求ニ対シ電氣通信省之ヲ補償スヘシ

一　建築修理及線路測量ノ爲生シタル損害
二　瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ移轉シタル費用
三　伐除シタル竹木其他植物ノ代價又ハ移植ノ費用

第八條　第七條ノ補償金額ハ双方協議之ヲ定メ若シ其議相協ハサルトキハ市町村長（未タ市制町村制ヲ実施セサル地方ハ区戸長）ヲシテ之ヲ評定セシム

市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●電信電話建築官証票雛形

（明治二十三年十一月二十五日　遞信省告示第二百五十三号）

沿革　明治三〇年八月遞信省告示第二一七號、昭和三年三月第七八四號改正

電信線電話線建設條例第二條第二項ノ証票左ノ通相定ム

電信電話建築官証票雛形

九種

第　　号

六種

電信電話建築官吏之証

（官氏名）

明治　年　月　日

逓信省印

●私設電信電話線其他電機工事逓信省ヘ委託手続（明治二十三年五月七日逓信省告示第八十七号）

沿革　大正二年九月逓信省告示第六五三號、昭和一八年一一月運輸省告示第五號、二一年七月逓信省告示第七號改正

私設電信電話線其他電機ニ係ル工事ノ執行ヲ逓信省ニ委托セントスルトキハ左ノ手続ニ拠ルヘシ

一　私設電信電話線ノ架設及臨時ノ修理其他総テ電機建設ニ係ル工事ノ執行方ヲ逓信省ニ請求シ其許可ヲ得クルトキハ其工事ニ要スル物品ハ電信電話技術官ノ承認ヲ経テ工事委托者ヨリ之ヲ電信電話技術官ニ交付スヘシ

二　工事ニ関スル官吏ノ旅費、工夫及雇人ノ賃金、電柱代價又ハ工事現場ニ於テ臨時ニ購入スヘキ物品代價ハ委托者ヨリ直ニ電信電話技術官ノ指定スル請求人ニ交付スヘシ但諸費支拂場所及支拂人名ハ予メ電信電話技術官ニ通知シ置クヘシ

三　電信電話技術官工事現場ニ於テ諸費ノ支拂ヲ必要ト認メ之ヲ委托者ニ通知スルトキハ支障ナキ様取計フヘシ

四　私設電信電話線路ヲ逓信省所属電線路ニ添架シタル後其線路維持ニ係ル費用ハ逓信省ニ於テ別ニ定ムル手続ニ依リ之ヲ納付スヘシ

●電信及電話線路ノ移轉請求方（明治三十六年四月七日逓信省告示第二百三十八号）

沿革　明治四三年三月逓信省告示第四五一號、大正二年六月第四九九號、九月第六六四號、八年五月第六四六號、昭和一七年一一月第一四七六號改正

電信線路電話線路ノ移轉ヲ請求セントスルモノハ自今所轄電氣通信工事局経由逓信局ヘ願書差出スヘシ

●電柱敷地手当金等支給規則（昭和二十年九月二十六日閣令第三十九号）

沿革　昭和二一年七月一日勅令第一號改正

電柱敷地手当金等支給規則左ノ通之ヲ定ム

第一條　民有地ニ逓信省所管電信線電話線ノ電柱ヲ建設シタルトキハ電信線電話線建設條例第六條ノ規定ニ依ル手当金（以下電柱敷地手当金ト称ス）ノ外一本ニ付一箇年金拾六錢ノ補償金ヲ支給ス電柱敷地手当金及前項ノ補償金ハ毎会計年度分ヲ其ノ翌年度ニ於テ之ヲ支給スルモノトス

第二條　土地ノ所有者又ハ其ノ他ノ権利者電柱敷地手当金及前條ノ補償金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ別表書式ニ依ル請求書正副二通ヲ調製シ毎年五月末日迄ニ当該電柱ノ所在地ノ郵便集配事務ヲ受持ツ郵便局（電柱所在地ノ郵便集配事務ヲ受持ツ郵便局ナキトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ逓信局長又ハ逓信管理部長ニ於テ指定スル郵便局）ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ昭和二十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ノ補償金ノ支給ニ付テハ昭和十九年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年度分ノ補償金ノ請求ハ昭和二十年十二月末日迄ニ之ヲ爲スヘシ

明治二十三年四月逓信省告示第六十八号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

別表

請求書様受領証

一金　何程　昭和何年度分電柱敷地手当金及補償金

内訳

電柱所在地		本数	電柱敷地手当金	補償金	計
	本柱				
	支線、支柱				
	計		円	円	円
合計					

右請求並ニ受領候也

昭和　年　月　日

住所

何　郵便局長　宛

氏名

第二款　外國電信

外國電報規則

（昭和八年十二月二十九日　遞信省令第五十六号）

沿革　昭和一〇年三月遞信省令第一〇號、四月第一二號、一二月第四四號、一一年三月第一〇號、五月第一五號、六月第一七號、九月第三四號、一二月第七二號、第七八號、一二年三月第一一號、四月第二六號、一二年三月第一八號、第二四號、一二月第八三號、一四年三月第一二號、一一月第六八號、一五年三月第八號、一二月第八四號、一六年一月第七號、三月第三一號、四月第四四號、六月第六七號、一七年三月第二九號、一八年六月第八三號、一一月遞令第六號、一九年三月第三六號、二一年四月一日閣令第二五號、七月一日遞令第一號、二二年三月三一日閣、遞令第一五號、八月二五日總、遞令第四號、二三年八月三一日總、遞令第二號、二四年六月一日電氣通信省令第二號改正

外國電報規則左ノ通定ム

外國電報規則目次

第一章　總則
第二章　書法
第三章　料金
第四章　類信
第五章　交付
第六章　電線託送
第七章　特別電報
第八章　新開電報
第九章　低減料金ノ電報
第十章　寫眞電報
附　則

外國電報規則

第一章　總則

第一條　外國電報トハ國際電氣通信條約及同附屬電信規則（以下國際電信規則ト稱ス）又ハ特別ノ國際通信協定ニ依ル電報ヲ謂フ

第二條　外國電報ハ國際電氣通信條約及國際電信規則ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第三條　國際電氣通信條約及國際電信規則ニ基キ外國主管廳ノ定ムル隨意規定事項及外國電報ノ取扱ニ關スル制限ニシテ必要アルモノハ之ヲ告示ス

第二章　書法

第四條　外國電報ニ使用スル文字ハ「ローマ」字ニ、數字ハ「アラビア」數字又ハ「ローマ」數字ニ限ル

第五條　日本語ヲ普通語ノ外國電報ニ使用スルコトヲ得ル國語ト指定ス

第六條　全部又ハ一部暗語ヲ以テ記載シタル私報ハ發信及著信ニ於テモ之ヲ取扱フ

第七條　國際電信規則第十七條第二項ニ規定シタル署名ノ証明ノ傳送ハ發信ニ於テ之ヲ取扱ハズ

第三章　料金

第八條　外國電報ノ料金ハ特ニ定ムルモノヲ除クノ外之ヲ告示ス

第九條　削除

第十條　發信人又ハ受信人ノ請求ニ依リ日本國電信系內ニ於テ交換セラルル課金事務報又ハ追尾若ハ再送セラルル外國電報ノ料金ハ一語ニ付內國普通歐文電報ノ黑加一語ニ對スル料金ト同額トス

第十一條　削除

第十二條　外國電報ノ傳送前取消ノ料金ハ內國電報ノ送信前返還料ト同額トス

第十二條ノ二　外國電報ノ郵便受信報知料ハ一通ニ付外國郵便ノ普通書狀第一通分ニ對スル料金ト同額トス

第十二條ノ三　外國電報ノ同文謄寫料ハ各謄寫ニ付其ノ語數五十語以內ハ九十円トシ五十語ヲ超ユルトキハ五十語以內ヲ增ス每ニ四十五円ヲ加フ

第十三條　來着外國電報ノ別使配達料（島嶼宛ノモノヲ含ム）ハ內國電報ノ別使配達料（島嶼宛ノモノヲ含ム）ト同額トス

第十三條ノ二　郵便ニ依リ交付スベキ外國電報ニ對スル附加料金左ノ如シ

一　著信國內ニ於テ交付スル場合
　書留郵便　內國郵便ノ書留料ト同額
二　著信國外ニ於テ交付スル場合
　普通郵便　外國郵便ノ普通書狀第一通分ニ對スル料金ト同額

第十四條　外國電報ノ閱覽料ハ內國電報ノ閱覽料ト同額トス

外國電報ノ謄本料ハ一通ニ付其ノ語數百語以內ハ百三十五円トシ百語ヲ超ユルトキハ五十語以內ヲ增ス每ニ四十五円ヲ加フ

外國電報ノ寫眞謄本料ハ謄本一枚ニ付四百八十円トス

第十五條　外國電報ノ受取証ハ發信人ノ請求ニ依リ電報一通每ニ之ヲ交付ス其ノ料金ハ內國電報ノ受取証書料ト同額トス

第十六條　受信人ノ請求スル反覆課金事務報ニ對シテハ其ノ料金ヲ徵收セズ

第十六條ノ二　課金事務報ノ普通郵便ニ依ル返信ノ料金ハ外國郵便ノ普通書狀第一通分ニ對スル料金ト同額トス

第十七條　削除

第十八條　削除

第十九條　外國電報一通ノ料金ニ一錢未滿ノ端數ヲ生ズルトキハ之ヲ切捨ツ

第十九條ノ二　外國電報ノ料金ノ基礎トシテ金「フラン」ヲ用フル場合ニ對スル換算割合ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十條　削除

第二十一條　外國電報ヲ賴信セントスル者ハ通貨ヲ以テ其ノ料金ヲ發信局ニ予納スルコトヲ得

前項ノ予納金ハ予納一回ニ付二万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十二條　發信局ニ於テ新ニ前條ノ規定ニ依ル予納金ヲ受領シタルトキハ其ノ金額ヲ記入シタル予納金通帳ヲ發信人ニ交付ス

再度以後ノ予納ハ該通帳交付局ニ之ヲ爲シ通帳ニ其ノ金額ノ記入ヲ受クベシ

第二十三條　予納金通帳ニ依リ外國電報ヲ發送セントスル者ハ通帳ト共ニ之ヲ該通帳交付局ニ差出スベシ

發信局ニ於テハ該電報ニ關スル料金ヲ予納金ヨリ徵收シ通帳ニ其ノ金額ヲ記入シテ發信人ニ返付ス

第二十四條　予納金通帳ヲ有スル者該通帳交付局ニ外國電報ニ關スル料金ヲ追納スル場合ニ於テハ該予納金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第二十五條　予納金通帳ヲ汚毀、毀損又ハ亡失シタルトキハ該通帳交付局ニ対シ之ガ再度交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ通帳一册ニ付四十円ヲ納付スベシ

第二十五條ノ二　發信人又ハ受信人ハ別ニ告示スル電信官署ニ發著スル電報ニ限リ料金受信人拂ノ取扱ヲ受クルコトヲ得但シ関係外國電信主管廳ニ於テ其ノ取扱ヲ爲サザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條ノ三　發信人前條ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ遞信大臣ニ差出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一　受信人ノ住所氏名宛
二　電報ニ用フル名宛
三　電報ノ發著局名
四　電報ノ經過線路名

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル後前項各号ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十五條ノ四　前條第一項ノ規定ニ依ル申請ヲ許可シタルトキハ料金受信人拂電報發信証票ヲ申請者ニ交付ス

前條第二項ノ規定ニ依ル申請ヲ許可シタルトキハ先ニ交付シタル証票

ト引換ニ新証票ヲ交付ス

第二十五條ノ五　料金受信人拂電報発信証票ノ效力ハ発行ノ日ヨリ起算シ一年トス

前項ニ規定スル期間経過後引続キ料金受信人拂電報ヲ発送セントスル者ハ期間経過前予メ新証票ノ交付ヲ受クベシ

第二十五條ノ六　料金受信人拂電報発信証票ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ新証票ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條ノ七　発信人料金受信人拂電報ヲ発送セントスルトキハ発信局ニ其ノ証票ヲ呈示スベシ

第二十五條ノ八　受信人第二十五條ノ二ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ差出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一　発信人ノ住所氏名
二　電報ニ用フル名宛
三　電報ノ発著局名
四　電報ノ経過線路名
五　一月ノ受領電報見込語数

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル後前項各号ノ事項ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第二十五條ノ九　前條ノ規定ニ依ル申請ヲ許可シタルトキハ其ノ旨申請者ニ通知ス

第二十五條ノ十　受信人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ著信局ノ指示ニ從ヒ保証金ヲ納付スベシ但シ逓信大臣ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ保証金ノ納付ヲ免除スルコトアルベシ

保証金額ハ三月分ノ受領電報見込料金額ヲ標準トシ著信局ニ於テ之ヲ定ム

保証金額ハ隨時之ヲ改定スルコトアルベシ

保証金ハ國債ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

受信ニ関スル料金受信人拂ノ取扱ニシテ保証金ノ納付ヲ要スルモノニ付テハ納付アリタル後取扱ヲ開始ス

第二十五條ノ十一　料金受信人拂電報発信証票ノ效力ハ発行ノ日ヨリ起算シ一年トス

前項ニ規定スル期間経過後引続キ料金受信人拂電報ヲ発送セントスル者ハ期間経過前予メ新証票ノ交付ヲ受クベシ

第二十五條ノ六　料金受信人拂電報発信証票ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ新証票ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條ノ七　発信人料金受信人拂電報ヲ発送セントスルトキハ発信局ニ其ノ証票ヲ呈示スベシ

第二十五條ノ八　受信人第二十五條ノ二ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ差出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一　発信人ノ住所氏名
二　電報ニ用フル名宛
三　電報ノ発著局名
四　電報ノ経過線路名
五　一月ノ受領電報見込語数

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル後前項各号ノ事項ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第二十五條ノ九　前條ノ規定ニ依ル申請ヲ許可シタルトキハ其ノ旨申請者ニ通知ス

第二十五條ノ十　受信人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ著信局ノ指示ニ從ヒ保証金ヲ納付スベシ但シ逓信大臣ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ保証金ノ納付ヲ免除スルコトアルベシ

保証金額ハ三月分ノ受領電報見込料金額ヲ標準トシ著信局ニ於テ之ヲ定ム

保証金額ハ隨時之ヲ改定スルコトアルベシ

保証金ハ國債ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

受信ニ関スル料金受信人拂ノ取扱ニシテ保証金ノ納付ヲ要スルモノニ付テハ納付アリタル後取扱ヲ開始ス

第二十五條ノ十一　料金受信人拂電報発信証票ノ效力ハ発行ノ日ヨリ起算シ一年トス

前項ニ規定スル期間経過後引続キ料金受信人拂電報ヲ発送セントスル者ハ期間経過前予メ新証票ノ交付ヲ受クベシ

第二十五條ノ六　料金受信人拂電報発信証票ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ新証票ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條ノ七　発信人料金受信人拂電報ヲ発送セントスルトキハ発信局ニ其ノ証票ヲ呈示スベシ

第二十五條ノ八　受信人第二十五條ノ二ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ差出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一　発信人ノ住所氏名
二　電報ニ用フル名宛
三　電報ノ発著局名
四　電報ノ経過線路名
五　一月ノ受領電報見込語数

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル後前項各号ノ事項ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第二十五條ノ九　前條ノ規定ニ依ル申請ヲ許可シタルトキハ其ノ旨申請者ニ通知ス

第二十五條ノ十　受信人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ著信局ノ指示ニ從ヒ保証金ヲ納付スベシ但シ逓信大臣ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ保証金ノ納付ヲ免除スルコトアルベシ

保証金額ハ三月分ノ受領電報見込料金額ヲ標準トシ著信局ニ於テ之ヲ定ム

保証金額ハ隨時之ヲ改定スルコトアルベシ

保証金ハ國債ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第二十五條ノ十一　料金受信人拂電報ヲ頼信スルトキハ電報頼信紙局用記事欄ニ「RTP」ト記載スベシ

第二十五條ノ十二　受信人前條ノ期間内ニ料金ヲ納付セザルトキハ保証金ヲ以テ之ニ充ツ尚不足アルトキハ之ヲ追徴ス

前項ノ規定ニ依リ生ジタル保証金ノ關額ハ直ニ之ヲ塡補セシム

第二十五條ノ十三　発信人又ハ受信人料金受信人拂ノ取扱ヲ受クルコトヲ罷メントスルトキハ其ノ旨逓信大臣ニ届出ヅベシ

発信人前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サントスルトキハ其ノ所有スル料金受信人拂電報発信証票ヲ届書ニ添附スベシ

第二十五條ノ十四　逓信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ料金受信人拂ノ取扱ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ受信人第二十五條ノ十第三項ノ場合ニ於テ保証金ノ追納ヲ爲サザルトキ及第二十五條ノ十二第二項ノ場合ニ於テ保証金ノ塡補ヲ爲サザルトキ亦同ジ

第二十五條ノ十五　前二條ノ規定ニ依リ料金受信人拂ノ取扱ヲ爲サザルニ至リタル場合ト雖モ料金受信人拂電報ノ料金ヲ納付シタル後ニ非ザレバ保証金ハ之ヲ還付セズ

第二十五條ノ十六　発信人第二十五條ノ五第一項ノ規定ニ依ル証票ノ有效期間経過後新証票交付ノ請求ヲ爲サザルコト一年ニ亘リタリトキ又ハ受信人料金受信人拂電報ノ送達ヲ受ケザルコト一年ニ亘リタルトキハ料金受信人拂ノ許可ハ之ヲ取消ス

第二十六條　外國電報ニ関スル料金ノ還付ハ通貨ヲ以テス

第二十七條　外國電報ニ関スル料金ノ還付ハ通貨ヲ以テス

第二十八條　來著外國電報ノ普通語ノ部分中ニ発信國ノ國語以外ノ國語ノ語辞ノ連集又ハ変改ニシテ其ノ國語ノ用法ニ反スルモノアルトキハ著信局ニ於テ正当ノ用法ニ從ヒテ語数ヲ計算シ不足料金ハ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第二十九條　電報規則第四十二條、第四十四條及第四十九條ノ規定ハ外國電報ニ之ヲ準用ス

第四章　頼信

第三十條　外國電報ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外電信官署（外國電報ヲ取扱フモノニ限ル）ニ之ヲ頼信スベシ

第三十一條　削除

第三十一條ノ二　料金受信人拂電報ヲ頼信スルトキハ電報頼信紙局用記事欄ニ「RTP」ト記載スベシ

第三十二條　電報規則第二十五條、第五十條、第五十一條及第五十七條ノ規定ハ外國電報ニ之ヲ準用ス

第五章　交付

第三十三條　來著外國電報ノ無縁交付ハ之ヲ取扱フ

第三十四條　來著外國電報ノ本人直渡ハ之ヲ取扱ハズ

第三十四條ノ二　列車中ノ旅客ニ宛ツル來著外國電報ハ之ヲ取扱ハズ

第三十五條　「郵便局留置」又ハ「電信局留置」ナル課金指定ヲ有スル來著外國電報ニ対シテハ配達特別附加料金ヲ徴收セズ

第三十六條　電報直配達区域外ニ宛テタル外國電報ニシテ配達方ノ指定ナキモノ又ハ郵便若ハ書留郵便ノ指定アルモノノ受信人ハ予メ著信局ニ請求シテ別使ニ依リ其ノ電報ノ配達ヲ受クルコトヲ得但シ之ヲ受クルトキハ其ノ配達料ヲ納ムベシ

第三十七條　電報規則第六十一條乃至第六十五條、第六十七條、第百五十九條乃至第百六十三條、第百六十五條及第百六十八條乃至第百七十一條ノ規定ハ外國電報ニ之ヲ準用ス

第八章　新聞電報

第四十五條　通常新聞電報及至急新聞電報ハ発信及著信ニ於テモ之ヲ取扱フ

第四十六條　日本語及英吉利語ヲ新聞電報ニ使用スルコトヲ得ル國語ト指定ス

第四十七條　削除

第四十八條　削除

第四十九條　削除

第五十條　新聞紙、定期刊行物、通信社又ハ放送局ノ通信員新聞電報ヲ發送セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ遞信大臣ニ差出シ其ノ認可ヲ受クベシ

一　電報ヲ宛ツル新聞紙若ハ定期刊行物ノ發行所、通信社又ハ放送局ノ名稱及所在地

二　電報ニ用ウル名宛

三　電報ノ發著局名

四　申請者ノ住所氏名

前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル後其ノ各号ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十一條　前條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルトキハ申請者ニ新聞電報發信証票ヲ交付ス

前條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルトキハ先ニ交付シタル証票ト引換ニ新証票ヲ交付ス

第五十一條ノ二　第二十五條ノ五乃至第二十五條ノ七、第二十五條ノ十三及第二十五條ノ十六ノ規定ハ新聞電報發信証票ノ交付及呈示並ニ新聞電報ノ發送ノ廢止及認可ノ取消ニ付之ヲ準用ス

第五十二條乃至第五十四條　削除

第五十五條　新聞電報ノ受信人ハ之ヲ掲載シタル新聞紙又ハ定期刊行物一部ヲ直ニ著信局ニ差出スベシ

第五十六條乃至第六十四條　削除

第九章　低減料金ノ電報

第六十五條　後週電報ハ發信及著信ニ於テモ之ヲ取扱フ

第六十六條　書信電報ハ發信及著信ニ於テモ之ヲ取扱フ

第六十七條　書信電報ノ交付ハ日曜日ニ於テモ之ヲ取扱フ

第六十八條　祝賀電報ハ發信及著信ニ於テモ之ヲ取扱フ但シ任意本文ノモノニ限ル

第六十九條　削除

第七十條　削除

第七十條ノ二　別ニ告示スル外國各地ニ發著スル私報ニシテ本文ニ復活祭祝賀文ノミヲ記載シタルモノハ之ヲ復活祭祝賀電報ト爲スコトヲ得

第七十條ノ三　復活祭祝賀電報ノ受付期間ハ別ニ之ヲ告示ス

第七十條ノ四　復活祭祝賀電報ニ付テハ前二條ノ規定ニ依ルノ外祝賀電報ニ關スル規定ヲ準用ス

第十章　寫眞電報

第七十一條　別ニ告示スル外國各地ニ發著スル寫眞電報ハ本章ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第七十二條　寫眞電報ヲ取扱フ電信官署（以下外國寫眞電報取扱局ト稱ス）、取扱時間及直配達區域並ニ外國主管廳ノ定ムル寫眞電報取扱ニ關スル特例ハ別ニ之ヲ告示ス

第七十三條　寫眞電報ハ外國寫眞電報取扱局ニ之ヲ類信スベシ

第七十四條　寫眞電報ヲ類信セントスルトキハ外國寫眞電報取扱局ノ交付スル外國寫眞電報類信紙（附錄樣式）ヲ使用スベシ

第七十五條　傳送スベキ形象ハ方形トシ一辺ノ長サハ十八糎ヲ、他辺ノ長サハ二十三糎（名宛ヲ外國寫眞電報類信紙ノ相當欄ニ記載セザルモノナルコトヲ要ス）ニ付テハ一邊ノ長サ十八糎、他邊ノ長サ二十四糎ヲ超エザルモノトス

第七十六條　寫眞電報ニ付テハ特別電報、新聞電報又ハ低減料金ノ電報ノ取扱ヲ爲サズ

第七十七條　寫眞電報ノ傳送前取消ノ料金ハ內國電報ノ發信前返還料ト同額トス

第七十八條　左ノ料金ハ發信人又ハ受信人ヨリ還付ノ請求又ハ事故ノ申告アリタルトキ納付者ニ之ヲ還付ス

一　寫眞電信業務上ノ事故ニ因リ受信人ニ到達セザリシ寫眞電報ノ全料金

二　寫眞電信回路ノ不通ニ因リ發信人ガ取消ヲ請求シタル寫眞電報ノ全料金

三　停止セラレタル寫眞電報ノ全料金

四　發信電信官署ニ於テ傳送前ニ返還シタル寫眞電報ノ全料金

第七十九條　寫眞電報規則第二條、第三條第一項但書及第二項、第四條第二項、第十條（但書ヲ除ク）、第十一條第二項、第十三條第一項及第二項、第十七條、第十八條及第二十條ノ規定ハ本章ニ規定スル寫眞電報ニ之ヲ準用ス

附錄樣式

外國寫眞電報類信紙

PHOTOTELEGRAPHS

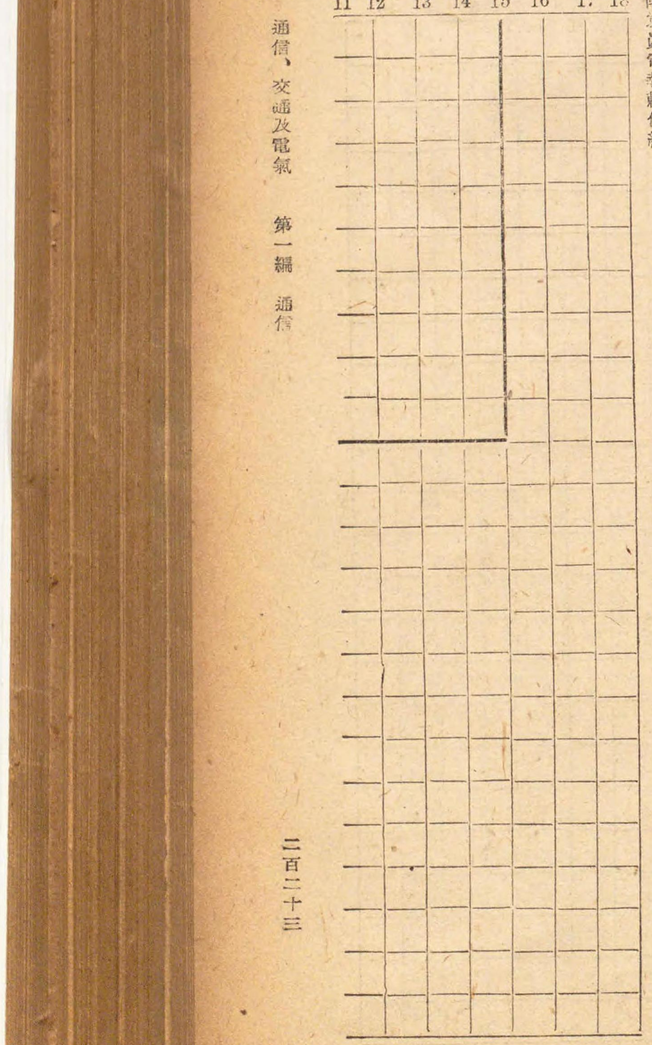

第八十條　寫眞電報ニ付本章ニ規定ナキ事項ハ一般外國電報ノ例ニ依ル

第八十一條乃至第八十七條　削除

附則

第八十八條　本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年六月遞信省令第二十六号外國電報規則及大正十五年十二月遞信省令第五十四号「クリス・マス」及新年祝賀特別外國電報規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前ニ差出シタル外國電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第八十九條　削除

第九十條　本令施行前外國電報規則ニ依リ爲シタル登記、認可、許可等ニシテ本令ニ之ニ相當スル規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

備考

用紙　紙質　木仙紙四六判百二十听又ハ之ニ類似セル西洋紙

寸法　縦二十六糎、横二十一糎

印刷　寸法　輪廓ハ縦二十四糎、横十八糎トシ、夫々一糎毎ニ目盛シタル直線ヲ施スモノトス

色　輪廓ノ周囲ニハ縦上部一、五糎及下部〇、五糎、横一、五糎ノ余白ヲ置ク　淡赤色

IMPERIAL JAPANESE

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	Class	Office of Origin		No.	S.Q.	C.M.	Date	Time		TO		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												

●外國無線電報規則

（昭和八年十二月二十九日　逓信省令第五十七号）

沿革　昭和一〇年一二月逓信省令第五二號、一二年三月第一二號、一三年五月第四三號、一二月第八四號、一六年三月第三二號、四月第四五號、一七年三月第三〇號、一八年六月第八四號、一一月遞令第六號、一九年三月遞令第三七號、二一年四月一日閣令第二二號、七月一日遞令第一號、二二年三月三一日閣、遞令第一六號、八月二五日總、遞令第四號、二三年八月三一日總、遞令第二號、一二月二八日遞令第三七號改正

外國無線電報規則左ノ通定ム

外國無線電報規則目次

第一章　總則
第二章　一般無線電報
第三章　外國放送船舶無線電報
附則

外國無線電報規則

第一章　總則

第一條　外國無線電報トハ國際電氣通信條約並ニ同附属無線通信規則及同附属追加無線通信規則（以下二規則ヲ國際無線通信規則ト稱ス）又ハ特別ノ國際通信協定ニ依ル電報ニシテ移動局ヨリ発シ又ハ之ニ著スルモノ及外國ニ於テ放送スル電報ニシテ日本國船舶局ノ取扱フモノヲ謂フ

第二條　外國無線電報ハ國際電氣通信條約及國際無線通信規則ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第三條　國際電氣通信條約及國際無線通信規則ニ基キ外國主管廳ノ定ムル隨意規定事項及外國無線電報ノ取扱ニ関スル制限ニシテ必要アルモノハ之ヲ告示ス

第四條　本令ニ規定ナキ事項ニ付テハ外國電報ニ関スル規定（外國電報規則第十二條ノ三、第十三條ノ二及第五十條乃至第五十一條ノ二ノ規定ヲ除ク）ニ依ル

第二章　一般無線電報

第五條　日本國陸上局及日本國移動局ニ於テ課スル外國無線電報ノ陸上局料及移動局料ハ左ノ如シ

一　陸上局料　一語ニ付　五十四円　但シ医事通報ニ在リテハ二十七円

二　移動局料　一語ニ付　三十六円　但シ医事通報ニ在リテハ十八円

日本國移動局ニ於テ課スル海上無線書信ノ移動局料ハ前項ノ規定ニ拘ラズ二十語以内ハ二百二十五円トシ二十語ヲ超ユルトキハ一語ヲ増ス毎ニ十一円二十銭ヲ加フ

第六條　日本國陸上局ノ媒介ニ依ル外國無線電報ニシテ專ラ日本國電信系ニ依リ電送スルモノノ一般ノ電氣通信線路系上ノ傳送ニ対スル料金（以下電信料ト稱ス）ハ一語ニ付十三円五十銭トス

第七條　削除

第八條　外國陸上局及外國移動局ニ於テ課スル外國無線電報ノ陸上局料及移動局料並ニ日本國移動局ニ於テ受付ケタル外國無線電報ニシテ外國陸上局ニ傳送スベキモノノ電信料ハ該陸上局及移動局ノ属スル主管廳又ハ私企業ノ定ムル所ニ依ル前項ノ料金ノ換算ニ適用スベキ外國貨幣ノ換算割合ハ別ニ之ヲ告示ス

第九條　外國無線電報ノ陸上局料、移動局料又ハ電信料ノ一語ノ徴収料金ニ一銭未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十條　日本國電信系ノミニ依リ傳送セラレ且日本國陸上局ノ媒介ニ依リ移動局ニ著スル外國無線電報ノ電信受信報知ニ対シテハ第六條ニ定ムル料金ノ六語分ヲ課ス

第十一條　移動局ニ著スル外國無線電報ノ発信人ガ指定シタル日本國陸上局ニ於テ該電報ヲ他ノ日本國陸上局ニ轉送スル場合ハ別ニ料金ヲ課セズ

第十二條　削除

第十三條　外國無線電報ハ受信人又ハ受信人ニ代リ之ヲ受領スル者ノ請

求ニ依リ日本國電信系上ニ限リ之ヲ再送スルコトヲ得

第十四條　削除

第十四條ノ二　航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ医療手当ニ関シ其ノ指示ヲ受クル爲日本國船舶ノ船長ト外國ノ主管廳若ハ私企業ノ指定スル病院若ハ陸上局又ハ医師ノ乘組メル外國船舶トノ間並ニ外國船舶ノ船長ト別ニ告示スル病院又ハ医師ノ乘組メル日本國船舶トノ間ニ発著スル無線電報ハ之ヲ医事通報ノ爲スコトヲ得

第十四條ノ三　医事通報ノ発信人ハ賴信紙ノ郵便切手欄ニ「医療」ト記載スベシ

第十五條　海上無線書信ハ外國海岸局ノ媒介ニ依リ日本國船舶局ト別ニ告示スル外國各地トノ間ニ発著スルモノニ限リ之ヲ取扱フ

航空無線書信ハ之ヲ取扱ハズ

第十五條ノ二　後廻無線電報ハ之ヲ取扱ハズ

第十六條　祝賀無線電報及復活祭祝賀無線電報ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ取扱ハズ

第十七條　削除

第十八條　日本國海岸局又ハ日本國船舶局ノ媒介ニ依リ無線電報規則第二條ノ規定ニ依ル託送発受所ト外國又ハ外國船舶トノ間ニ発著スル無線電報ハ日本國船舶局ヨリ発シ又ハ之ニ著スルモノニ準ジ之ヲ取扱フ但シ託送発受所ニ於ケル取扱ニ対シテハ別ニ料金ヲ課セズ

無線電報規則第十四條、第二十一條、第四十七條及第四十八條ノ規定ハ前項ノ電報ニ之ヲ準用ス

第三章　外國放送船舶無線電報

第十九條乃至第二十八條　削除

第二十九條　船舶ニ対シ外國無線電信局ノ放送スル電報（以下外國放送船舶無線電報ト稱ス）ヲ航行中ノ船舶内ニ公示スル目的ヲ以テ当該船舶ニ設置シタル無線電信局ヨリ受信セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出シテ運信大臣ノ許可ヲ受クベシ

一　電報ヲ放送スル外國無線電信局ノ名称、経営者名、呼出符号、発射ノ型式、周波数及放送時刻（ブリニッヂ標準時）

二　受信開始期

三　電報ノ交付ヲ受クル船舶局名

四　受信人名

五　申請者ノ住所氏名

前項ノ許可ヲ受ケタル後其ノ各号ノ事項ヲ変更セントスルトキハ申請書ヲ差出シテ運信大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ外國無線電信局ノ経営者名、呼出符号、発射ノ型式、周波数、放送時刻、受信人名及申請者ノ住所ニ異動ヲ生ジタル場合ニ於テハ其ノ旨運信大臣ニ届出ヅベシ

第三十條　外國放送船舶無線電報ノ受領ニ関シ外國ニ於ケル通信社其ノ他ト契約ヲ要スルモノニ在リテハ前條第一項ノ申請書ニ其ノ契約期間ヲ記載シ且契約書ノ写又ハ該契約ヲ証明スル書類ヲ添附スベシ

前項ノ契約期間ヲ変更シタルトキハ其ノ旨運信大臣ニ届出ヅベシ

第三十一條　第二十九條ノ申請ヲ許可シタルトキハ其ノ旨申請者ニ通知スベシ

第三十二條　外國放送船舶無線電報ニ対シテハ交付スル電報ノ語数ニ應ジ別ニ告示スル料金ヲ課ス

第三十三條　外國放送船舶無線電報ノ料金ハ電報交付ノ際受信人ヨリ之ヲ徴収ス

第三十四條　外國放送船舶無線電報ハ傳送上ノ誤謬ニ依リ目的ヲ達スルコトヲ得ザリシ場合ト雖其ノ電報料ヲ免除又ハ還付セズ

第三十五條　外國放送船舶無線電報ハ一般電報ノ取扱ニ妨アリ又ハ無線電信局ノ設備上已ムヲ得ズト認ムルトキハ其ノ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第三十六條　外國放送船舶無線電報ノ受領ヲ廃止セントスルトキハ電報ノ交付ヲ受クル当該電信官署ヲ経テ其ノ旨運信大臣ニ届出ヅベシ

附　則

第三十七條　本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年七月逓信省令第七十号外國無線電報規則ハ之ヲ廃止ス

第三十八條　本令施行前ニ差出シタル外國無線電報ニ関シテハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前外國無線電報規則ニ依リ爲シタル認可、許可等ニシテ本令ニ之ニ相當スル規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附　則　（昭和十年逓信省令第五十二号）

本令ハ昭和十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於ケル外國放送無線電報ニ関スル未納ノ料金ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ該電報交付局ニ通貨ヲ以テ之ヲ納付スベシ

保証金ハ前項ノ料金ヲ納付シタル後ニ非ザレバ之ヲ還付セズ

第二項ノ期間内ニ料金ヲ納付セザルトキハ保証金ヲ以テ之ニ充テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ剰余アルトキハ之ヲ還付ス

●連合國軍檢閲官ノ爲ス通信檢閲上ノ必要ニ基キ電報及電話通話ノ取扱ニ関スル制限ノ件

（昭和二十年十二月二十八日　閣令第七十二号）

沿革　昭和二一年七月一二日逓令第五號改正

連合國軍檢閲官ノ爲ス通信檢閲上ノ必要ニ基キ電報及電話通話ノ取扱ニ関シ左ノ制限ヲ加フ

昭和二十年十二月二十八日

内閣総理大臣　男爵　幣原喜重郎

一　本土及其ノ周辺ノ島嶼ト海外トノ間ニ発著スル電報

㈠　電報ハ日本語、英吉利語、露西亞語又ハ佛蘭西語ノ普通語ヲ以テ之ヲ記載スベシ但シ連合國軍檢閲官ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ右以外ノ國語ノ普通語又ハ左ニ揭グル暗語書ニ依ル暗語ヲ以テ之ヲ記載スルコトヲ得

Oriental Improved Code
Oriental Three Letter Code
Schofield Three Letter Code
Bentley's Complete Phrase Code
Bentley's Second Phrase Code
Peterson's International Code (Third Edition)
Acme Commodity and Phrase Code
A. B. C. Code(Sixth Edition, Seventh Edition)

㈡　日本電信略号書

安全電信略号

㈢　前号ノ暗語書ヲ使用セント欲スルモノハ左ノ様式ニ依ル申請書（英文二通）ヲ発信電信官署ニ提出スベシ

APPLICATION

Date

Permission is requested to employ the cr.ptographic system(s) and/or code(s), copies of which are attached, to and from applicant.

Name of Applicant_____ Nationality_____ if individual.

Bussiness Address_____ Phone_____

Residence Address (if individual)_____ Phone_____

Kind of Business_____

Type of Organization_____

Individual, partnership, association, corporation, government agency.

If government agency :

Board or Bureau under which operates _____ Phone _____
Name Address
Individual in charge of Board or Bureau _____ Phone _____
Name Address

Activity in which agency engaged _____
If partnership, association or corporation:
Date of organization _____
Place of organization _____
Date business commenced _____
Partners or officers and board of directors:
Name Title Bus. Add. Res. Add. Nat.

Principal persons or organizations to and from whom encrypted or encoded communications will be sent and received:
Name Address Type of Org. Type of Business

Names of s stems or codes if any _____
Principal subjects of encrypted or encoded communications, in detail: _____

Has applicant used cryptographic systems or code before? _____
if so, between what dates? _____
What systems or codes? _____
Names or types.
Manuscript signatures of individual or individuals authorized to authenticate encrypted or encoded communications under this application:

Respectfully submitted,
Name
Title

(三) 官公署ニ於テ前掲以外ノ暗語書ヲ使用セントスル場合ニ於テハ前号申請書(英文三通)ニ当該暗語書六部ヲ添ヘ之ヲ発信電信官署ニ提出スベシ

(四) 暗語使用者ハ当該暗語書ニ依リ記載シタル電報ノ本文冒頭ニ連合國軍檢閲官ヨリ附與セラレタル当該暗語書ニ関スル識別登記番号ヲ記載スベシ

暗語使用者ハ右電報頼信紙ノ余白ニ手書署名ヲ附スベシ

(五) 暗語書ノ使用ハ申請書ニ記載セラレタル発受信人ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

(六) 暗語使用者ハ当該暗語書ニ依ル一切ノ発著通信文ノ明瞭ナル訳文ヲ発信日時別ニ完綴シ置クベシ

(七) 電報ノ本文末尾ニハ発信人ノ居所氏名ヲ記載スベシ

(八) 電報ノ受信人及発信人ノ居所氏名ハ連合國軍檢閲官ノ承認ヲ受ケタルモノヲ除クノ外略号ヲ以テ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

無線電報ハ内外ヲ問ハズ船舶ノ航行安全並ニ運航ニ関スル通信ヲ除クノ外之ガ取扱ヲ爲サズ

三　本土及其ノ周辺ノ島嶼ト海外トノ間ニ発著スル電話通話

通話ハ日本語又ハ英吉利語ノ普通語ヲ以テ之ヲ爲スベシ

四　前三号ノ規定ニ依ル制限ハ帝國駐劄外交代表ノ発受スル電報及電話通話ニハ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●海外に発著する電報及び電話通話の取扱制限に関する件

(昭和二十二年十一月七日
遞信省令第三十二号)

沿革　昭和二三年一〇月一日第三六號、二四年四月二一日第一三號改正

海外に発著する電報及び電話通話の取扱制限に関する件を次のように定める。

私用の電報及び電話通話であつて、次の事項を内容とするものは、これを取扱わない。

一、通貨、小切手、爲替手形、支拂命令その他信用若しくは金融上の証書の移轉に関する事項。

二、外國爲替又は在外資産の変更に関する連合國最高司令官の規則をおかす目的をもつて、委任、代理、指図その他の方法により、日本の在外資産を変更し、移轉し又は仮装することに関する事項(日本人又は日本國居住者の資産でアメリカ合衆國外國人財産管理官の管理下におかれたものの返還に関しこれらの者のなす申請に関するものは、これに該当しない。)

三、書籍、記事、演劇、音楽、映画その他の報道又は表現物を飜訳し、再現し、上演する等の権利を付與若しくは移轉することに関する事項。

四、著作権に関する事項。著作権の取扱に関し、公に定められた方法及び手続を記述又は説明する事項並びに右の方法により取極めた権利を承認する事項を除く。)

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年閣令第七十二号は、これを廃止する。

●國際放送電報規則

(昭和十年十二月二十九日
遞信省令第五十一号)

沿革　昭和一六年一一月遞信省令第九九號、一七年三月第五五號、一八年四月第五二號、一一月遞令第六號、二〇年五月一九日閣令第一〇號、一〇月一六日第四五號、一年四月一八日第二九號、七月一日遞令第一號、二三年八月三一日續、遞令第二號改正

國際放送電報規則左ノ通定ム

國際放送電報規則

第一條　國際放送電報ハ左ノ二種トス

一　対外放送電報

二　外國放送電報

第二條　対外放送電報トハ通信社ヨリ外國ニ情報ヲ頒布スル目的ヲ以テ特定ノ者ニ宛ツルコトナク無線電信ニ依リ放送セラルル爲一年ヲ通ジ毎日発スル電報ヲ謂フ

第三條　外國放送電報トハ外國無線電信局ノ放送スル情報電報ニシテ官廳又ハ通信社ニ於テ別ニ告示スル電信官署ヨリ受領スルモノヲ謂フ

第四條　対外放送電報ヲ発信セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出シテ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ各号ノ事項ヲ変更セントスル

トキ亦同ジ

一　情報ヲ頒布セントスル地方

二　情報ノ種類

三　和文電報、歐文電報ノ別（歐文電報ノ場合ハ使用國語ヲ附記スベシ）

四　電報ノ字語數

五　放送ヲ希望スル時刻

六　二箇以上ノ周波數ニ依ル同時放送ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル周波數ノ數

第五條　前條ノ申請ヲ許可シタルトキハ對外放送電報ノ發信電信官署、發信時刻、放送時刻、發射ノ型式又周波數ヲ指定シ其ノ旨申請者ニ通知ス

第六條　通信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第四條ノ規定ニ依ル電報ノ字語數ヲ制限シ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定シタル事項ヲ變更スルコトアルベシ

第七條　電報頼信時刻ヲ經過シタル後ニ頼信シタル對外放送電報ハ之ガ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第八條　廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタル電報ニ付テハ對外放送電報ノ取扱ヲ爲サズ

第九條　對外放送電報ノ實際字語數ハ發信電信官署ニ於テ特ニ承認シタル場合ヲ除クノ外許可字語數ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十條　削除

第十一條　削除

第十二條　對外放送電報ノ料金ヲ納付セザルトキハ滯納ノ期間之ガ取扱ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依ル取扱停止期間三十日以上ニ及ビ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ對外放送電報取扱ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十三條　削除

第十四條　外國放送電報ヲ受領セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出シテ通信大臣ノ許可ヲ受クベシ

一　電報ヲ放送スル外國無線電信局ノ名稱、經營者名、呼出符號、發射ノ型式、周波數及放送時刻（グリニッヂ標準時）

二　和文電報、歐文電報ノ別（歐文電報ノ場合ハ使用國語ヲ附記スベシ）

三　電報ノ字語數

外國放送電報ノ受領ニ關シ關係通信社等ト特約ヲ要スルモノニ在リテハ前項ノ申請書ニ其ノ契約書ノ寫又ハ該契約ヲ証明スル書類ヲ添附スベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル後其ノ各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨通信大臣ニ届出ヅベシ

第十五條　削除

第十六條　第六條ノ規定ハ外國放送電報ニ之ヲ準用ス

第十七條　國際放送電報ノ料金ハ一月分毎ニ之ヲ計算シ發信又ハ受信電信官署ヨリ翌月十日迄ニ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知ス

發信人又ハ受信人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ月二十五日迄ニ其ノ料金ヲ發信又ハ受信電信官署ニ通貨ヲ以テ納付スベシ

第十八條　國際放送電報取扱ノ開始又ハ廢止若ハ變更ガ月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ電報料金ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

第十八條ノ二　國際放送電報ノ料金ハ左ニ掲グルモノニ限リ發信人又ハ受信人ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　通信施設ノ故障ニ依リ終日放送ノ發信又ハ受信ヲ爲シ得ザリシ場合其ノ日額ニ相當スル料金

二　電信官署ノ過失ニ依リ徴收シタル過納又ハ誤納ノ料金

第十九條　通信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ國際放送電報ノ取扱ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第二十條　國際放送電報ハ無線電信局ノ設備上已ムヲ得ズト認ムルトキハ其ノ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第二十一條　對外放送電報ノ發信ヲ廢止シ又ハ外國放送電報ノ受領ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨通信大臣ニ届出ヅベシ

第二十二條　國際放送電報ノ取扱ニ關シ本令ニ規定ナキ事項ハ和文電報ニ付テハ內國新聞電報、歐文電報ニ付テハ外國新聞電報ニ關スル規定ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十八年第五十二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於ケル國際放送電報ノ料金ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第三章　電話

第一款　內國電話

●電話規則（昭和十二年十月一日逓信省令第七十三号）

沿革　昭和一三年一二月逓信省令第八二號、一七年三月第三一號、一八年六月第七一號、一二月逓令第六號、一二月第三〇號、一九年三月第三八號、一一月第一一六號、一二月第一三五號、二〇年一二月八日閣令第六四號、二一年四月一日第二五號、五月二日第四四號、七月一日逓令第一號、二二年三月三一日、閣、逓令第一七號、二三年六月二六日逓令第一九號、二四年一月七日第一號、五月三一日第二一號改正

電話規則左ノ通定ム

電話規則　目次

第一章　總則
第二章　加入者
第三章　加入申込及受理
第四章　電話ノ設備及維持
第五章　電話番号
第六章　特殊裝置
第一節　增設機械
第二節　接續電話
第三節　削除
第四節　特別市外通話裝置
第五節　發信及著信專用裝置
第六節　直通連絡回線
第七節　代表取扱
第七章　電話通話
第一節　通則
第二節　加入電話ニ依ル通話
第三節　通話局及公衆電話所ニ於ケル通話
第八章　電話料金
第一節　通則
第二節　料金種別
第一款　加入料
第二款　電話使用料
第三款　附加使用料
第四款　電話線設備料
第五款　裝置料
第六款　名義變更料
第七款　電話番号簿掲載料
第八款　臨時電話ニ關スル料金
第九款　市內通話料
第十款　市外通話料
第十一款　通話取消料
第三節　料金納付
第四節　料金免除及還付
第九章　通話停止及加入除名
第十章　雜則
附則

電話規則

第一章　總則

第一條　電話ノ加入ハ左ノ二種トス

一　單独加入　一加入ニ付一回線ヲ有スルモノ

二　共同加入　二加入共同シテ一回線ヲ有スルモノ

第二條　共同加入ノ電話機設置場所ハ相手方ノ電話線路ヨリ直線距離二百メートル以內タルベシ但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　加入者ハ加入種類ノ變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得

所轄逓信局長ニ於テ事業上又ハ工事上支障アリト認ムルトキハ前項ノ請求ニ應セザルコトアルベシ

第四條　電話加入區域ハ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トシ當該電話官署ニ之ヲ公示ス

所轄電信局長ニ於テ事業上又ハ工事上支障ナシト認ムルトキハ當該電話官署ノ加入區域外ナル場合ト雖モ加入ヲ許可スルコトアルベシ

逓信大臣ニ於テ別ニ告示スル電話官署ニ關シテハ其ノ電話加入區域ヲ關係電話官署ニ共通ノモノト看做ス

第四條ノ二　電話機設置場所ハ加入者ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ限ル但シ所轄逓信局長ニ於テ事業上支障ナシト認メ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　本令ニ依リ電話官署ニ対シテ爲ス請求ハ別ニ定ムル書式ニ依ルベシ

第二章　加入者

第六條　加入者ハ一加入ニ付一人タルベシ

社寺、学校、組合又ハ團体ニシテ法人ニ非ザルモノハ電話官署ニ於テ適当ト認ムルモノニ限リ其ノ名ニ於テ加入セシムルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル加入者ハ料金納付其ノ他一切ノ責ニ任セシムル爲代表者一人ヲ選定シ届出ヅベシ代表者ヲ變更スル場合亦同ジ

第七條　加入者其ノ加入ヲ他人ニ讓渡セントスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ當該電話官署ニ差出シ其ノ承認ヲ受クベシ

所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ、判決其ノ他ノ書類ヲ以テ前項ノ規定ニ依ル連署ニ代ルモノトシテ取扱コトアルベシ

第八條　加入ノ讓渡アリタルトキハ新加入者ハ旧加入者ガ電話官署ニ対シテ有シタル一切ノ權利及義務ヲ承継スルモノトス

第九條　加入申込者又ハ加入者死亡シタルトキハ其ノ相続人ハ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ起算シ三月以內ニ其ノ証明書ヲ添ヘ當該電話官署ニ承継ノ届出ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ法人ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條　加入申込及臨時電話ノ加入ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十一條　削除

第三章　加入申込及受理

第十二條　電話ノ加入ヲ爲サントスル者ハ一加入毎ニ加入申込書ヲ當該電話官署ニ差出スベシ

共同加入ノ申込ヲ爲サントスル者ハ相手方ヲ選定シ加入申込書ニ双方連署スベシ

第十三條　電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ加入申込ノ受付期間ヲ定ムルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ受付期間ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

第十四條　削除

第十五條　加入申込ガ當該電話官署ノ受理予定数ヲ超過スル虞アルトキハ官廳、公署又ハ公益上若ハ時局上必要ナル事業ノ用ニ供スル爲必要アリト認ムルモノニ限リ之ヲ受理ス

第十六條　削除

第十七條　削除

第十八條　加入申込ヲ受理セラレタル者電話官署ノ指定スル期日迄ニ加入料及裝置料ヲ納付セザルトキハ該加入申込ノ受理ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第十九條　削除

第二十條　臨時電話ノ加入申込ノ受理ヲ爲スベキ電話官署及加入區域ニ属スル制限並ニ加入期間ハ別ニ之ヲ告示ス

臨時電話ニ関シテハ前七條ノ規定ヲ適用セズ

第二十一條　工事上支障アルトキハ前八條ノ規定ニ拘ラズ加入申込ヲ受、

理セザルコトアルベシ

第四章　電話番号

第二十二條　電話番号ハ当該電話官署ニ於テ一加入毎ニ一箇ヲ定ム但シ共同加入ニ対シテハ相手方ト同一ノ番号ヲ附スルコトアルベシ

第二十三條　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ電話番号ヲ変更スルコトアルベシ

一　加入種類ヲ変更シタルトキ

二　加入区域ノ設定又ハ変更ニ因リ所属電話官署ヲ異ニスルニ至リタルトキ

三　同一電話官署所属内ニ於テ交換取扱局ヲ異ニスルニ至リタルトキ

四　代表取扱ヲ為シ又ハ之ヲ廃止シタルトキ

五　工事上又ハ交換取扱上必要アルトキ

第二十四條　電話番号簿ニハ電話番号、加入者名、電話機設置場所其ノ他電話ノ利用上必要ナル事項ヲ掲載ス

第二十五條　左ノ各号ノ一ニ該当スル電話ニ関シテハ電話番号等ノ掲載ヲ省略スルコトアルベシ

一　発信専用装置ヲ為シタルモノ

二　代表取扱ヲ為ス加入回線中代表番号以外ノモノ

三　電話番号簿ノ掲載省略ノ請求アリタルモノ

四　電話機設置場所ニ加入者ガ居住セザルモノ

第二十六條　加入申込者又ハ加入者ハ電話番号簿ニ左ノ各号ノ特殊掲載ノ請求ヲ為スコトヲ得

一　重複掲載　自己ノ氏名、称号等ノ区別ニ従ヒ二箇所以上ニ名義ヲ掲載スルモノ

二　他人名義掲載　電話機設置場所居住者ニシテ加入者以外ノ者ノ名義ヲ掲載スルモノ

第五章　電話ノ設備及維持

第二十七條　電話ノ設備及維持ハ電話官署ニ於テ之ヲ行フ但シ屋内配線用ノ暗渠、導管等ノ供給並ニ之ガ設備及維持ハ電話官署ノ定ムル標準規格ニ従ヒ加入申込者又ハ加入者ニ於テ之ヲ為スモノトス

第二十八條　加入者ハ濫ニ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話設備ノ移轉、変更若ハ分解ヲ為シ又ハ之ニ他ノ線條、機械等ノ連絡ヲ為スベカラズ但シ水火其ノ他ノ事変ニ際シ保護ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條　加入者ハ電話官署ノ従事員ガ電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ立入リ電話ノ工事、試験、障碍修理等ヲ為シ又ハ之ガ設備及維持ニ関スル事項ヲ点検スルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ当該従事員ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

第三十條　電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話設備ノ取付、撤去、移轉等ノ場合ニ於テ関係造営物ヲ修復スルノ責ニ任セズ

第三十一條　加入者ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話設備ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第二十八條ノ規定ニ違反スル所為ニ因リ復旧工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ弁償スベシ

第三十二條　加入者ハ電話機械ノ移轉又ハ一時撤去ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ共同加入者ハ移轉先ニ於テ直ニ共同加入トナリ得ル場合ニ限ル

第三十三條　加入者ハ別ニ指定スル電話官署相互間ニ於テ加入ノ所属変更ノ請求ヲ為スコトヲ得

所轄逓信局長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ指定電話官署相互間ニ非ザル場合ト雖モ加入ノ所属変更ヲ許可スルコトアルベシ

第三十三條ノ二　所轄逓信局長ニ於テ事業上又ハ工事上支障アリト認ムルトキハ前二條ノ請求ニ應セザルコトアルベシ

第六章　特殊装置

第一節　増設機械

第三十四條　加入申込者又ハ加入者ハ左ノ各号ノ増設機械ノ装置ノ請求

ヲ為スコトヲ得

一　電話機（甲種　宅内交換機ニ依リ接続スルモノ

乙種　轉換器ニ依リ接続スルモノ

二　受話器

三　電鈴

第三十五條　第十三條及第十五條ノ規定ハ前項第一号ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第三十五條　増設機械ノ装置ニ関スル制限左ノ如シ

一　甲種電話機　共同加入ノ加入回線ニ接続スルコトヲ得ズ

二　乙種電話機　一加入ニ付二箇以内トス尚三箇以上ノ加入回線ニ共通ニ接続スルコトヲ得ズ

三　受話器　電話機一箇ニ付一箇トス

四　電鈴　電話機一箇ニ付一箇トス

第四條第二項ノ規定ニ依ル電話ノ加入回線ニ対シテハ当該電話官署以外ノ電話官署ニ属スル加入回線ト共通ニ電話機ノ増設ヲ為スコトヲ得ズ

第三十五條ノ二　加入申込者又ハ加入者ハ甲種増設電話機ヲ市外専用電話又ハ市外通話ノ用ニ供スル市内専用電話ノ回線ニ接続ノ請求ヲ為スコトヲ得

第三十六條　増設機械ノ装置ハ加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内又ハ所轄逓信局長ニ於テ同一ノ邸宅若ハ構内ニ準ズルモノト認ムル地域内ニ限ル

第三十七條　甲種増設電話機ノ交換取扱ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ加入者ニ於テ之ヲ為スベシ

第三十八條　甲種電話機増設ノ請求アルトキハ電話官署ハ之ガ附属交換機ノ方式、容量等ニ付加入申込者又ハ加入者ト協議ノ上決定スルモノトス

第三十九條　甲種増設電話機ヲ使用スル加入者ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ其ノ増設電話機ニ関スル通話上ノ故障ノ有無ヲ試験スベシ

第四十條　加入者ニ於テ為ス増設電話機ノ設備及維持ニ従事スル者ハ逓信大臣ニ於テ認定シタル者タルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ認定シタル者ハ別ニ之ヲ告示ス

甲種増設電話機ノ交換取扱ニ従事スル者ハ所轄逓信局長ノ資格認定ヲ受ケタル者タルコトヲ要ス

前項ノ交換取扱者本令又ハ電話官署ノ指示ニ従ハザルトキハ所轄逓信局長ニ於テ加入者ヲシテ之ヲ変更セシメ又ハ甲種増設電話機ノ使用ヲ為サシメザルコトアルベシ

第四十一條　所轄逓信局長ニ於テ工事上又ハ交換取扱上支障アリト認ムルトキハ増設機械ノ装置ノ請求ニ應セズ又ハ其ノ装置ヲ変更シ若ハ変更セシメ又ハ其ノ使用ヲ為サシメザルコトアルベシ

第二節　接続電話

第四十二條　加入申込者又ハ加入者ハ加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内又ハ所轄逓信局長ニ於テ同一ノ邸宅若ハ構内ニ準ズルモノト認ムル地域ニ於テ使用スル私設、官廳用又ハ市内専用電話機ヲ加入回線ニ接続ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ電話機ニ関シテハ増設電話機ニ関スル規定ヲ準用ス

第三節　削除

第四十三條　削除

第四節　特別市外通話装置

第四十四條　磁石式局ノ加入申込者又ハ加入者ニシテ特別市外通話区域ニ属スル通話ヲ為サントスル者ハ特別市外通話装置ノ請求ヲ為スベシ

第五節　発信及著信専用装置

第四十五條　加入申込者又ハ加入者同一ノ邸宅又ハ構内ニ於テ二以上ノ電話ノ加入ヲ有スルトキハ一箇ヲ除ク他ノ加入回線ニ付発信専用又ハ著信専用ノ装置ノ請求ヲ為スコトヲ得

所轄逓信局長ニ於テ電話交換ノ能率向上ノ為必要アリト認ムルトキハ加入者ノ請求ナキ場合ト雖モ前項ノ発信専用又ハ著信専用ノ装置ヲ為スコトアルベシ

第六節　直通連絡回線

第四十五條ノ二　加入申込者又ハ加入者ハ同一電話加入区域内ニ在ル甲種增設電話機又ハ接続電話機ノ交換相互間ニ直通連絡回線ノ施設ノ請求ヲ爲スコトヲ得

所轄通信局長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ電話加入区域外ニ渉ル場合ト雖モ電話法第二條第五号ニ該当スル地域ニ限リ前項ノ直通連絡回線ノ施設ヲ許可スルコトアルベシ

所轄通信局長ニ於テ事業上又ハ工事上支障アリト認ムルトキハ第一項ノ請求ニ應セザルコトアルベシ

第七節　代表取扱

第四十五條ノ三　加入申込者又ハ加入者ハ甲種增設電話機又ハ接続電話機ヲ接続スル加入回線ニ付其ノ代表取扱ノ請求ヲ爲スコトヲ得

所轄通信局長ニ於テ電話交換ノ能率向上ノ爲必要アリト認ムルトキハ加入者ノ請求ナキ場合ト雖モ前項ノ代表取扱ヲ爲スコトアルベシ

第七章　電話通話

第一節　通則

第四十六條　電話通話（以下單ニ通話ト稱ス）ハ市内通話及市外通話トシ市内通話トハ同一電話加入区域（第四條第二項ノ規定ニ依ル加入ハ當該電話官署ノ加入区域内ニ在ルモノト看做ス）ニ属スル通話ヲ、市外通話トハ其ノ他ノ通話ヲ謂フ

第四十七條　市外通話区域ハ普通市外通話区域及特別市外通話区域トシ関係電話官署ニ之ヲ掲示ス

第四十八條　市外通話ハ左ノ五種トス

一　普通通話

二　至急通話（普通通話ニ先チテ取扱フ通話）

三　特別至急通話（至急通話ニ先チテ取扱ス通話）

四　定時通話（一ヲ開始スル通話）（特定ノ通話区域ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱

五　予約通話（一月以上ヲ通ジ毎日申請者ノ指定シタル時刻ニ取扱ヲ開始スル加入者相互間ノ通話）

第四十九條　市外通話ハ毎三分時ヲ以テ一通話時トス但シ三分時ニ滿タザルモノト雖モ之ヲ一通話時ト看做ス

通話時ハ関係電話回線ノ接続ヲ爲シタル時刻ヨリ之ヲ起算ス但シ予約通話ニ付テハ関係加入者当該電話官署ノ信号ニ應答セザル場合ハ信号ヲ開始シタル時刻ヨリ之ヲ起算ス

第五十條　市外通話ハ三通話時迄之ヲ継続スルコトヲ得但シ電話官署ニ於テ業務上必要アリト認ムルトキハ二通話時以下ニ止メシメ又通話ニ際シ他ニ請求ナキトキハ四通話時以上継続セシムルコトアルベシ

自動接続市外通話方式ニ依ル通話ハ四通話時迄之ヲ継続スルコトヲ得

第五十一條　電話官署ハ通話輻輳ノ際多数ノ通話ヲ請求スル者ニ対シ其ノ請求ニ應セザルコトアルベシ

第五十二條　電話官署ニ於テ市外通話ノ取扱ヲ爲サントスルニ方リ関係加入者ガ他ノ加入者ト市内通話中ナルトキハ其ノ接続ヲ切断スルコトアルベシ

第五十三條　電話官署ニ於テ業務上必要アリト認ムルトキハ十分以上繼続スル市内通話ハ之ヲ切断スルコトアルベシ

第二節　加入電話

第五十四條　加入者市内通話ヲ爲サントスルトキハ対話者電話番号ヲ当該電話官署ニ申出ヅベシ但シ自動交接方式ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十五條　加入者市外通話ノ請求ヲ爲サントスルトキハ左ノ各号ノ事項ヲ当該電話官署ニ申出ヅベシ但シ自動接続市外通話方式ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　通話種別

二　対話局名及対話者電話番号

三　請求者電話番号

前項ノ場合ニ於テ同一電話官署ニ所属スル二箇ノ電話ノ内何レカニ接続ヲ請求セントスルトキハ順位ヲ定メ其ノ電話番号ヲ申出ヅベシ

第一項ノ請求ハ請求後八時間ヲ経過スルモ通話ヲ開始シ得ザリシトキハ消滅スルモノトス但シ請求者ガ予メ消滅時刻ノ延伸ヲ申出デタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規程ニ依ル消滅ハ請求者ニ之ヲ通告セズ

第五十六條　加入者定時通話ノ請求ヲ爲サントスルトキハ前條第一項及第二項ノ事項ノ外其ノ指定時刻及通話時数ヲ前日午後三時以後指定時刻一時間前迄ニ申出ヅベシ

定時通話ノ請求アリタルトキハ其ノ旨ヲ対話者ニ通告ス

第五十七條　前二條ノ事項ハ請求後之ヲ変更スルコトヲ得ズ但シ普通通話ヲ至急通話ニ又ハ普通通話若ハ至急通話ヲ特別至急通話ニ変更スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條　電話官署ニ於テ通話取扱上必要アリト認ムルトキハ予約通話又ハ定時通話ノ指定時刻ヲ前後十五分間以内ニ於テ繰上ゲ又ハ繰下ゲ之ヲ取扱フコトアルベシ

前項ノ時間内ニ予約通話又ハ定時通話ノ取扱ヲ開始シ得ザルトキハ其ノ予約通話ニ付テハ取扱ヲ爲サズ定時通話ニ付テハ其ノ請求ハ消滅ス

此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ予約者又ハ請求者ニ通告ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ通告ヲ受ケタルトキ同時ニ同一対話者ニ対シ特別至急通話ノ請求ヲ爲シタルトキハ予約通話ナリシモノハ其ノ請求受付時刻ニ拘ラズ特別至急通話ノ優先取扱ヲ爲シ定時通話ナリシモノハ其ノ定時通話ノ請求受付時刻ニ於テ当該特別至急通話ノ請求ヲ受付タルモノト看做シテ取扱ヲ爲ス

第五十八條ノ二　予約通話ヲ爲サントスル者ハ予約通話開始ノ日ノ十日前迄ニ申請書ヲ当該電話官署ニ差出シ其ノ認可ヲ受クベシ

第五十八條ノ三　予約通話ノ認可ヲ受ケタル者（以下單ニ縮約者ト稱ス）予約通話ノ時刻又ハ通話時数ヲ変更セントスルトキハ前月ノ二十日迄ニ之ガ申請ヲ爲スベシ但シ暦月ノ中途ニ於テ変更スルコトヲ得ズ

第五十八條ノ四　予約者其ノ通話ヲ廃止セントスルトキハ廃止ノ日ノ五日前迄ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第五十八條ノ五　予約通話ノ認可後電話回線其ノ他設備上支障アルトキハ其ノ認可ヲ取消シ又ハ通話時数ヲ減少シ若ハ通話時刻ヲ変更スルコトアルベシ

第三節　通話局及公衆電話所ニ於ケル通話

第五十九條　通話事務ヲ取扱フ電話官署（以下單ニ通話局ト稱ス）ニ於テ通話ノ請求ヲ爲サントスル者ハ市内通話ナルトキハ対話者電話番号ヲ申出デ、市外通話ナルトキハ通話種別、対話局名及対話者電話番号ヲ通話券ニ記入シ之ヲ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ対話者ガ通話局ニ待合セ中ノ者ナルトキハ対話者電話番号ニ代ヘ当該通話局名、通話事務用電話番号及対話者名ヲ記入スベシ

第六十條　公衆電話所ニ於テ通話ノ請求ヲ爲サントスル者ハ前條第一項ノ事項ヲ所属電話官署ニ申出ヅベシ

第六十一條　前二條ノ事項ハ請求後之ヲ変更スルコトヲ得ズ但シ普通通話ヲ至急通話ニ又ハ普通通話若ハ至急通話ヲ特別至急通話ニ変更スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條ノ二　第五十六條及第五十八條ノ規定ハ通話局ニ於ケル定時通話ニ付之ヲ準用ス

第八章　電話料金

第一節　通則

第六十二條　電話官署ノ局種別ハ左ノ標準ニ依リ当該電話官署所属ノ加入数ニ應シ之ヲ定メ別ニ公示ス但シ機械設備其ノ他工事上ノ関係等ニ依リ該標準ニ依ラザルコトアルベシ

一級局	加入	五万以上	
五級局	加入	百以上	
二級局	同	八千以上	
六級局	同	二十五以上	

三級局　同　二千以上　七級局　同　二十四以下
四級局　同　四百以上

第四條第三項ノ規定ニ依ル電話官署ノ局種別ハ關係電話官署所屬加入ノ總數ニ依リ之ヲ定ム

第六十二條ノ二　電話料金ノ賦課ニ關シ電話ノ加入ハ其ノ利用目的ニ依リ住宅用及事務用ノ二種ニ分ツ

前項ノ規定ニ依ル利用種別ハ左ノ標準ニ依リ當該電話官署ニ於テ之ヲ認定ス

一　住宅用　電話機設置場所ガ專ラ居住ノ用ニ供セラルルモノ
二　事務用　住宅用ニ非ザルモノ

第六十二條ノ三　加入者ハ利用種別ニ變更アリタルトキハ變更アリタル月ノ翌月ノ三日迄ニ其ノ旨當該電通官署ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ハ加込申入後利用種別ニ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條　加入區域ノ設定ナキ電話官署所屬ノ加入ノ電話料金ハ當該電話官署ヨリ關係電話線路千二百メートル迄ハ普通加入區域内ニ又三キロメートル迄ハ特別加入區域内ニ在ルモノトシテ之ヲ課ス

第六十四條　遞信大臣ニ於テ通信事務上必要ト認ムル加入及通話ニ對シテハ料金ヲ課セズ

第六十五條　第二十七條第一項但書ノ規定ニ依ル場合及所轄通信局長ニ於テ公衆ノ用ニ供スル加入トシテ指定シタル場合ハ該加入ニ對スル料金ハ之ヲ特定又ハ免除スルコトアルベシ

第二節　料金種別

第一款　加入料

第六十六條　加入申込ヲ受理セラレタル者ハ百七十円ノ加入料ヲ納ムベシ

第二款　電話使用料

二級局以上ノ電話官署及別ニ告示スル三級局又ハ四級局ノ電話官署ニハ度數料金制ヲ施行シ其ノ他ノ電話官署ニハ均一料金制ヲ施行ス

第六十七條　度數料金制ヲ施行スル電話官署ノ加入者ハ左ノ電話使用料ヲ納ムベシ

基本料額	單獨加入	住宅用	一級局	二級局	三級局
			七十五円	六十五円	五十五円
		事務用	百二十円	百円	八十五円
	共同加入	住宅用	五十五円	四十五円	三十五円
		事務用	八十五円	七十円	六十円
度數料			五十銭		

度數料ハ電話ヲ請求シタル加入者ニ之ヲ課ス

第六十九條　左ノ各号ノ一ニ該當スル通話ニ對シテハ度數料ヲ課セズ

一　電話ノ障碍ヲ發見又ハ交換ノ取扱ニ關シ特ニ指定シタル電話官署ノ加入電話ニ對シテ爲スモノ
二　電話ノ障碍又ハ電話官署ノ過失ニ因リ通話ノ中途ニ於テ不能トナリタルモノ
三　市外通話等ノ取扱ニ際シ電話官署ニ於テ切斷シタルモノ
四　同一共同加入ノ加入者相互間ノモノ

第七十條　度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ共同加入者ハ其ノ一方ヲ度數料納付責任者ニ定メ双方連署シ當該電話官署ニ届出ヅベシ度數料納付責任者ヲ變更スル場合亦同ジ

度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ共同加入者ノ爲シタル通話ニ對スル度數料ハ相手方ノ分ト合算シ度數料納付責任者ニ之ヲ課ス

第七十一條　度數料ヲ課スベキ通話度數ハ當該電話官署ノ算定スル所ニ依ル

第七十二條　均一料金制ヲ施行スル電話官署ノ加入者ハ月額左ノ電話使用料ヲ納ムベシ

三級局	住宅用	四円五十銭	
	事務用	七円五十銭	
四級局	住宅用	六円	
	事務用	十円	
五級局	住宅用	十二円	
	事務用	二十円	
六級局	住宅用	十二円	
	事務用	二十円	
七級局	住宅用	十二円	
	事務用	二十円	

第七十三條　加入區域ノ設定ナキ電話官署ノ加入者ハ月額左ノ電話使用料ヲ納ムベシ

單獨加入	住宅用	百四十五円
	事務用	二百四十円
共同加入	住宅用	百五円
	事務用	百七十五円

單獨加入	住宅用	百二十五円	百十円	九十円	七十五円
	事務用	二百十円	百八十円	百五十円	百二十五円
共同加入	住宅用	九十円	七十五円	六十五円	五十五円
	事務用	百五十円	百三十円	百十円	九十円

第七十四條　左ノ各号ノ一ニ該當スル加入者ハ附加使用料ヲ納ムベシ

一　普通加入區域外ニ在ルモノ
二　增設機械ヲ使用スルモノ
三　接續電話機ヲ使用スルモノ
四　特別市外通話裝置ヲ使用スルモノ
五　甲種增設電話機又ハ接續電話機ヲ市外專用電話ノ回線ニ接續スルモノ

第七十五條　普通加入區域外加入ノ距離ニ依ル附加使用料ハ月額左ノ如シ

當該電話官署ノ普通加入區域外ニ於ケル關係電話線路百メートル迄毎ニ	特別加入區域	四円五十銭
	加入區域	七円五十銭
	住宅用	六円
	事務用	十円

第七十六條　第四條第二項ノ規定ニ依ル加入ニシテ電話機設置場所ガ他ノ電話官署ノ加入區域内ニ在ルモノニ對シテハ前條ノ料金ノ外ニ月額電話使用料（度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ加入者ノ發シタル市外通話ニシテ自動接續市外通話方式ニ依ルモノニ對スル市外通話竝ヲ含ム）ト同額ノ特別ノ附加使用料ヲ課ス

第七十七條　增設機械ノ附加使用料ハ一箇毎ニ月額左ノ如シ

電話機	住宅用	電話官署ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合	二十四円
	事務用		四十円
受話機	住宅用		九円
	事務用		十五円
電鈴	住宅用		九円
	事務用		十五円

同一ノ加入回線ニ接續スル甲種增設電話機ガ加入者ノ專用ニ屬セザルトキハ前項ノ料金ノ外ニ加入者ニ非ザル者ノ使用スル增設電話機ニ對シ一箇毎ニ住宅用ニ在リテハ十二円ヲ事務用ニ在リテハ二十円ヲ加算ス

乙種增設電話機ニシテ二箇ノ加入回線ニ共通ニ接續スルモノニ對シテハ加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合ヲ除キ第一項ノ料金ノ外ニ電話機一箇毎ニ住宅用ニ在リテハ十二円ヲ事務用ニ在リテハ二十円ヲ加算ス

第七十八條　接續電話機、卓上電話機及特別市外通話裝置ノ附加使用料ハ一箇毎ニ月額左ノ如シ

接續電話機	住宅用	十二円
	事務用	二十円
卓上電話機（加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合ヲ除ク）	住宅用	十二円
	事務用	二十円
特別市外通話裝置		四円五十銭

第七十八條ノ二　前二條ノ規定ニ依ル住宅用及事務用ノ別ハ關係加入ノ利用種別ニ依ル

第七十八條ノ三　甲種增設電話機又ハ接續電話機ヲ市外專用電話ノ回線ニ接續スル場合ノ附加使用料ハ接續一箇所ニ付月額左ノ如シ

三級局	住宅用	四円五十銭
	事務用	七円五十銭
四級局	住宅用	六円
	事務用	十円
五級局	住宅用	十二円
	事務用	二十円
六級局	住宅用	十二円
	事務用	二十円
七級局	住宅用	十二円
	事務用	二十円

特別ノ附加使用料ヲ課ス

第七十七條　增設機械ノ附加使用料ハ一箇毎ニ月額左ノ如シ

電話機	住宅用	電話官署ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合	二十四円
	事務用		四十円
受話機	住宅用		九円
	事務用		十五円
電鈴	住宅用		九円
	事務用		十五円

電話機	住宅用	加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合	十二円
	事務用		二十円
受話機	住宅用		六円
	事務用		十円
電鈴	住宅用		六円
	事務用		十円

同一ノ加入回線ニ接續スル甲種增設電話機ガ加入者ノ專用ニ屬セザルトキハ前項ノ料金ノ外ニ加入者ニ非ザル者ノ使用スル增設電話機ニ對シ一箇毎ニ住宅用ニ在リテハ十二円ヲ事務用ニ在リテハ二十円ヲ加算ス

乙種增設電話機ニシテ二箇ノ加入回線ニ共通ニ接續スルモノニ對シテハ加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合ヲ除キ第一項ノ料金ノ外ニ電話機一箇毎ニ住宅用ニ在リテハ十二円ヲ事務用ニ在リテハ二十円ヲ加算ス

第七十八條　接續電話機、卓上電話機及特別市外通話裝置ノ附加使用料ハ一箇毎ニ月額左ノ如シ

接續電話機	住宅用	十二円
	事務用	二十円
卓上電話機（加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合ヲ除ク）	住宅用	十二円
	事務用	二十円
特別市外通話裝置		四円五十銭

第七十八條ノ二　前二條ノ規定ニ依ル住宅用及事務用ノ別ハ關係加入ノ利用種別ニ依ル

第七十八條ノ三　甲種增設電話機又ハ接續電話機ヲ市外專用電話ノ回線ニ接續スル場合ノ附加使用料ハ接續一箇所ニ付月額左ノ如シ

三級局	住宅用	七円五十銭
	事務用	十五円
四級局	住宅用	九円
	事務用	十五円
五級局	住宅用	九円
	事務用	十五円
六級局	住宅用	九円
	事務用	十五円
七級局	住宅用	九円
	事務用	十五円

市外專用電話回線一回線毎ニ　二百五十円

第七十九條　普通加入区域外加入ノ申込ヲ受理セラレタル者又ハ当該電話官署ノ普通加入区域外ニ於テ電話線路ノ変更ヲ要スル電話機ノ移轉若ハ加入種類ノ変更其ノ他ノ請求ヲ爲ス加入者ハ左ノ電話線設備料ヲ納ムベシ但シ單ニ電話線路ヲ短縮スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

当該電話官署ノ普通加入区域外ニ於ケル関係電話線路百メートル迄毎ニ
- 特別加入区域内　三百六十円
- 加入区域外　四百八十円

第五款　装置料

第八十條　加入申込ヲ受理セラレタル者又ハ電話機械ノ移轉、一時撤去若ハ加入ノ所属変更ノ請求ヲ爲ス加入者ハ左ノ装置料ヲ納ムベシ

一　加入申込受理ノ場合　一加入毎ニ　八百円

二　同一ノ邸宅若ハ構内ニ於ケル移轉又ハ一時撤去ノ場合

電話機	一箇毎ニ百四十円
増設電鈴	八十円
附属物品（電話機若ハ電鈴ノ移轉又ハ一時撤去ニ伴フ場合ヲ除ク）	八十円

三　前号以外ノ移轉ノ場合

電話機　一箇毎ニ八百円（同一建造物内ニ於ケル移轉ニシテ加入者ガ移轉ニ要スル電話線ヲ建設供給スルトキハ百四十円トス）	
増設機械　前号ト同額ノ料金	
四　加入ノ所属変更ノ場合　一加入毎ニ	八百円

天災、地変等ニ因リ電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話設備ガ滅失シタル場合之ガ復旧ヲ爲ストキハ加入者ハ電話機一箇毎ニ前項第三号ノ電話機ニ対スル料金ヲ納ムベシ

第六款　名義変更料

第八十一條　加入譲渡ノ承認ヲ受ケントスル加入者ハ百五十円ノ名義変更料ヲ納ムベシ

前項ノ料金ハ第九條ノ規定ニ依ル加入承継ノ場合ニハ之ヲ課セズ

第七款　電話番号簿掲載料

第八十二條　電話番号簿ニ特殊掲載ノ請求ヲ爲シタル加入者ハ電話番号簿発行ノ都度一掲載毎ニ六十円ノ電話番号簿掲載料ヲ納ムベシ

第八款　臨時電話ニ関スル料金

第八十三條　臨時電話ニ関シテハ電話機械ノ移轉請求ニ対シ課スベキ装置料ヲ除クノ外本章前各條ノ規定ニ依ラズ左ノ料金ヲ課ス

一　装置料　六百円

電話使用料	度数料金	基本料　日額	三十五円
	制施行局	度数料　市内通話一度数毎ニ	五十銭
	均一料金	日額	五十円
	制施行局		

三　附加使用料　乙種増設電話機一箇毎ニ　百二十円

第九款　市内通話料

第八十四條　通話局又ハ公衆電話所ニ於テ市内通話ノ請求ヲ爲ス者ハ一度数毎ニ五十銭ノ市内通話料ヲ納ムベシ

第八十五條　通話局又ハ公衆電話所ニ於テ爲ス市内通話ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ市内通話料ヲ課セズ

一　電話ノ障碍又ハ交換ノ取扱ニ関シ特ニ指定シタル電話官署ノ加入電話ニ対シテ爲スモノ

二　火災報知又ハ應急救護ノ爲別ニ告示スル所ニ依リ消防官署ノ加入電話ニ対シテ爲スモノ

三　犯罪発生其ノ他治安維持ニ関スル非常通報ノ爲別ニ公示スル所ニ依リ警察官署ノ加入電話ニ対シテ爲スモノ

第十款　市外通話料

第八十六條　市外通話ノ請求ヲ爲ス者ハ一通話時毎ニ左ノ市外通話料ヲ納ムベシ

一　普通通話料

市外通話区域

八キロメートル以内	一円
十二キロメートル以内	二円
四十キロメートル以内	三円
八十キロメートル以内	四円
百二十キロメートル以内	八円五十銭
百六十キロメートル以内	十円五十銭
二百キロメートル以内	十二円五十銭
二百四十キロメートル以内	十四円五十銭
二百八十キロメートル以内	十六円五十銭
三百二十キロメートル以内	十八円五十銭
三百八十キロメートル以内	二十一円五十銭
四百七十キロメートル以内	二十六円
五百九十キロメートル以内	三十二円
七百十キロメートル以内	三十八円
八百三十キロメートル以内	四十四円
九百五十キロメートル以内	五十円
千百キロメートル以内	五十七円五十銭
千二百五十キロメートル以内	六十五円
千五百キロメートル以内	七十二円
千八百キロメートル以内	八十二円五十銭
二千百キロメートル以内	九十三円
二千四百キロメートル以内	百三円五十銭
二千四百キロメートルヲ超ユルモノ	百十四円

二　至急通話料　普通通話料ノ二倍

三　特別至急通話料　普通通話料ノ三倍

四　定時通話料　普通通話料ノ四倍

市外通話区域ノ距離ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八十六條ノ二　予約者ハ予約通話ノ通話時数ニ應ジ月額普通通話料ノ九十倍ノ予約通話料ヲ納ムベシ

第八十七條　自動接続市外通話方式ヲ施行スル自動式局ノ共同加入者ハ其ノ一方ヲ市外通話料納付責任者ニ定メ双方連署シ当該電話官署ニ届出ヅベシ市外通話料納付責任者ヲ変更スル場合亦同ジ

自動式局ノ共同加入者ノ爲シタル市外通話ニシテ自動接続市外通話方式ニ依ルモノニ対スル市外通話料ハ相手方ノ分ト合算シ市外通話料納付責任者ニ之ヲ課ス

第十一款　通話取消料

第八十八條　左ノ各号ノ一ニ該当スル市外通話ノ請求ヲ爲シタル加入者ハ通話取消料ヲ納ムベシ但シ即時ニ接続セラルル通話ナルトキ並ニ通話ノ請求後ノ普通通話ニ在リテハ二時間ヲ至急通話及特別至急通話ニ在リテハ一時間ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　通話取扱開始ノ通告ニ対シ関係者ノ一方ガ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲サザル旨申出デタルモノ

二　通話取扱開始ヲ通告セントスルニ方リ喚呼ヲ試ムルモ請求者（定時通話ニ在リテハ關係者の一方）ノ應答ヲ得ザルモノ但シ関係電話回線ノ障碍ニ因ル場合ヲ除ク

三　定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨申出デタルモノ

第八十八條ノ二　前條ノ規定ハ通話局ニ於テ定時通話ノ請求ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第八十九條　通話取消料ハ一回毎ニ左ノ如シ

一　通話時ノ普通通話料

四円迄	六十銭
十四円五十銭迄	二円五十銭
三十二円迄	五円
七十二円迄	七円五十銭

八十二円五十錢以上　十円

定時通話ノ通話取消料ハ前項ノ料金ノ三倍トス

第三節　料金納付

第九十條　加入料、電話線設備料、回線設備料、電話ノ加入申込、復旧及增設機械ニ関スル裝置料、電話番号簿掲載料及臨時電話ニ関スル度數料ハ当該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

名義変更料、前項以外ノ裝置料及臨時電話ニ関スル度數料以外ノ料金ハ当該電話官署ニ其ノ請求又ハ申込ヲ爲ストキ之ヲ納ムベシ

第九十一條　電話使用料、附加使用料、回線使用料及附加專用料ハ第九十二條ノ規定ニ依ルモノヲ除キ曆月ニ從ヒ毎月分ヲ其ノ月ノ末日迄ニ当該電話官署ニ納ムベシ

第九十二條　度數料金割ヲ施行スル電話官署ニ於ケル度數料及通話度數ニ依リ課スベキ附加使用料ハ曆月ニ從ヒ毎月分ヲ其ノ翌月ノ末日迄ニ当該電話官署ニ納ムベシ

第九十三條　市外通話料及通話取消料ハ第九十三條ノ二及第九十四條ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ曆月ニ從ヒ毎月分ヲ其ノ翌月ノ末日迄ニ当該電話官署ニ納ムベシ但シ臨時電話ニ関スルモノハ当該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

第九十三條ノ二　予約通話料ハ曆月ニ從ヒ毎月分ヲ其ノ月ノ十日迄ニ当該電話官署ニ納ムベシ

第九十三條ノ三　加入者ハ第九十一條及第九十三條ノ二ノ規定ニ拘ラズ電話使用料、附加使用料、回線使用料及予約通話料ノ三月分以上一年分以内ノ前納ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前納料金ハ当該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

第九十四條　通話局ニ於テハ通話ノ請求ヲ爲ストキ市内通話料又ハ一通話時分ノ市外通話料ヲ納メ市外通話ガ二通話時以上ニ渉ルトキハ其ノ終了後不足分ヲ納ムベシ但シ定時通話ナルトキハ請求ノ際指定通話時分ノ定時通話料ヲ納ムベシ

公衆電話所ニ於テハ通話ノ際市内通話料又ハ市外通話料ヲ所属電話官署ノ指定スル方法ニ依リ納ムベシ

第九十五條　電話ノ開通ガ曆月ノ中途ナル場合ハ其ノ月分ノ電話使用料、附加使用料、回線使用料及附加專用料ハ開通ノ日ヨリ起算シ十五日以内ニ当該電話官署ニ之ヲ納ムベシ

前項ノ料金ハ開通ノ日ヨリ起算シ其ノ月ノ末日ニ至ル迄ノ日数ニ應ジ月額ノ日割ヲ以テ算定ス

前二項ノ規定ハ開通後新ニ附加使用料、回線使用料及附加專用料ヲ納ムベキ場合ニ之ヲ適用ス

第九十六條　曆月ノ中途ニ於テ加入ノ取消又ハ除名アリタル場合ハ其ノ月分ノ料金ノ全額ヲ課ス

曆月ノ中途ニ於テ電話開通シ其ノ月ノ末日迄ニ加入ノ取消又ハ除名アリタル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラズ一月分ノ料金ヲ課ス

前二項ノ場合ニ於テ未納額アルトキハ当該電話官署ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

前各項ノ規定ハ加入者ノ請求ニ依リ普通加入区域外加入ニ対スル附加使用料ガ減少又ハ消滅スベキ場合ニ之ヲ適用ス

第九十六條ノ二　利用種別ニ変更アリタル場合ニ於テ第六十二條ノ三ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタルトキハ変更アリタル月ノ翌月ヨリ新種別ニ対スル料金ヲ課ス

事務用ガ住宅用ニ変更アリタル場合ニ於テ第六十二條ノ三ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザルトキハ届出ヲ爲ス月迄ハ事務用ニ対スル料金ヲ課ス

住宅用ガ事務用ニ変更アリタル場合ニ於テ第六十二條ノ三ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル場合ト雖モ当該電話官署ニ於テ変更アリタル事実ヲ認ムルトキハ変更アリタリト認ムル月ヨリ事務用ニ対スル料金ヲ課シ既納ノ料金ノ不足額ハ之ヲ徵収ス

第九十六條ノ三　予約通話ノ開始ガ曆月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ料金ハ月割ヲ以テ算出シ開始ノ日ヨリ起算シ十五日以内ニ当該電話官署ニ之ヲ納ムベシ

第九十六條ノ四　曆月ノ中途ニ於テ予約通話ヲ廃止シタルトキハ其ノ月分ノ料金ノ全額ヲ課ス

曆月ノ中途ニ於テ予約通話ヲ開始シ其ノ月ノ末日迄ニ廃止シタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ一月分ノ料金ヲ課ス

第九十七條　電話ニ関スル料金ハ通貨ヲ以テ納ムベシ

第九十七條ノ二　度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ加入者ノ爲シタル市外通話ニシテ自動接続市外通話方式ニ依ルモノニ対スル市外通話料ノ徵収ニ関シテハ之ヲ度數料ト看做ス

第九十八條　**第四節**　料金免除及還付

電話官署ノ過失ニ因リ徵収シタル過納又ハ誤納ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第九十九條　左ノ各号ノ場合ニ於ケル加入料及裝置料ハ之ヲ免除ス但シ既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　第百十二條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ

二　加入申込者ニ於テ該加入申込ヲ取消シ又ハ第十八條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ但シ所轄通信局長ニ於テ特ニ已ムヲ得ザル事由アリト認メタルモノニ限ル

第百條　左ノ各号ノ場合ニ於ケル電話使用料、附加使用料、回線使用料及附加專用料ハ月額ノ全割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　第百十二條ノ規定ニ依リ加入ヲ取消シタルトキ加入取消ノ翌日以後ニ係ルモノ

二　第百十三條ノ規定ニ依リ共同加入ノ通話ヲ休止シタルトキ其ノ休止ノ翌日以後ニ係ルモノ

三　加入者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ電話不通三日以上ニ亘リタルトキ其ノ不通期間ニ係ルモノ

金ハ月額ノ日割ヲ以テ算出シ開始ノ日ヨリ起算シ十五日以内ニ当該電話官署ニ之ヲ納ムベシ

第九十六條ノ四　曆月ノ中途ニ於テ予約通話ヲ廃止シタルトキハ其ノ月分ノ料金ノ全額ヲ課ス

曆月ノ中途ニ於テ予約通話ヲ開始シ其ノ月ノ末日迄ニ廃止シタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ一月分ノ料金ヲ課ス

第九十七條　電話ニ関スル料金ハ通貨ヲ以テ納ムベシ

第九十七條ノ二　度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ加入者ノ爲シタル市外通話ニシテ自動接続市外通話方式ニ依ルモノニ対スル市外通話料ノ徵収ニ関シテハ之ヲ度數料ト看做ス

第九十八條　**第四節**　料金免除及還付

電話官署ノ過失ニ因リ徵収シタル過納又ハ誤納ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第九十九條　左ノ各号ノ場合ニ於ケル加入料及裝置料ハ之ヲ免除ス但シ既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　第百十二條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ

二　加入申込者ニ於テ該加入申込ヲ取消シ又ハ第十八條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ但シ所轄通信局長ニ於テ特ニ已ムヲ得ザル事由アリト認メタルモノニ限ル

第百條　左ノ各号ノ場合ニ於ケル電話使用料、附加使用料、回線使用料及附加專用料ハ月額ノ全割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　第百十二條ノ規定ニ依リ加入ヲ取消シタルトキ加入取消ノ翌日以後ニ係ルモノ

二　第百十三條ノ規定ニ依リ共同加入ノ通話ヲ休止シタルトキ其ノ休止ノ翌日以後ニ係ルモノ

三　加入者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ電話不通三日以上ニ亘リタルトキ其ノ不通期間ニ係ルモノ

前項第三号ノ不通ノ日数ハ当該電話官署ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ之ヲ起算ス

第百一條　曆月ノ中途ニ於テ電話使用料、附加使用料、回線使用料又ハ附加專用料ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ月分ノ過不足額ハ異動ノ日ヨリ起算シ月額ノ差額ヲ基トシ日割ヲ以テ算出シ超過額ハ請求ニ依リ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ徵収ス

前項ノ規定ハ加入者ノ請求ニ依リ附加使用料、回線使用料又ハ附加專用料ガ増加シ又ハ普通加入区域外加入ニ対スル附加使用料ガ減少若ハ消滅スベキ場合及第四十一條ノ規定ニ依リ附加使用料ガ減少又ハ消滅スベキ場合ニ之ヲ適用ス

第百一條ノ二　電話回線ノ障碍其ノ他加入者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ予約通話ノ不能ナルコト継続シテ一通話時以上ニ及ブトキハ其ノ通話時数ニ相当スル予約通話料ハ月額ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第五十八條ノ五ノ規定ニ依リ曆月ノ中途ニ於テ予約通話ノ認可ヲ取消シ又ハ通話時数ヲ減少シタルトキハ其ノ月分ノ予約通話料ハ月額ノ日割ヲ以テ算出シ超過額ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第百一條ノ三　前納ニ係ル電話使用料、附加使用料、同線使用料、附加專用料及予約通話料ハ料金ニ異動ヲ生ジ又ハ加入者ノ請求若ハ其ノ他ノ事由ニ因リ料金ガ増加シ又ハ減少スベキ場合ハ月額ノ差額ニ基キ前納ニ係ル月数ニ應ジ過不足額ヲ算定シ不足額ハ之ヲ徵収シ超過額ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第百一條ノ四　加入ノ取消又ハ除名アリタル場合ハ前納ニ係ル電話使用料、附加使用料、回線使用料、附加專用料及予約通話料ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

前項ノ規定ハ加入ノ取消又ハ除名以外ノ事由ニ因リ附加使用料、回線使用料、附加專用料及予約通話料ガ消滅スベキ場合ニ之ヲ適用ス

第百二條　通話停止又ハ一時撤去ノ期間ニ係ル電話使用料、附加使用

料、回線使用料又ハ附加專用料ハ之ヲ免除セズ

第百三條　左ノ各号ノ料金ハ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　電話線設備料又ハ回線設備料ヲ納ムベキ事実ガ其ノ工事著手前ニ消滅シタルトキノ電話線設備料又ハ回線設備料

二　第二十六條ノ規定ニ依ル請求ヲ其ノ掲載手続著手前ニ取消シタルトキノ電話番号簿掲載料

三　官廳加入ノ電話ニ対スル電話番号簿掲載料

第百四條　左ノ各号ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　第三十二條、第三十三條又ハ第三十四條ノ規定ニ依ル請求ヲ工事著手前ニ取消シタルトキ又ハ電話官署ニ於テ其ノ請求ニ應セザルトキノ装置料

二　第七條ノ規定ニ依ル請求ヲ承認セザルトキノ名義変更料

第百五條　左ノ各号ノ場合ニ於ケル臨時電話ニ関スル料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一　工事著手前ニ加入申込ヲ取消シタルトキ又ハ加入申込ヲ受理セザルトキノ装置料、電話使用料及附加使用料

二　工事著手後ナルモ開通前ニ加入申込ヲ取消シタルトキノ電話使用料及附加使用料

三　加入者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ電話不通トナリタルトキノ不通期間ニ係ル電話使用料

前項第三号ノ不通期間ハ当該電話官署ノ算定スル所ニ依ル

第百六條　料金還付ノ請求ハ還付ノ事由発生ノ日ヨリ起算シ二月以内ニ之ヲ爲スベシ但シ第九十八條ノ規定ニ依ル場合ハ五月以内ニ爲スベシ

第百七條　料金ノ還付ハ通貨ヲ以テス

第九章　通話停止及加入除名

第百八條　加入者電話ニ関スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル補修費ヲ弁償セザルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止ス別ニ定ムル通話ニ関スル料金ヲ納付セザルトキ亦同ジ

第百九條　前條ノ規定ニ依ル通話停止ノ期間三十日以上ニ及ビタルトキ又ハ其ノ停止度数一年三回以上ニ及ビタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルベシ

第百十條　加入者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ六月以内通話ヲ停止シ、加入ヲ取消シ又ハ加入ヨリ除名スルコトアルベシ

一　本令ノ規定ニ違背シ又ハ本令ノ規定ニ基ク電話官署ノ指示ニ從ハザルトキ

二　電話交換業務ヲ妨害シタルトキ

三　許可ナクシテ自己ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非ザル場所ヲ電話機設置場所ト爲シタルトキ

第百十一條　加入ヨリ除名セラレタル者ハ除名ノ日ヨリ起算シ一年間加入者タルコトヲ得ズ

加入後前項ノ規定ニ該当スルコト判明シタルトキハ該加入ハ之ヲ取消ス

第十章　雜則

第百十二條　加入区域ノ設定又ハ変更ニ因リ電話機設置場所他ノ加入区域内トナリタルトキハ所属ヲ変更シ又加入区域外トナリタルトキハ其ノ加入又ハ加入申込ノ受理ハ之ヲ取消ス但シ該加入者ガ第四條第二項ノ規定ニ依リ加入ヲ継続セントスルトキ又ハ該加入申込者ガ同項ノ規定ニ依リ加入セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百十三條　削除

第百十四條　共同加入ハ其ノ相手ガ加入種類ノ変更若ハ加入ノ取消ヲ爲シ、加入ヨリ除名セラレ又ハ第二條ノ規定ニ該当セザル場所ニ移轉シタル場合ニ於テ第三條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サザルトキハ新ニ相手方ヲ得ル迄其ノ通話ヲ休止ス

前項ノ通話休止一年ヲ超ユルニ至リタルトキハ該加入ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第百十五條　加入申込又ハ加入ヲ承継シタル者第九條ノ期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ該加入申込又ハ加入ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第百十六條　加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受クル者ニ之ヲ貸與スベカラズ但シ所轄逓信局長ニ於テ事業上支障ナシト認メ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

第百十七條　本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第百十八條　大正三年十月逓信省令第三十八号電話通話規則ハ之ヲ廃止ス

第百十九條　本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ電話官署ニ於テ爲シタル許可、承認及加入申込者又ハ加入者ニ於テ爲シタル申請、請求其ノ他ノ手続ニシテ本令中該当ノ規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第百二十條　本令施行ノ際現ニ連接加入タルモノハ加入者ノ請求ヲ俟タズ之ヲ共同加入ニ変更ス

前項ノ連接加入ニ関シテハ共同加入ニ変更スル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

第百二十一條　明治三十九年六月逓信省令第二十五号電話規則ニ依リ受理セル加入申込及其ノ開通ニ関シテハ仍同令ノ規定ニ依ル但シ連接加入ノ申込ハ之ヲ共同加入ノ申込ト看做ス

前項ノ加入申込者該加入申込ニ対シ本令ノ規定ニ依リ受理ヲ希望スルトキハ該加入申込ニ関シテハ第十五條ノ規定ニ依ラザルコトアルベシ

前項ニ依ル加入申込ヲ受理セラレタルトキハ加入料ハ之ヲ課セズ

第百二十二條　本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ三加入以上共同シテ一回線ヲ有スル加入ニ付テハ共同加入ニ関スル規定ヲ準用ス

前項ノ加入者ハ加入ノ譲渡又ハ電話機ノ移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

附　則　（昭和二十年閣令第六十四號）

本令ハ昭和二十年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月逓信省令第八十九号戰時ニ於ケル電話ノ特例ニ関スル件ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ代人ノ邸宅又ハ構内ニ設置中ノ乙種増設電話機ニ関シテハ当分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ通話休止ノ取扱中ノ加入ニ関シテハ当分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ電話官署ニ於テ爲シタル受理、認可及加入者ニ於テ爲シタル申請、請求其ノ他ノ手続ニシテ本令中該当ノ規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附　則　（昭和二十一年閣令第四十四號）

本令ハ昭和二十一年五月六日ヨリ之ヲ施行ス但シ夜間通話ニ関スル規定及通話時分ニ依リ料金ヲ課スベキ通話ニ関スル第八十六條以外ノ規定ハ別ニ定ムル期日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年四月閣令第二十七号電話ニ関スル料金納付ノ特例ニ関スル件ハ之ヲ廃止ス

第八十六條ノ規定ニ依ル三分時迄ノ料金ハ第一項ノ規定ニ依リ逓信院総裁ノ定ムル期日ノ前日迄ハ一通話時ノ料金ト看做シ該料金ヲ課スベキ通話関シテハ一通話時毎ニ之ヲ課ス

昭和二十一年四月分及五月分ノ度数料並ニ通話度数ニ依リ課スベキ附加使用料ハ昭和二十一年六月末日迄ニ当該電話官署ニ納ムベシ

昭和二十一年三月分及四月分ノ市外通話料並ニ通話取消料ノ納付ニ関シテハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際ニ於ケル第百一條ノ規定ノ適用上從前ノ規定ニ依ル料金ノ月額ハ年額料金ノ十二分ノ一トス

附　則　（昭和二十二年閣令、逓信省令第十七號）

この命令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

この命令施行の際、現に受理せられた加入申込に関しては、なお從前の例による。

この命令施行の際、從前の規定により納付した設備費、機械移轉料、

所屬変更料及び臨時電話に関する電話架設料の還付に関しては、なお従前の例による。

この命令施行の際、現に加入中の電話に関しては、この命令施行の日から、第六十二條の二の規定によつて、住宅用の取扱を受けたい加入者は、昭和二十二年四月二十日までに、届け出でなければならない。前項の届出をなさない場合は、届出をなす月までは、事務用として取扱う。

第八十條第二項の規定は、この命令施行の際、現に復旧を要する加入につき、これを適用する。

昭和十八年十月遞信省令第百四十九号、協同加入電話規則は、これを廃止する。

附　則（昭和二十三年遞令第十九號）

この省令は、昭和二十三年六月二十五日から、これを適用する。

この省令施行の際、現に加入者において設備及び維持をする增設機械並びにこれに附加される增設機械については、第二十七條の改正規定にかかわらず、加入者において設備及び維持するものとする。

●電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令

（昭和二十四年二月十五日　政令第四十八号）

電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令をここに公布する。

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一條　政府の所有する電話施設として提供される電話の設備又はサービスについて昭和二十四年二月十五日以降にされた契約、合意、登錄又は加入を利用者（利用しようとする者を含む。）間において移轉することは、禁止する。

第二條　政府の機関が昭和二十四年二月十五日以降において個人又は團体と締結した電話の設備及びサービスの提供についての契約は、当初契約をした個人又は團体と政府との間においてだけ有効とする。

2　前項の契約又はその契約に基き当初契約をした個人又は團体が有する権利は、他人に移轉することができない。

第三條　昭和二十四年二月十五日以降において政府の所有する電話施設として個人又は團体に提供される電話の設備及びサービスが、同年二月十四日以前に存する権利に基かない場合においては、その個人又は團体がその電話の設備を使用してサービスの提供を受けることができるだけであつて、他人に移轉し、評價し、担保に供する等財産権として取り扱われるものではない。

第四條　第一條及び第二條の規定は、政府の所有する電話施設として提供される電話の設備又はサービスについて昭和二十四年二月十四日以前にされた契約、合意、登錄又は加入を他人に移轉する場合には、適用されない。

第五條　この政令は、個人又は團体が昭和二十四年二月十四日以前に設備され又は同日以前に存した権利に基き同年二月十五日以後に設置された電話の設備又はサービスに係る権利を放棄することを禁ずるものではない。

2　前項の電話の設備又はサービスに係る権利を放棄した個人又は團体は、第三條の制限を受ける電話の設備及びサービスの提供について政府の機関に申し込むことを妨げない。

3　前項の申込は、放棄された権利に基き電話の設備及びサービスが現に與えられていた場合に限り、優先的に処理されるものとする。

第六條　政府の所有する電話施設として電話の設備及びサービスの提供を受けている個人又は團体は、報酬を受けて、電話の設備及びサービスを他人に貸與し、轉貸し、他人に使用させ、その他処分してはならない。

2　前項の規定は、電話の設備及びサービスの提供を受ける権利を昭和二十四年二月十四日以前に生じた電話加入権と同時に、且つ、同一人に移轉することを妨げるものではない。

第七條　電話の設備及びサービスの提供について責任を有する政府の機関は、公共の利益のため必要があると認める場合においては、個人又は團体に特別のサービスを提供する目的で、左に掲げるところにより、これらの者と特殊の契約を締結する権限を有する。

一　契約の形式及び内容は、主務大臣が定めるものとし、且つ、この権限は、地方機関に委譲してはならない。

二　この契約は、第六條の規定によつて禁止されている電話の設備又はサービスの包括的な賃貸、轉貸等を認めることを内容としてはならない。

三　契約の当事者は、政府の機関と現実に特別のサービスの提供を受けてその業務を行う個人又は團体でなければならない。

2　前項の「特別サービス」とは、簡易公衆電話及びホテル等の增設電話によるサービスをいう。

3　簡易公衆電話は、左に掲げる條件をみたさなければならない。

一　その契約をする個人又は團体がその電話番号を電話番号簿に掲載されることを希望し、且つ、その事業の性質上簡易公衆電話の設置される場所において業務を行うために着信電話を必要とするものであること。

二　簡易公衆電話の設置される場所は、小規模な個人企業者の事業所又は病院、教育機関等の如き非営利施設であること。

三　簡易公衆電話の公衆による利用が、加入者の利用に対し附随的であること。

四　同一構内に二個以上設置されることにならないこと。

五　設置される場所が、公衆電話を設置するに適当でないこと。

第八條　昭和二十四年二月十四日以前に生じた電話加入権を有する者に電話のサービスを提供するために現に遞信省が保留している電話の設備は、同年四月一日以降は、これらの者に対するサービスの提供のためには保留されないものとする。

2　前項の規定による措置は、同項に規定する者が有する権利を消滅させるものではない。

第九條　遞信省の電話の設備であつて現在使用に供されていないもの及び將来入手されるものは、正当な手続によつて申込をした者に対し、法令に定められた優先順位に従つて、電話のサービスを提供するため利用されなければならない。

第十條　電話の設備及びサービスの提供に関する申込については、政府は、その申込を受理した日から三箇月以内に通常開通することができる数をこえて申込を受理してはならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

●市内専用電話規則

（明治四十五年三月十八日　遞信省令第十四号）

沿革　大正二年六月遞信省令第四三號、第六七號、九月第七九號、六年一一月第四三號、七年六月第四二號、八年四月第一二號、五月第四三號、九年三月第一六號、一二年三月第八號、一四年一月第三號、昭和二年一月第一號、一一月第四九號、三年三月第一八號、一〇年一二月第五三號、一二年一〇月第七九號、一七年三月第三六號、一八年六月第七四號、二月遞令第六號、一二月第三一號、一九年三月第四二號、二一年五月閣令第四八號、七月遞信省令第一號、二二年三月閣、遞信省令第一八號改正

市内専用電話規則左ノ通定ム

市内專用電話規則

第一條　市内專用電話（以下單ニ專用電話ト稱ス）トハ同一ノ電話加入区域内ニ於テ政府ノ施設スル左ノ電話ヲ謂フ

一　同一人ノ專用ニ供スルモノ

二　官廳公署其ノ他公益ニ関スル業務ヲ執行スル者相互間ニ於テ專ラ特定事項通報ノ用ニ供スルモノ

三　二人以上ノ相手方ニ対シ專ラ特定事項同時通報ノ用ニ供スルモノ

遞信大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ電信法第二條第五号ニ該当スル地域ニ限リ電話加入区域外ニ渉リ前項ノ電話ヲ施設スルコトアルヘシ

第二條　專用電話ヲ使用セムトスル者ハ左記各号ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ所轄遞信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

一　專用ヲ必要トスル理由

二　電話機及交換機ノ設置場所、箇数、種類並附帶ノ設備（本號ノ事項ハ別ニ電話回線圖ヲ以テ表示スヘシ）

專用電話使用ノ許可ヲ受ケタル後前項各号ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ前項ノ例ニ準シ許可ヲ受クヘシ

第三條　前條ノ出願ヲ許可スルハ出願者カ電線機械其ノ他專用電話ノ設備ニ要スル物件ヲ無償ニテ政府ニ寄附スル場合ニ限ルコトアルヘシ

第三條ノ二　遞信大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ專用者ヲシテ專用電話ノ設備及維持ノ一部ヲ行ハシムルコトアルヘシ

一　設備料

		出願者ガ物件ヲ寄附セザル場合	出願者ガ物件ヲ寄附スル場合
電話機	普通	一箇毎ニ　九百円	構外ヨリノ引込線ヲ要セザルモノハ一箇毎ニ六十円ヲ減ズ　二百四十円
	卓上	一箇毎ニ　千五十円	構外ヨリノ引込線ヲ要セザルモノハ一箇毎ニ三十円ヲ減ズ　二百四十円
增設電話機		一箇毎ニ　百五十円	三十円
增設電鈴		一箇毎ニ　二百四十円	六十円
交換機又ハ轉換機		実費	実費
回線	一回線百メートル迄毎ニ	三百六十円	百二十円

二　維持料

電話機	普通	一箇毎ニ年額　百四十五円
	卓上	一箇毎ニ年額　二百九十円
增設受話器		一箇毎ニ年額　三十六円
增設電鈴		一箇毎ニ年額　三十六円
交換機		一箇毎ニ年額　六百円
轉換器		一箇毎ニ年額　三十六円
回線		一回線百メートル迄毎ニ年額　三十六円

（接続五回線ヲ超ユルトキハ一回線毎ニ六十円ヲ加フ）

三　附加專用料

第一條第一項第三号ノ電話　電話機一箇毎ニ年額　四百八十円

四　移轉料

電話器	同一ノ邸宅若ハ構内ニ於ケル移轉又ハ一時徹去	一箇毎ニ　百五円
	他ノ邸宅又ハ構内ヘノ移轉	一箇毎ニ　百五十円
增設電鈴		一箇毎ニ　六十円
交換機又ハ轉換器		実費
附属物品	電話機、交換機若ハ轉換器ノ移轉又ハ一時撤去ニ伴フ場合ヲ除ク	一箇毎ニ　六十円
回線	一回線百メートル迄毎ニ	二百四十円
五　機械種類変更料		
普通電話機ヲ卓上電話機ニ変更		一箇毎ニ　四百五十円

（構外ヨリノ引込線ヲ要セザルモノハ一箇毎ニ四十五円ヲ減ズ）

前項ノ規定ニ依ル設備及維持ニ從事スル者ハ電話規則第四十條ノ規定ニ依リ遞信大臣ニ於テ認定シタル者タルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アリト認メ特ニ許可シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　專用電話ハ電信官署ニ連接シテ電報送受ノ用ニ供スル爲該官署内ニ其ノ電話機ヲ設置シ又ハ市外通話ノ用ニ供スル爲電話官署ニ接続スルコトヲ得

第五條　專用者ハ專用電話ノ使用ニ関シ所轄遞信局長ノ指揮ニ遵フヘシ

專用電話ノ使用上交換取扱ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ取扱ハ專用者ノ負担トス

第六條　專用者專用電話ノ使用ヲ他人ニ承継セシメムトスルトキハ関係者ノ連署シタル願書ヲ所轄遞信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

專用者ノ相続人專用電話ノ使用ヲ承継スルトキハ相続人タルノ証明書ヲ添ヘ前項ノ例ニ準シ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第七條　專用者專用電話ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ廃止セムトスルトキハ前條第一項ノ例ニ準シ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第八條　遞信大臣ニ於テ電話業務上必要ト認ムルトキハ專用電話ノ全部若ハ一部ノ使用ヲ廃止若ハ停止セシメ又ハ公衆通信ノ爲ニ併用セシムルコトアルヘシ

第九條　專用電話ノ料金ハ左ノ如シ但シ特殊ノ装置ニ依ルトキ又ハ遞信大臣ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ特定シ又ハ免除スルコトアルヘシ

交換機又ハ轉換器　実費

移轉ノ場合ニ於ケル回線設備料ハ移轉ノ爲新設ヲ要スル部分ノ距離ニ対シテ之ヲ課ス但シ新設部分ノ距離カ不用部分ノ距離ヲ超ユルトキハ超過距離ニ対スル回線設備料ハ創設ノ率ニ依ル單ニ電話回線ヲ延長スル場合亦同シ

同一構内ニ止マル同一專用電話ノ回線ハ二箇以上アル場合ト雖回線設備料同一邸宅内ニ止マル回線ニ対シテハ回線設備料及回線維持料ヲ課セス

回線距離ハ所轄遞信局長ノ定ムル所ニ依ル

第十條　前條第一項第二号及第三号ノ料金ハ年額ヲ四分シ左ノ区別ニ従ヒ毎期分ヲ其ノ期ノ初月末日迄ニ所轄遞信局長ノ指示スル電話官署ニ納ムベシ

第一期　四月一日ヨリ六月三十日迄
第二期　七月一日ヨリ九月三十日迄
第三期　十月一日ヨリ十二月三十一日迄
第四期　一月一日ヨリ三月三十一日迄

第十一條　前項各期ノ中途ニ於テ專用電話ノ全部若ハ一部ヲ開通シタルトキ又ハ第八條ニ依ル使用停止ヲ解除シタルトキハ其ノ期分ノ料金ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ所轄遞信局長ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムヘシ

前條各期ノ中途ニ於テ電話機ノ種類若ハ其ノ設置場所ノ変更等ニ因リ料金ニ異動ヲ生シタルトキハ年額ノ差額ニ基キ其ノ日割ヲ以テ之ヲ計算シ又第八條ニ依リ使用ヲ廃止若ハ停止セシメタルトキハ年額ノ日割ヲ以テ料金ヲ計算ス

前項ノ計算ニ依リ既納額ニ過剩アルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付シ不足アルトキハ異動ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ徴收ス

前項ニ依ル料金還付ハ納付ノ日ヨリ五箇月以内ニ当該電話官署ニ之ヲ請求スヘシ

第十二條　削除

第十三條　專用者第十條各期ノ中途ニ於テ專用電話ノ全部又ハ其ノ一部ノ使用ヲ廃止シタル場合ト雖其ノ期分ノ料金ヲ納付シタル者ニ対シテハ其ノ年額ノ四分ノ一ヲ請求ヲ俟タズ還付ス但シ第十一條ノ規定ニ依リ不足額ヲ生ズルトキハ之ニ充当ス

第十四條　電話規則第二十八條乃至第三十一條、第九十七條第一項、第九十八條、第百條第一項第三号及第二項、第百六條乃至第百八條ノ規定ハ之ヲ專用電話ニ準用ス

第十五條　左記各号ノ場合ニ於テハ遞信大臣ハ專用電話ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一　出願者所轄遞信局長ノ指示スル期間内ニ設備ニ関スル料金ヲ納付セス又ハ第三條ノ寄附行爲ヲ履行セサルトキ

二　專用者專用電話ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ第一條第一項第二号若ハ第三号ノ電話ヲ其ノ特定事項以外ノ通報ノ用ニ供シタリト認ムルトキ

三　前條ニ依リ一年三回以上通話ヲ停止セラレタルトキ又ハ使用停止ノ日ヨリ三十日以内ニ滯納ノ料金ヲ納付セサルトキ

四　專用者專用ニ供スル電話機電話回線及其ノ附属物品ニ他ノ線條機械等ヲ連結シタルトキ

五　專用者專用電話ノ使用ニ関シ所轄遞信局長ノ指揮ニ違ハサルトキ

六　專用者第三條ノ二第二項ノ規定ニ違背シタルトキ

第十五條ノ二　電話加入区域変更ノ爲專用電話ノ機械設置場所カ当該電話加入区域外トナリタル場合ト雖其ノ儘其ノ專用ヲ継続セシム

第十五條ノ三　第一條第一項第二号及第三号ノ電話ニ付テハ代表者ヲ定メ当該電話ニ関スル料金ノ納付其ノ他一切ノ責ニ任セシム

第十六條　本令ハ官廳ノ電話專用ニ之ヲ準用ス

遞信大臣ニ於テ必要ト認ムル通信業務上ノ專用電話ハ無料トス

第十七條　本令施行前從前ノ規定ニ依リ同一電話加入区域内ニ於テ電話線專用ノ許可ヲ受ケタル者ハ專用電話使用ノ許可ヲ受ケタル者ト看做シ凡テ本令ヲ適用ス

第十八條　本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十二年閣令第四十八號）

本令ハ昭和二十一年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ第一期分ノ料金ヲ納付シタル者ニ対シテハ其ノ年額ノ四分ノ一ヲ請求ヲ俟タズ還付ス但シ第十一條ノ規定ニ依リ不足額ヲ生ズルトキハ之ニ充当ス

●岸壁等ニ繋留スル船舶ト陸上トノ電話連絡ニ関スル件

（大正十五年四月九日　遞信省令第十三号）

沿革　昭和一二年一〇月遞信省令第七八號、一八年六月第七三號、一〇月第一五〇號、一九年三月第四三號、二一年五月閣令第四六號、遞信省令第一號、二二年三月閣、遞信省令第一八號改正

第一條　公衆通話ノ用ニ供スル爲岸壁、棧橋又ハ浮標ニ繋留スル船舶ト陸トノ間ノ電話連絡ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ適宜ノ方法ニ依リ左ノ事項ヲ受持電話官署ニ申出ツヘシ

一　船舶名
二　船舶繋留位置
三　使用期間（開始及終了ノ日時ヲ明示スルコト）
四　申請者ノ氏名又ハ名称及住居又ハ事務所ノ所在地

前項各号ノ事項ヲ変更セムトスルトキ亦前項ノ例ニ依ル

第二條　本令ニ依ル施設ヲ爲スヘキ場所及受持電話官署ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條　船舶内ニ装置スヘキ電話機及附属物品ノ設備及維持ハ申請者ヲシテ之ヲ行ハシム但シ特別ノ事由アルトキハ申請者ヨリ受持電話官署ヘノ申出ニ依リ所轄遞信局ニ於テ其ノ設備及維持ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ申請者ニ於テ設備スヘキ電話機及附属物品ハ別ニ告示スル遞信省所定ノ仕様書ニ該当シ又ハ電氣試驗所ノ型式証明ヲ受ケタルモノニ限ル

第四條　申請書ハ左ノ区別ニ依ル料金ヲ受持電話官署ニ通貨ヲ以テ納付スヘシ

一　使用料

一回線毎ニ　日額六十円（所轄遞信局ニ於テ電話線及附属物品ノ設備及維持ヲ爲ス場合ハ十八個ヲ附加ス）

二　電話規則第八十六條ノ市外通話料及第八十九條ノ通話取消料

第五條　本令ニ依ル電話機設置場所ハ受持電話官署ノ加入区域内ニ在ルモノト看做ス

第六條　電話規則第二十八條乃至第三十一條、第五十四條乃至第五十八條、第八十八條、第九十八條、第百六條、第百七條、第百十六條ノ規定ハ本令ニ依ル申請者ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●予約新聞電話規則

（明治四十年八月二十四日　遞信省令第三十八号）

沿革　明治四一年四月遞信省令第一九號、四三年三月第三五號
大正元年八月第四號、二年六月第四二號、九月第七九號、三年五月第一〇號、一〇月第四一號、八年五月第四一號、一三年三月第一三號

昭和三年第九號、一二年一〇月第七六號、一七年三月第三三號、一八年一〇月第一五三號、一一月逓令第六號、二一年五月二日閣令第四九號、七月一日逓信省令第一號、二二年三月三一日閣、逓令第一八號改正

予約新聞電話規則左ノ通相定ム

予約新聞電話規則

第一條　新聞社又ハ新聞通信社相互間ニ於テ新聞紙掲載事項ヲ通信スルノ目的ヲ以テ其ノ加入ノ電話機ニ依リ一箇年ヲ通シ毎日一定ノ時間ニ二通話時以上市外通話ヲ爲サムトスルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ予約通話ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ二　逓信大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ新聞紙掲載事項ノ通信ヲ目的トスル至急通話ニシテ一定ノ期間通話時刻ヲ予定シ得ルモノニ対シ新聞社又ハ新聞通信社ノ申請ニ依リ短期予約通話ノ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

前項ニ依リ短期予約通話ノ取扱ヲ爲スヘキ通話区域予約期間及申請ヲ受付クヘキ電話取扱局其ノ他ノ條件等ハ別ニ之ヲ公示ス

第二條　予約通話ヲ認可スルハ電話回線其ノ他ノ設備上支障ナキ場合ニ限ル

第三條　予約通話ノ認可ヲ受ケムトスル加入者ハ左記各号ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ双方連署シ第五号該当ノ加入者ヨリ所轄逓信局ニ之ヲ差出スヘシ

一　予約希望通話区間
二　予約通話ニ使用スヘキ電話ノ各番号
三　予約希望通話時数
四　予約希望通話時間
五　料金納付ノ責任者

第四條　予約通話ヲ認可スルトキハ予約通話時数及予約通話時間ヲ指定シ前條ノ申請書ヲ差出シタル加入者（以下單ニ申請者ト稱ス）ニ之ヲ通知ス

第五條　予約者予約通話時数又ハ予約通話時間ノ変更ヲ望ムトキハ第三條ノ例ニ依リ申請書ヲ差出スヘシ但シ予約通話時数ノ変更ハ予約者ノ都合ニ依リ第十二條各期ノ中途ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス且其ノ変更ハ前期ノ末日十五日前迄ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第六條　予約通話認可後電話回線其ノ他ノ設備上必要ヲ生ズルトキハ予約通話ノ認可ヲ取消シ又ハ予約通話時数若ハ予約通話時間ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條　予約通話時数一日八通話時以上ノ予約者ニ対シテハ特ニ無料ヲ以テ予約通話専用ノ電話機ヲ装置スルコトアルヘシ

予約者ノ都合ニ依リ前項ノ電話機ヲ専用電話機又ハ其ノ附属物品ヲ移轉スルトキハ加入電話機又ハ其ノ附属物品移轉ノ例ニ依リ相当料金ヲ課ス

第八條　予約者ハ毎予約通話時間ノ凡五分前ニ通話ノ準備ヲ爲シ交換取扱局ヨリ信号アルトキハ直ニ之ニ應答スヘシ

第九條　予約通話時数ハ双方加入者ヲ接続シタルトキヨリ起算ス

予約者交換取扱局ノ信号ニ應答セサル場合ト雖前項ノ起算点ヲ変更セス

第十條　予約者ハ毎回予約通話時数ヲ超ヘ通話スルコトヲ得ス

第十一條　予約者ハ予約通話時数ニ應シ年額左ノ予約通話料ヲ納ムヘシ

市外通話区域

八十キロメートル以内	普通通話料ノ百二十倍
八十キロメートルヲ超ユルモノ	普通通話料ノ七十二倍

第十二條　予約通話料ハ年額ヲ四分シ左ノ期別ニ從ヒ毎期分ヲ其ノ期ノ初十日以内ニ之ヲ当該電話取扱局ニ納ムヘシ但シ予約通話ノ開始カ一期ノ中途ナルトキハ其ノ期分ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ開始ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ納ムヘシ

第一期	四月一日ヨリ六月三十日迄
第二期	七月一日ヨリ九月三十日迄
第三期	十月一日ヨリ十二月三十一日迄
第四期	一月一日ヨリ三月三十一日迄

第十三條　電話線不通其ノ他予約者ノ過失又ハ故意ニ依ラサル支障ノ爲通話不能ナルコト継続シテ一通話時以上ニ及フトキハ其ノ通話時数ニ相当スル予約通話料ハ納付者ノ請求ニ依リ年額ノ日割ヲ以テ之ヲ還付ス

前項ノ請求ハ事故発生ノ日ヨリ六十日以内ニ当該電話取扱局ニ之ヲ爲スヘシ

第十四條　第十二條各期ノ中途ニ於テ第六條ニ依リ予約通話ノ認可ヲ取消シ又ハ予約通話時数ノ変更ヲ爲スニ至リタルトキハ其ノ期分ノ予約通話料ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ不足額ハ変更ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ徴収シ過超額ハ前條ノ例ニ依リ之ヲ還付ス

第十五條　第五條ノ申請ニ依リ予約通話時数ノ変更ヲ認可シタル場合又ハ第十八條第三項ノ規定ニ依リ予約通話時数ヲ減少シタル場合ト雖開始後一箇年以内ハ予約通話料ヲ減額セズ

第十六條　第十二條各期ノ中途ニ於テ左記各号ニ該当シタル場合ト雖其ノ期分ノ予約通話料ハ之ヲ減額セス

一　予約通話ヲ廃止シ又ハ第十八條ニ依リ予約通話ノ認可ヲ取消シ若ハ予約通話時数ヲ減少シタルトキ

二　予約者ノ一方カ加入ヲ取消シ又ハ加入ヨリ除名サレタルトキ

予約者ノ一方カ通話停止ノ処分ヲ受ケタル場合ト雖其ノ停止中ノ予約通話料ハ之ヲ免除セス

第十七條　予約者予約通話ヲ廃止セムトスルトキハ双方連署シ申請者ヨリ所轄逓信局ヲ経テ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ツヘシ但シ第十二條各期ノ末日十五日前ニ届出ヲ爲ササルトキハ次期ノ予約ヲ継続スルモノト看做ス

第十八條　料金納付ノ責任者第十二條ノ期日迄ニ予約通話料ヲ納付セサルトキハ其ノ滞納ノ期間予約通話ヲ停止ス

前項ニ依ル予約通話ノ停止度数一箇年二回以上ニ及ヒ若ハ其ノ停止期間三十日以上ニ及ヒタルトキ又ハ予約通話ヲ其ノ目的外ニ利用スト認メタルトキハ予約通話ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

予約者ニ於テ一箇月以上継続シテ予約通話ヲ爲ササルトキハ予約通話ノ認可ヲ取消シ又ハ予約通話時数ヲ減少スルコトアルヘシ

第十九條　予約通話ヲ廃止シ若ハ前條ニ依リ予約通話ノ認可ヲ取消サレタル場合又ハ予約者ノ一方カ加入ヲ取消シ若ハ加入ヨリ除名サレタル場合ニ於テ予約通話料ヲ一時ニ徴収ス此ノ場合ニ於テ其ノ不足期間中第十二條ノ一期ニ満タサルモノアルトキハ其ノ期間ニ対スル予約通話料ハ年額ノ日割ニ依リ又予約通話開始後予約通話料ニ異動アリタルトキハ第十五條ニ該当スル場合ノ外予約通話消滅当時ノ予定年額ニ依リ之ヲ計算ス

第十九條ノ二　本令ニ依ル申請又ハ届出ハ新聞社又ハ新聞通信社持主ノ名ヲ以テスヘシ

予約者其ノ社名ヲ改称シ若ハ其ノ所在地ヲ変更シタルトキ又ハ其ノ持主ニ異動ヲ生シタルトキハ第十七條ノ例ニ依リ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ持主異動ノ届出ハ新旧持主ノ連署ヲ以テスヘシ

附　則

第二十條　本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條　本令ニ依ル大正元年八月三十一日以前ノ申請ニシテ新聞社又ハ新聞通信社同日現在ノ持主ノ名ヲ以テセサリシモノハ其ノ名ヲ以テシタルモノト看做ス

鉱業特設電話規則

（明治三十八年十二月二十八日逓信省令第八十四号）

沿革　明治四一年一二月逓信省令第五五號、四二年一二月第六二號、四三年三月第三四號、大正二年六月第四一號、九月第七九號、六年八月第二五號、八年四月第一三號、五月第四〇號

昭和一二年一〇月第八〇號、一七年三月第三七號、一八年二月運令第六號、一九年三月運令第四一號、二一年五月二日閣令第四七號、七月一日運令第一號、二二年三月三一日閣、運令第一八號改正

鉱業特設電話規則

鉱業特設電話規則左ノ通之ヲ定ム

第一條　逓信大臣ハ必要ト認ムル地方ニ於テ鉱業者ノ申請ニ依リ同一人若ハ同一組合ノ経営ニ係ル鉱業及其ノ直接附帯事業ノ専用ニ供スル爲鉱業特設電話ヲ施設ス

第二條　鉱業特設電話ヲ専用スル鉱業者（以下單ニ專用者ト稱ス）ハ逓信省ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ電話ニ要スル機械、線路其ノ他一切ノ物件ヲ供給シ且其ノ設備及維持ヲ負担スヘシ

第三條　第一條ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ逓信院総裁ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スヘシ

一　専用ヲ必要トスル事由及地域（鉱業及附帯事業ノ種類、其ノ経営作業方法等並専用ノ區域ヲ記載シ且區域其ノ他ノ地域ヲ表示セル圖面ヲ添附スヘシ）

二　電話機設置ノ場所（所在道府縣郡市區町村及電話機ノ箇数（各設置場所毎ニ記名字番地、名稱、性質）ヲ記載スヘシ）

前項ノ申請書ニハ左ノ書類及図面ヲ添附スヘシ

一　工事設計書（機械ノ種類、總條ノ種類、太サ、線路ノ種別及瓦長、保安裝置、方式等ヲ記載スヘシ）

二　電話線路図（線路及機械裝置場所他ノ電信電話線、電燈線、電力線等ノ位置、道府縣郡市區町村等ノ境界線ヲ記載スヘシ）

三　電話回線図（交換機、電話機、轉換機ノ位置ヲモ記載スヘシ）

第四條　左記各号ノ場合ニ於テハ関係ノ書類及図面（第二號ノ場合ヲ除ク）ヲ具シ逓信大臣ニ申請スヘシ

一　専用ヲ必要トスル事由又ハ地域ヲ変更セムトスルトキ

二　全部ノ専用ヲ廃止セムトスルトキ

左記各号ノ場合ニ於テハ関係ノ書類及図面ヲ具シ施設地ヲ管轄スル逓信局長ニ申請スヘシ

第一號ノ場合ニ於テハ関係ノ書類及図面ヲ具シ逓信大臣ニ申請スヘシ

一　専用ヲ必要トスル事由又ハ地域ヲ変更セムトスルトキ

二　全部ノ専用ヲ廃止セムトスルトキ

左記各号ノ場合ニ於テハ関係ノ書類及図面ヲ具シ施設地ヲ管轄スル逓信局長ニ申請スヘシ

一　鉱業直接附帯事業用電話機ヲ新設移轉シ又ハ其ノ設置場所ノ名称性質ヲ変更セムトスルトキ

二　鉱業用電話機ヲ其ノ直接附帯事業用ニ変更セムトスルトキ

左記各号ノ場合ニ於テハ遅滞ナク関係ノ書類及図面ヲ具シ施設地ヲ管轄スル逓信局長ニ届出ツヘシ但シ左記第一号ノ場合ニ於テハ通話開通年月日、設置場所及箇数ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

一　鉱業用電話機ヲ増加シタルトキ

二　鉱業用電話機設置場所ヲ移轉シ又ハ其ノ名称性質ヲ変更シタルトキ

三　鉱業用又ハ其ノ直接附帯事業用電話機ノ使用ヲ廃止シタルトキ

四　前各号ノ場合ヲ除ク外前條第二項各号ノ事項ヲ変更シタルトキ

第五條　鉱業特設電話ヲ専用スル鉱業及其ノ直接附帯事業ノ全部ヲ継承シタル者ハ其ノ電話ノ専用ヲ継承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当事者連署ノ上逓信院総裁ニ届出ツヘシ

第六條　専用者ハ電話機一箇毎ニ通貨ヲ以テ電話専用料月額十二円ヲ所轄逓信局ニ納ムヘシ

第七條　電話専用料ハ左ノ各期ノ初月一日ヨリ十日マテニ其ノ期ニ属スル分ヲ納ムヘシ

第一期　四月ヨリ六月マテ
第二期　七月ヨリ九月マテ
第三期　十月ヨリ十二月マテ
第四期　一月ヨリ三月マテ

電話開通初期ノ電話専用料ハ開通ノ月ヨリ其ノ期ノ末月ニ至ル分ヲ開通ノ日ヨリ十五日以内ニ納ムヘシ月ノ中途ニ於テ電話ヲ開通シタルトキ雖開通ノ月ニ属スル電話専用料ハ一箇月分トシテ計算ス

一期ノ中途ニ於テ電話機ノ使用ヲ廃止シタルトキト雖其ノ期内ニ属スル電話専用料ノ全額ヲ徴收ス

第八條　専用者ハ左記各号ノ場合ヲ除ク外鉱業特設電話ヲ専用スル鉱業及其ノ直接附帯事業ノ爲明治三十三年勅令第九號逓信院令第四十八号私設電信規則ニ依ル電信電話ヲ施設スルコトヲ得ス

一　逓信大臣ニ於テ私設電信電話ニ依リ公衆通信ヲ取扱ハシムルノ必要ヲ認メタルトキ

二　電氣事業ノ用ニ供スル電信電話ニシテ逓信大臣ニ於テ鉱業特設電話トシテ施設スルヲ不適当ナリト認メタルトキ

前項第一号ニ該当スル私設電信電話ハ之ヲ鉱業特設電話ニ連接セシムルコトアルヘシ

第九條　専用者本規則ニ違背シ又ハ主務官署ノ命令ヲ遵守セサルトキハ電話ノ専用ヲ禁止又ハ停止スルコトアルヘシ

第十條　電話規則第二十八條、第二十九條、第九十八條、第百六條乃至第百十條及第百十六條ノ規定ハ之ヲ鉱業特設電話ニ準用ス

第十一條　逓信大臣ハ必要ト認ムルトキハ鉱業特設電話ノ全部若ハ一部ヲ停止又ハ廃止スルコトアルヘシ

第十二條　専用者会社ナルトキハ其ノ代表者又組合ナルトキハ其ノ総代ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中断スルコトアルヘシ

第十三條　本規則ニ依リ提出スル申請書又ハ届書ハ電話施設地ヲ管轄スル逓信局ヲ経由スヘシ

第十四條　本規則ハ官廳ノ経営ニ係ル鉱業ニモ之ヲ準用ス

船舶無線電話通話規則

（昭和十一年八月六日　逓信省令第二十六号）

沿革　昭和一三年七月逓信省令第五九號、一六年六月第六四號改正

船舶無線電話通話規則左ノ通定ム

船舶無線電話通話規則

第二十類　通信、交通及電氣　第一編　通信

第一條　陸地船舶間又ハ船舶相互間ニ於テ無線電話ノ媒介ニ依リ行ハルル通話（以下船舶通話ト稱ス）ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第二條　船舶通話ヲ取扱フ電話官署、船舶通話ノ取扱時間及取扱ニ関スル制限ハ別ニ之ヲ告ク

第三條　船舶通話ハ左ノ二種トス

一　普通通話
二　至急通話

第四條　船舶通話ハ左ノ順位ニ依リ之ヲ取扱フ

一　至急通話
二　普通通話

同一順位ノ通話ハ請求ノ順序ニ依リ之ヲ取扱フ但シ請求ノ際通話開始ヲ希望スル時刻ヲ申出デタルモノハ通話ノ順位ヲ繰上グルコトナキ限リ之ヲ參酌シ取扱フ

第五條　船舶遭難救助上必要ナル事項ヲ通知スル船舶通話ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中断スルコトアルベシ

第六條　船舶航行上ノ危險警戒其ノ他海上ニ於ケル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通知スル船舶通話ニシテ電話官署ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ無線電話官署相互間ニ発著スル船舶通話ニ限リ之ヲ中断スルコトアルベシ

第七條　電話加入者電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者ト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ所属電話官署ニ申出デ当該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スベシ

一　通話種別（普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ）
二　対話船舶名及対話者氏名（対話者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級、乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ）

三　請求者電話番号

四　指定事項（第九條ニ定ムル場合ニ限ル）

電話加入者ニ非サル者電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者ト通話ヲ爲サントスルトキハ通話券又ハ前納通話券ニ前項各号ニ準ズル事項ヲ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スベシ

第八條　電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者電話加入者ト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ当該電話官署ニ申出デ其ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スベシ

一　通話種別（普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ）

二　対話地名及対話者電話番号

三　請求者氏名（請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號、乘組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ）

四　指定事項（第九條ニ定ムル場合ニ限ル）

前項ノ規定ハ電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者相互間ノ船舶通話ニ之ヲ準用ス

第九條　通話請求者ハ第十九條ニ定ムル遠洋船舶通話及船舶内電話官署ニ著スル通話ノ請求ニ際シ左記事項ノ指定ヲ爲スコトヲ得但シ第二号ニ定ムル事項ハ通話取扱上ノ都合ニ依リ之ニ應ゼザルコトアルベシ

一　特定対話者（指名其ノ他ノ方法ニ依ル希望對話者）

二　通話開始時刻

第十條　通話請求者ハ通話ノ請求ヲ受付ケタル電話官署ガ関係無線電話官署ニ対シ通話取扱通知前ナル場合ニ限リ其ノ通話ニ関スル事項ノ変更ヲ請求スルコトヲ得但シ普通通話ヲ至急通話ニ変更セントスル場合ハ通話取扱通知後ト雖モ之ガ請求ヲ妨ゲズ

第十一條　通話請求者ハ通話取扱開始ノ通告ヲ受クル迄ハ通話ノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ対シ通話請求方ニ準ジ通話ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ有線電話上ニ於ケル予約新開通話、予約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱上又ハ無線電話

頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ関係通話券又ハ前納通話券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十二條　電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者船舶通話ノ取扱ヲ爲ス陸上電話官署ノ呼出区域内ニ在ル者ヲ当該電話官署ニ呼出シ通話ヲ爲サントスルトキハ呼出ノ請求ヲ爲スベシ

前項ノ呼出ノ請求ハ左ノ事項ヲ呼出券ニ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スベシ

一　通話種別（普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ）

二　通話時分（三分時ナルトキハ之ヲ要セズ）

三　対話地名及被呼者居所氏名

四　請求者氏名（請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號、乘組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ）

第十三條　呼出請求者ハ呼出ノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ対シ呼出請求方ニ準ジ呼出ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ関係電話官署ニ対スル呼出通知前ナルトキハ当該請求ハ單ニ電話又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テ関係呼出券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十四條　通話接続前又ハ関係陸上無線電話官署ニ対スル呼出通知前ニ於テ当該船舶入港シ岩壁ニ繋留セラレタルトキ又ハ関係無線電話官署ノ通信圏ヲ去リタルトキハ当該通話又ハ呼出ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ請求者ニ其ノ旨通告ス

第十五條　電話官署船舶通話取扱上必要アリト認ムルトキハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中断スルコトアルベシ

第十六條　船舶通話ノ接続及呼出ノ通知ハ当該通話ヲ取扱フ無線電話官署ガ相互ニ確実ニ通信ヲ爲シ得ル狀態ニ在ルトキ之ヲ爲ス

第十七條　船舶通話ハ九分時迄継続スルコトヲ得但シ有線電話上ニ於ケル予約新開通話、予約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱上又ハ無線電話

連絡上必要アル場合ニ於テハ通話時間ヲ制限シ又通話取扱上支障ナキ場合ニ於テハ九分時ヲ超エ通話ヲ継続セシムルコトアルベシ

第十八條　船舶通話ノ課金通話時間ハ左ノ時刻ヨリ起算シ電話官署之ヲ決定ス

一　船舶内電話官署ニ著スル通話及特定対話者ヲ指定シタル通話ハ当該対話者ト通話請求者トヲ通話シ得ル狀態ニ置キタル時刻

二　前号以外ノ通話ハ関係電話ヲ接続シ通話請求者ヲ通話シ得ル狀態ニ置キタル時刻

電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セズト認ムル時分ハ課金通話時間ニ之ヲ算入セズ

第十九條　船舶通話ニ関スル料金左ノ如シ

甲　陸地船舶間通話（遠洋航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ（以下遠洋船舶トイフ）ニ發著スル通話ヲ謂フ）

一　遠洋船舶通話（電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ（以下沿岸船舶トイフ）ニ發著スル通話ヲ謂フ）

船舶ノ位置ニ依ル区別

	最初ノ三分時迄	三分時ヲ超ユルト（キハ一分時迄毎ニ）
(イ) 東經百十度ヨリ百六十度迄及北緯二十度ヨリ五十度迄ノ海上航行中ノ船舶ト通話	三円	一円
(ロ) 東經七十度ヨリ百八十度ヲ經テ西經百五十度ニ至ル迄及南緯十度ヨリ零度ヲ經テ北緯六十度ニ至ル迄ノ海上航行中ノ船舶（前号ノ船舶ヲ除ク）トノ通話	十二円	四円
(ハ) 前各号以外ノ海上航行中ノ船舶トノ通話	二十一円	七円

船舶ノ移動ニ伴ヒ同一日（船舶ニ於テモ内地ノ日附ニ依ルモノトス）中ニ於テ通話ニ対シ適用スベキ通話料ニ異動ヲ生ズル場合ハ当該日中ニ限リ其ノ低額ナル料金ヲ適用ス

(ニ) 至急通話料　普通通話料ノ二倍

(ホ) 通話取消料　最初ノ三分時迄ノ普通通話料ノ十分ノ一

(ヘ) 呼出料　一回毎ニ　十五錢

(ト) 呼出取消料　一回毎ニ　十五錢

二　近海船舶通話（近海ノ航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ（以下近海船舶トイフ）ニ發著スル通話ヲ謂フ）

	最初ノ三分時迄	三分時ヲ超ユルト（キハ一分時迄毎ニ）
(イ) 普通通話料	一円五十錢	五十錢
(ロ) 至急通話料	普通通話料ノ二倍	
(ハ) 通話取消料	十五錢	
(ニ) 呼出料	一回毎ニ　十五錢	
(ホ) 呼出取消料	一回毎ニ　十五錢	

三　沿岸船舶通話（前各號以外ノ船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ（以下沿岸船舶トイフ）ニ發著スル通話ヲ謂フ）

(イ) 普通通話料	三分時迄毎ニ五十錢トシ市外電話線ニ接続スル場合ニ於テハ当該区間ノ有線普通通話料ヲ附課ス但シ近海船舶通話ノ通話料ヨリ高額トナル場合ハ近海船舶通話ノ例ニ依ル
(ロ) 至急通話料	普通通話料ノ二倍
(ハ) 通話取消料	十錢
(ニ) 呼出料	一回毎ニ　十五錢
(ホ) 呼出取消料	一回毎ニ　十五錢

乙　船舶相互間通話

一　遠洋船舶相互間通話

(一) 普通通話料　最初ノ三分時迄　三円（三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ　一円）
(二) 至急通話料　普通通話料ノ二倍
(三) 通話取消料　一回毎ニ　三十錢
二　近海船舶相互間又ハ近海船舶ト遠洋船舶相互間通話
(一) 普通通話料　最初ノ三分時迄　一円五十錢（三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ　五十錢）
(二) 至急通話料　普通通話料ノ二倍
(三) 通話取消料　一回毎ニ　十五錢
三　沿岸船舶相互間又ハ沿岸船舶ト其ノ他ノ船舶相互間通話
(一) 普通通話料　毎三分時迄　五十錢
(二) 至急通話料　普通通話料ノ二倍
(三) 通話取消料　一回毎ニ　十錢

陸地船舶間通話ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ沿岸船舶通話ノ料金ヲ適用ス

一　神戸又ハ大阪港碇泊中岸壁繋留中ヲ除ク（以下同ジ）ノ船舶トノ通話但シ神戸中央電話局内装置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル
二　門司港碇泊中ノ船舶トノ通話但シ門司郵便局内装置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル

第二十條　第五條及第六條ノ規定ニ依ル船舶通話ハ無料トス但シ有線電話ニ接続ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條　通話請求者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セズ

一　関係電話官署ニ対スル通話取扱通知前ナルトキ
二　通話請求ノ当日（船舶ニ於テモ内地ノ中ニ接続可能ノ見込ナリシ通話ガ回線ノ故障、通話ノ輻輳等ニ因リ当該日中ニ接続ヲ為シ得ザルニ

至リタルトキ

呼出請求者関係電話官署ニ対スル呼出通知前ニ呼出ノ請求ヲ取消シタルトキハ呼出取消料ヲ課セズ

第二十二條　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ通話請求ノ取消アリタルモノト看做シ通話取消料ヲ課スル但シ第二号ノ場合ニ於テ関係回線ノ故障ニ因ルモノナルトキハ通話取消料ヲ課セズ

一　通話取扱開始ノ通告ニ対シ関係通話者ガ通話ヲ為サザル旨申出デタルトキ
二　通話取扱開始ヲ通告セントスルニ当リ喚呼ヲ試ムルモ関係者ノ一方ノ應答ヲ得ザルトキ
三　船舶内電話官署ニ著スル通話及特定対話者ヲ指定シタル通話ニ於テ関係対話者ガ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ為シ得ザルトキ

第二十三條　船舶内電話官署ニ請求シタル船舶通話ニ関スル料金ハ当該官署ノ指定ニ従ヒ之ヲ納付スベシ

第二十四條　船舶内電話官署ニ納付シタル船舶通話ニ関スル料金ノ還付請求ハ最寄電話官署ニ対シ之ヲ為スコトヲ得

第二十五條　電話通話規則第四條ノ三、第二十條（但書及第五、第二十一條指定事項ニ関スル事項ヲ除ク）、第二十二條、第二十三條、第二十六條第一項、第二十八條（第二號但書ヲ除ク）、第二十九條及第三十條（第五號ヲ除ク）ノ規定ハ船舶通話ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和十一年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年九月逓信省令第四十四号無線電話通話規則ハ之ヲ廃止ス

本令施行前ニ請求シタル無線電話通話ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十三年逓信省令第五十九號）

本令ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ請求シタル船舶通話及別ニ告示スル船舶通話ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

●放送用私設無線電話規則

（大正十二年十二月二十日逓信省令第九十八号）

沿革　大正一四年三月逓信省令第一一號、四月第二三號、七月第四二號、一二月第八九號、昭和二年三月第四號、三年三月第二四號、一一月第五八號、四年一二月第五五號、六年一二月第五四號、八年一二月第六三號、一四年八月第三六號、一〇月第四八號、一五年一二月第八二號、一七年九月第九九號、一八年一一月逓令第六號、二一年三月一八日閣令第一八號、四月一日第二二號、七月一日逓令第一號、二三年一月八日第一號、四月三〇日第一二號改正

放送用私設無線電話規則左ノ通定ム

第一條　時事音楽其ノ他ノ事項ヲ放送シ又ハ之ヲ聽取スル為施設スル私設無線電話ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　放送ヲ目的トスル私設無線電話（以下單ニ放送無線電話ト称ス）ヲ施設セムトスル者ハ願書ニ左ノ各号ノ書類ヲ添付シ逓信大臣ニ差出スヘシ

一　起業目論見書
二　工事設計書
三　工事費概算書
四　收支概算書及説明書

逓信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項以外ノ書類又ハ図面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第三條　起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　施設ノ目的
二　施設者名
三　事務所所在地
四　施設ノ名称　他ノ施設ト区別シ得且概略ノ所在ヲ表示シ得ルモノタルコトヲ要ス
五　放送区域　行政区劃ニ依リ表示スヘシ

六　放送事項
七　放送時刻

第四條　工事設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　機器装置場所
二　空中線電力
三　機器ノ種類
四　空中線及接地装置
五　「スタヂオ」及「スタヂオ」外「マイクロフオン」設備
六　連絡線及中継線設備
七　無線中継設備
八　落成期限

第五條　放送無線電話ノ機器及其ノ装置ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各号ニ適合スルコトヲ要ス

一　電波ハ純粋ナル持続電波ニシテ音波ニ従ヒ良好ニ変調セラルルコト
二　受話音ハ明瞭ニシテ雜音ヲ伴ハサルコト
三　周波数（波長）ハ五百五十「キロサイクル」（五百四十五「メートル」）乃至一千五百「キロサイクル」（二百「メートル」）ノ範囲内ニ於テ逓信大臣ノ指定シタルモノナルコト
四　周波数（波長）ニ変動ヲ生セサルモノナルコト
五　空中線電力ハ十「キロワット」以内タルコト
六　「スタヂオ」ノ構造ハ外部ヨリノ音響ヲ防遏シ放送ニ適スルコト
七　電信、電話、電燈又ハ電力ノ線路ニ障礙ヲ及スヘキ透導ヲ生セサルコト
八　人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス虞ナキコト
九　接地装置ヲ為ス場合ハ専用ノモノヲ設備スルコト
十　可聽電波五百「キロサイクル」（六百「メートル」）乃至三百三十三「キロサイクル」（九百「メートル」）ヲ受信シ得ル設備ヲ有スルコト

第六條　放送無線電話施設者（以下單ニ放送施設者ト稱スル）ハ左ノ場合ニ於テハ理由ヲ具シ逓信大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一　起業目論見書ニ掲クル施設ノ名称、放送区域、放送事項及放送時刻又ハ工事設計書記載ノ事項ヲ変更セムトスルトキ

二　施設ヲ廃止シ又ハ其ノ使用ヲ中止セムトスルトキ

第七條　逓信大臣ニ於テ放送無線電話ヲ許可シタルトキハ左ノ各号ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル場合其ノ事項ニ付亦同シ

一　施設者名

一ノ二　施設ノ名称

二　機器装置場所

三　呼出符号

四　呼出名称

五　空中線電力

六　周波数（波長）

七　放送時刻

八　放送事項

九　放送区域

第七條ノ二　放送無線電話ノ装置工事落成シタルトキハ放送施設者ハ其ノ旨ヲ逓信大臣ヘ届出ツヘシ

第七條ノ三　逓信大臣ニ於テ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ吏員ヲ派遣シテ機器及其ノ装置ヲ検査セシメタル上検定証書ヲ交付ス

第七條ノ四　放送施設者ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各号ノ放送従事者ヲ選任スヘシ

一　技術主任者及機器取扱者

二　放送主任者及放送取扱者

前項ノ技術主任者ハ別表(一)ノ区別ニ従ヒ電氣通信技術者資格検定規則ニ依ル資格ヲ有スル者ナルコトヲ要ス

放送従事者ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度之ヲ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ但シ選任ノ場合ハ其ノ経歴及技能ヲ証スル書類ヲ添附スヘシ

第七條ノ五　所轄逓信局長ハ放送従事者カ其ノ職務ヲ行フニ不適当ナリト認ムルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第八條　放送無線電話ノ使用ヲ開始セムトスルトキハ其ノ期日七日前迄ニ逓信大臣ニ届出ツヘシ

第八條ノ二　放送施設者ハ必要アル場合ニ於テ主務大臣ヨリ公益ニ関スル事項ノ放送ヲ命セラレタルトキ又ハ其ノ放送ノ実施ニ関シ必要ナル措置ヲ命セラレタルトキハ直ニ之ニ従フヘシ

第九條　放送施設者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　特ニ指定スル場合ヲ除クノ外各放送ノ開始及終了ノ際当該放送無線電話ノ呼出符号又ハ呼出名称ヲ放送スルコト

二　公衆通信ヲ取扱フ無線電信又ハ無線電話ヨリ放送ノ中止ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ニ従フコト

三　所轄逓信局長ヨリ放送ニ関シ指示アリタルトキハ直ニ之ニ従フコト

第十條　放送施設者ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外一会計年度毎ニ其ノ放送無線電話ニ対スル聴取契約一箇ニ付二十銭ノ特許料ヲ納ムヘシ

前項ノ聴取契約数ハ前年度末日現在ニ依ル但シ第十一條第二項ニ基キ聴取料ヲ免除セラレタルモノニ対スル契約数ハ之ヲ控除ス

第一項ノ特許料ハ毎会計年度開始後一月以内ニ所轄逓信局長ノ指定スル通信官署ニ之ヲ納ムヘシ

第一項ニ依リ徴收シタル特許料ニシテ通信官署ノ過失ニ依リ過納又ハ誤納トナリタル場合ニ於テハ其ノ額ニ限リ請求ニ依リ之ヲ還付ス

前項ニ依ル還付請求ハ其ノ納付ノ日ヨリ五日以内ニ当該通信官署ニ之ヲ為スヘシ

第十一條　放送施設者第十三條ニ依ル私設無線電話施設者ヨリ聴取料ヲ受ケムトスルトキハ予メ其ノ額及契約事項ヲ定メ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ変更セムトスルトキ亦同シ

逓信大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ聴取料額若ハ契約事項ノ変更ヲ命シ又ハ別ニ告示スル所ニ依リ特ニ聴取料ヲ免除セシムルコトアルヘシ

前二項ノ規定ニ依リ聴取料額若ハ契約事項ヲ認可シ又ハ変更ヲ命シタルトキハ之ヲ告示ス

第十二條　放送施設者ハ日誌ヲ設備シ左ノ各号ノ事項ヲ記錄スヘシ

一　事項別放送ノ開始、終了ノ時刻並遮断、中止ノ時刻及事由

二　放送ニ関シ官廳ヨリ指示セラレタル事項ノ概要及其ノ措置顛末

三　機器ノ狀況

四　削除

五　時間別担務別放送従事者氏名

六　削除

七　前各号ノ外後日参考トナルヘキ事項

前項ノ日誌ハ其ノ使用終了ノ翌月ヨリ起算シ十五月間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十三條　放送事項ノ聽取ヲ目的トスル私設無線電話（以下單ニ無線電話ト稱ス）施設セムトスル者ハ一施設毎ニ左ノ各号ノ事項ヲ記載シタル施設許可願書ヲ逓信官署ニ差出シ所轄逓信局長ノ許可ヲ受クヘシ

一　出願者住所氏名

二　機器装置場所（携帯使用ノモノニアリテハ其ノ保管有リテハ其ノ旨ヲ明示スレバ足ル）

三　受信機ノ名称、製造者名、製造者ノ型式番号、製品番号及第十四條ノ七ノ規定ニ依ル標章ノ有無（第十四條但書ノ受信機ニ在リテハ其ノ旨ヲ明示スレバ足ル）

第十三條ノ二　聽取無線電話ノ施設者名義ハ相続又ハ法人ノ合併其ノ他包括承継ニ因ル場合ニ限リ之ヲ変更スルコトヲ得

第十三條ノ三　左ノ各号ノ場合所轄逓信局長ハ第十三條ノ規定ニ依ル出願ヲ許可シ出願者ニ対シ施設許可書ヲ交付ス

一　空中線装置ガ電信、電話、電燈又ハ電力ノ線路ニ接近セス人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス虞ナク且其ノ接地装置ハ良好ト認メラルトキ

二　受信機ニ第十四條ノ七ノ規定ニ依ル標章ガ貼付セラレアルトキ又ハ受信機ガ第十四條但書ノ規定ニ該当シ且第十四條別表(三)ノ規格第五号ニ適合スルト認メラルトキ

第十三條ノ四　所轄逓信局長ハ左ノ各号ノ記錄ヲ保存スルモノトス

一　受理シタル一切ノ聽取無線電話施設ノ許可出願ニ関スル事項

二　附與シタル一切ノ聽取無線電話施設ノ許可ニ關スル事項

三　許可ヲ拒否シタル一切ノ聽取無線電話施設ノ許可出願ニ関スル事項

第十四條　聽取無線電話ノ受信機ハ別表(三)ノ規格ニ依リ逓信大臣ノ行フ型式試験ニ合格シタルモノタルコトヲ要ス但シ受信機ノ製造ヲ業トセサル者カ自己ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ製作シタルモノハ此限ニアラス

第十四條ノ二　第十三條ノ規定ニ依ル書類ヲ差出シタル者ハ其ノ受信機ニ第十四條ノ七ノ規定ニ依ル標章カ貼附セラレアル場合ニ限リ施設ノ許可ヲ受クル迄之カ仮使用ヲ為スコトヲ得

第十四條ノ三　一定型式ノ受信機ニ付第十四條ノ規定ニ依ル型式試験ヲ受ケムトスル者ハ別表(三)ノ書式ニ依ル申請書ニ当該型式ノ受信機三台ヲ添ヘ逓信大臣ニ差出スヘシ前項ノ受信機ハ試験終了後一台ヲ除クノ外之ヲ還付ス

第十四條ノ四　型式試験ハ申請受理ノ日ヨリ通常六週間以内ニ之ヲ完了スルモノトス

第十四條ノ五　申請者又ハ其ノ指名スル使用人ハ型式試験ニ立会フコトヲ得但シ逓信大臣必要アリト認ムルトキハ立会人ノ員数ヲ制限スルコトアルヘシ

第十四條ノ六　申請ノ受信機試験ニ合格シタルトキハ逓信大臣ハ申請者

ニ対シ少クモ左ノ事項ヲ記載シタル型式試驗合格証書ヲ交付スルト共ニ之ヲ告示ス

受信機名称、申請者住所氏名、製造者住所氏名、合格番号、製造者ノ型式番号、受信周波数帯

合格セサルトキハ試驗終了後直チニ理由ヲ附シ之ヲ申請者ニ通知ス前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ不合格箇所ヲ修正ノ上再ヒ第十四條ノ三ノ規定ニ依ル申請ヲ爲スコトヲ得

第十四條ノ七　型式試驗ニ合格シタル受信機ニハ左ノ事項ヲ明示シタル標章ヲ貼附スヘシ

一　受信機カ逓信大臣ノ定ムル規格ニ適合スルモノナルコト

二　受信機ノ名称、製造者名、製造者ノ型式番号及製品番号

第十五條　第十三條ニ規定スル施設許可願書ノ記載事項ヲ変更シ又ハ第十三條ノ二ノ規定ニ依リ施設者名義ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ

第十五條ノ二　聽取無線電話ノ許可ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

一　聽取無線電話施設者前條ニ依ル機器装置場所又ハ住所ノ変更届ヲ爲ササルコト六月以上ニ及ヒタルトキ

二　聽取無線電話施設者聽取契約ニ違反シタル爲放送施設者ヨリ該契約ヲ解除セラレタルトキ

放送施設者前項第二号ノ契約解除ヲ爲シタルトキハ速ニ所轄逓信局長ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六條　聽取無線電話施設者ハ許可章ヲ機器装置場所ノ外部見易キ箇所ニ掲出スヘシ（受信機ヲ携帯使用スルトキハ許可章ヲ携行スヘシ）

許可章ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ許可章ノ番号又ハ機器装置場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ直ニ其ノ再交付ヲ所轄逓信局長ニ申請スヘシ

第十七條　削除

第十八條　聽取無線電話ヲ廃止シタルトキハ直ニ当該装置ヲ撤去シ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出テ同時ニ許可章ヲ返納スヘシ

聽取無線電話ノ許可ノ取消又ハ失效アリタルトキハ直ニ当該装置ヲ撤去シ許可章ヲ所轄逓信局長ニ返納スヘシ

第十九條　私設無線電信無線電話規則第七條、第八條、第十一條、第十四條、第四十六條第一号、第六十八條、第七十一條、第七十四條、第七十七條及第八十四條ノ規定ハ放送無線電話ニ、第七十四條及第八十四條ノ規定ハ聽取無線電話ニ之ヲ準用ス

第二十條　本令中放送無線電話ニ関スル規定（第四條、第五條及第七條ヲ除ク）ハ電線路ニ一万「サイクル」以上ノ高周波電流ヲ通シテ時事音楽其ノ他ノ事項ヲ放送スル施設（以下單ニ放送有線電話ト稱ス）ニ又聽取無線電話ニ関スル規定（第十四條ノ三ヲ除ク）ハ放送有線電話ニ依ル放送事項ノ聽取ヲ目的トスル施設（以下單ニ聽取有線電話ト稱ス）ニ之ヲ準用ス

第二十一條　放送有線電話ノ工事設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　機器装置場所

二　機器ノ種類

三　「スタヂオ」及「スタヂオ」外「マイクロフオン」設備

四　連絡線及中継設備

五　無線中継設備

六　落成期限

第二十二條　放送有線電話ノ装置ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各号ニ適合スルコトヲ要ス

一　放送有線電話ノ送信装置ニ供給セラルル音声放送波ハ明瞭ニシテ雜音ヲ伴ハサルコト

二　「スタヂオ」ノ構造ハ外部ヨリノ音響ヲ防遏シ放送ニ適スルコト

第二十三條　逓信大臣ニ於テ放送有線電話ヲ許可シタルトキハ左ノ各号ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル場合ニ付亦同シ

一　施設者名

二　施設ノ名称

三　機器装置場所

四　呼出名称

五　周波数

六　放送時刻

七　放送事項

八　放送区域

第二十四條　聽取無線電話ノ施設者ニシテ更ニ聽取有線電話ヲ施設セムトスル者又ハ聽取有線電話ノ施設者ニシテ更ニ聽取無線電話ヲ施設セムトスル者ハ新ニ施設許可ヲ受クルコトヲ要セス

前項ノ場合ニ於テハ第十五條ノ規定ニ依ル施設許可願書記載事項変更ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十五條　聽取有線電話ノ受信機ハ逓信大臣ニ於テ聽取有線電話用標準受信機トシテ指定シタルモノニシテ左ノ各号ニ適合スルモノナルコトヲ要ス放送有線電話ヲ聽取スル目的ヲ以テ聽取無線電話ニ附加スル放送有線電話聽取用同調器ニ付亦同シ

一　音声電流ニヨリ変調セラレタル一五五「キロサイクル」ニ限リ受信シ得ルコト

二　電線路ニ電波ヲ送出シ又ハ障碍ヲ與ヘサルコト

逓信大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ聽取有線電話ニ関シ其ノ施設者ニ対シ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第一項ノ聽取有線電話用標準受信機及放送有線電話聽取用標準同調器トシテ指定シタルモノハ別ニ之ヲ告示ス

第二十六條　電話加入回線ニ接続スル放送有線電話聽取用分波器ノ取付、移轉又ハ撤去ノ工事ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外電話官署以外ノ者ニ於テ之ヲ行フコトヲ得ス

第二十七條　所轄逓信局長ニ於テ工事上其ノ他支障アリト認ムルトキハ放送有線電話電流ヲ停止スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十四年逓信省令第四十八號）

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ施設ノ許可ヲ受ケ現ニ其ノ效力ヲ有スル聽取無線電話ニ付テハ許可章ノ交付アル迄放送施設者ノ交付シタル聽取章ヲ本令ニ依ル許可章ト看做ス

本令施行前ニ出願シタル聽取無線電話施設ノ許可料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和二一年閣令第一八號）

本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ無線中継用受信装置ノ保守ニ從事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

附　則（昭和二十三年逓令第一號）

この省令は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

この省令施行の日以前に出荷された聽取無線電話の受信機及び昭和二十三年六月三十日までに出荷せられるものについては、第十四條の規定にかかわらずなお從前の例による。

別表一

区別	責格
一　放送無線電話装置	
(一)空中線電力百ワット以上ノ装置ノ建設	第一級
(二)空中線電力百ワット未満ノ装置ノ建設	第二級
(三)空中線電力一キロワット以上ノ装置ノ保守	第一級
(四)空中線電力百ワット以上一キロワット未満ノ装置ノ保守	第二級
(五)空中線電力百ワット未満ノ装置ノ保守	第三級（無線）

二　無線中繼用受信裝置
(一)無線中繼用受信裝置ノ建設
(二)無線中繼用受信裝置ノ保守
三　スタヂオ裝置
(一)スタヂオ裝置ノ建設
(二)多重放送ヲ爲ス放送無線電話ノスタヂオ裝置ノ保守
(三)其ノ他ノスタヂオ裝置ノ保守

第二級	放送受信級
第一級	
第一級	
第二級	

別表(一)

受信機ノ中波放送周波數帶ニ於ケル電氣的性能ハ次ノ規格ニ適合スルモノタルコト

(一)受信周波數帶　五五〇乃至一五〇〇「キロサイクル」ノ放送電波ヲ受信シ得ルコト

(二)感度　受信機ヲ標準試驗狀態(受信機ヲ靜電容量一五〇「マイクロ、マイクロ、ファラッド」。「インダクタンス」一四「マイクロ、ヘンリー」。抵抗五〇「オーム」ヲ有スル擬似空中線ト規定電源トニ接續シ之ニ搬送周波數五五〇乃至一五〇〇「キロサイクル」變調率四〇「パーセント」ノ變調波ヲ加ヘテ動作セシメタル狀態ヲ云フ)ニ置キ終段眞空管無誘導負荷ニ於テ高調波含有率一五「パーセント」以下ノ時電氣的出力五〇「ミリワット」ヲ得ルニ要スル空中線入力電壓ハ〇・四「ミリボルト」以下タルコト

倘最大感度ト最小感度ノ差ハ一四「デシベル」以内タルコト

又電源電壓ガ九〇「ボルト」トナリタル時ト一〇〇「ボルト」ノ時トノ感度差ハ五「デシベル」以内タルコト

(三)電氣的忠實度　標準試驗狀態ニ於テ搬送周波數ヲ一〇〇〇「キロサイクル」變調周波數ヲ一〇〇乃至四〇〇〇「サイクル」變調率ヲ四〇「パーセント」トナシタル場合其ノ電氣的忠實度ハ終段眞空管無誘導負荷ニ於テ次ノ範圍内ニアルコト

最高出力トノ差　一〇〇「サイクル」ニ於テ一〇「デシベル」
四〇〇〇「サイクル」ニ於テ一二「デシベル」

(四)選擇度　受信機ヲ標準試驗狀態ニ置キ搬送周波數五五〇乃至一二〇〇「キロサイクル」及一四〇〇「キロサイクル」ニ於テ一〇「キロサイクル」離調シタル時ノ空中線入力電壓ト同調点ニ於ケル空中線入力電壓トノ比ニヨル選擇度ハ次ノ値以上タルコト

五五〇乃至一一〇〇「キロサイクル」ニ於テ一八「デシベル」
一一〇〇「キロサイクル」ニ於テ一四「デシベル」

(五)振動電流　受信機ヲ使用狀態ニ置キタル場合局部振動ニ依ツテ如何ナル種類ノ聽取無線電話用受信機ニモ支障ヲ起サザルコト

別表(二)

聽取無線電話用受信機型式試驗申請書

一、受信機名称　製造者ノ型式番号

二、構造

イ、機構(回路方式、使用眞空管、使用高声器等)

ロ、定格(受信周波数帶、感度階級、電氣的出力、電源電壓、全負荷電力、主要部品ノ品名、型名ト其ノ定格等)

右ニ対シ放送用私設無線電話規則第十四條ノ三ニ依ル型式試驗ヲ施行サレタク申請ス

昭和　年　月　日

申請者　住所　氏　　名印

逓信大臣宛

「註」

第二十類　通信、交通及電氣　第一編　通信

電源「コード」接地端子間	直流五〇〇「ボルト」ニテ試驗シ「ヒューズ」ニ「シヤーシー」及接地端子間ハ「ボルト」ヲ三分間加ヘタル場合ニ一「メグオーム」以上タルコト	交流一〇〇〇「ボルト」ヲ三分間加ヘタル場合異狀ナキコト
電源變壓器入力端子トB配線間及B線輪ト鐵心間	同	右同

備考

1 電解蓄電器ヲ使用スルモノニアリテハ最大電壓ノ一・一倍ノ電壓ヲ三分間加ヘ(交流ヲ云フ)

2 電解蓄電器ヲ使用スル倍電壓整流ノ場合ニハ入力交流電壓一二〇「ボルト」ニテ試驗シ三分間之ニ耐フルコト

(七)溫度上昇　攝氏三〇度ノ室溫デ連續五時間動作シタル場合有害ナル障害ヲ生ゼザルコト

絶縁抵抗	絶縁耐力	直流二五〇「ボルト」ニテ試驗シタル場合一「メグオーム」以上タルコト / 最高直流電壓ノ二倍ノ直流電壓ヲ三分間加ヘタル場合異狀ナキコト
B配線ト「シヤーシー」及接地端子間		
電源「コード」接地端子間ニ直流「ボルト」ヲ三分間加ヘタル場合一「メグオーム」以上タルコト		交流一〇〇〇「ボルト」ヲ三分間加ヘタル場合異狀ナキコト

絶縁抵抗　絶縁耐力

電源用變壓器ヲ有スルモノ

電源用單捲變壓器ヲ有スルモノ及電源用變壓器ナキモノ

絶縁抵抗　絶縁耐力

電流二五〇「ボルト」ニテ試驗シタル場合一「メグオーム」以上タルコト / 最高直流電壓ノ二倍ノ直流電壓ヲ三分間加ヘタル場合異狀ナキコト

●電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手続

(大正八年四月十八日逓信省告示第五百十九号)

沿革　大正八年五月逓信省告示第六四七號、一一年七月第一三四六號改正

電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手続左ノ通相定ム

電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手続

第一條　電話加入者ハ其ノ加入回線ニ接続スル増設、官廳用、私設又ハ市内専用電話ノ交換取扱ニ従事セシムヘキ取扱者ノ養成ヲ所轄電話官

署ニ委託スルコトヲ得

第二條　前條ニ依ル養成ヲ受クル者ハ左記各号ニ該当スルコトヲ要ス

一　年齢滿十三年以上滿二十三年以下ノ女子ナルコト

二　品行方正ニシテ性質溫順ナルコト

三　尋常小學校卒業程度ト同等以上ノ學力ヲ有スルコト

四　傳染性ノ疾患ナキコト

五　視力及聽力ニ故障ナキコト

六　發音及言語明瞭正確ナルコト

七　其ノ他所轄逓信局長ニ於テ必要ト認ムル條件ニ適合スルコト

第三條　養成期間ハ三月以内トス

第四條　養成科目ハ左記ノ通トス但シ養成ヲ受クル者ノ智識技倆等ニ應シ又ハ必要ニ依リ變更スルコトアルヘシ

一　電話ニ關スル理論ノ概要

二　電話官署ノ組織及電話ニ關スル法規ノ概要

三　市内交換取扱方法

四　市外交換取扱方法

五　交換案内ニ關スル取扱方法

六　障害修理ニ關スル取扱方法概要

七　加入者宅内交換取扱方法

八　交換取扱ニ關スル各種調査方法

九　其ノ他必要ト認ムル事項

第五條　交換取扱方法等實地指導ノ爲必要ト認ムルトキハ養成ヲ受ケル者ヲシテ電話官署ノ交換實務ニ從事セシムルコトアルヘシ

第六條　削除

第七條　養成ヲ受クル者カ左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ養成受ケヲ取消スコトアルヘシ

一　第二條ニ該当セサルニ至リタルトキ

二　修習ヲ缺ケルトキ

三　成業ノ見込ナキトキ

四　電話官署ノ指揮ニ從ハサルトキ

第二款　外國電話

國際電話通話規則

（昭和九年九月二十日逓信省令第六十一号）

沿革　昭和二年一〇月逓信省令第五九號、一二年九月第六七號、一三年一〇月第七五號、一二月第八九號、一六年一月第八號、一七年三月第五四號、一八年六月第七九號、一一月逓令第六號、一九年四月逓令第五六號、二一年四月一日閣令第二五號、七月一日逓令第一號、二二年三月三一日第一二號改正

國際電話通話規則左ノ通定ム

國際電話通話規則

目次

第一章　總則
第二章　通話ノ順位
第三章　通話ノ請求
第四章　通話ノ準備及請求ノ取消
第五章　課金通話時間及料金
第六章　船舶國際通話
附則

第一章　總則

第一條　國際電話通話（以下國際通話ト稱ス）トハ帝國又ハ帝國ノ船舶ト外國トノ間ニ交換スル電話通話ヲ謂フ

第二條　國際通話ハ國際電氣通信條約ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第三條　國際通話ヲ取扱フ電話官署、取扱時間、対手地、通話ニ關スル料金及外國主管廳ノ定ムル通話取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

第二章　通話ノ順位

第四條　國際通話ノ順位ハ其ノ請求順ニ依ル但シ請求ノ際通話開始ヲ希望スル日時ヲ申出タルモノハ通話ノ順位ヲ繰上ケルコトナキ限リ之ヲ參酌シ取扱フ

官用通話及局用通話ニシテ緊急ヲ要スルモノハ私用通話ニ対シ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フコトアルベシ官用通話及局用通話ノ取扱ニ關シテハ國際電氣通信條約附屬電話規則第十五條第一項、第二項及第十六條ノ規定ニ依ル

第五條　國際通話ハ國内ノ至急通話ニ対シ先順位ヲ有ス

第三章　通話ノ請求

第六條　國際通話ハ左ノ三種トス

一　電話番号指定通話　電話番号ヲ指示シテ請求スル通話

二　通話者指定通話　電話番号ヲ指示スルノ外指名其ノ他ノ方法ニ依リ通話者ヲ特定シテ請求スル通話

三　呼出通知附通話　電話ヲ有セザル対話者ニ対シ請求スル通話

第七條　電話加入者電話番号指定通話ヲ請求セントスルトキハ其ノ旨ヲ所屬電話官署ニ申出デ該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通知スベシ

一　著信地名

二　対話者電話番号（對話者電話番號判明セザルトキハ對話者住所氏名）

三　請求者電話番号

四　通話開始其ノ他ニ關スル希望事項

電話官署ニ於テ電話番号指定通話ヲ請求セントスル者ハ前項ノ例ニ依リ必要ナル事項ヲ記入シタル通話券ヲ差出スベシ

第八條　電話加入者通話者指定通話ヲ請求セントスルトキハ其ノ旨ヲ所屬電話官署ニ申出デ該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スベシ

一　著信地名

二　対話者電話番号（對話者電話番號判明セザルトキハ對話者住所氏名）

三　請求者電話番号

四　通話者ヲ特定スル事項（人名、分課名、職名、対話者ノ使用言語

又ハ增私設電話番号等ニ依リ通話者ヲ特定スル事項）

五　通話開始其ノ他ニ関スル希望事項

六　官用通話ナルトキハ其ノ旨及通話者ノ資格

通話者指定通話ノ請求者ハ予メ請求者若ハ対話者ニ対シ二個以上ノ電話番号ヲ指示シ又ハ請求者若ハ対話者ノ代人ヲ指示シテ通話ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ順位ヲ附スベシ

第十七條　関係電話回線ノ故障其ノ他ノ事由アルトキハ電話官署ハ他ノ電話ニ依リ通話ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十八條　國際通話ノ請求者ハ通話開始ニ至ル迄ハ通話ノ請求ヲ取消スコトヲ得

國際通話ノ請求者電話官署ヨリ第十四條ノ通知ヲ受ケタル後ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課ス

第十九條　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合（關係電話回線ノ故障ニ因ルモノヲ除ク）ニ於テハ通話ノ請求ハ之ヲ取消シタルモノト看做シ通話取消料ヲ課ス

一　通話取扱開始ノ通告又ハ第十四條ノ通知ヲ爲サントスルニ方リ請求者電話ノ無應答其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ取扱フコトヲ得ザルトキ

二　第十四條第三号ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ニ関スル事項ノ変更ヲ請求セザルトキ

三　通話取扱開始ノ通告ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ヲ取扱フコトヲ得ザルトキ

第二十條　國際通話ノ請求者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セズ

一　第四條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外通話ノ請求又ハ其ノ変更ノ請求ノ時ヨリ二時間ヲ経過シタル後第十四條ノ通知ヲ爲シタルトキ但シ請求者電話ノ應答遅延（關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ヲ除ク）ニ因リ生ズル遅延ヲ除ク

二　請求者及対話者何時ニテモ通話シ得ル旨申出アリタル時ヨリ一時間ヲ経過スルモ通話開始ニ至ラザルトキ

第十五條　著信呼出通知附通話ニ付テハ電話官署ヨリ被呼者ニ其ノ旨ヲ

通知スル但シ電話官署ニ於テ通知ヲ爲スコト著シク困難ト認ムルトキ又ハ通知ヲ爲スモ通話ノ目的ヲ達セシムルコトヲ得ズト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條　國際通話ノ取扱上必要アルトキハ電話官署ハ電話加入者相互間ノ市内通話ヲ中断スルコトアルベシ

第十七條　関係電話回線ノ故障其ノ他ノ事由アルトキハ電話官署ハ他ノ電話ニ依リ通話ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十八條　國際通話ノ請求者ハ通話開始ニ至ル迄ハ通話ノ請求ヲ取消スコトヲ得

國際通話ノ請求者電話官署ヨリ第十四條ノ通知ヲ受ケタル後ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課ス

第十九條　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合（關係電話回線ノ故障ニ因ルモノヲ除ク）ニ於テハ通話ノ請求ハ之ヲ取消シタルモノト看做シ通話取消料ヲ課ス

一　通話取扱開始ノ通告又ハ第十四條ノ通知ヲ爲サントスルニ方リ請求者電話ノ無應答其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ取扱フコトヲ得ザルトキ

二　第十四條第三号ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ニ関スル事項ノ変更ヲ請求セザルトキ

三　通話取扱開始ノ通告ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ヲ取扱フコトヲ得ザルトキ

第二十條　國際通話ノ請求者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セズ

一　第四條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外通話ノ請求又ハ其ノ変更ノ請求ノ時ヨリ二時間ヲ経過シタル後第十四條ノ通知ヲ爲シタルトキ但シ請求者電話ノ應答遅延（關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ヲ除ク）ニ因リ生ズル遅延ヲ除ク

二　請求者及対話者何時ニテモ通話シ得ル旨申出アリタル時ヨリ一時間ヲ経過スルモ通話開始ニ至ラザルトキ

三　第四條第一項但書ノ場合ニ於テ申出ノ時刻ヨリ一時間ヲ経過スルモ通話開始ニ至ラザルトキ

設備上ノ都合ニ依リ通信ヲ休止スル場合ニ於テ其ノ休止中ノ時間ハ前項各号ノ経過時間ニハ之ヲ算入セズ

第五章　課金通話時間及料金

第二十一條　國際通話ノ課金通話時間ハ電話番号指定通話ニ在リテハ関係電話ヲ接続シ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ、通話者指定通話及呼出通知附通話ニ在リテハ関係通話者ヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ之ヲ起算ス

電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セズト認ムル時分ハ課金通話時間ニ之ヲ算入セズ

第二十二條　國際通話ハ課金通話時間十二分時迄之ヲ継続スルコトヲ得但シ他ニ通話ノ請求ナキトキハ十二分時後ト雖継続シテ通話セシムルコトアルベシ

國際通話輻輳ノ場合ニ於テハ電話官署ハ前項ノ課金通話時間ヲ制限スルコトアルベシ

第二十三條　國際通話ニ対シテハ其ノ課金通話時間ニ依リ左ノ通話料ヲ課ス

一　最初ノ三分時迄　別ニ告示スル通話料

二　三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ　前号ノ通話料ノ三分ノ一

前項ノ課金通話時間ハ電話官署之ヲ決定ス

第二十四條　通話取消料ハ別ニ告示スルモノヲ除クノ外最初ノ三分時ニ対スル通話料ノ十分ノ一トス

第二十五條　國際通話ニ関スル料金ニ一銭未満ノ端数ヲ生ズルトキハ之ヲ切捨ツ

第二十六條　電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ヲ中止セシメタル場合ニ於テ課金通話時間ガ三分時ニ達セザルトキハ該通話ニ対シ課金セズ

第二十七條　國際通話ニ関スル料金ノ納付方ハ左ノ区別ニ依ル

一　電話加入者ハ毎月分ヲ電話官署ノ通知スル所ニ依リ翌月二十日迄ニ通貨ヲ以テ納付スベシ

二　電話加入者ニ非ザル者ハ請求ノ際通話見込時分ノ通話料ニ相当スル金額ヲ通貨ヲ以テ予納シ置キ通話終了後郵便局（遞信官署官制第十條第一項但書ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ヲ除ク）ニ在リテハ通貨ヲ以テ其ノ他ノ局ニ在リテハ郵便切手ヲ以テ精算納付スベシ

第二十八條　削除

第二十九條　電話官署ノ過失ニ因リ徴收シタル過納又ハ誤納ノ通話ニ関スル料金ハ請求ニ依リ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス

前項ノ請求ハ料金納付ノ日ヨリ起算シ五月以内ニ之ヲ爲スベシ

第六章　船舶國際通話

第三十條　船舶内電話官署ニ於テ取扱フ國際通話（以下船舶國際通話ト稱ス）ヲ請求セントスル者ハ其ノ旨ヲ当該電話官署ニ申出デ第七條乃至第九條ノ例ニ準ジ必要ナル事項ヲ通告スベシ

第三十一條　船舶國際通話開始前ニ於テ当該船舶入港シタルトキハ当該通話ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通知ス

第三十一條ノ二　船舶國際通話ノ通話料ハ場合ニ從ヒ左ノモノヨリ成ル

一　基本料　船舶ト海岸局ノ属スル地帯トノ間ノ料金

二　陸線料　海岸局ノ属スル地帯以遠ノ料金

陸線料ハ海岸局ノ属スル主官廳又ハ私企業ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ料金ノ換算ニ適用スベキ外國貨幣ノ邦貨相当額ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十二條　船舶ノ移動ニ伴ヒ同一日中ニ於テ通話ニ対シ適用スベキ通話料ニ異動ヲ生ズル場合ハ当該日中ニ限リ其ノ低額ナル料金ヲ適用ス低額ノ料金ヲ適用スル日ニ開始セラルベキ通話ガ第十四條ノ通知ノ遅

延ニ因リ高額ノ料金ヲ適用スル第一日ニ開始セラルル場合ト雖モ当該日中ニ限リ低額ノ料金ヲ適用ス

第三十三條　船舶國際通話ニ関スル料金ハ船舶内電話官署ノ指定ニ従ヒ之ヲ納付スベシ

第三十四條　第五條、第十條及第二十條ノ規定ハ船舶國際通話ニ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ昭和九年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

●「クリスマス」及新年祝賀國際電話通話規則

（昭和十年十二月十二日　通信省令第四十八号）

沿革　昭和一一年一二月通信省令第七四號改正

「クリスマス」及新年祝賀國際電話通話規則左ノ通定ム

第一條　別ニ告示スル外國各地ト交換スル國際電話通話ニシテ「クリスマス」又ハ新年ノ祝賀ヲ内容トスルモノ（以下祝賀通話ト稱ス）ハ本令ノ定ムル所ニ依リ特別取扱ト爲スコトヲ得

第二條　祝賀通話ニハ別ニ告示スル低減料金ヲ課ス

第三條　祝賀通話ノ取扱期間ハ毎年十二月二十三日ヨリ翌年一月四日迄トス

第四條　祝賀通話ニ付テハ通話請求ノ際祝賀通話ナル旨ヲ電話官署ニ申出ヅベシ

第五條　削除

第六條　電話官署ニ於テ祝賀通話ノ内容ガ祝賀及之ニ伴フ事項以外ニ亘リタリト認ムルトキハ当該通話ニ対シ一般國際電話通話ノ料金ヲ課ス

第七條　祝賀通話ノ取扱ニ関シ本令ニ規定ナキ事項ハ一般國際電話通話ニ関スル規定ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十年十二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第四章　郵便爲替

第一款　内國郵便爲替

●郵便爲替法

（昭和二十三年六月二十六日　法律第五十九号）

沿革　昭和二三年七月六日第一〇四號、二四年四月二八日第三六號、五月二〇日第九二號、五月三一日第一六一號改正

郵便爲替法をここに公布する。

郵便爲替法

第一章　総則

第一條（この法律の目的）　この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便爲替の國営）　郵便爲替は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條　削除

第五條（印紙税の免除）　郵便爲替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便爲替に関する條約）　郵便爲替に関し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

外國郵便爲替に関する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

第七條（郵便爲替の種類）　郵便爲替は、通常爲替、電信爲替及び小爲替とする。

第八條（通常爲替）　通常爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常爲替証書を発行してこれを差出人に交付するとともに、振出請求書を差出人の指定する拂渡郵便局に送付し、その拂渡郵便局において、送付を受けた振出請求書と通常爲替証書とを対照した上通常爲替証書と引き換えに差出人の指定する受取人に爲替金を拂い渡す。

第九條（電信爲替）　電信爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表示する電信爲替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達するとともに、その電報を差出人の指定のないときは、電信爲替証書を発行する郵便局の指定する拂渡郵便局）に送達し、その拂渡郵便局において、送達を受けた電報と電信爲替証書とを対照した上電信爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

第十條（小爲替）　小爲替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人の指定する拂渡郵便局（差出人の指定のないときは、受取人の選択する拂渡郵便局）において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡す。

第十一條（交換決済による拂渡）　前三條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條（爲替金に関する権利の譲渡）　爲替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

爲替金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て郵政省その他の第三者に対抗することができない。

前項の讓渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第十三條（証明）　郵政省は、郵便爲替の差出人又は受取人の眞僞を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十四條（正當の拂渡及び拂もどし）　この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を經て、爲替金を拂い渡し、又は拂いもどしたときは、正當の拂渡又は拂もどしをしたものとみなす。

第十五條（免責）　郵政省は、左の場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一　爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二　爲替金の拂渡又は拂もどしに關する書類が整つていないとき。

三　不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

第十六條（郵便爲替証書の金額の制限）　通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書（以下郵便爲替証書と總称する。）の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては一万円以下、小爲替証書にあつては二千円以下とする。但し、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務、印紙の賣さばきに關する業務並びに電氣通信省から委託された業務に關し、郵政省の機關相互間又は郵政省とこれらの業務に從事する者との間において公金を郵便爲替によつて授受する場合の指定に從い郵便局において引換金を通常爲替によつて送金する場合にあつては、この限りでない。

第十七條（郵便爲替の料金）　郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

一　通常爲替		
爲替金額千円以下の場合		四十円
同	三千円以下の場合	六十円
同	五千円以下の場合	八十円
同	一万円以下の場合	百二十円
二　電信爲替		
爲替金額五百円以下の場合		百円
同	千円以下の場合	百二十円
同	三千円以下の場合	百五十円
同	五千円以下の場合	二百円
同	一万円以下の場合	二百五十円
三　小爲替		
爲替金額百円以下の場合		十円
同	五百円以下の場合	十五円
同	千円以下の場合	二十五円
同	二千円以下の場合	三十五円

電信爲替に關する通知を至急電報でする場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替については、同項本文に規定する制限額又はその端數ごとに各別に郵便爲替証書を發行したものとみなして、前二項の例による。

郵便爲替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならない。

第十八條（郵便爲替の料金の免除及び低減）　郵便、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務、印紙の賣さばきに關する業務並びに電氣通信省から委託された業務に關し、郵政省の機關相互間又は郵政省とこれらの業務に從事する者との間において公金を授受する場合における郵便爲替については、郵政大臣は、その料金を免除し、又は低減することができる。

第十九條（料金の還付）　郵便爲替に關する既納の料金は、左の場合に限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一　過納又は誤納の料金

二　第二十五條第一項の規定により通常爲替証書を速達郵便物として送達する取扱において、郵便爲替に關する業務に從事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として送達するのと同樣の結果を生じた場合における郵便物の速達料に相當する金額

三　電信爲替において、郵便爲替に關する業務に從事する者の過失に因つて通常爲替によつたのと同樣の結果を生じた場合における當該爲替金額に對する電信爲替の料金と通常爲替の料金との差額

四　前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に從事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を經過したときは、これをすることができない。

第二十條（郵便爲替証書の有効期間）　郵便爲替証書の有効期間は、その發行の日から二箇月とする。

郵政大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期した日數は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條（郵便爲替証書の再交付）　郵政省は、左の場合において、郵便爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便爲替証書を再交付する。

一　小爲替証書が亡失された場合において、當該小爲替証書の有効期間が經過したとき、又は小爲替証書以外の郵便爲替証書が亡失されたとき。

二　郵便爲替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　郵便爲替証書の有効期間が經過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便爲替証書一枚につき十円を納付しなければならない。

第二十二條（爲替金に關する権利の消滅）　郵便爲替証書の有効期間の經過後三年間、郵便爲替証書の再交付又は爲替金の拂もどしの請求がないときは、爲替金に關する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條（利用の制限及び業務の停止）　郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、地方貯金局又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四條（非常取扱）　郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章　通常爲替

第二十五條（証書送達）　差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に從い特殊取扱をしない郵便物又は速達郵便物として、受取人に送達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十六條（引換金の郵便爲替）　代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に從い郵便局において引換金を通常爲替によつて送金する場合における郵便爲替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず、爲替金の拂渡を受け、又は當該郵便爲替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、當該郵便爲替の受取人が、これを納付しなければならな

い。

前項の通常爲替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、爲替金額が二千円以下の場合には、小爲替の料金と同額とする。

第二十七條（振出請求書の記載事項の訂正）　第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に從い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、差出人は、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十八條（便宜拂）　銀行に爲替金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第八條に規定する拂渡郵便局以外の郵便局において、爲替金を拂い渡すことができる。

前項の規定により爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出を承認した郵便局に限る。

第一項の規定により爲替金を拂い渡した場合において、その爲替金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、郵政省は、その拂い渡した金額を返還させる。

第二十九條（拂渡の停止）　通常爲替の差出人が爲替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に從い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡さない。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

爲替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に從い郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求のあつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十條（拂渡濟の通知）　差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十一條（拂渡濟否の調査）　通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金が拂渡濟であるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

前項の場合において、同項の請求を受けた郵便局が他の地方貯金局又は郵便局に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に從い郵便又は電信で照会する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十二條（拂もどし）　差出人の請求があるときは、第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、郵便爲替証書と引き換えに爲替金を当該差出人に拂いもどす。

郵便爲替証書が亡失され、若しくは汚染され、若しくはき損されたため記載事項がわからなくなつた場合又は郵便爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金がまだ拂い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱については、差出人は、その料金として十円を納付しなければならない。

第三十三條（拂渡郵便局及び拂もどし郵便局の変更）　爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定めるところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、差出人又は受取人は、その料金として十円を納付しなければならない。

第三章　電信爲替

第三十四條（特殊取扱）　差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十五條（電信爲替証書の留置）　差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規定する省令の定める郵便局において、電信爲替証書を拂渡郵便局に送付し、拂渡郵便局において、送付を受けた電信爲替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から七日以内に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書は、これを差出人に送付する。

第三十六條（準用規定）　電信爲替については、第二十七條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第九條」と読み替えるものとする。

第四章　小爲替

第三十七條（小爲替証書の記載事項の訂正等）　小爲替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定の抹消は、郵便局において、差出人の請求に因りこれをする。

第三十八條（準用規定）　小爲替については、第二十八條、第三十條乃至第三十二條及び第三十三條第一項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第十條」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂もどしは、小爲替証書の亡失に係る場合には、当該小爲替証書の有効期間内は、これをしない。

第三十九條　この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。

第四十條　明治三十三年法律第五十五号郵便爲替法は、これを廃止する。

第四十一條　この法律施行前に差出人が現金を郵便局に差し出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、この法律を適用する。

第四十二條　金融緊急措置令の指定による封鎖支拂のための郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閣令第六十一号金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件は、なおその効力を有する。

郵便爲替規則

（昭和二十三年十一月十日逓信省令第三十一号）

沿革　昭和二四年五月十日逓、通令第四號改正

郵便爲替を次のように定める。

第一章　総則

第二章　通常爲替

第一節　振出
第二節　拂渡
第三節　拂渡の停止
第四節　拂渡濟の通知及び拂渡濟否の調査
第五節　拂渡郵便局の變更
第六節　拂もどし
第三章　電信爲替
第四章　小爲替
附則

郵便爲替規則

第一章　總則

第一條（規定の範圍）　郵便爲替法（以下法という。）に規定する郵便爲替の取扱に關しては、條約に基く場合を除いて、この省令の定めるところによる。

第二條（取扱機關）　郵便爲替に關する事務は、法第二條第二項第三号の規定による郵便爲替の總括計算の事務を取り扱う官署（以下爲替計理廳という。）及び郵便局において、これを取り扱う。但し、特に取り扱わないことを公示した郵便局は、この限りでない。

第三條（窓口取扱時間）　郵便局における郵便爲替に關する事務の窓口取扱時間は、これを告示する。

第四條（差出人及び受取人）　郵便爲替の差出人及び受取人は、各〻一人に限る。

第五條（法人又は團体の記名調印）　法人又は團体は、この省令の定めるところにより記名調印を必要とする場合には、當該書類にその名称を記載して調印するか、又はその代表者若しくは管理者において相當の局書を附けて記名調印しなければならない。

第六條（代人の記名調印）　郵便爲替の差出人又は受取人が、代人をもつてこの省令の規定による各種の請求をするときは、代人において本人の委任狀を差し出し、且つ、代人であることを局書して記名調印しなければならない。

前項の委任は、通信官署に提出すべき書類に附記して、これを証明することができる。

第七條（印章を所持しない者の署名等）　郵便爲替の差出人又は受取人が外國人であつて、その者の屬する國の慣習上印章を使用しない場合において、この省令の定めるところにより記名調印に代えることができる。

郵便爲替の差出人又は受取人が印章を所持しないためこの省令の定めるところにより調印することができないときは、郵便局長の相當と認める保証人を立て、その保証人の記名調印をもつて本人の記名調印に代えることができる。但し、在監人が印章を所持しないときは、刑務所長が作製した証明書にその旨を附記すれば足る。

第八條（証明）　この省令の規定による各種の請求をする者が正當権利者であることを証明する場合には、その事実を認めるに足る証拠書類を差し出すか、又は正當権利者であることを確認するために充分な事実を申し述べなければならない。

前項の場合において、逓信官署は、正當権利者であることを確認することができないときは、その相當と認める保証人の設定を求めることができる。

相続人が第一項の証明をする場合において、二人以上の相続人があるときは、請求人以外の相続人の同意書を差し出さなければならない。

第九條（料金の免除）　法第十八條の規定による公金の授受を通常爲替によりする場合には、逓信大臣は、その料金を免除する。

第十條（料金の還付）　法第十九條の規定による既納の料金の還付の請求は、料金を納付した者が、請求の事由を明らかにした書面をその料金を納付した郵便局に差し出して、これをする。

前項の請求があつたときは、当該郵便局の長は、過納又は誤納の事実を認めた上、請求人に同項の書面に当該過納又は誤納の料金を受領の旨を記載させ、且つ、記名調印させて、これと引き換えに当該料金を還付する。

第十一條（爲替金に關する権利の讓渡）　爲替金に關する権利の銀行への讓渡は、受取人が郵便爲替証書の裏面に二條の平行線を引き、なお讓渡を受ける銀行を指定する場合には、その平行線内にその銀行の名称を記載し、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡して、これをする。

線引郵便爲替証書に表示された爲替金は、銀行以外の者には、拂い渡さない。又平行線内に銀行の名称が記載されているときは、その銀行以外の者には、拂い渡さない。

第十二條（線引の取消又は指定銀行の變更）　郵便爲替証書にされた線引の取消又は指定銀行の變更は、受取人がその郵便爲替証書を郵便局に差し出し、郵便局の証印を受けて、これをする。但し、爲替金に關する権利の讓渡を受けた銀行が他の銀行にこれを讓り渡す場合において、指定銀行を取り消し、又は變更するときは、郵便局の消印を要しない。

第十三條（郵便爲替証書の汚染及びき損）　郵便爲替証書は、左に掲げる場合においては、汚染され、又はき損されたものとする。

一　通常爲替証書及び電信爲替証書については、爲替金額又は証書の記号番号が判明しないとき。

二　小爲替証書については、爲替金額、証書の記号番号、受取人若しくは拂渡郵便局の指定又は証書発行の日附が判明しないとき。

第十四條（郵便爲替証書の再交付の請求）　郵便爲替証書の有効期間が經過した場合において、差出人又は受取人がする郵便爲替証書の再交付の請求は、差出人又は受取人が有効期間が經過した郵便爲替証書の裏面に再度証書請求の文字及び宿所を記載し、且つ、記名調印して、料金に相當する郵便切手を添え、郵便局に差し出して、これをする。

郵便爲替証書が汚染され、著しくはき損され、又は亡失された場合において、差出人又は受取人がする郵便爲替証書の再交付の請求は、差出人又は受取人が、郵便局において交付する再度証書請求書用紙に相當事項を記載し、且つ、記名調印して再度証書請求書を作成し、これに料金に相當する郵便切手及び汚染され、又はき損された郵便爲替証書を添え、郵便局に差し出して、これをする。この場合において、請求人が差出人であるときは、郵便局の相當と認める保証人を立てなければならない。

第十五條（郵便爲替証書の再交付）　前條の規定による請求があつたときは、爲替計理廳又は郵便局において、当該爲替金がまだ拂い渡されていないことを確めて郵便爲替証書を再発行し、且つ、小爲替証書については、受取人の宿所氏名及び拂渡郵便局名（拂渡郵便局が指定されている場合に限る。）を相當欄に記載して、これを請求人に交付する。

郵便爲替証書が再発行されたときは、もとの証書は、爲替金の拂渡及び拂もどしの請求に使用することができない。

第十六條（利用の制限及び業務の停止）　法第二十三條の規定により郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止するときは、制限すべき利用の範圍又は停止すべき業務の内容、期間その他必要な事項を公示する。

第十七條（非常取扱）　法第二十四條の規定による料金の免除及び便宜の取扱は、左に掲げるものとする。

一　郵便爲替証書の再交付の料金を免除すること。

二　爲替金の拂渡又は拂もどしの手続について、この省令の規定にかかわらず、差出人又は受取人の便宜を圖るため必要な取扱をすること。

三　印章を亡失した差出人又は受取人に対し、ぼ印の使用を認めること。

前項第二号の規定による取扱を受ける場合においては、差出人又は受取人は、郵便局長が必要と認めるときは、相当の保証人を立てなければならない。

第一項に規定する料金の免除又は便宜の取扱をするときは、逓信局長は、当該取扱の内容、期間、取扱郵便局その他必要な事項を定め、これを公示する。

第二章　通常爲替

第一節　振出

第十八條（振出の請求）　通常爲替の振出の請求は、差出人が、郵便局において交付する爲替振出請求書用紙に相当事項を記載して通常爲替振出請求書を作成し、爲替金及び料金とともに郵便局に差し出してこれをする。この場合において、受取人が拂渡郵便局に指定しないときは、当該郵便局として指定する。

前項の通常爲替振出請求書には、差出人及び受取人の商標、屋号その他の記号を附記することができる。

第十九條（証書、受領証書の発行及び振出請求書の送付）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局において、様式第一号の通常爲替証書用紙により通常爲替証書及び通常爲替金受領証書を発行して、これを差出人に交付し、通常爲替振出請求書は、これを拂渡郵便局に送付する。

第二十條（証書送達の請求）　通常爲替証書の送達の請求は、差出人が通常爲替の振出を請求する際通常爲替振出請求書の特殊取扱指定欄に普通扱の郵便又は速達扱の郵便による送達の区別を記載し、なお受取人に送金の目的若しくは差出人の宿所氏名を通知する場合には、その要旨を通常爲替振出請求書の余白に記載してこれをする。

前項の取扱の請求については、差出人は、通常爲替証書一枚につき、その料金として送達の区別に従い左に掲げる金額を納付しなければならない。

一　普通扱の郵便による場合　三十八円
二　速達扱の郵便による場合　五十八円

前項の料金の納付については、差出人及び受取人並びに拂渡郵便局が同一で、且つ、同時に発行された二枚以上の通常爲替証書は、これを一枚の通常爲替証書とみなす。

第二十一條（証書送達）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局においてこれを差出人に交付し、通常爲替証書は、その余白に送達の区別を記載して受取人に送金の目的若しくは差出人の宿所氏名の通知を必要とする場合には、その要旨を記載し、送達に関する請求の区別に従つて通常爲替振出請求書とともにこれを拂渡郵便局の所在地を郵便配達区域とする郵便局に送付し、その郵便局において通常爲替証書は、これを受取人に送付し、通常爲替振出請求書は、これを拂渡郵便局に送付する。

第二十二條（振出請求書の記載事項の訂正）　通常爲替振出請求書の記載事項の訂正の請求は、差出人が、郵便爲替の種類、郵便爲替証書の記号番号、爲替金額、振出年月日、訂正を要する事項及び差出人の宿所を記載し、記名調印した訂正請求書を振出郵便局に差し出し、且つ、通常爲替金受領証書を呈示して、これをする。この場合において、拂渡郵便局に訂正の通知を必要とするときは、普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の電報による通知の区別を当該請求書に記載しなければならない。

前項の請求に因り電信で拂渡郵便局に通知をする場合には、電信を取り扱う郵便局と電信を取り扱わない郵便局との間においては、その通知は、郵便接続の方法でする。

第一項の場合において、拂渡郵便局に通知を必要とするときは、差出人は、その料金として通知の区別に従い左に掲げる金額に相当する

一　普通扱の郵便による場合　八円
二　速達扱の郵便による場合　二十八円
三　普通扱の電報及び至急扱の電報による場合　電報料金に相当する場合

第二節　拂渡

第二十三條（拂渡の請求）　爲替金の拂渡の請求は、受取人が、通信爲替証書に記名調印し、別に定のある場合を除いて、拂渡郵便局又は便宜拂の取扱を受ける郵便局に差し出してこれをする。

前項の場合において、引換金に対する通常爲替であるときは、法第十七條及び同第二十六條の規定による料金に相当する郵便切手を納付し、且つ、当該郵便物の受領証を呈示しなければならない。

第二十四條（拂渡）　前條の規定による請求があつたときは、拂渡郵便局においては、通常爲替証書と通常爲替振出請求書とを対照してその記載事項が符合すること及び正当受取人であることを認め、便宜拂の取扱をする郵便局においては、通常爲替証書に表示された受取人の氏名及び印影を受取人が予め届け出た銀行の名称及び印章と対照してその符合することを認めた上、通常爲替証書と引き換えにその受取人に爲替金を拂い渡す。

第二十五條（便宜拂）　法第二十八條の規定による便宜拂の取扱を受けるには、銀行において、その取扱を受ける郵便局を指定し、便宜拂の取扱について当該郵便局の長の承認を受けなければならない。

前項の承認があつたときは、銀行は、その名称及び爲替金の受領に関して使用する印章を当該郵便局に届け出なければならない。

前二項の規定は、第一項の郵便局を変更する場合に、これを準用する。

第二十六條（簡易拂）　拂渡郵便局は、常時多数の通常爲替証書により爲替金の拂渡を請求する者の請求があつたときは、簡易拂の取扱をする。

簡易拂の取扱においては、請求人が予め保証人と連署した保証書、請求人の氏名及び印章を届け出た拂渡郵便局において、その届け出た氏名を記載し、且つ、届け出た印章を押した通常爲替証書と通常爲替振出請求書とを対照し、その符合することを認めて通常爲替証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

受取人は、第一項の取扱を受けるには、拂渡郵便局の長の承認を受けなければならない。

第二十七條（爲替金の一部拂）　拂渡郵便局は、通常爲替証書に表示された金額と、通常爲替振出請求書に表示された金額が符合しない場合には、その少ない金額を限度とし、又拂渡資金が不足する場合には、拂い渡すことができる金額を限度として、受取人の請求に因り爲替金の一部拂の取扱をすることができる。

第二十八條（一部拂による拂渡）　爲替の一部拂の取扱においては、受取人において一部拂金受領証を作成して、これに通常爲替証書を添えて拂渡郵便局に差し出し、その郵便局において通常爲替証書に拂い渡した金額を記載し、当該金額の現金とともに受取人に交付する。但し、通常爲替証書に表示された金額と通常爲替振出請求書に表示された金額が符合しない場合において、通常爲替証書に表示された金額の現金を拂い渡すときは、受取人において通常爲替証書に記名調印して拂渡郵便局に差し出し、その郵便局において当該証書と引き換えに証書に表示された金額の現金を受取人に交付する。

第二十九條（爲替金の拂渡の延期）　拂渡郵便局は、爲替金の拂渡を延期したときは、通常爲替証書の裏面にその事由及び延期すべき日数を記載し、且つ、証印する。

第三十條（拂渡の延期の解除及び延期期間の延長）　拂渡郵便局は、爲替金の拂渡を延期した場合において、当該延期の事由が消滅して拂渡に支障がなくなつたとき、又は延期期間の延長を必要とするときは、その旨を請求人に通知する。

第三節　拂渡の停止

第三十一條（拂渡の停止の請求）　爲替金の拂渡の停止の請求は、差出人が郵便爲替の種類、郵便爲替証書の記号番号、爲替金額、振出郵便局名、拂渡郵便局名及び受取人の宿所氏名を記載し、記名調印した爲替金拂渡停止請求書を郵便局に差し出し、且つ、通常爲替金受領証書を呈示して、これをする。この場合において、拂渡の停止の解除の期日を定めたものはその期日、又拂渡郵便局に拂渡の停止の通知を必要とするときは、普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の電報による通知の区別を当該請求書に記載しなければならない。

第二十二條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十二條（拂渡の停止の解除の請求）　前條の規定は、差出人が爲替金の拂渡の停止の解除を請求する場合に、これを準用する。

第四節　拂渡濟の通知及び拂渡濟否の調査

第三十三條（拂渡濟の通知の請求）　爲替金の拂渡濟の通知の請求は、差出人が通常爲替振出請求書の特殊取扱指定欄に普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の電報による通知の区別を記載して、これをする。

前項の請求については、差出人は、その料金として、通知の区別に従い第二十二條第三項第一号乃至第三号に掲げる金額を納付しなければならない。

第三十四條（拂渡濟の通知）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局において、差出人の指定に従い通常爲替証書及び通常爲替振出請求書に爲替金拂渡濟の通知を必要とする旨及び通知の区別を表示して証印し、拂渡郵便局において爲替金を拂い渡したときは、その旨を通常爲替証書に表示された通知の区別に従つて差出人に通知する。

第二十二條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十五條（拂渡濟否の調査）　爲替金の拂渡濟否の調査の請求は、差出人又は受取人が、郵便爲替の種類、郵便爲替証書の記号番号、爲替金額、振出郵便局名、現に指定されている拂渡郵便局名及び請求人の宿所を記載し、且つ、記名調印した変更請求書に料金に相当する郵便切手を添え、郵便局に差し出して、これをする。

第三十六條（変更の請求）　拂渡郵便局の変更の請求は、差出人又は受取人が、郵便爲替の種類、郵便爲替証書の記号番号、爲替金額、振出郵便局名、現に指定されている拂渡郵便局名及び請求人の宿所を記載し、且つ、記名調印した変更請求書に料金に相当する郵便切手を添え、郵便局に差し出して、これをする。

第三十七條（変更の通知）　郵便局は、前條の請求に因り拂渡郵便局を変更したとき、又は既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を請求人に通知する。

第六節　拂もどし

第三十八條（爲替証書による拂もどしの請求）　爲替金の拂もどしの請求は、第三十九條に規定する場合を除いて、差出人が通常爲替証書に記名調印して、通常爲替金受領証書を添え、なお爲替証書の有効期間が経過したものであるときは、料金に相当する郵便切手を添え振出郵便局に差し出して、これをする。

第三十九條（拂もどし請求書による拂もどしの請求）　通常爲替証書が汚染され、若しくは毀され、又は亡失された場合における爲替金の拂もどしの請求は、差出人が、郵便局において交付する郵便爲替金拂もどし請求書用紙に相当事項を記載し、且つ、記名調印して郵便爲替金

拂もどし請求書を作成し、料金に相当する郵便切手及び汚染され、若しくは毀された爲替証書があるときは、これを添えて振出郵便局に差し出し、振出郵便局において当該爲替金拂もどし請求書に拂もどし認可の証印を受け、これに記名調印して通常爲替金受領証書とともに振出郵便局に差し出してこれをする。

第四十條（準用規定）　爲替金の拂もどしについては、第二十四條、第二十六條乃至第三十條、第三十六條及び第三十七條の規定を準用する。

第三章　電信爲替

第四十一條（振出の請求）　電信爲替の振出の請求は、差出人が、郵便局において交付する爲替振出請求書用紙に相当事項を記載し、且つ、差出人の氏名及び受取人の宿所氏名には、片仮名文字を附記して、電信爲替振出請求書を作成し、爲替金及び料金とともに、郵便局に差し出して、これをする。

第四十二條（受領証書の発行及び振出請求書の記載事項の通知）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局において、様式第二号の電信爲替金受領証書用紙により電信爲替金受領証書を発行して、これを差出人に交付し、爲替金額、受取人の宿所氏名、差出人の氏名その他必要な事項を受取人の宿所（差出人において、爲替証書の留置を請求し、又は拂渡郵便局を特定した場合は、拂渡郵便局の所在地）を電報配達区域又は郵便配達区域とする郵便局に電信で通知する。

第二十二條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第四十三條（振出請求書の記載事項の至急電報でする通知）　電信爲替に関する通知を至急電報でする取扱の請求は、差出人が電信爲替の振出を請求する際、電信爲替振出請求書の特殊取扱指定欄にその旨を記載して、これをする。

前項の請求があつた電信爲替については、郵便局において他の電信爲替に優先してこれを取り扱い、前條第一項の規定による通知を至急電報でする。

第二十二條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第四十四條（証書の発行及び送達）　前二條の規定による通知を受けた郵便局においては、様式第三号の電信爲替証書用紙により電信爲替証書を発行し、証書留置の請求がある場合を除いて、左の区別によつて、これを受取人に送達する。

一　受取人の宿所が電報配達区域とする郵便局においては、その宿所が電報直配達区域内にあるときは、受信報知電報配達の例により、その他は書留郵便による。

二　前号以外の郵便局においては、受取人の宿所が電信局、電信電話取扱所又は電信取扱所の電報直配達区域内にあり、且つ、自局の速達扱の郵便物の配達区域内にあるときは、速達扱の書留郵便により、その他は書留郵便による。

第四十五條（特殊取扱）　電信爲替に関する書類の特別に速やかに到達させる方法によりする送達の取扱においては、前條第一号の規定により書留郵便で送達される電信爲替証書を差出人の請求に因り電報の別使配達又は鞄船配達の例により送達する。

前項の規定による送達の請求は、差出人が電信爲替の振出を請求する際電信爲替振出請求書の特殊取扱指定欄にその旨を記載して、これをする。

前項の規定による請求については、差出人は、その料金として通常爲替証書一枚につき、請求の区別に従い左に掲げる金額を納付しなければならない。この場合において、電報直配達区域内外の区別又は配

達路程が不明であるときは、郵便局において指示する電報の別使配達料若しくは艀船配達料に相当する金額を納付しなければならない。

一　電報の別使配達の例による場合　電報の別使配達料に相当する金額

二　電報の艀船配達の例による場合　電報の艀船配達料に相当する金額

前項の規定により差出人が納付した料金に不足があるときは、その不足額は、これを受取人から徴収し、受取人がこれを納付しないときは、差出人から徴収する。

第四十六條（証書の留置の請求）　第三項の場合に、これを準用する。

電信爲替証書の留置の請求は、差出人が、電信爲替の振出を請求する際拂渡郵便局を指定し、電信爲替振出請求書の特殊取扱指定欄にその旨を記載して、これをする。

第四十七條（留置証書の交付）　前條の規定による請求があつた電信爲替証書は、これを拂渡郵便局に留め置き、受取人から交付の請求があつたときは、拂渡郵便局において正当受取人であることを認めた上その者に交付する。

第四十八條（留置証書の送達）　前條の規定により拂渡郵便局に留め置いた電信爲替証書は、差出人又は受取人が、郵便爲替の種類、郵便爲替証書の記号番号、爲替金額、差出人及び受取人の氏名、爲替証書の送達を受けようとする場所を記載し、且つ、記名調印した送達請求書を拂渡郵便局に差し出して請求したときは、これを請求人の指定するあて所に送達する。

第四十九條（拂渡）　電信爲替の爲替金の拂渡の請求があつたときは、拂渡郵便局においては、電信爲替証書と電報とを対照してその記載事項が符合すること及び正当受取人であることを認め、便宜拂の取扱をする郵便局においては、電信爲替証書に表示された受取人の氏名及び印影を受取人が予め届け出た銀行の名称及び印章と対照してその符合することを認めた上電信爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

前項の規定は、電信爲替の爲替金の拂もどしについて、これを準用する。

第五十條（準用規定）　電信爲替については、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十五條乃至第四十條の規定を準用する。この場合において、第四十條中「第二十四條、第二十六條乃至第三十條、第三十六條及び第三十七條」とあるのは、「第二十六條乃至第三十條、第三十六條及び第三十七條」と読み替えるものとする。

第四章　小爲替

第五十一條（振出）　小爲替の振出の請求は、差出人が郵便局に爲替金及び料金を差し出して、これをする。

前項の請求があつたときは、郵便局において、様式第四号の小爲替証書用紙により小爲替証書及び小爲替金受領証書を発行して、これを差出人に交付する。

第五十二條（小爲替証書の記載事項の訂正等）　小爲替証書に記載された受取人の宿所氏名若しくは拂渡郵便局名の訂正又は拂渡郵便局名の抹消の請求は、差出人が、小爲替証書を郵便局に差し出し、且つ、小爲替金受領証書を呈示して、これをする。

前項の請求があつたときは、郵便局において、当該小爲替証書の記載事項を訂正し、又は抹消し、その筒所に証印する。

第五十三條（拂渡の請求）　小爲替の爲替金の拂渡の請求は、受取人が、小爲替証書に宿所を記載し、且つ、記名調印して拂渡郵便局又は便宜拂の取扱を受ける郵便局に差し出して、これをする。

第五十四條（拂渡）　前條の規定による請求があつたときは、拂渡郵便局においては、請求人が正当受取人であることを認め、便宜拂の取扱をする郵便局においては、小爲替証書に表示された受取人の氏名及び印影を受取人が予め届け出た銀行の名称及び印章と対照してその符合することを認めた上小爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

第五十五條（爲替金の一部拂）　拂渡郵便局は、拂渡の資金が不足する場合において、受取人の請求に因り拂い渡すことができる金額を限度として、爲替金の一部拂の取扱をすることができる。

第五十六條（拂渡済の通知の請求）　爲替金の拂渡済の通知の請求は、差出人が小爲替の振出を請求する際普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の電報による通知の区別及び差出人の宿所氏名を郵便局に申し出て、これをする。

前項の請求については、差出人は、その料金として通知の区別に従い第二十二條第三項第一号乃至第三号に掲げる金額を納付しなければならない。

第五十七條（拂渡済の通知）　前條第一項の規定による請求があつたときは、郵便局において、差出人の指定に従い小爲替証書に爲替金拂渡済の通知を必要とする旨及び通知の区別を表示して証印し、且つ、差出人の宿所氏名を附記し、拂渡郵便局において爲替金を拂い渡したときは、その旨を小爲替証書に表示された通知の区別に従つて、差出人に通知する。

第二十二條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五十八條（拂もどし小爲替の爲替金の拂もどしについては、第五十四條及び第五十五條の規定を準用する。

第五十九條（準用規定）　小爲替については、第二十五條、第二十八條本文、第二十九條、第三十條及び第三十五條乃至第四十條の規定を準用する。この場合において、第四十條中「第二十四條、第二十六條乃至第三十條、第三十六條及び第三十七條」とあるのは「第二十八條本文、第二十九條、第三十條、第三十六條及び第三十七條」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、昭和二十三年七月十六日から、これを適用する。

左の省令は、これを廃止する。

郵便爲替規則（明治三十三年逓信省令第四十五号）

この省令施行前に振り出された郵便爲替については、第三十五條の規定を除いて、この省令を適用する。

この省令施行前に調製された通常爲替証書用紙、電信爲替金受領証書用紙、電信爲替証書用紙及び小爲替証書用紙は、この省令施行後でも、なおこれを使用することができる。

一、用紙寸法ハ縦約二五・五糎横約一三・〇糎トシ適宜ノ證券用紙ヲ用フルコトヲ得

一、用紙寸法ハ縦約二五・五糎横約一三・〇糎トシ適宜ノ證券用紙ヲ用フルコトヲ得

一號　六箇月保存

通常爲替原符

一金	記號番號	料金額	出印日附

通常爲替金受領證書

一金	記號番號	出印日附

この受領證書は、爲替金の拂もどし、又は再度證書の請求及びその他の請求をするときに差出人であることを證明するのに必要ですから、大切に保存して下さい。

通常爲替證書

三箇年保存

受取人名記印	振出日附印	記號番號	渡印	拂日附
一金				
遞信局名				

（様式第一號通常爲替證書）表面

（様式第二號通常爲替金受領證書）表面

一、用紙寸法ハ縦約一五・〇糎横約一三・八〇糎トシ適宜ノ證券用紙ヲ用フルコトヲ得

一、用紙寸法ハ縦約一五・〇糎横約一三・八〇糎トシ適宜ノ證券用紙ヲ用フルコトヲ得

二號

電信爲替原符

名あて人名	料金額	振出日附印
一金		
記號番號		

電信爲替金受領證書

一金	記號番號	振出日附印

この受領證書は、爲替金の拂もどし、又は再度證書の請求及びその他の請求をするときに差出人であることを證明するのに必要ですから、大切に保存して下さい。

（様式第二號電信爲替金受領證書）表面

一、用紙寸法つづりしろを含む。
一、用紙縦約六寸・三糎横約四寸・八糎

電信為替證書

三號		
受記名	取扱人調印	
發行日附印		

渡名	拂局

一金

號號	振出名	拂渡日附印	振出局
記番			

（様式第三號　電信為替證書）表面

一、用紙縦約六寸・三糎横約四寸・八糎適宜の證券用紙

一、寸法つづりしろを含む。
一、用紙縦約四寸・三糎横約二寸・五糎

四號	小爲替原符	六箇月保存
	一金	
記番號	料金額	出日附印
		振

小爲替金受取證書

一金		
記番號		出日附印 振

この受取證書は、爲替金の拂もどし、又は再度證書の請求及びその他の請求をするときに差出人であることを證明するのに必要ですから大切に保存しておきなさい。

小爲替證書

指定拂渡局	三箇年保存
受取人宿所氏名	指定受取人宿所氏名
一金	
記番號	拂渡日附印

振出日附印

100　1500　2000　500　1000

（様式第四號　小爲替證書）表面

通常爲替證書、電信爲替證書及び小爲替證書(裏面)

この證書の金額を受け取ることを
に委任致します。

第二款　外國郵便爲替

◉外國郵便爲替規則

(大正十四年九月二十八日
逓信省令第六十五号)

沿革　昭和二年四月逓令第六號、三年四月第二五號、一二月第六六號、五年六月第二六號、六年七月第三〇號、一一月第五〇號、七年七月第二五號、八年一二月第五五號、九年一二月第七六號、一〇年七月第二一號、一一年二月第七號、一二年三月第二一號、一三年四月第三四號、一五年六月第三四號、一六年六月第六一號、七月第六九號、一七年三月第四三號、一八年一〇月第一四六號、一一月運令第六號、一九年三月運令第四七號、二〇年三月一九日運通令第一八號改正ス

外國郵便爲替規則左ノ通改正ス

外國郵便爲替規則

目次

第一章　總則
第二章　振出
第一節　外國通常爲替
第二節　外國電信爲替
第三章　特殊取扱
第一節　留置
第一節ノ二　航空送達
第二節　別配達
第三節　拂渡濟通知
第四節　取調請求及通報請求
第五節　名宛變更
第六節　取戻
第七節　拂渡停止
第四章　到著
第一節　外國通常爲替
第二節　外國電信爲替
第五章　轉送
第六章　拂渡
第七章　有効期間
第八章　拂渡認可書
第九章　再度証書
第十章　拂戻
第十一章　拂渡郵便官署又ハ拂戻郵便官署ノ変更
第十二章　外國ニ於テ振出シタル郵便爲替ノ取調請求及通報請求
附則
外國郵便爲替規則

第一章　總則

第一條　郵便爲替ニ関スル條約ニ依リ本邦ト外國(滿洲國ヲ除ク以下之ニ倣フ)トノ間ニ交換スル通常爲替及電信爲替ハ之ヲ外國郵便爲替ト称ス

第二條　本邦ト外國郵便爲替ノ直接交換ヲ保持スル國ノ媒介ニ依リ他ノ國ト間接ニ交換スル外國郵便爲替ハ之ヲ媒介爲替ト称シ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外総テ当該媒介國ニ宛テ又ハ之ヨリ著スル外國郵便爲替ニ関スル規定ヲ適用ス

第三條　外國郵便爲替ノ取扱ヲ爲ス郵便官署及其ノ取扱ヲ事務ノ範囲ハ別ニ之ヲ告示ス

第四條　本邦ト外國郵便爲替ヲ交換スル國並之ニ宛ツル爲替ノ表示貨幣及爲替一口ノ振出最高額ハ別ニ之ヲ告示ス

第五條　外國電信爲替ノ交換ニ無線電信ヲ使用スルコトヲ得ル國ハ別ニ之ヲ告示ス

別ニ告示スル國ト交換スル外國電信爲替ノ爲替電報ハ之ヲ書信電報ト爲スコトヲ得

第六條　外國郵便爲替ノ金額ニハ銭位未満ノ端数又ハ別ニ告示シタル爲替金額表示貨幣ニ於ケル最低位未満ノ端数ヲ附スルコトヲ得ス

第七條　本邦ト外國郵便爲替ヲ交換スル國ニ於ケル本邦向爲替ノ表示貨幣、爲替一口ノ振出最高額、爲替取扱郵便局及爲替ノ時効期間ハ別ニ之ヲ告示ス

第八條　外國通常爲替一口ノ爲替料ハ左ノ如シ

一　中華民國ト交換スルモノ

五円迄	五銭
十円迄	十銭
二十円迄	十五銭
三十円迄	二十銭
四十円迄	二十五銭
五十円迄	三十銭
六十円迄	三十五銭
九十円迄	四十銭
百二十円迄	四十五銭
百五十円迄	五十銭
百八十円迄	五十五銭
二百十円迄	六十銭
二百四十円迄	六十五銭
二百七十円迄	七十銭
三百円迄	七十五銭
三百三十円迄	八十銭
三百六十円迄	八十五銭
四百円迄	九十銭

二　其ノ他ノ外國ト交換スルモノ

爲替一口毎ニ十銭、及爲替金額十円迄毎ニ五銭

外國電信爲替ニ付テハ前項第二号ノ爲替料及相当外國電報料ヲ徴収ス

第九條　本邦振出媒介爲替ニ対スル媒介國及媒介料ハ別ニ之ヲ告示ス

媒介料ハ媒介國ニ於テ爲替金ヨリ之ヲ控除スルモノトス

第十條　外國貨幣ヲ以テ表示スル振出又ハ到著ノ外國郵便爲替ノ金額ハ振出又ハ到著ノ日ノ外國貨幣換算割合ニ依リ振出ノ場合ハ振出郵便官署ニ於テ、到著ノ場合ハ東京貯金支局又ハ特ニ指定スル郵便官署ニ於テ之ヲ本邦貨幣ニ換算ス

前項換算ノ場合ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一錢ニ切上ク

第十一條　差出人爲替差出ノ際外國貨幣ヲ以テ爲替金額ヲ表示スルコトヲ得

前項ノ本邦貨幣額ハ振出郵便官署ニ於テ振出當日ノ外國貨幣換算割合ニ依リ之ヲ外國貨幣額ニ換算ス此ノ場合ニ於テ爲替金額表示貨幣ノ最低位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十二條　前二條ノ外國貨幣換算割合ハ別ニ之ヲ告示ス但シ取扱郵便官署ニ於テ特ニ掲示シタル場合ハ當該掲示ニ依ル

第十三條　郵便官署ニ於テ徵收シタル外國郵便爲替ニ關スル料金ニシテ左記各号ノ一ニ該當スルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ、通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス

一　郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル料金

二　第二十二條ノ二乃至第三十七條並第五十三條乃至第六十七條及第六十九條ノ二ニ規定スル各種ノ請求ニ對シ業務上ノ過失ニ因リ之ニ應スル手續ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル其ノ料金

三　航空送達又ハ別配達ノ外國通常爲替ニシテ業務上ノ過失ニ因リ普通郵便ニ依リテ到著シ得ヘキ時刻ヨリ遲レテ受取人ニ到著シタル場合ニ於ケル航空送達又ハ別配達ノ料金

四　爲替ノ著否取調請求、通報請求又ハ拂渡濟否取調請求カ業務上ノ過失ニ起因スルトキハ其ノ料金

五　業務ノ非常停止ニ因リ拂戻トナリタル爲替ニ關スル料金

前項ノ料金還付ハ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ當該料金納付ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ請求スヘシ

第十四條　本人票ヲ呈示シ外國郵便爲替ニ關スル各種ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ郵便官署ハ之ニ依リ本人タルコトヲ確ム但シ郵便官署ニ於テ之ヲ本邦貨幣ニ換算ス

前項換算ノ場合ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ但シ換算總額カ錢位ニ達セサルトキハ之ヲ一錢ニ切上ク

第十一條　差出人爲替差出ノ際外國貨幣ヲ以テ爲替金額ヲ表示スルコトヲ得

前項ノ本邦貨幣額ハ振出郵便官署ニ於テ振出當日ノ外國貨幣換算割合ニ依リ之ヲ外國貨幣額ニ換算ス此ノ場合ニ於テ爲替金額表示貨幣ノ最低位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十二條　前二條ノ外國貨幣換算割合ハ別ニ之ヲ告示ス但シ取扱郵便官署ニ於テ特ニ掲示シタル場合ハ當該掲示ニ依ル

第十三條　郵便官署ニ於テ徵收シタル外國郵便爲替ニ關スル料金ニシテ左記各号ノ一ニ該當スルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ、通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス

一　郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル料金

二　第二十二條ノ二乃至第三十七條並第五十三條乃至第六十七條及第六十九條ノ二ニ規定スル各種ノ請求ニ對シ業務上ノ過失ニ因リ之ニ應スル手續ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル其ノ料金

三　航空送達又ハ別配達ノ外國通常爲替ニシテ業務上ノ過失ニ因リ普通郵便ニ依リテ到著シ得ヘキ時刻ヨリ遲レテ受取人ニ到著シタル場合ニ於ケル航空送達又ハ別配達ノ料金

四　爲替ノ著否取調請求、通報請求又ハ拂渡濟否取調請求カ業務上ノ過失ニ起因スルトキハ其ノ料金

五　業務ノ非常停止ニ因リ拂戻トナリタル爲替ニ關スル料金

前項ノ料金還付ハ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ當該料金納付ノ日

ヨリ一年内ニ之ヲ請求スヘシ

第十四條　本人票ヲ呈示シ外國郵便爲替ニ關スル各種ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ郵便官署ハ之ニ依リ本人タルコトヲ確ム但シ郵便官署ニ於テ正當本人タルコトヲ認メサル場合ニ於テハ請求人ハ一般ノ例ニ依リ之ヲ證明スヘシ

第十五條　郵便爲替規則第五條乃至第九條ノ規定ハ外國郵便爲替ニ之ヲ準用ス但シ連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル通常爲替ノ線引ハ之ヲ爲スヘシ

第十六條　削除

第二章　振出

第一節　外國通常爲替

第十七條　外國通常爲替ヲ差出サムトスル者ハ郵便官署ニ於テ外國郵便爲替振出請求書用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ第四條ニ規定スル表示貨幣ニ依ル爲替金額及受取人並差出人ノ居所氏名ヲ「ラテン」文字ヲ以テ詳細ニ記載シ爲替金額ニ相當スル本邦貨幣及爲替ニ關スル料金ト共ニ之ヲ郵便官署ニ差出シ外國郵便爲替金受領証書ヲ受取ルヘシ

同一地ニ二以上ノ國ノ郵便局アリテ其ノ執レニモ爲替ヲ振出テ得ルトキ又ハ二以上ノ國ノ執レノ媒介ニ依リテモ同一地ニ爲替ヲ振出テ得ルトキハ差出人ハ振出郵便局又ハ媒介國ヲ撰定シ外國郵便爲替振出請求書ニ「何國郵便局」又ハ「何國媒介」ノ文字ヲ記載スヘシ

振出請求書ノ記載事項ハ「ラテン」文字ヲ以テ記載スヘシ「ラテン」文字ヲ以テ記載スルコト能ハサルトキハ漢字又ハ仮名ヲ以テ記載スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ差出人ノ居所氏名ニ振仮名ヲ施シ且「ラテン」文字ヲ以テ受取人ノ居所氏名ヲ記載シタル紙片ヲ提出スヘシ

爲替ノ受取人又ハ差出人カ邦人又ハ中國人ナルトキハ「ラテン」文字及漢字又ハ仮名ヲ以テ其ノ氏名ヲ複記スルコトヲ要ス

中華民國トノ約定ニ依ル爲替ノ差出人及受取人カ邦人及中國人ナルトキ又ハ邦人若ハ中國人ナルトキハ振出請求書ノ記載事項ハ之ヲ漢字又ハ仮名ヲ以テ記載シ香港トノ條約ニ依ル爲替（雜介爲替ヲ除ク）ノ受取人ノ居所及該爲替ノ差出人又ハ受取人カ中國人ナルトキハ其ノ氏名ハ之ヲ漢字ヲ以テ記載スヘシ漢字又ハ仮名ヲ以テ記載スルコト能ハサルトキハ其ノ文字ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十八條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國通常爲替ノ振出ニ付テハ特ニ指定スル郵便官署（以下「指定郵便官署」ト稱ス）ニ於テ國際郵便爲替証書ヲ發行シ之ヲ名宛國ニ送達ス

香港又ハ「フイリッピン」群島トノ條約ニ依ル外國通常爲替ノ振出ニ付テハ外國郵便爲替振出請求書ヲ爲替証書發行郵便官署ニ差出シタル場合ハ郵便爲替証書ヲ差出人ニ交付シ又其ノ他ノ郵便官署ニ差出シタル場合ハ爲替証書發行郵便官署ニ於テ爲替証書及報知書ヲ名宛國ニ送達ス但シ香港媒介爲替ノ振出ニ付テハ爲替証書ヲ發行セス報知書ヲ香港郵政廳ニ送達ス

米國、「カナダ」、英國又ハ「メキシコ」國トノ條約ニ依ル外國通常爲替ノ振出ニ付テハ爲替証書ヲ發行セス爲替報知目錄ニ依リ東京貯金支局ヨリ名宛國ニ通知ス

第十九條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國通常爲替ニ付テハ別ニ告示シタル場合ヲ除クノ外爲替証書ニ私用通信文ヲ記載スルコトヲ得

差出人爲替証書ニ私用通信文ヲ記載セムトスル場合ニ於テ振出郵便官署カ爲替証書發行郵便官署ナルトキハ爲替証書ノ交付ヲ受ケ私用通信文ヲ記載シタル上之ヲ返付スヘシ振出郵便官署カ爲替証書發行郵便官署ニ非サルトキハ其ノ指示ニ從ヒ適宜ノ紙片ニ簡單ニ記載シテ之ヲ差出スヘシ該紙片ハ爲替証書發行郵便官署ニ於テ之ヲ爲替証書ニ貼附ス

第二節　外國電信爲替

第二十條　外國電信爲替ノ振出請求ニ關シテハ第十七條ノ規定ヲ準用ス但シ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「電信爲替」ノ文字ヲ記載スヘシ

差出人有線電信ニ依ル傳送ヲ請求セントスルトキハ「有線」、無線電信ニ依ル傳送ヲ請求セムトスルトキハ「無線」ノ文字ヲ、緊急、書信、至急、返信料前納、照校、受信報知、別使配達其ノ他特殊ノ取扱ヲ請求セムトスルトキハ其ノ文字ヲ、受取人ノ居所カ著信電信局ノ無料配達区域外ニ在ル場合ニ於テ別使配達ノ取扱ヲ請求セサルトキハ「郵便送達」ノ文字ヲ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ記載スヘシ前項ノ取扱ニ關シテハ國際電氣通信條約附屬電信規則及外國電報規則ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條　外國電信爲替ノ差出人受取人ニ宛ツル私用通信文ノ記載ヲ望ムトキハ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄外下部ニ之ヲ記載スヘシ

前項ノ私用通信文ニ對シテハ相當外國電報料ヲ納付スヘシ

第三章　特殊取扱

第一節　留置

第二十二條　外國郵便爲替ノ差出人ハ差出ノ際留置ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ差出人ハ外國郵便爲替振出請求書中受取人居所ノ部ニ「何局留置」、特殊取扱指定欄ニ「留置」ノ文字ヲ記載スヘシ

第一節ノ二　航空送達

第二十二條ノ二　連合ノ約定及中華民國トノ約定ニ依ル外國通常爲替ノ差出人ハ爲替差出ノ際爲替証書ノ航空郵便ニ依ル送達ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ差出人外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「航空」ノ文字ヲ記載シ尚送達線路及航空路ノ一部ノミノ航空送達ヲ請求スルモノナルトキハ其ノ区間ヲ附記スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ差出人外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「航空」ノ文字ヲ記載シ尚送達線路及航空路ノ一部ノミノ航空送達ヲ請求スルモノナルトキハ其ノ区間ヲ附記スヘシ

第二十二條ノ三　前條航空送達ノ爲替ニ對シテハ爲替一口毎ニ外國郵便規則中通常郵便業書ニ付定ムル航空料ヲ徵收ス

第二節　別配達

第二十三條　連合ノ約定ニ依ル外國通常爲替ノ差出人ハ差出ノ際別配達ヲ請求スルコトヲ得別配達ノ取扱ヲ爲ササル國ハ別ニ之ヲ告示ス
前項ノ場合ニ於テ差出人ハ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「別配達」ノ文字ヲ記載スヘシ
別配達ノ料金ハ爲替一口毎ニ五十錢トス

第三節　拂渡濟通知

第二十四條　外國郵便爲替ノ差出人ハ郵便ニ依ル拂渡濟通知ヲ請求スルコトヲ得拂渡濟通知ノ取扱ヲ爲ササル國ハ別ニ之ヲ告示ス
拂渡濟通知ヲ請求シ得ル期間ハ爲替振出ノ日ノ翌日ヨリ起算シ一年トス但シ「カナダ」、英國、「メキシコ」國又ハ香港トノ條約ニ依ル爲替ニ付テハ爲替振出ノ月及其ノ後二年トス

第二十五條　差出人差出ノ際拂渡濟通知ヲ請求セムトスルトキハ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「拂渡濟通知」ノ文字ヲ記載スヘシ
前項ノ規定ニ依ル拂渡濟通知ノ料金ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ三十錢、其ノ他ノ爲替ニ付テハ一口毎ニ三十錢トス

第二十六條　差出人差出ノ後拂渡濟通知ヲ請求セムトスルトキハ振出日附、振出郵便官署名、爲替種別、爲替番号、爲替金額、名宛國名及受取人並差出人ノ居所氏名ヲ記載シタル拂渡濟通知請求書ヲ振出郵便官署ニ差出スヘシ
前項ノ規定ニ依ル拂渡濟通知ノ料金ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ四十錢、其ノ他ノ爲替ニ付テハ一口毎ニ六十錢トス

第四節　取調請求及通報請求

第二十七條　連合ノ約定、中華民國トノ約定又ハ「カナダ」、英國、「メキシコ」國若ハ香港トノ條約ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人又ハ受取人ハ爲替差出後郵便ニ依ル爲替ノ著否取調ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ差出人又ハ受取人ハ郵便官署ニ於テ著否取調請求書ノ作成ニ付テハ第二十六條第一項ノ規定ヲ準用ス
拂渡濟否取調ノ料金ハ爲替一口毎ニ十六錢トス
第二十七條第三項但書ノ前段及第四項但書ノ規定ハ拂渡濟否取調請求ニ之ヲ準用ス

第二十九條　前三條ノ請求ニ因ル取調ノ結果ハ普通郵便ニ依リ之ヲ請求人ニ通知ス

第五節　名宛變更

出郵便官署ニ差出スヘシ
著否取調請求ノ料金ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ四十錢、連合ノ約定又ハ「カナダ」、英國、「メキシコ」國若ハ香港トノ條約ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ六十錢トス但シ差出人、受取人及名宛地各同一ニシテ且同時ニ二口以上ヲ差出シタル爲替ノ著否取調請求ニ付テハ口數ニ拘ラス一口ノ料金ヲ徵收ス又差出人既ニ拂渡濟通知ヲ請求シタルモノナルトキハ著否取調請求ノ料金ヲ徵收セス
著否取調ヲ請求シ得ル期間ハ爲替差出ノ日ヨリ一年トス但シ「カナダ」、英國、「メキシコ」國又ハ香港トノ條約ニ依ル爲替ニ付テハ爲替振出ノ月及其ノ後二年トス

第二十七條ノ二　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人又ハ受取人ハ前條第四項本文ノ期間經過後ニ於テ當該爲替ノ處理ニ關シ郵便ニ依ル單ナル通報ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ハ之ニ關スル照会カ爲替振出後二年ノ內ニ拂渡國郵政廳ニ到著スル見込アル期間內ニ限リ之ヲ受理ス
前條第二項及第三項ノ規定ハ單ナル通報ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二十八條　米國又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル外國通常爲替ノ差出人又ハ受取人ハ爲替差出後郵便ニ依ル爲替金ノ拂渡濟否取調ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ差出人又ハ受取人ハ拂渡濟否取調請求書ヲ振出郵便官署ニ差出スヘシ該請求書ノ作成ニ付テハ第二十六條第一項ノ規定ヲ準用ス
拂渡濟否取調ノ料金ハ爲替一口毎ニ十六錢トス
第二十七條第三項但書ノ前段及第四項但書ノ規定ハ拂渡濟否取調請求ニ之ヲ準用ス

第二十九條　前三條ノ請求ニ因ル取調ノ結果ハ普通郵便ニ依リ之ヲ請求人ニ通知ス

第五節　名宛變更

第三十條　差出人ハ受取人ニ交付ヲ了セサル外國郵便爲替ニ付郵便又ハ電信ニ依ル名宛變更ヲ請求スルコトヲ得名宛變更請求書ヲ宛ツヘキ外國郵便官署ハ別ニ之ヲ告示ス
前項ノ場合ニ於テ差出人ハ郵便官署ニ於テ取戻及名宛變更請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ名宛變更ノ料金ト共ニ之ヲ振出郵便官署ニ差出シ且外國郵便爲替金受領証書ヲ呈示スヘシ

第三十一條　外國郵便爲替ノ名宛變更ノ料金ハ左ノ如シ
一　振出郵便官署ヨリ外國郵便爲替振出請求書、爲替証書又ハ通知書ヲ發送前ナル場合ハ十錢
二　振出郵便官署ヨリ外國郵便爲替振出請求書又ハ爲替電報ヲ發送後ナルモ東京貯金支局、爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ爲替報知目錄、爲替証書、報知書又ハ爲替電報ヲ外國ニ差立又ハ傳送前ナルコト明瞭ナル場合ハ郵便ニ依ルモノハ一円五十錢
三　東京貯金支局、爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ前号ノ書類ヲ外國ニ差立又ハ傳送後ナル場合ハ郵便ニ依ルモノハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ四十錢、其ノ他ノモノニ付テハ七十錢又電信ニ依ルモノハ相當外國電報料及中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ四十錢、其ノ他ノモノニ付テハ七十錢
差出人、受取人及名宛地各同一ニシテ且同時ニ二口以上ヲ差出シタル爲替ノ名宛變更ノ請求ニ付テハ口數ニ拘ラス一口ノ料金ヲ徵收ス但シ新名宛カ相互ニ異レルモノアル場合ハ異レルモノ毎ニ料金ヲ徵收ス

第三十二條　名宛變更ノ請求其ノ目的ヲ達セサリシ場合ハ普通郵便ニ依リ其ノ旨振出郵便官署ヨリ差出人ニ通知ス

第六節　取戻

第三十三條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人ハ受取人ニ交付ヲ了セサル爲替ニ付郵便又ハ電信ニ依ル取戻ヲ請求スルコトヲ得取戻請求書ヲ宛ツヘキ外國郵便官署ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十四條　外國郵便爲替ノ取戻ノ料金ハ左ノ如シ
一　振出郵便官署ヨリ外國郵便爲替振出請求書又ハ爲替電報ヲ發送後ナルモ爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ爲替証書又ハ爲替電報ヲ外國ニ差立又ハ傳送前ナルコト明瞭ナル場合郵便ニ依ルモノハ二十錢、電信ニ依ルモノハ一円
二　爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ前号ノ書類ヲ外國ニ差立又ハ傳送後ナル場合郵便ニ依ルモノハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ四十錢、其ノ他ノモノニ付テハ七十錢又電信ニ依ルモノハ相當外國電報料

第三十一條第二項本文ノ規定ハ取戻ノ請求ニ之ヲ準用ス

第三十五條　外國郵便爲替ノ取戻ノ請求ニ因リ爲替証書、取戻通知書又ハ拂戻認可書ヲ振出郵便官署ヨリ差出人ニ送達スル場合ハ書留郵便ニ依ル
取戻通知書ハ拂戻ニ付テハ之ヲ爲替証書ト看做ス

第三十六條　外國郵便爲替ノ取戻ノ請求其ノ目的ヲ達セサリシ場合ハ普通郵便ニ依リ其ノ旨振出郵便官署ヨリ差出人ニ通知ス

第七節　拂渡停止

第三十七條　英國トノ條約ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人ハ郵便又ハ電信ニ依ル爲替金ノ拂渡停止ヲ請求スルコトヲ得
郵便爲替規則第二十七條第一項、同第二十八條及同第二十九條ノ規定ハ拂渡停止ニ之ヲ準用ス
拂渡停止ノ料金ニ付テハ爲替報知目錄又ハ爲替電報ヲ英國ニ差立又ハ傳送前ナルトキハ郵便爲替規則第二十七條第二項ノ規定ヲ準用ス英國ニ差立又ハ傳送後ナルトキハ第三十四條第二号ノ規定ヲ準用ス

第四章　到著

第一節　外國通常爲替

第三十八條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國通常爲替ニ付

爲替証書到著シタルトキハ拂渡郵便官署ヨリ書留郵便ニ依リ之ヲ受取人ニ送達ス但シ差出人別配達ノ請求ヲ爲シタルモノナルトキハ書留郵便物ノ別配達ノ例ニ依ル

前項但書ノ規定ニ依ル爲替ノ受取人ノ居所ト拂渡郵便官署トノ距離カ陸路十六キロメートル以内ナルトキハ五十錢、十六キロメートルヲ超ユルトキハ其ノ超過畔程四キロメートル又ハ其ノ端數毎ニ一円ヲ加ヘタル補充料金ヲ受取人ニ於テ納付スヘシ但シ艀舶ニ依リ送達スル場合ニ於テハ別ニ其ノ実費額ヲ徴收ス

第三十九條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國通常爲替ヲ事故ノ爲拂渡スコト能ハサルトキハ拂渡郵便官署ヨリ其ノ旨受取人ニ通知ス

受取人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ相當電報料ヲ支拂ヒ電信ニ依ル事故訂正ヲ請求スルコトヲ得

第四十條　香港又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル外國通常爲替ニ付爲替証書到著シタルトキハ拂渡郵便官署ヨリ書留郵便ニ依リ之ヲ受取人ニ送達ス

第四十一條　米國、「カナダ」、英國又ハ「メキシコ」國トノ條約ニ依ル外國通常爲替ニ付爲替報知目錄（「カナダ」ニ在リテハ爲替報知目錄及關係證書）到著シタルトキハ貯金局ニ於テ外國郵便爲替証書ヲ発行シ拂渡郵便官署ヨリ書留郵便ニ依リ之ヲ受取人ニ送達ス

第四十二條　外國通常爲替ノ留置爲替証書ハ差出人ノ指定スル郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ拂渡ノ場合ト同一ノ手続ニ依リ之ヲ交付ス

前項爲替証書ノ留置期間ハ其ノ有効期間ト同一トス

第二節　外國電信爲替

第四十三條　外國電信爲替ニ付テハ當該爲替電報ノ送達紙ヲ以テ爲替証書トス

第四十四條　外國電信爲替証書ノ受取人ヘノ送達ニ付テハ受信報知電報配達ノ例ニ依ル但シ別便配達ノ指定ナキ爲替証書ニシテ其ノ受取人ノ居所電報直配達区域外ニ在ルトキハ拂渡郵便官署ヨリ書留郵便ヲ以テ送達ス

第四十五條　第四十二條ノ規定ハ外國電信爲替ニ之ヲ準用ス

第五章　轉送

第四十六條　外國郵便爲替ノ受取人其ノ居所ヲ本邦内ニ於テ移轉シタルトキハ爲替証書ノ郵便ニ依ル轉送ヲ請求スルコトヲ得

第四十七條　外國郵便爲替ノ受取人其ノ居所ヲ本邦ト外國通常爲替ノ交換ヲ保持スル外國ニ移轉シタルトキハ爲替ノ郵便ニ依ル轉送ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ第八條第一項ノ料金ヲ爲替金額ヨリ控除徴收シ其ノ殘額ニ付新通常爲替ヲ振出スモノトス但シ連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ヲ轉送スル場合ニ於テ原振出國ト新名宛國ト連合ノ約定ニ依ル外國通常爲替ノ交換ヲ保持スルトキハ當該料金ヲ徴收セス

第四十八條　外國郵便爲替ノ受取人其ノ居所ヲ本邦ト外國電信爲替ノ交換ヲ保持スル外國ニ移轉シタルトキハ爲替ノ電信ニ依ル轉送ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ第二項ノ料金ヲ爲替金額ヨリ控除徴收シ其ノ殘額ニ付新電信爲替ヲ振出スモノトス

第四十九條　前三條ノ請求ヲ受ケタルトキハ拂渡郵便官署ハ拂渡請求人ニ差出人及受取人ノ居所氏名其ノ他ノ事項ヲ照問シ權利者タルコトヲ證メダル上爲替証書ト引換ニ爲替金ノ拂渡ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ爲替カ

代金引換郵便物ノ取立金ニ対スルモノナルトキハ當該郵便物ノ受領証ヲ呈示セシムルモノトス

第四十二條又ハ第四十五條ノ規定ニ依リ交付シタル留置爲替証書ニ付テハ交付ノ際拂渡ヲ爲ス場合ニ限リ前項ノ照問ヲ省略スルコトヲ得

第五十一條ノ二　拂渡濟通知ノ請求アル外國郵便爲替ノ受取人ハ郵便官署ノ請求アルトキハ爲替金受領ノ証トシテ拂渡濟通知書ニ記名調印スヘシ

第五十二條　郵便爲替規則第二十條ノ三乃至第二十條ノ五及同第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ外國郵便爲替ノ爲替金ノ拂渡ニ之ヲ準用ス

第七章　有効期間

第五十三條　連合ノ約定及中華民國トノ約定ニ依ル爲替証書ノ有効期間ハ別ニ之ヲ告示ス

前項ノ爲替証書有効期間ヲ經過シタルトキハ差出人又ハ受取人ハ爲替証書ニ新ニ有効期間ヲ生セシムル爲振出國ニ於ケル爲替ノ時効期間内ニ限リ當該爲替証書ノ日附認証ヲ請求スルコトヲ得

日附認証ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ必要ノ事項ヲ記載シタル日附認証請求書ヲ當該爲替証書ト共ニ振出郵便官署又ハ拂渡郵便官署ニ差出スヘシ

日附認証ノ請求ニ対シテハ連合ノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ六十錢、中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ四十錢ノ料金ヲ徴收ス

日附認証ノ請求ヲ受ケタル郵便官署ハ其ノ受領シタル爲替証書ニ対シ受領証書ヲ交付ス

第五十四條　振出郵便官署又ハ拂渡郵便官署日附認証ヲ爲シタル爲替証書ノ返発ヲ受ケタルトキハ轉留郵便ヲ以テ之ヲ請求人ニ送達ス

第八章　拂渡認可書

第五十五條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替証書亡失、毀損又ハ汚斑シタル場合ニ於テハ受取人又ハ差出人ハ當該爲替ノ拂渡認可書ヲ請求スルコトヲ得

第五十六條　拂渡認可書ハ當該爲替ノ有効期間ハ爲替証書ノ有効期間ト同一トス

第五十六條　拂渡認可書ヲ請求セムトスル者ハ振出日附、振出郵便官署名、爲替種別、爲替番号、爲替金額、振出國名、受取人及差出人ノ居所氏名並請求ノ事由ヲ記載シタル拂渡認可書請求書ニ記名調印シ之ヲ振出郵便官署又ハ拂渡郵便官署ニ差出スヘシ毀損又ハ汚斑ノ爲替証書ハ之ヲ拂渡認可書請求書ニ添附スヘシ

差出人前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ外國郵便爲替金受領証書ヲ呈示スルコトヲ要ス

拂渡認可書ノ請求ニ対シテハ連合ノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ六十錢、中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ付テハ一口毎ニ四十錢ノ料金ヲ徴收ス

第五十七條　拂渡認可書ハ當該爲替ノ拂渡又ハ拂戻ナキコトヲ確認シタル後之ヲ発行シ外國郵便爲替証書送達ノ例ニ依リ受取人ニ送達ス

第九章　再度証書

第五十八條　米國、「カナダ」、英國、香港、「メキシコ」國又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル爲替証書亡失、毀損又ハ汚斑シタル場合ニ於テハ受取人再度証書ヲ請求スルコトヲ得

「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル爲替ノ差出人ハ受取人ノ爲ニ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第五十九條　第五十六條第一項及第二項ノ規定ハ前條ノ請求ニ之ヲ準用ス再度証書ノ請求ニ対シテハ爲替一口毎ニ十錢ノ料金ヲ徴收ス

第六十條　再度証書ハ當該爲替ノ拂渡又ハ拂戻ナキコトヲ確認シタル後之ヲ発行シ本邦ニ於テ拂渡スヘキモノハ外國郵便爲替証書送達ノ例ニ依リ受取人ニ送達シ「フイリツピン」群島ニ於テ拂渡スヘキモノハ同島ニ送付ス

第十章　拂戻

第六十一條　外國郵便爲替金ヲ拂戻ス場合ニ於テハ其ノ金額ハ振出ノ際

拂込ヲ受ケタル額トス但シ媒介爲替ニシテ媒介國ニ於テ爲替金ヨリ媒介料ヲ控除シタルモノ又ハ轉送國ニ於テ爲替金ヨリ轉送ニ關スル料金ヲ控除シタルモノニ付テハ其ノ殘額トス

第六十二條　外國郵便爲替カ有効期間經過、受領拒絕其ノ他ノ事由ニ因リ受取人ニ拂渡サレサリシ爲外國ヨリ返還セラレタルトキハ爲替金拂戻ノ爲振出郵便官署ヨリ左ノ區別ニ從ヒ爲替証書又ハ拂戻許可書ヲ留郵便ニ依リ差出人ニ送達ス

一　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル爲替ニ在リテハ爲替証書返送アリタル場合ニ於テハ其ノ爲替証書、返送ナキ場合ニ於テハ拂戻認可書

二　米國、「カナダ」、英國又ハ「メキシコ」國トノ條約ニ依ル爲替ニ在リテハ拂戻認可書

三　香港又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル爲替ニ在リテハ有効期間内ノ爲替証書ノ返送アリタル場合ニ於テハ其ノ爲替証書、其ノ他ノ場合ニ於テハ拂戻認可書

第六十三條　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外第三十三條ノ規定ニ依リ爲替証書ノ取戻ヲ請求スヘシ

第六十四條　米國、「カナダ」、英國、香港、「メキシコ」國又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ第六十二條ノ場合ヲ除クノ外振出日附、爲替種別、爲替番号、爲替金額、名宛國名及受取人並差出人ノ居所氏名ヲ記載シタル外國郵便爲替金拂戻請求書ニ記名調印シ之ヲ振出郵便官署ニ差出シ且外國郵便爲替金受領証書ヲ呈示スヘシ尚香港又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人當該爲替証書ヲ所持スル場合ハ拂戻請求書ニ其ノ旨記載シ且之ヲ呈示スヘシ

第六十四條ノ二　前條外國郵便爲替ノ拂戻請求ニ對シテハ左ノ料金ヲ徴収ス

一　振出郵便官署ヨリ外國郵便爲替振出請求書又ハ爲替電報ヲ發送後ナルモ貯金局、爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ爲替報知目錄、爲替証書、報知書又ハ爲替電報ヲ外國ニ差立又ハ傳送前ナルコト明瞭ナル場合ハ郵便ニ依ルモノハ十錢、電信ニ依ルモノハ七十錢

二　貯金局、爲替証書發行郵便官署又ハ電信官署ヨリ番号ノ書類ヲ外國ニ差立又ハ傳送後ナル場合ハ十六錢

第三十一條　第六十四條ノ規定ハ拂戻請求ニ之ヲ準用ス

第六十五條　第六十四條ノ規定ハ爲替証書又ハ拂戻認可書ノ亡失、毀損又ハ汚斑ノ場合ニ於ケル爲替金ノ拂戻請求ニ之ヲ準用ス毀損又ハ汚斑ノ爲替証書又ハ拂戻認可書ハ之ヲ拂戻請求書ニ添附スヘシ

第六十六條　前二項ノ爲替金拂戻ノ請求アリタルトキハ其ノ爲替金カ未タ拂渡サレス且拂渡サレサルヘキコトヲ確認シタル上振出郵便官署ヨリ書留郵便ニ依リ拂戻認可書ヲ差出人ニ送達ス但シ香港又ハ「フイリツピン」群島トノ條約ニ依ル外國郵便爲替ノ差出人當該爲替証書ヲ所持スルモノナルトキハ單ニ拂戻ヲ爲シ得ヘキ旨ヲ通知ス

第六十七條　第五十一條ノ二ノ規定ヲ除クノ外第六章ノ規定ハ外國郵便爲替ノ爲替金ノ拂戻ニ之ヲ準用ス

第十一章　外國郵便爲替規則

第六十八條　外國郵便爲替ノ受取人又ハ差出人ハ拂渡郵便官署ノ變更郵便官署ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第六十九條　郵便爲替規則第三十五條、同第三十六條及同第三十八條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二章　外國ニ於テ振出シタル郵便爲替ノ取調請求及通報請求

第六十九條ノ二　連合ノ約定又ハ中華民國トノ約定ニ依リ外國ニ於テ本郵又ハ外國ニ宛テ拂出シタル郵便爲替ノ差出人又ハ受取人ハ當該爲替

ノ郵便ニ依ル署否取調ヲ請求スルコトヲ得

差出人又ハ受取人前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ郵便官署ニ於テ署否取調請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ署否取調請求ノ料金及當該爲替ニ對シ振出國ニ於テ差出人ニ交付シタル受領証ト共ニ之ヲ郵便官署ニ差出スヘシ

本條ノ署否取調請求ハ署否取調請求書ヲ當該爲替振出ノ日ノ翌日ヨリ起算シ一年ノ期間内ニ振出國郵政廳ニ發達シ得ル場合ニ限リ之ヲ受理ス

郵便官署第二項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ之ニ對シ受領証書ヲ交付ス

第二十七條　第三項及第二十九條ノ規定ハ本條ノ署否取調請求ニ之ヲ準用ス

第六十九條ノ三　前條ニ定ムル郵便爲替ノ差出人又ハ受取人ハ同條第三項ノ期間經過後ニ於テ當該爲替ノ處理ニ關シ郵便ニ依ル單ナル通報ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ之ニ關スル請求書カ爲替振出後二年ノ内ニ振出國郵政廳ニ到著スル見込アル期間内ニ限リ之ヲ受理ス

前條第二項、第四項及第五項ノ規定ハ本條ノ單ナル通報ノ請求ニ之ヲ準用ス

附　則

第七十條　「アラジル」國ト交換スル外國郵便爲替ニ付テハ第二十二條ノ二、第二十七條ノ二、第四十七條第二項但書、第六十九條ノ二及第七十九條ノ三ノ規定並第三十五條第四項、第五十六條第三項及第六十五條中料金ニ關スル規定ヲ除クノ外本規則中連合ノ約定ニ依ル爲替ニ關スル規定ヲ準用ス但シ拂渡濟通知及署否取調ノ請求期間ニ付テハ爲替ノ有効期間内及其ノ滿了後一年トス

第七十一條　本令ハ大正十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五章　郵便貯金

第一款　普通郵便貯金

●郵便貯金法（昭和二十二年十一月三十日）（法律第百四十四号）

沿革　昭和二二年一二月一七日第一九四號、二三年六月二六日第六〇號、七月六日第一〇四號、二四年四月二八日第三六號、五月二〇日第九三號、五月三一日第一六二號改正

郵便貯金法をここに公布する。

郵便貯金法目次

第一章　総則
第二章　業務に関する通則
第三章　通常郵便貯金
第四章　特別郵便貯金
　第一節　すえ置郵便貯金
　第二節　積立郵便貯金
　第三節　定額郵便貯金
　第四節　特別すえ置郵便貯金
　第五節　すえ置期間経過後の特別郵便貯金
第五章　保管証券
附　則

郵便貯金法

第一章　総則

第一條（郵便貯金の國営）　郵便貯金は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び**第四條**　削除

第五條　削除

第六條（印紙稅の免除）郵便貯金に関する書類には、印紙稅を課さない。

第二章　業務に関する通則

第七條（郵便貯金の種類）郵便貯金は、左の五種とする。

一　通常郵便貯金　預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

二　すえ置郵便貯金　一定のすえ置期間を定める以外に預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

三　積立郵便貯金　一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に應じて預入するもの

四　定額郵便貯金　一定のすえ置期間を定め、分割拂もどしをしない條件で一定の金額を一時に預入するもの

五　特別すえ置郵便貯金　一定のすえ置期間を定め、この法律の定めるところにより発行する郵便貯金切手を以て預入するもの

通常郵便貯金以外の郵便貯金は、これを特別郵便貯金と総称する。

第八條（團体取扱）郵政省は、省令で定める簡易な手続により、郵便貯金の團体取扱をする。

郵便貯金の團体取扱においては、官公署、学校、会社、工場その他の事業場に属する者が團体を組織して、その團体の代表者の名義で、又は取まとめ人を通じて各別の名義で、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金をすることができるものとする。

第九條（証券の購入、保管及び賣却）郵政省は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一　貯金の一部で國債証券購入保管し、又はこれを賣却すること。

二　預金者の所有する國債証券を保管し、又はこれを賣却すること。

第十條（貯金総額の制限）貯金総額は、一の預金者につき三万円を超えてはならない。但し、左に掲げる法人又は團体については、この限りでない。

一　地方公共團体

二　水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会

三　國立、公立又は私立の学校及び宗教法人

四　労働組合

五　孤兒院及びこれに準ずる慈善團体並びに健康保険組合及びこれに準ずる相互扶助團体で営利を目的としないもの

前項第五号に掲げる法人又は團体は、省令でこれを定める。

第十一條（貯金の減額）貯金総額が前條に規定する制限額を超えたときは、郵政省は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者に、貯金総額を制限額以内に減額しなければならない。

第一項の規定により通知を発した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、郵政省は、制限額以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で國債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した國債証券については、郵政省は、預金者の請求に因り、その賣却の取扱をする。

第十二條（利子及び割増金品）特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金には、左の利率により、利子を附ける。

一　通常郵便貯金　年二分七厘六毛

二　すえ置郵便貯金　年三分三毛六糸

三　積立郵便貯金　年三分一厘二毛

四　定額郵便貯金

預入の月の初日から拂もどし金の拂渡（拂もどし証書を発行するときはその発行）の日までの期間が五年を超えるとき

年三分五厘

同四年を超え五年以下であるとき

年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であるとき

年三分二厘

同二年を超え三年以下であるとき

年三分一厘

同一年を超え二年以下であるとき

年二分九厘

同一年以下であるとき

定額郵便貯金については、割増金品をくじびきにより附ける取扱をすることができる。割増金品を附ける取扱をする定額郵便貯金（以下割増金品附定額郵便貯金という。）には、そのすえ置期間中利子を附けない。

郵便貯金切手には、割増金品をくじびきにより附ける。

割増金附定額郵便貯金及び郵便貯金切手の割増金品については、所得税及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）による不動産取得税を課さない。

第十三條（利子の計算）利子は、預入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相当する貯金には、その拂渡（拂もどし証書を発行するときはその発行）の月の利子を附けない。預入の月において拂もどし金の拂渡（拂もどし証書を発行するときはその発行）があつたときも、同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金にあつては、一円未満の端数に、積立郵便貯金にあつては、十銭未満の端数に利子を附けない。

第十四條（郵便貯金通帳及び郵便貯金証書の交付）郵政省は、通常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳（以下通帳という。）を、定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金の預金者には郵便貯金証書（以下貯金証書という。）を交付する。

第十五條（証券保管証の交付）郵政省は、第九條又は第十一條第三項の規定により証券を保管したときは、預金者に証券保管証を交付する。

第十六條（通帳の冊数の制限）預金者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、二冊以上の通帳を以て預入をしてはならない。

一　第十條第一項但書に掲げる法人又は團体であるとき。

二　すえ置期間の異なるすえ置郵便貯金をするとき。

三　積立郵便貯金をするとき。

四　團体取扱の郵便貯金をするとき。

五　通常郵便貯金、すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び團体取扱の郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。

第十七條（通帳の冊数の制限違反）前條の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を附けない。この場合において交付の日附を同じくする通帳が二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を附けない。

前項の規定により利子を附けない貯金について既に拂いもどした利子があるときは、郵政省は、これに相当する金額を現に存する貯金から控除し、又は追徴する。

第十八條（通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付）郵政省は、左の場合において預金者の請求があるときは、通帳、貯金証書又は証券保管証を再交付する。

一　預金者が通帳、貯金証書又は証券保管証を亡失したとき。

二　通帳、貯金証書又は証券保管証が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　通帳に余白がなくなつたとき。

預金者は、前項第一号又は第二号の規定による再交付を受けるときは、その料金として通帳一冊又は貯金証書若しくは証券保管証一枚につき十円を納付しなければならない。

第十九條（貯金原簿及び証券保管原簿）貯金の受入及び拂出について

は、貯金原簿を保管する地方貯金局（以下貯金原簿所管廳という。）において、貯金原簿に記錄する。

第九條又は第十一條第三項の規定により保管する証券（以下保管証券という。）の受入及び拂出については、証券保管原簿を保管する地方貯金局（以下証券原簿所管廳という。）において、証券保管原簿に記錄する。

第二十條（利子記入）　貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管廳は、期間を限り、第十條第一項但書に掲げる法人又は團体以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、郵政大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條（確認）　貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は証券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金証書又は証券保管証に表示する。

第二十二條（通帳等の提出）　郵政省は、必要があるときは、預金者に対し、通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めることができる。

第二十三條（印章）　預金者は、郵便貯金に関する手続をするには、省令の定める場合を除いて、印章を押さなければならない。

前項の印章は、当該郵便貯金につき一に限る。

預金者は、郵便局に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十四條（讓渡制限）　郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は、左の場合を除いては、これを讓り渡すことができない。

一　親族に讓り渡すとき。

二　遺言によつて讓り渡すとき。

第二十五條（証明）　郵政省は、預金者の真僞を調査するため必要な証明を求めることができる。

第二十六條（正当の拂渡）　この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付したときは、正当の拂渡又は交付をしたものとみなす。

第二十七條（免責）　郵政省は、左の場合において郵便貯金の拂もどし金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一　拂い渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二　預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三　不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

第二十八條（料金の還付）　郵便貯金に関する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十九條（貯金及び保管証券に関する権利の消滅）　十年間貯金の預入及び拂もどし並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証の提出がない場合において、貯金原簿所管廳がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二箇月以内に、なお通帳、貯金証書若しくは証券保管証の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、國庫に帰属する。

特別郵便貯金については、そのすえ置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條（利用の制限及び業務の停止）　郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、証券原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條（非常取扱）　郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第三章　通常郵便貯金

第三十二條（預入金額の最低制限）　通常郵便貯金の一度の預入金額は、十円以上でなければならない。

第三十三條（預入の証明）　通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十四條（小切手の預入）　持参人拂の小切手は、省令の定めるところにより、その小切手金額でこれを通常郵便貯金に預入することができる。

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、貯金の現在高がその小切手による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條（預入された小切手の決済不能）　通常郵便貯金に預入した小切手が郵政省の責に帰すべからざる事由に因り決済することができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

第三十六條（一部拂もどしに関する制限）　預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしを請求することができない。但し、第十條第一項但書に掲げる法人又は團体の通常郵便貯金については、この限りでない。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられていない利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條（拂もどし金の拂渡）　通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、通帳の提示を受けて（省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えに）これをする。

第三十八條（拂もどし証書の有効期間）　拂もどし証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

郵政大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條（拂もどし証書の再交付）　郵政省は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし証書を再交付する。

一　預金者が拂もどし証書を亡失したとき。

二　拂もどし証書が汚染され、又は毀損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　拂もどし証書の有効期間が経過したとき。

預金者は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき十円を納付しなければならない。

第四十條（拂もどし金に関する権利の消滅）　拂もどし証書の有効期間の経過後三年間拂もどし金に関する権利の請求がないときは、その拂もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四章　特別郵便貯金

第一節　すえ置郵便貯金

第四十一條（拂もどし及び証券交付の制限）　すえ置郵便貯金においては、すえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができず、又、保管証券の交付を受けることができない。但し、郵政大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも、貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付することができる。

前項但書の場合には、第三十六條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條（すえ置期間）　すえ置郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入

の日又は第四十三條の規定による變更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定める。但し、一年未滿の端數を附けることができない。

前項の規定により定めたすえ置期間は、省令の定めるところにより、これを延長することができる。

第四十三條（通常郵便貯金の變更）通常郵便貯金は、預金者の請求に因り、これをすえ置郵便貯金に變更することができる。

第四十四條（準用規定）すえ置郵便貯金には、第三十二條乃至第三十五條の規定を準用する。

第二節　積立郵便貯金

第四十五條（拂もどし制限）積立郵便貯金においては、そのすえ置期間が經過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、逓信大臣は、預金者の申請があつた場合において、天災その他非常の災害等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十六條（すえ置期間）積立郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日から二年とする。

第四十七條（預入金額）積立郵便貯金の一回の預入金額は、百円以上千二百円以下（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五十円以下）とし、預金者が、これを定める。但し、百円未滿（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未滿）の端數を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなければならない。但し、省令の定めるところにより、これを變更することができる。

第四十八條（預入金の合併預入）郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九條（集金取扱の停止）積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十條（預入を取り扱わない地域）離島その他交通不便の地域で逓信大臣の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱をしない。

第五十一條（準用規定）積立郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。

第三節　定額郵便貯金

第五十二條（拂もどし制限）定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が經過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、郵政大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため（割増金附定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため）特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

割増金附定額郵便貯金について前項但書の規定による貯金の拂渡をする場合においては、郵政省令で、貯金額からその千分の五に相當する金額に拂渡の月からすえ置期間の滿了の月までの月数を乘じた金額を控除する。

第五十三條（すえ置期間）定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から六箇月とする。

割増金附定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條（預入金額）定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千円とする。

第五十五條（拂もどし金の拂渡）定額郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、貯金証書（省令の定める場合には貯金原簿所管廳の發行する拂もどし証書）と引き換えにこれをする。

第五十六條（準用規定）定額郵便貯金には、第三十三條乃至第三十五條及び第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。この場合において、第三十八條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と讀み替えるものとする。

第四節　特別すえ置郵便貯金

第五十七條（拂もどし制限）特別すえ置郵便貯金においては、そのすえ置期間が經過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。

第五十八條（すえ置期間）特別すえ置郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から五年とする。

第五十九條（郵便貯金切手の發行）郵便貯金切手は、無記名とし、逓信大臣が、これを發行し、郵便局において、これを賣りさばく。

第六十條（郵便貯金切手の券面金額）郵便貯金切手の券面金額は、五円、十円又は二十円とする。

第六十一條（郵便貯金切手を以て預入）特別すえ置郵便貯金の預入は、くじびきの終つた郵便貯金切手を以て、その券面金額でこれをする。

特別すえ置郵便貯金の預入金額は、二十円以上でなければならない。但し、發行の月の翌月の初日から起算し三年を經過した郵便貯金切手を以てするときは、この限りでない。

郵便貯金切手の發行の月の翌月の初日から起算して五年を經過したときは、その郵便貯金切手を以て、特別すえ置郵便貯金の預入をすることができず、又いかなる儀遷をも受けることができない。

第六十二條（準用規定）特別すえ置郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。この場合において、同條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と讀み替えるものとする。

第五節　すえ置期間經過後の特別郵便貯金

第六十三條（特別郵便貯金のすえ置期間の經過）特別郵便貯金は、そのすえ置期間（定額郵便貯金にあつては預入の日から十年）が經過したときは、通常郵便貯金となる。この場合における定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金であつた郵便貯金の全部拂もどしで第六十四條第一項の規定による通帳の交付の請求前のものについては、第五十五條の規定を準用する。

第六十四條（通帳の引換交付）前條の場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もどしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを郵便局に請求しなければならない。

預金者が前項の規定による通帳の交付を請求しないときは、郵政省は、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第五章　保管証券

第六十五條（保管証券）第九條に規定する取扱をする國債証券は、昭和二十三年四月一日以後の發行に係る國債証券で額面金額千円以上のものに限る。

第六十六條（保管証券の價格）第九條又は第十一條第三項の規定により購入し、又は賣却する証券の價格は、郵政大臣が、大藏大臣と協議し、時價を參考として、これを定める。

第六十七條（料金）保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十錢にその券面金額の百分の一に相當する金額を加えた金額の範圍において、省令でこれを定める。

第六十八條第一項の規定による保管証券の利子の組入の料金は、証券一枚につき五錢とする。

第六十八條（保管証券の購入代金の拂出等）保管証券の購入代金は、これを預金者の貯金から拂い出し、又、保管証券の利子、償還金及び割増金は、これを預金者の貯金に組み入れる。

通常郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにこれを拂い渡し、又、すえ置郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、これを貯金に組み入れる。

前項の拂もどし証書については、第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。

第六十九條（無記名の保管証券の返付及び賣却）　無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、郵政省は、その保管証券に代えて、これと名称、記号及び券面金額を同じくする他の証券を交付し、又は賣却することができる。

第七十條（貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券）　貯金の全部拂もどしをするときは、郵政省は、預金者に保管証券を返付する。

預金者が郵便貯金に関する権利を譲り渡した場合において、別段の意思表示をしなかつたときは、保管証券に関する権利もともに譲り渡したものとみなす。

附　則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法は、これを廃止する。

この法律に定のない種類の郵便貯金又はこの法律に定のない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの、この法律施行前に一定の期間拂もどしをしない條件を以て預入した郵便貯金、この法律施行前に発行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券以外の証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律施行前に預入して前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律を適用する。

●郵便貯金規則（昭和二十三年五月二十八日 遞信省令第十七号）

沿革　昭和二三年七月一六日遞令第二三號、九月二七日第二九號、二四年七月二三日郵令第八號改正

郵便貯金規則を次のように定める。

郵便貯金規則目次

第一章　総則
第二章　通常郵便貯金
第一節　預入
第二節　拂もどし
第三章　特別郵便貯金
第一節　すえ置郵便貯金
第二節　積立郵便貯金
第三節　定額郵便貯金
第四節　特別すえ置郵便貯金
第五節　すえ置期間経過後の特別郵便貯金
第四章　團体取扱
第五章　保管証券
第一節　通則
第二節　証券の購入及び保管
第三節　保管証券の返付及び賣却

附則

郵便貯金規則

第一章　総　則

第一條（取扱郵便局）　郵便貯金の取扱は、総べての郵便局において、これをする。但し、左の各号に掲げる郵便局においては、当該各号に定める事務の取扱をしない。

一　期節により開設する郵便局

積立郵便貯金の預入の事務、郵便貯金切手及び特別すえ置郵便貯金に関する事務、第四十九條の規定による預入の事務並びに割増金を附ける取扱をする定額郵便貯金（以下割増金附定額郵便貯金という。）の預入及び割増金支拂の事務

二　郵便物集配事務を取り扱わない郵便局

積立郵便貯金の集金による預入の事務

三　離島その他交通不便の地域にある郵便局

積立郵便貯金の預入の事務

前項第三号に掲げる郵便局は、遞信局長が、これを指定し、その指定を受けた郵便局は、当該事務を取り扱わない旨を局前に掲示する。

第二條（窓口取扱時間）　郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間は、これを告示する。

第三條（貯金原簿所管廳及び証券原簿所管廳）　貯金原簿所管廳及び証券原簿所管廳の名称、所在地、受持事務及び受持区域は、これを告示する。

貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳を設置し、若しくは廃止したとき、又はその名称、所在地、受持事務若しくは受持区域を変更したときは、その旨を告示する。

第四條（郵便貯金法第十條第一項第五号に掲げる法人又は團体）　郵便貯金法（以下法という。）第十條第一項第五号に掲げる法人又は團体は、左に掲げるものとする。

一　慈善團体

次に掲げる事業を営む営利を目的としない法人又は團体で、社会事業法又は生活保護法の適用を受けるもの

イ　養老院、救護所その他生活扶助を行う事業
ロ　育児院、託児所その他児童保護を行う事業
ハ　施療所、産院その他施薬、救療又は助産保護を行う事業
授産場、宿泊所その他経済保護を行う事業

二　相互扶助團体

次に掲げる法人又は團体で営利を目的としないもの

健康保険組合
健康保険組合連合会
國民健康保険組合
國民健康保険組合連合会
法令により組織された共済組合

第五條（利子の計算方法）　郵便貯金の利子は、各月の受入合計金額に月割利率及び預入期間の月数を乗じて、複利の方法でこれを計算する。但し、通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金の利子の計算においては、各算出金額に生じた一銭未満の端数は、総べてこれを切り捨てる。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金の利子は、毎年三月三十一日を区切り、これを元金に加える。但し、法第八條の規定による團体取扱の郵便貯金の利子は、毎年当該團体について貯金の預入の取扱を開始した月の應当月の前月末日を区切り、これを元金に加える。

積立郵便貯金の利子は、毎年当該貯金について預入の取扱を開始した月の應当月の前月末日を区切り、これを元金に加える。

定額郵便貯金の利子は、預入の月から六箇月毎に区切り、これを元金に加える。

第六條（郵便貯金通帳及び郵便貯金証書）　郵便貯金通帳（以下通帳という。）及び郵便貯金証書（以下貯金証書という。）の様式は、様式第一号乃至第六号のとおりとする。

第七條（通帳又は貯金証書に対する貯金の目的の表示）　預金者は、通帳の表紙又は貯金証書の表面の余白に、貯金の目的をあらわす簡單な文

詞若しくは記号を印刷し、又は記入することができる。

第八條（証券保管証）　証券保管証の様式は、様式第七号のとおりとする。

第九條（通帳、貯金証書及び証券保管証の受領証の交付）　郵便局は、預金者又はその他の関係人から通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を受け即時にこれを返付しない場合においては、預金者又はその他の関係人に対し、通帳、貯金証書又は証券保管証の受領証を交付する。

第十條（通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付の請求）　預金者は、通帳、貯金証書若しくは証券保管証を亡失したため又は同書類が汚染され、若しくは、き損されたためその再交付を受けようとするときは、再交付を受ける書類種別、通帳又は貯金証書の記号番号、証券種類記号番号（証券保管証の再交付を受ける場合に限る。）、請求事由、預金者の住所氏名を記載し、且つ、記名調印した通帳等再交付請求書を作り、これに料金相当の郵便切手をはつて郵便局に提出しなければならない。この場合において、通帳、貯金証書又は証券保管証を亡失したためその再交付を受けるものであるときは、正当本人であることを証明すべき書類を郵便局に提示し、又は相当の保証人を立てなければならない。又、通帳、貯金証書又は相当の保証人を立てなければならないためその再交付を受けるものであるときは、当該書類を通帳等再交付請求書に添附しなければならない。

預金者は、通帳に余白がなくなつたためその再交付を受けようとするときは、当該通帳を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

第十一條（通帳、貯金証書及び証券保管証の汚染及びき損）　通帳、貯金証書又は証券保管証について左の事項がわからなくなつたときは、当該書類は、汚染され、又はき損されたものとみなす。

一　通帳又は貯金証書にあつては預入若しくは拂もどし金額、通帳若しくは貯金証書の記号番号、預金者の氏名又は印鑑

二　証券保管証にあつては証券の種類、記号番号、若しくは券面金額、通帳の記号番号又は預金者の氏名

第十二條（通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付）　第十條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、通帳、貯金証書又は証券保管証を発行し、通帳又は貯金証書は、郵便局を経て第九條に規定する受領証（以下通帳等受領証という。）と引き換えに又は書留郵便により、これを請求人に交付し、又、証券保管証は、直接これを請求人に送付する。

第十三條（もとの通帳、貯金証書及び証券保管証の使用禁止）　通帳、貯金証書又は証券保管証を再発行したときは、もとの通帳、貯金証書又は証券保管証は、郵便貯金の利用に関してこれを使用することができない。

第十四條（利子記入の請求）　通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者は、通帳に第五條の規定により元金に加えられた利子（以下元加利子という。）の記入を受けようとするときは、通帳を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

第十五條（利子の記入）　前條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、通帳に未記入の元加利子及び法第六十八條第一項の規定により組み入れた証券の利子（以下証券利子という。）を通帳に記入し、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを預金者に返付する。

第十六條（確認の請求）　預金者は、貯金の現在高又は証券の保管の確認を受けようとするときは、通帳、貯金証書又は証券保管証を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

第十七條（確認の表示）　前條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、通帳、貯金証書又は証券保管証を貯金原簿又は証券保管原簿に対照し、貯金の現在高又は証券の保管が正当であることを確めた上、通帳、貯金証書又は証券保管証に確認の表示をし、直接これを（通帳又は貯金証書にあつては書留郵便により、直接これを）預金者に返付する。この場合において、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の通帳に対しては、通帳に未記入の元加利子及び証券利子並びに貯金の現在高を記入する。

第十八條（通帳等の提出）　逓信官署は、預金者に対し通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めようとするときは、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、その通知により指示された方法で、通帳、貯金証書又は証券保管証を郵便局に提出し、又は郵便局の派遣員に交付しなければならない。

第十九條（提出された通帳等の調査）　前條の規定による提出があつたときは、貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、通帳、貯金証書又は証券保管証を貯金原簿又は証券保管原簿に対照し、貯金の現在高又は証券の保管が正当であることを確めた上、通帳又は貯金証書は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを預金者に返付し、又、証券保管証は、直接これを預金者に返付する。

第二十條（印章を押すことを必要としない手続）　預金者は、この規則において印章を押すことを必要としない旨を特に定める手続以外の手続をするには、印章を押すことを必要としない。

第二十一條（通帳及び貯金証書の印鑑）　預金者は、通帳又は貯金証書の交付を受けたときは、その印鑑欄に印章を押さなければならない。

第二十二條（法人又は團体の記名調印の方式）　法人又は團体は、この規則の定めるところにより記名調印を必要とする場合においては、当該書類にその名称を記載してその印章を押すか、又はその代表者若しくは管理者が、相当の肩書を附けて記名調印しなければならない。

第二十三條（印章変更の届出）　預金者は、印章を変更しようとするときは、郵便局の交付する用紙により改印届書を作り、これに印鑑を添えて通帳又は貯金証書と共に郵便局に提出しなければならない。この場合において、預金者は、正当本人であることを証明すべき書類を郵便局に提示し、又は相当の保証人を立てなければならない。

第二十四條（通帳及び貯金証書の印鑑の訂正）　前條の規定による届出があつたときは、郵便局は、通帳又は貯金証書の印鑑欄に新印章を押さなければならない。

前項の規定による通帳又は貯金証書の返付を受けたときは、預金者はその印鑑欄に新印章を押さなければならない。

第二十五條（氏名の変更及び住所の移轉）　預金者は、氏名を改め、又は住所を移轉したときは、郵便局の交付する用紙により氏名変更又は住所移轉届書を作り、且つ、記名調印し、これに通帳又は貯金証書を添えて郵便局に提出しなければならない。この場合において、氏名を改めた預金者が証券保管証を所有するときは、その証券保管証も共に郵便局に提出しなければならない。

第二十六條（通帳等の氏名及び住所の訂正）　前條の規定による届出があつたときは、郵便局は、通帳、貯金証書若しくは証券保管証の預金者の氏名又は通帳若しくは貯金証書の預金者の住所を訂正してこれを届出人に返付する。

第二十七條（貯金原簿の移管の請求）　貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者がその住所を他の貯金原簿所管廳の受持区域内に移轉したときは、預金者の請求に因り、当該貯金原簿所管廳に貯金原簿を移管する。

前項の規定による移管を受けようとするときは、預金者は、通帳を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。この場合において預金者が証券保管証を所有するときは、その証券保管証も共に郵便局に提出しなければならない。

第二十八條（貯金原簿の移管）　前條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、貯金原簿を移管し、且つ、通帳の記号番号を訂正し、通帳は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便に

より、これを預金者に返付する。この場合において、法第九條又は法第十一條第三項の規定により保管する証券（以下保管証券という。）があるときは、証券原簿所管廳は、当該証券保管原簿を新住所を受け持つ証券原簿所管廳に移管し、且つ、証券保管証の通帳記号番号を訂正し、証券保管証は、直接これを預金者に返付する。

第二十九條（讓渡）　讓渡により郵便貯金又は保管証券に関する権利を讓り受けた者は、速やかに郵便貯金又は保管証券の名義書換を請求しなければならない。

前項の場合において、通常郵便貯金の預金者が通常郵便貯金を受けたものであるときは、自己名義の通帳に讓り受けた貯金の轉記を請求しなければならない。

第三十條（讓渡による名義書換の請求）　前條第一項の規定による名義書換を受けようとするときは、讓受人は、通帳又は貯金証書の記号番号、証券種類記号番号（保管証券の讓渡を受けた場合に限る。）、請求事由、讓受人及び讓渡人の住所氏名等を記載し、且つ、記名調印（讓渡人も共に記名調印した）名義書換請求書を作り、これに讓受人の印鑑及び左の書類を添えて当該通帳、証書又は証券保管証（保管証券のみの讓渡を受けた場合には証券保管証及び讓受人の通帳）と共に郵便局に提出しなければならない。

一　親族から讓り受けたものであるときはその続柄が認められる相当の証明書

二　遺言によつて讓り受けたものであるときは相当の証明のある遺言書謄本

第三十一條（讓渡による轉記の請求）　第二十九條第二項の規定による轉記を受けようとするときは、讓受人は、讓受人及び讓渡人の通帳の記号番号、証券種類記号番号（保管証券の讓渡を受けた場合に限る。）、請求事由、讓受人及び讓渡人の住所氏名等を記載し、且つ、記名調印（讓渡人も共に記名調印した。）轉記請求書を作り、これに前條各号の書類を添えて讓受人の通帳又は証券保管証と共に郵便局に提出しなければならない。

第三十二條（名義の書換及び轉記）　前二條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、名義の書換又は轉記の手続をした上、通帳又は貯金証書は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを請求人に返付し、又、証券保管証は、直接これを請求人に返付する。

第三十三條（相続又は会社の合併による名義書換及び轉記）　郵便貯金又は保管証券に関する権利が相続又は会社の合併により承継された場合には、前四條の規定を準用する。但し、この場合において、名義書換請求書又は轉記請求書に添附すべき書類は、相続にあつては戸籍謄本又は相続に関する証明書、会社の合併にあつては合併に関する証明書とし、又、名義書換又は轉記の請求人は、郵便局長が必要と認めるときは、相当の保証人を立てなければならない。

第三十四條（料金の還付の請求）　郵便貯金に関する料金の納付人は、法第二十八條第一項の規定により料金の還付を受けようとするときは、当該料金を納付した郵便局の長にこれを請求しなければならない。

第三十五條（料金の還付）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局長は、過納又は誤納の事実を確めた上、当該過納又は誤納の料金を納付人が受領の旨を記載し、且つ、記名調印した受領書と引き換えに郵便切手を以て還付する。

第三十六條（利用の制限及び業務の停止）　法第三十條の規定により郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止するときは、制限すべき利用の範囲又は停止すべき業務の内容、期間その他必要な事項を公示し、又は郵便局に掲示する。

第三十七條（非常取扱）　法第三十一條の規定による料金の免除及び便宜の取扱は、左に掲げるものとする。

一　通帳、貯金証書、証券保管証又は拂もどし証書の再交付の料金を免除すること。

二　貯金の拂もどし金の拂渡又は保管証券の交付若しくは返却の手続について、この規則の規定にかかわらず預金者の便宜を図るため必要な取扱をすること。

三　印章を亡失した預金者に対しぼ印の使用を認めること。

前項第二号の規定による取扱を受ける場合においては、預金者は、郵便局長が必要と認めるときは、相当の保証人を立てなければならない。

第一項に規定する料金の免除又は便宜の取扱をするときは、遞信局長は、当該取扱の内容、期間、取扱郵便局その他必要な事項を定め、これを公示する。

第二章　通常郵便貯金

第一節　預入

第三十八條（新規預入の申込）　あらたに通常郵便貯金の預入をしようとする者は、郵便局の交付する用紙により貯金預入申込書を作り、これに現金を添えて郵便局に提出しなければならない。

前項の場合において、預金者が法第十條第一項但書に掲げる法人又は團体であつて、郵便局長が必要と認めるときは、相当の証明書を貯金預入申込書に添附しなければならない。

第三十九條（通帳の交付）　前條の規定による申込があつたときは、郵便局は、預金者名義の通帳を作り、預入金額を記入し、且つ、日附印及び主務者の印章を以て認印してこれを預金者に交付する。

第四十條（再度以後の預入）　預金者は、再度以後の通常郵便貯金の預入をしようとするときは、通帳に現金を添えて郵便局に提出し、これを預金者に返付する。

第四十一條（小切手による預入の請求）　小切手による通常郵便貯金の預入の申込又はその再度以後の預入の請求の場合には、第三十八條又は前條第一項の規定を準用する。

第四十二條（小切手による預入を取り扱わない場合）　郵便局長は、法第三十四條第一項に規定する小切手でその呈示期間若しくは支拂期間の満了日が近づいたもの、その支拂が確実でないと認められるもの又はその支拂地が遠い等のため取扱に支障があると認められるものによる通常郵便貯金の預入を取り扱わないことがある。

第四十三條　削除

第四十四條（仮預り証の交付）　第四十一條の規定による預入の申込又は再度以後の預入の請求があつたときは、郵便局は、預入金の仮預り証を預金者に交付する。

第四十五條（小切手の決済の通知）　前條の規定により預入された小切手が決済されたときは、前條の郵便局は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、仮預り証を（貯金の再度以後の預入の場合には通帳と共に）前項の郵便局に提出しなければならない。

第四十六條（通帳の交付及び通帳に対する預入金の証明）　前條第二項の規定により仮預り証（貯金の再度以後の預入の場合には通帳及び仮預り証）の提出があつたときは、郵便局は、預金者名義の通帳を作り（貯金の再度以後の預入の場合には提出された通帳に）、預入金額を記入し、且つ、日附印及び主務者の印章を以て証印してこれを預金者に交付する。

第四十七條（決済不能の小切手の返付）　郵便局は、通常郵便貯金に預入された小切手が遞信官署の責に帰すべからざる事由に因り決済することができなかつたときは、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、当該小切手によ

る預入を取り扱つた郵便局に仮預り証を提出しなければならない。前項の規定による仮預り証の提出があつたときは、郵便局は、当該預入を取り消し、当該小切手は、これを預金者に返付する。

第四十八條（團体の預入）　郵便局は、團体に属する者がその團体の取まとめ人を通じて貯金の預入を申し込み、又は再度以後の預入を請求する場合においては、当該取まとめ人から各預金者の氏名及び預入金額を記載した預入内訳書の提出を受けて総預入金の受預証を取まとめ人に交付することがある。この場合においては、各通帳は、後に相当の手続をした上、当該受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを取まとめ人に交付する。

第四十九條（出張預入）　郵便局長は、多数の者が取まとめ人を通じて一定の場所及び日時において通常郵便貯金の預入をしようとするときは、当該取まとめ人の請求に因り、局員を派遣して預入を取扱うことがある。

前項の場合には、前條の規定を準用する。

第五十條（通帳提出中の預入）　預金者は、通帳を逓信官署に提出中において貯金の預入をしようとするときは、郵便局に通帳等受預証を提示した上、現金又は小切手を提出してこれを請求しなければならない。前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、預入金の仮預り証を預金者に交付する。

第一項の規定による預入をした預金者は、通帳の返付を受けたとき（小切手による預入の場合には通帳の返付を受け、且つ、第四十五條の規定による通知があつたとき）は、遅やかに当該預入をした郵便局に前項の仮預り証及び通帳を提出して通帳に当該預入金額の轉記を受けなければならない。

第二節　拂もどし

第五十一條（即時拂の請求）　預金者は、拂もどし金の即時拂を受けようとするときは、郵便局の交付する用紙により拂もどし金受領証を作り、且つ、記名調印し、通帳を添えて郵便局に提出しなければならない。

預金者は、現在高の確認を受けていない貯金について、拂もどしを受けようとする郵便局で取り扱つた貯金の現在高を超えて同一月内五百円を超える金額の拂もどしを受けようとするときは、即時拂を請求することができない。但し、預金者が正当本人であることを証明し、同現在高を超えて同一月内三千五百円以下の金額の拂もどしを受けようとする場合において、当該郵便局の長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

第五十二條（即時拂）　前條の規定による即時拂の請求があつたときは、郵便局は、拂もどし金受領証の印影と通帳の印鑑とを対照し、相違がないことを認めた上、拂もどし金受領証の持参人に拂もどし金を交付し、貯金の一部拂もどしの場合にあつては、通帳に拂もどし金額を記入し、その上部と拂もどし金受領証とに主務者の印章を以て契印した上、通帳は、これをその持参人に返付する。

第五十三條（利子の追拂）　貯金原簿所管廳は、預金者が即時拂による貯金の全部拂もどしを請求した場合において通帳に未記入の元加利子若しくは証券利子又は元金に加えられていない利子があるときは、その金額を記載した拂もどし証書を発行してこれを請求人に送付する。

通帳に記入されている貯金全額の即時拂を請求したときは、貯金の全部拂もどし証書の様式は、様式第八号のとおりとする。

第一項の拂もどし証書に対しては、郵便局は、これと引き換えに現金を交付する。

第五十四條（拂もどし証書による拂渡）　第五十一條第二項本文に規定する貯金の拂もどしについては、第六十五條に規定する場合の外、貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにその拂もどし金を拂い渡す。

第五十五條（拂もどし証書の発行の請求）　前條に規定する拂もどし証書の発行を受けようとするときは、預金者は、郵便局の交付する用紙により貯金拂もどし請求書を作り、且つ、記名調印して（貯金の全部拂もどしをしようとする場合には通帳と共に）これを郵便局に提出しなければならない。

前項の場合において、預金者は、拂もどし証書による拂もどし金の拂渡（以下証書拂という。）を受けようとする郵便局（以下拂渡局という。）を指定しなければならない。

第五十六條（改印及び住所移轉の届書の省略）　預金者は、印章を変更し、又は住所を移轉した場合においてその届出前に証書拂による貯金の全部拂もどしを請求するときは、貯金拂もどし請求書の余白に「改印」又は「轉居」と附記してその届書に代えることができる。

第五十七條（拂もどし証書の発行）　第五十五條第一項の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、拂もどし請求書を預入申込書及び貯金原簿に対照し、印影その他に相違がないことを確めた上拂もどし証書を発行してこれを請求人に送付し、拂もどし請求書は、これを拂渡局に送付する。

第五十八條（拂もどし証書の提出）　前條の規定による拂もどし証書の送付を受けたときは、当該請求人は、その証書に拂もどし金受領の証印をした上、これを（貯金の一部拂もどしの場合には通帳と共に）拂渡局に提出しなければならない。

第五十九條（拂もどし金の交付）　前條の規定による拂もどし証書の提出があつたときは、郵便局は、拂もどし証書を拂もどし請求書に対照し、拂もどし金額、通帳の記号番号、預金者の氏名及び印影に相違がないことを認めた上、証書の持参人に拂もどし金を交付し、貯金の一部拂もどしの場合にあつては、通帳に拂もどし金額を記入し、その上部と証書とに主務者の印章を以て契印した上、通帳は、これをその持参人に返付する。

第六十條（拂もどし証書の再交付の請求）　預金者は、拂もどし証書を亡失したため又は拂もどし証書が汚染され、若しくはき損されたためその再交付を受けようとするときは、預金者は、郵便局の交付する用紙により貯金拂もどし請求書を作り、且つ、記名調印して（貯金の全部拂もどしをしようとする場合には通帳と共に）これを郵便局に提出しなければならない。

第六十一條（拂もどし証書の有効期間が経過したためその再交付を受けようとするときは、当該証書の裏面の欄外余白に再交付請求の旨及び預金者の住所を記載し、且つ、記名調印し、これに料金相当の郵便切手をはつて郵便局に提出しなければならない。

預金者は、拂もどし証書の有効期間が経過したためその再交付を受けようとするときは、当該証書の裏面の欄外余白に再交付請求の旨及び預金者の住所を記載し、且つ、記名調印し、これに料金相当の郵便切手をはつて郵便局に提出しなければならない。

第六十一條（拂もどし証書の汚染及びき損）　拂もどし証書について拂もどし金額、通帳の記号番号、預金者の氏名又は日附印がわからなくなつたときは、当該証書は、汚染されたもの、又はき損されたものとみなす。

第六十二條（拂もどし証書の再交付）　第六十條の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、もとの証書に対し拂渡のないことを確めた上、拂もどし証書を発行してこれを請求人に送付する。

第六十三條（もとの証書の使用禁止）　拂もどし証書を再発行したときは、もとの証書は、貯金の拂もどしにこれを使用することができない。

第六十四條（拂渡局の変更）　預金者は、拂渡局を変更しようとするときは、拂もどし金額、通帳の記号番号、新旧拂渡局名、預金者の住所氏名を記載し、且つ、記名調印した拂渡局変更請求書を郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、拂渡局の変更の

手続をした上、その旨を預金者に通知する。

第六十五條（特別の郵便局における貯金の拂もどし）第五十一條第二項本文に規定する貯金の拂もどしについては、別に告示する郵便局は、預金者の請求に因り、当該貯金原簿等を調査した上、その拂もどし金を即時に拂い渡す。

前項の規定による拂もどし金の拂渡（以下局待拂という。）を受けようとするときは、預金者は、郵便局の交付する用紙により拂もどし金受領証を作り、且つ、記名調印し、通帳を添えて前項の郵便局に提出し、これを請求しなければならない。

第六十六條（局待拂）前條第二項の規定による請求があつたときは、郵便局は、直ちに拂もどし金受領証を貯金原簿所管廳における預入申込書及び貯金原簿に対照し、印影その他に相違がないことを認めた上、拂もどし金受領証の持参人に拂もどし金を交付し、貯金の一部拂もどし金の場合にあつては、通帳に拂もどし金額を記入し、その上部と拂もどし金受領証とに主務者の印章を以て契印した上、通帳は、これをその持参人に返付する。

第六十七條（拂もどし金の拂渡の延期）郵便局は、左の場合においては、通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡を延期する。

一　現金に余裕のないとき。

二　拂もどし証書又は拂もどし請求書が違式であるとき。

三　拂もどし証書及び拂もどし請求書の記載事項が合わないとき。

四　拂もどし請求書が到達していないとき。

五　不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

前項の場合において証書拂による拂渡を延期するときは、郵便局は、当該拂もどし証書の裏面にその事由及び延期すべき日数を記載し、且つ、日附印を以て証印して請求人に返付する。

第六十八條（拂渡の延期解除及び延期期間の延長）郵便局は、拂もどし金の拂渡を延期した場合において当該延期の事由が消滅して拂渡に支障がなくなつたとき又はその延期期間の延長を必要とするときは、その旨を請求人に通知する。

第三章　特別郵便貯金

第一節　すえ置郵便貯金

第六十九條（新規預入）あらたにすえ置郵便貯金の預入をしようとする者は、貯金預入申込書にすえ置期間を記載しなければならない。

第七十條（すえ置郵便貯金の通帳）すえ置郵便貯金の通帳は、様式第一号により郵便局がその表紙にすえ置郵便貯金の表示をし、且つ、すえ置期間及び拂もどし開始期日を記入してこれを発行する。

前項の通帳に記入された貯金は、そのすえ置期間中総べてすえ置郵便貯金とみなす。

すえ置期間が満了したときは、第一項の表示及び記載事項は、郵便局が、これを消す。

第七十一條（すえ置期間の延長）預金者は、そのすえ置期間を延長しようとするときは、通帳の記号番号、現すえ置期間及び拂もどし開始期日並びに延長期間を記載し、且つ、記名調印したすえ置期間延長請求書を作り、これに通帳を添えて郵便局に提出しなければならない。但し、当該延長の期間には、一年未満の端数を附けてはならない。又、その請求の日の翌日から当該延長の期間の末日迄の期間は、十年を超えてはならない。

第七十二條（通常郵便貯金の変更）通常郵便貯金の預金者は、その貯金をすえ置郵便貯金に変更しようとするときは、通帳の記号番号及びすえ置期間を記載し、且つ、記名調印した貯金種類変更請求書を作り、これに通帳を添えて郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、通帳の表紙にすえ置郵便貯金の表示をし、且つ、すえ置期間及び拂もどし開始期日を記入してこれを請求人に返付する。

第七十三條（すえ置期間内における貯金の拂もどし及び保管証券の返付）

預金者は、すえ置期間内における貯金の拂もどし又は保管証券の返付の申請をしようとするときは、通帳の記号番号、拂もどし金額又は返付を受けようとする保管証券の種類記号番号、券面金額及び枚数、申請事由、拂もどし金の拂渡又は保管証券の返付を受けようとする郵便局名並びに住所氏名を記載し、且つ、記名調印したすえ置期間内貯金拂もどし又は証券返付申請書を作り、これを郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による申請があつた場合において当該郵便局の長がその必要があると認めたときは、郵便局は、当該申請書に認可の旨を表示してこれを預金者に交付する。

前項の規定による認可があつたときは、預金者は、当該認可書を同項の郵便局に提出して貯金の拂もどし又は保管証券の返付を請求することができる。

すえ置郵便貯金のすえ置期間内における拂もどしの場合には、第五十一條乃至第六十八條の規定を準用する。

第七十四條（貯金の組入）逓信官署は、二冊以上のすえ置郵便貯金通帳又は他に通常郵便貯金の通帳を持つているすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一　通常郵便貯金をすえ置郵便貯金に組み入れること。

二　すえ置期間の満了日の近いすえ置郵便貯金をその満了日の遠いすえ置郵便貯金に組み入れること。

前項の規定による取扱を受けようとするときは、預金者は、関係通帳を郵便局に提出して貯金の轉記を請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、轉記の手続をした上、通帳は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを請求人に返付する。

第七十五條（準用規定）すえ置郵便貯金には、第三十八條乃至第四十條、第四十二條及び第四十七條乃至第五十條の規定を準用する。この場合において第三十八條及び第四十條中「現金」とあるのは、「現金又は小切手」と読み替え、又、第四十七條中「仮預り証」とあるのは、「通帳」と読み替えるものとする。

第二節　積立郵便貯金

第七十六條（新規預入の申込）あらたに積立郵便貯金の預入をしようとする者は、郵便局の交付する用紙により積立郵便貯金預入申込書を作り、その印鑑欄に印章を押し、これに現金を添えて郵便局に提出し、又は郵便局の派遣員に交付しなければならない。

第七十七條（通帳の返付）前條の規定による申込があつたときは、郵便局又はその派遣員は、預入金の受領証を預金者に交付し、後に、貯金原簿所管廳は、積立郵便貯金通帳を作り、第一回預入金、預入年月日及び拂もどし開始期日を記載し、且つ、主務者の印章を以て証印した上、預金者の住所を郵便集配区域とする郵便局（以下集金受持局という。）を経て書留郵便により、これを預金者に送付する。

第七十八條（第二回目以後の預入）預金者は、第二回目以後の積立郵便貯金の預入をしようとするときは、集金受持局の派遣員に、通帳及び現金を提出してこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局の派遣員は、通帳に預入年月日及び預入金額を記入し、且つ、証印してこれを預金者に返付する。

第七十九條（窓口預入）預金者は、積立郵便貯金の第二回目以後の預入を郵便局の派遣員についてすることができない場合において通帳及び現金を集金受持局に提出して預入を請求したときは、郵便局の派遣員に対してこれを請求したものとみなす。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、通帳に預入年月日及び預入金額を記入し、且つ、証印してこれを預金者に返付する。

第八十條（預入金額の変更）預金者は、あらたに預入を申し込んだ月又はその應当月から一箇年内に一回を限り、積立郵便貯金の一回の預入

金額を変更することができる。

預金者は、前項の規定による変更をしようとするときは、集金受持局又はその派遣員に通帳を提出してこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、通帳に変更の旨を表示し、且つ、主務者の印章を以て証印してこれを預金者に返付する。

第八十一條（預入金の合併預入）　法第四十八條の規定により積立郵便貯金の預入金の合併預入の取扱をする場合においては、郵便局又はその派遣員は、通帳に預入年月日、預入金の合計金額及び合併預入の旨を記入し、且つ、証印してこれを預金者に返付する。

第八十二條（集金取扱停止の解除）　郵便局長は、法第四十九條の規定により積立郵便貯金の集金を停止した後において当該預金者が継続して預入する見込があると認めたときは、集金の停止を解除する。

第八十三條（すえ置期間内における貯金の拂もどし）　積立郵便貯金のすえ置期間内における貯金の拂もどしの場合には、第七十三條の規定を準用する。この場合において同條中「第五十一條乃至第六十四條、第六十七條及び第六十八條」とあるのは、「第五十一條乃至第六十四條、第六十七條及び第六十八條」と読み替えるものとする。

第三節　定額郵便貯金

第八十四條（預入）　定額郵便貯金の預入をしようとする者は、郵便局の交付する用紙により定額郵便貯金預入申込書を作り、その印鑑欄に印章を押し、これに現金又は小切手を添えて郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による申込があつたときは、郵便局は、預金者名義の定額郵便貯金証書を作り、預入金額及び預入年月日を記載してこれを預金者に交付する。

第八十五條（即時拂の請求）　預金者は、拂もどし金の即時拂を受けようとするときは、貯金証書の受領証欄に元利合計金額（第九十二條の規定による割増金附定額郵便貯金のすえ置期間内の拂もどしの場合には、貯金額からその千分の五に相当する金額に拂渡の月からすえ置期間満了の月までの月数を乗じた金額を控除した金額）及び住所を記載し、且つ、記名調印し、貯金証書を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

預金者は、現在高の確認を受けていない定額郵便貯金について、拂もどしを受けようとする郵便局以外の郵便局で預入した金額五百円を超えるものの拂もどしを受けようとするときは、即時拂を請求することができない。但し、預金者が正当本人であることを証明した場合において、当該郵便局の長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

第八十六條（即時拂）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局は、貯金証書の受領証欄に押された印影とその印鑑欄に押された印鑑とを対照し、相違がないことを認めた上、貯金証書の持参人に拂もどし金を交付する。

第八十七條（拂もどし証書による拂渡）　第八十五條第二項本文に規定する定額郵便貯金の拂もどしについては、第九十條に規定する場合の外貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにその拂もどし金を拂い渡す。

第八十八條（拂もどし証書の発行の請求）　前條に規定する拂もどし証書の発行を受けようとするときは、預金者は、郵便局の交付する用紙により貯金拂もどし請求書を作り、且つ、記名調印し、これに貯金証書を添えて郵便局に提出しなければならない。

前項の場合には、第五十五條第二項の規定を準用する。

第八十九條（証書拂）　定額郵便貯金の証書拂の場合には、第五十六條乃至第六十四條の規定を準用する。この場合において、第五十七條中「第五十五條第一項」とあるのは、「第八十八條第一項」と読み替えるものとする。

第九十條（特別の郵便局における貯金の拂もどし）　第八十五條第二項本文に規定する定額郵便貯金の拂もどしについては、別に告示する郵便局は、預金者の請求に因り、当該貯金原簿等を調査した上、その拂もどし金を即時に拂い渡す。

前項の規定による拂もどし金の拂渡（以下定額郵便貯金の局待拂という。）を受けようとするときは、預金者は、預金証書の受領証欄に元利合計金額及び住所を記載し、且つ、記名調印し、貯金証書を郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

第九十一條（定額郵便貯金の局待拂）　定額郵便貯金の局待拂の場合には、第六十六條の規定を準用する。

第九十二條（すえ置期間内における貯金の拂もどし）　定額郵便貯金のすえ置期間内における拂もどしの場合には、第七十三條第一項乃至第三項の規定を準用する。但し、割増金附定額郵便貯金のすえ置期間内における拂もどしの取扱は、取扱郵便局を指定し、且つ、期間を定めてこれをする。

前項但書の取扱郵便局及び期間は、地方郵政局長が、これを定めて公示する。

第九十三條（割増金附定額郵便貯金の取扱の告示）　割増金附定額郵便貯金の取扱をするときは、その名称、一口の預入金額、取扱総額、すえ置期間、預入取扱期間、くじびきの期日並びに割増金品の種類、支拂開始期日及び支拂方法を告示する。

第九十四條（くじびき）　割増金附定額郵便貯金のくじびきは、一回限りとする。

第九十五條（くじに当つた番号の公示）　くじに当つた割増金附定額郵便貯金のくじびき票の番号及び割増金の種類は、官報で、これを公示する。

第九十六條（割増金品の支拂）　割増金附定額郵便貯金の預金者は、割増金品の支拂を受けようとするときは、くじびき票の割増金品受領証欄に金額品名及び住所を記載し、且つ、記名調印し、くじびき票を貯金証書と共に郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、くじびき票の割増金品受領証欄に押された印影と貯金証書の印鑑欄に押された印鑑とを対照し、相違がないことを認めた上、請求人に割増金品を交付し、且つ、貯金証書を返付する。

第九十七條（準用規定）　定額郵便貯金には、第四十二條、第四十七條乃至第四十九條、第六十七條及び第六十八條の規定を準用する。この場合において、第四十七條中「仮預り証」とあるのは、「貯金証書」と読み替えるものとする。

第四節　特別すえ置郵便貯金

第九十八條（郵便貯金切手）　郵便貯金切手の様式は、様式第九号のとおりとする。

第九十九條（郵便貯金切手の発行の告示）　郵便貯金切手を発行するときは、その名称、券面金額、発行総額、賣出期間、くじびきの期日並びに割増金品の種類、支拂開始期日及び支拂方法を告示する。

第百條（くじびき）　郵便貯金切手のくじびきは、一回限りとする。

第百一條（くじに当つた番号の公示）　くじに当つた郵便貯金切手の番号及び割増金品の種類は、官報で、これを公示する。

第百二條（割増金品の支拂）　郵便貯金切手の所有者は、割増金品の支拂を受けようとするときは、くじびき票の割増金品受領証欄に金額品名及び住所を記載し、且つ、記名調印し、預入票接続のまま郵便局に提出してこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、郵便局は、くじびき票を切り取り、請求人に割増金品を交付し、且つ、預入票を返付する。

第百三條（特別すえ置郵便貯金の預入）　特別すえ置郵便貯金の預入をしようとする者は、郵便局の交付する用紙により特別すえ置郵便貯金預入申込書を作り、その印鑑欄に印章を押し、これにくじびきの終つた

郵便貯金切手（割増金品支拂濟のものは預入票）を添えて郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による申込があつたときは、郵便局は、預金者名義の特別すえ置郵便貯金証書を作り、預入金額及び預入年月日を記載してこれを預金者に交付する。

第五節　すえ置期間経過後の特別郵便貯金

第百四條（通帳の引換交付）　特別郵便貯金が通常郵便貯金となつた場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の預金者は、特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳の交付を受けようとするときは、当該通帳又は貯金証書に通常郵便貯金の預入申込書を添えて郵便局に提出し、これを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金の通帳を発行し、通帳は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを請求人に交付する。

第百五條（貯金の轉記）　預金者は、特別郵便貯金が通常郵便貯金となつた場合において、その貯金の全部拂もどしをせず、且つ、通常郵便貯金の通帳を持つているときは、特別郵便貯金の通帳又は貯金証書にその通常郵便貯金の通帳を添えて郵便局に提出し、通常郵便貯金の通帳に特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の轉記を請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、貯金原簿所管廳は、轉記の手続をした上、通常郵便貯金の通帳は、郵便局を経て通帳等受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを請求人に返付する。

第百六條（拂もどし制限）　積立郵便貯金が通常郵便貯金となつた場合におけるその貯金の全部拂もどしで第百四條の規定による通帳の交付又は前條の規定による貯金の轉記前のものについては、局符拂の取扱をしない。

第百七條（準用規定）　定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金が通常郵便貯金となつた場合におけるその貯金の全部拂もどしで第百四條の規定による通帳の交付又は第百五條の規定による貯金の轉記前のものについては、第八十五條乃至第九十一條の規定を準用する。

第四章　團体取扱

第百八條（團体取扱の請求）　法第八條の規定による郵便貯金の團体取扱を受けようとするときは、團体の代表者の名義でする貯金（以下代表者名義團体取扱貯金という。）にあつてはその代表者、又、各別の名義でする貯金（以下各別名義團体取扱貯金という。）にあつてはその取まとめ人は、左に掲げる事項を記載し、且つ、記名調印した團体取扱請求書を、当該貯金の預入をしようとする郵便局（以下團体取扱局という。）に提出しなければならない。

一　團体の名称及び所在地

二　代表者又は取まとめ人の氏名

三　預金者数

四　貯金の種類

五　代表者名義團体取扱貯金又は各別名義團体取扱貯金の区別

代表者名義團体取扱貯金の代表者は、團体取扱局の長の適当と認める様式により各預金者別の貯蓄台帳を作らなければならない。

第百九條（代表者名義團体取扱貯金）　逓信官署は、代表者名義團体取扱貯金の代表者の請求に因り、当該貯金について各預金者別の利子を計算する。

前項の規定による利子の計算を受けようとするときは、当該代表者は、貯蓄台帳の團体取扱局に提出してこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、團体取扱局は、貯蓄台帳の受領証を代表者に交付し、後に、貯金原簿所管廳は、当該貯蓄台帳の各預金者別の利子を記入し、團体取扱局を経て当該受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを代表者に返付する。

第百十條（各別名義團体取扱貯金の新規預入）　あらたに各別名義團体取扱貯金の預入をしようとするときは、当該團体の取まとめ人は、郵便局の交付する用紙により團体取扱預入申込書及び預入内訳書を作り、これに現金又は小切手を添えて團体取扱局に提出しなければならない。

前項の規定による預入の申込があつたときは、團体取扱局は、預入金の受領証を取まとめ人に交付し、後に、貯金原簿所管廳は、各預金者別の團体取扱郵便貯金通帳を作り、預入金額を記入し、且つ、証印した上、團体取扱局を経て当該受領証と引き換えに又は書留郵便により、これを取まとめ人に交付する。

第百十一條（各別名義團体取扱貯金の再度以後の預入）　各別名義團体取扱貯金の取まとめ人は、当該貯金の再度以後の預入をしようとするときは、通帳及び預入内訳書に現金又は小切手を添えて團体取扱局に提出し、これを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、團体取扱局は、通帳に預入金額を記入し、且つ、主務者の印章を以て証印してこれを取まとめ人に返付する。

第百十二條（各別名義團体取扱貯金の拂もどし）　各別名義團体取扱貯金の拂もどしは、團体取扱局にこれを請求しなければならない。

第百十三條（取扱の制限）　各別名義團体取扱貯金においては、局符拂並びに証券の購入及び保管の取扱をしない。

第百十四條（取まとめ人及び團体の異動）　各別名義團体取扱貯金の取まとめ人は、氏名を改め、又は印章を変更したときは、氏名変更又は改印届書を團体取扱局に提出しなければならない。

各別名義團体取扱貯金の取まとめ人に異動があつたときは、当該新取まとめ人は、新旧取まとめ人が共に記名調印した取まとめ人異動届書を團体取扱局に提出しなければならない。

第百十五條（預金者の脫退及び團体取扱の廢止）　各別名義團体取扱貯金の預金者がその團体を脫退したときは、当該團体の取まとめ人は、脫

退届書に当該預金者の貯金の全部拂もどしの請求書を添えてこれを團体取扱局に提出しなければならない。当該團体取扱の廢止を請求する場合も同様とする。

第百十六條（用紙の私製）　各別名義團体取扱貯金の通帳又は預入内訳書の用紙は、当該團体取扱局の長の承認を受けてこれを私製することができる。

第百十七條（その他の取扱）　團体取扱の郵便貯金には、この章に定のある場合を除いては、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金に関する規定を適用する。

第五章　保管証券

第一節　通則

第百十八條（料金）　保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十錢にその券面金額の百分の一に相当する金額を加えた金額とする。

第百十九條（料金の徵收）　保管証券の購入の料金は、購入代金を預金者の貯金から拂い出す際、当該貯金から控除してこれを徵收する。

法第六十七條第二項の料金は、保管証券の利子を預金者の貯金に組み入れる際、当該利子から控除してこれを徵收する。

保管証券の賣却の料金は、賣却代金に対する拂もどし証書を発行する際又は賣却代金を預金者の貯金に組み入れる際、当該代金から控除してこれを徵收する。

第百二十條（利札の継足及び新証券の交付）　保管証券の利札が盡きた場合においては、証券原簿所管廳は、当該証券に関する規定による利札の継足をし、又は新証券の交付を受けてこれを保管する。

第百二十一條（現在高の通知）　証券原簿所管廳は、預金者の請求に因り、保管証券の現在高を預金者に通知する。

前項の通知を受けようとするときは、預金者は、住所氏名その他必要な事項を記載し、且つ、記名調印した証券現在高通知請求書を郵便

局に提出しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、証券原簿所管廳は、証券係管原簿につき証券の現在高を調査してこれを預金者に通知する。

第百二十二條(免稅証明書)　所得稅を課せられない預金者で法第九條又は法第十一條第三項の規定による取扱を受けるものは、所得稅を課せられないことを証明すべき書類を郵便局に提出しなければならない。

第百二十三條(郵便局の指定)　預金者は、証券の購入の取扱を受けようとするときは、通帳に購入代金に対する貯金の拂出金額の記入を受けようとする郵便局(以下購入代金記入局という。)を指定しなければならない。

預金者は、証券の賣却の取扱を受けようとするときは、通常郵便貯金の預金者にあつては賣却代金の拂渡を受けようとする郵便局(以下賣却代金拂渡局という。)又、すえ置郵便貯金の預金者にあつては通帳に賣却代金に対する貯金の受入金額の記入を受けようとする郵便局(以下賣却代金記入局という。)を指定しなければならない。

預金者は、保管証券の返付を受けようとするときは、証券の返付を受けようとする郵便局(以下証券返付局という。)を指定しなければならない。

購入代金記入局、賣却代金拂渡局、賣却代金記入局又は証券返付局を變更する場合には、第六十四條の規定を準用する。

第百二十四條(通帳の提示)　預金者は、証券の購入、保管、返付又は賣却の取扱を受けようとするときは、通帳を郵便局に提示しなければならない。

第二節　証券の購入及び保管

第百二十五條(証券の購入)　預金者は、証券の購入の取扱を受けようとするときは、郵便局の交付する用紙により証券購入請求書を作り、且つ、記名調印してこれを郵便局に提出しなければならない。この場合において、賣出中の証券を購入しようとするものであるときは、その旨を証券購入請求書の余白に附記しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、証券原簿所管廳は、証券を購入保管した上、その旨を預金者に通知する。

証券原簿所管廳は、預金者の指定した証券を購入することができなかつたときは、その旨を預金者に通知する。

第百二十六條(購入代金の記入及び証券保管証の交付)　前條第二項の規定による通知があつたときは、預金者は、通帳を購入代金記入局に提出しなければならない。

前項の規定による通帳の提出があつたときは、郵便局は、通帳に購入代金に購入の料金を加えた拂出の金額を記入して預金者に、これを返付し、且つ、証券保管証を交付する。

第百二十七條(証券の保管の請求)　預金者は、その所有する証券の保管の取扱を受けようとするときは、郵便局の交付する用紙により証券保管請求書を作り、且つ、記名調印し、これに料金相当の郵便切手をはつて証券と共に郵便局に提出しなければならない。

預金者は、郵便局において募集の取扱をする國債の應募申込をし、應募金額の拂込を完了した場合において、証券の交付を受ける前に、あらかじめ当該証券の保管を請求しようとするときは、郵便局の交付する用紙により証券保管請求書を作り、且つ記名調印し、これに料金相当の郵便切手をはつて、当該拂込金受領証とともに、應募申込をした郵便局に提出しなければならない。

第百二十八條(証券保管証の交付)　前條第一條の規定による請求があつたときは、郵便局は、証券の受領証を預金者に交付し、後に、証券原簿所管廳は、証券保管証を発行してこれを預金者に送付する。

前條第二項の規定による請求の場合には、前項本文の規定を準用する。

第百二十九條(償還金の貯金組入)　証券原簿所管廳は、保管証券の償還金を貯金に組み入れたときは、その旨を預金者に通知する。

預金者は、前項の通知があつたときは、通帳及び当該証券保管証を郵便局に提出しなければならない。

前項の規定による通帳及び証券保管証の提出があつたときは、郵便局は、通帳に償還受入の記入をしてこれを預金者に返付する。この場合において、提出に係る証券保管廳に記載された証券の一部が償還されたものであるときは、郵便局は、その証券保管証の受領証を預金者に交付し、後に証券原簿所管廳は、残りの証券に対する証券保管証を発行してこれを預金者に送付する。

第三節　保管証券の返付及び賣却

第百三十條(保管証券の返付の請求)　預金者は、保管証券の返付を受けようとするときは、郵便局の交付する用紙により証券返付請求書を作り、且つ、記名調印し、これに証券保管証を添えて郵便局に提出しなければならない。

第百三十一條(証券の交付)　前條の規定による請求があつたときは、証券原簿所管廳は、証券及び証券返付請求書を証券返付局に送付した上、その旨を請求人に通知する。この場合において、その請求が証券保管証に記載された証券の一部の返付に係るものであるときは、残りの証券に対する証券保管証を発行して証券及び証券返付請求書と共にこれを証券返付局に送付する。

前項の規定による通知を受けた請求人から申出があつたときは、証券返付局は、当該証券返付請求書に請求人の証券受領の証印を受け、印影その他に相違がないことを認めた上、当該証券を請求人に交付する。この場合において前項後段の規定により送付を受けた証券保管証があるときは、これを当該請求人に交付する。

第百三十二條(保管証券の賣却の請求)　預金者は、保管証券の賣却の取扱を受けようとするときは、郵便局の交付する用紙により証券賣却請求書を作り、且つ、記名調印し、これに証券保管証を添えて郵便局に提出しなければならない。

第百三十三條(通常郵便貯金の保管証券の賣却)　通常郵便貯金の保管証券について前條の規定による請求があつたときは、証券原簿所管廳は、証券を賣却した上、その賣却代金から賣却の料金を控除した金額の拂もどし証書を発行してこれを請求人に送付し、証券賣却請求書は、これを賣却代金拂渡局に送付する。この場合において、その請求が証券保管証に記載された証券の一部の賣却に係るものであるときは、残りの証券に対する証券保管証を発行してこれを賣却代金拂渡局に送付する。

前項の規定による拂もどし証書の送付を受けたときは、当該請求人は、その証書に賣却代金受領の証印をした上、これを賣却代金拂渡局に提出しなければならない。

前項の規定による拂もどし証書の提出があつたときは、郵便局は、拂もどし証書を証券賣却請求書に対照し、賣却代金の金額、通帳の記号番号、預金者の氏名及び印影に相違がないことを認めた上、証書の持参人に賣却代金を交付する。この場合において、第一項後段の規定により送付を受けた証券保管証があるときは、これを当該持参人に交付する。

証券の賣却代金に対する拂もどし証書の再交付の場合には、第六十條乃至第六十三條の規定を準用し、又、証券の賣却代金の拂渡の場合には、第六十七條及び第六十八條の規定を準用する。

第百三十四條(すえ置郵便貯金の保管証券の賣却)　すえ置郵便貯金の保管証券について第百三十二條の規定による請求があつたときは、証券原簿所管廳は、証券を賣却した上、その旨を請求人に通知する。この場合において、その請求が証券保管証に記載された証券の一部の賣却に係るものであるときは、残りの証券に対する証券保管証を発行してこれを賣却代金記入局に送付する。

前項の規定による通知があつたときは、当該請求人は、通帳を賣却

代金記入屑に提出しなければならない。

前項の規定による通帳の提出があつたときは、郵便局は、通帳に賣却代金から賣却の料金を控除した受入金額を記入してこれを當該請求人に返付する。この場合において第一項後段の規定により返付を受けた証券保管証があるときは、これを當該請求人に交付する。

附　則

この省令は、昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

左の省令は、これを廢止する。

明治三十八年遞信省令第三十六号郵便貯金規則

昭和十六年遞信省令第八十四号定額郵便貯金規則

昭和十七年遞信省令第七十三号郵便貯金切手規則

昭和十九年運輸通信省令第百二十四号郵便貯金國体特別取扱規則

昭和十九年運輸通信省令第百三十号（代り証券による貯蓄債券及び報國債券の交付及び賣却に関する件）

左に掲げる郵便貯金でこの省令施行の際現に存するものは、この省令施行後でも、なお從前の例による。

規約貯金

月掛貯金

集金貯金

共同貯金

集團貯金

海外貯金

國債郵便貯金

この省令施行前に発行した郵便貯金切手については、この省令施行後でも、なお從前の例による。

この省令施行前に預入した第三項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの省令施行の際現に存するもの及び法施行前に保管した証券でこの省令施行の際現に保管するものについては、この省令を適用する。

この省令施行前に発行した通帳、貯金証書、証券保管証及び拂もどし証書並びにこの省令施行前に調製した通帳、貯金証書、証券保管証及び拂もどし証書の用紙は、この省令施行後でも、なおこれを使用することができる。

この省令施行前に発行した証券保管通帳及び特別証券保管通帳については、なお從前の例による。

左の告示は、この省令に基いてこれを告示したものとみなす。

明治三十八年遞信省告示第二百四十号

昭和二十年遞信院告示第百三十三号

昭和二十一年遞信省告示第六号

様式第一號　郵便貯金通帳（表面）

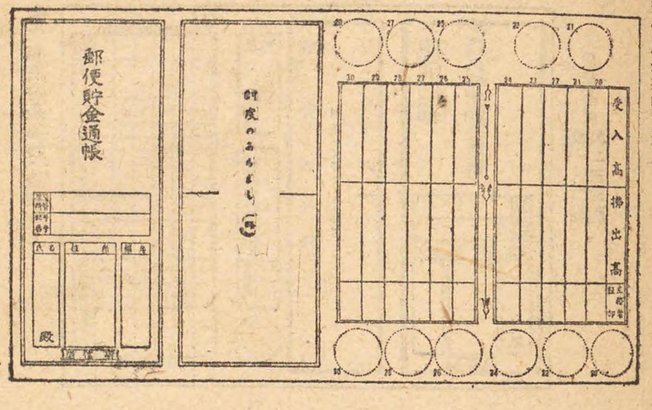

用紙規格　縦一八二粍　横三一二粍

郵便貯金通帳（内面）

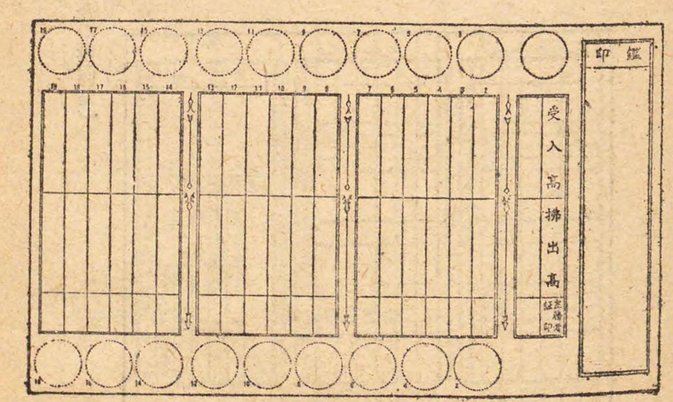

様式第二號　積立郵便貯金通帳（表面）

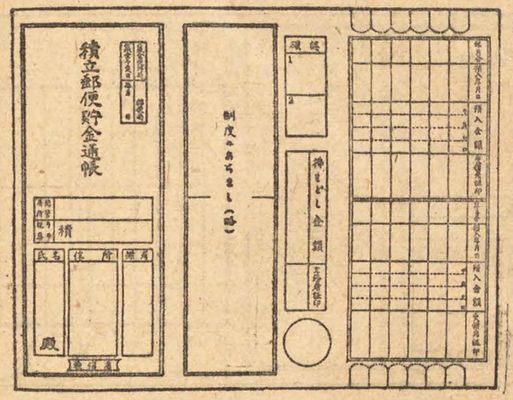

用紙規格　縦一八二粍　横二三四粍

積立郵便貯金通帳（内面）

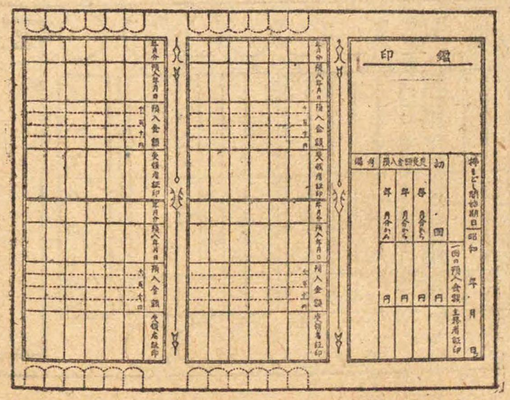

様式第三号　定額郵便貯金証書（表面）

定　号

定額郵便貯金証書

金

すえ置期間　六箇月

すえ置期間満了期日　昭和　年　月　日

貯金期間　十年

貯金期間満了期日　昭和　年　月　日

郵便貯金法による定額郵便貯金の預入の証として、この証書を交付します。

昭和　年　月　日

郵政大臣　㊞

殿

用紙規格　日本標準規格B6

第二十類　通信、交通及電氣　第一編　通信

定額郵便貯金證書（裏面）

制度のあらまし（略）

考備	鑑印	所住	定額郵便貯金元利金受領證	額金	取受人所住	名記印調
				金　圓　錢		
	印附日局入預			印附日局渡拂		

第四一二号

様式第四号　割増金附定額郵便貯金証書（表面）

用紙規格　日本標準規格　A5

割定　　号

殿

割増金附
定割郵便貯金証書

金５００円

すえ置期間　　年

すえ置期間満了期日　　昭和　年　月　日

貯金期間　１０年

貯金期間満了期日　　昭和　年　月　日

郵便貯金法による割増金附定額郵便貯金の預入の証として、この証書を交付します。

昭和　年　月　日

郵政大臣　　印

割増金附
定額郵便貯金くじびき票

第　　回　　○○○の組

○○○○○○

割増金品受領証	拂渡局日附印
金額品名	
受取人住所	
記名調印	

割増金附定額郵便貯金証（裏面）

制度のあらまし（略）

印鑑		備考	
住所			
割増金附定額郵便貯金元利金受領証		拂渡局日附印	
金額	金　円　銭		
受取人住所			
記名調印			

注意文（略）

第四一二号

様式第五號　特別すえ置郵便貯金證書（表面）

特　號

特別すえ置郵便貯金證書

金

すえ置期間　五　年

すえ置期間滿了期日　昭和　年　月　日

郵便貯金法による特別すえ置郵便貯金の預入の證として、この證書を交付します。

昭和　年　月　日

通信大臣　印

殿

用紙規格　日本標準規格A6

特別すえ置郵便貯金證書（裏面）

制度のあらまし（略）

備考	鑑印	所住	額金	取受人所住	名記印調
			特別すえ置郵便貯金元利金受領證		
	印附日局入預		印附日局渡拂		

様式第六號　團體取扱郵便貯金通帳（表面）

團體取扱郵便貯金通帳

記號　團	個人番號	種類
團體番號	氏名	殿

預入年月	預入高 萬	千	百	十	圓	十	錢	主務者證印	備考
越高									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									
年月									

用紙規格　日本標準規格B6

第四一二号

團體取扱郵便貯金通帳（裏面）

拂もどし年月	拂もどし高 萬	千	百	十	圓	十	錢	事務主任者印證	備考
年　月									
年　月									
年　月									
年　月									
年　月									
年　月									
殘　高									

印鑑	備考

遞信省

様式第七号　証券保管証

証券保管証

用紙規格　日本標準規格A7

証券種類	回記号	証券番号	券面金額

上記の証券を保管します。

昭和　年　月　日

貯金通帳番号記号

預金者氏名　殿

郵政大臣　㊞

様式第八號　貯金拂もどし證書（表面）

貯金拂もどし證書

用紙規格　日本標準規格A6

拂渡局名	受取人受領證印

金

右の拂もどし金をこの證書と引き換えに支拂います。

遞信大臣　㊞

發行局日附印

記號　書番　證號

記號　帳番　通號

拂渡局日附印

貯金拂もどし証書（裏面）

注意文（略）

表記の拂もどし金を受け取ることを　　に委任いたします。

樣式第九号　郵便貯金切手（表面）

郵便貯金切手

（くじびき票）

第　回　　○○○の組

○○○○○○

郵便貯金切手

（預入票）

金　圓

昭和　年　月　発行

昭和　年　月まで有效

通信大臣㊞

用紙規格　縱　六〇粍　横　一二八粍

郵便貯金切手（裏面）

注意文（略）

局印 渡附 拂日	証領受品金増割	
	額金	名品
	人取受	所住
	名記	印調

●郵便貯金利率令（昭和十六年十一月十九日勅令第九百九十号）

沿革　昭和一七年三月勅令第二一一號、五月第五二八號、一八年三月第三五〇號、七月第五九三號、一〇月第七六七號、一一月第八五六號、一九年三月第一七九號、六月第四二八號、九月第五七五號、二〇年五月一九日第三〇七號、六月七日第三四五號、六月三〇日第三九五號、二二年九月三日政令第一八七號改正

朕明治三十八年勅令第百六十六号郵便貯金利子割合ノ件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

郵便貯金利率令

第一條　郵便貯金ノ利率ハ年二分七厘六毛トス但シ樺太ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿又ハ朝鮮総督府若ハ台湾総督府所管原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年二分八厘八毛トシ関東局所管原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年三分トシ南洋群島ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年三分一厘二毛トス

第二條　一定ノ期間拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ預入スル郵便貯金ノ利率ハ前條ノ利率ニ其ノ十分ノ一ヲ加ヘタルモノトス

第三條　一定ノ期間拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ一定ノ金額ヲ預入スル郵便貯金ノ利率ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ左表ニ依ル

区別	通信省所管原簿（樺太又ハ南洋群島ヲ表示ス）
預入ノ日ヨリ起算シ五年以上経過シ拂戻ヲ爲ストキ	
預入ノ日ヨリ起算シ四年以上五年未満ノ期間内ニ拂戻ヲ爲ストキ	
預入ノ日ヨリ起算シ三年以上四年未満ノ期間内ニ拂戻ヲ爲ストキ	
預入ノ日ヨリ起算シ二年以上三年未満ノ期間内ニ拂戻ヲ爲ストキ	
預入ノ日ヨリ起算シ二年未満ノ期間内ニ拂戻ヲ爲ストキ	

ル記号ヲ附シタルモノヲ除ク）ニ登記シタルモノ	年三分五厘
年三分三厘五毛	年三分二厘
年三分一厘	年三分
樺太ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿又ハ朝鮮総督府若ハ台湾総督府所管原簿ニ登記シタルモノ	年三分五厘
年三分三厘五毛	年三分二厘
年三分一厘	年三分
南洋群島ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿ニ登記シタルモノ	年三分六厘
年三分四厘五毛	年三分三厘
年三分二厘	年三分一厘
関東局所管原簿ニ登記シタルモノ	年三分六厘
年三分五厘	年三分四厘
年三分三厘	年三分二厘
年三分一厘	年三分
年三分六厘	年三分五厘
年三分四厘	年三分三厘
年三分二厘	年三分一厘
年三分	年三分

第四條　一定ノ期間拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ集金ニ應ジ預入スル郵便貯金ノ利率ハ前三條ノ規定ニ拘ラズ年三分一厘二毛トス但シ樺太ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年三分三厘トシ朝鮮総督又ハ台湾総督府所管原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年三分一厘二毛トシ関東局所管原簿又ハ南洋群島ヲ表示スル記号ヲ附シタル原簿ニ登記シタル郵便貯金ノ利率ハ年三分三厘六毛トス

第四條ノ二　逓信大臣、朝鮮総督又ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ國債証券ヲ以テ拂戻ヲ爲ス條件ヲ以テ預入スル郵便貯金ノ利率ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ年三分三厘六毛トス

第四條ノ三　郵便貯金切手ヲ以テ預入スル郵便貯金ニハ第一條ノ規定ニ拘ラズ預入ノ日ヨリ起算シ五年間利子ヲ付セズ

第五條　現在高一万円ヲ超ユル郵便貯金ニ付テハ其ノ超過額ニ対シ主務官廳ハ命令ヲ以テ第一條乃至第四條ノ利率ヲ低減スルコトヲ得

第六條　振替計算ノ爲ニスル郵便貯金ノ利率ハ第一條及前條ノ規定ニ拘ラズ年二分二厘八毛トス但シ南洋廳所管ノ口座ニ登記シタル振替計算ノ爲ニスル郵便貯金ノ利率ハ年二分四厘トス

第七條　振替計算ノ爲ニスル郵便貯金ニシテ現在高十万円ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ超過額ニ対シ主務官廳ハ命令ヲ以テ前條ノ利率ヲ低減シ又ハ之ニ利子ヲ付セザルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル郵便貯金ニシテ運輸通信大臣ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ集金ニ應ジ預入スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十九年勅令第百七十九号）

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル郵便貯金ニシテ一定ノ期間拂戻ヲ爲サズ且分割拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ一定ノ金額ヲ預入スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和二十二年政令第百八十七号）

この政令は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

昭和二十二年七月三十一日以前に、一定の期間拂戻をせず、且つ分割拂戻をしない條件で一定の金額を預け入れた郵便貯金については、なお從前の例による。

㊟郵便官署ニ於テ郵便貯金預ケ人ノ請求ニ依リ國債証券又ハ貯蓄債券等ヲ購入又ハ保管スル場合ノ料金ニ関スル件

（昭和十五年六月二十九日）
（逓信省令第四十一号）

沿革　昭和十六年四月逓信省令第四〇号、一八年八月第一一五号、二一年九月一六日第二三号改正

郵便官署ニ於テ郵便貯金預ケ人ノ請求ニ依リ郵便局賣出ノ表示アル國債証券、大東亜戰争特別國庫債券、大東亜戰争割引國庫債券、三分半利特別國庫債券若ハ特別割引國庫債券又ハ臨時資金調整法ニ依リ発行セラレタル貯蓄債券若ハ報國債券ヲ購入又ハ保管スル場合ハ当分ノ内其ノ料金ヲ徴收セズ特別賜金ノ表示アル國債証券ヲ保管スル場合亦同ジ

附　則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年五月逓信省令第四十六号ハ之ヲ廃止ス

●郵便貯金預ケ入四分利公債應募特別取扱規則

（明治四十三年三月二十三日逓信省令第七号）

沿革　大正九年一〇月逓信省令第一〇二号、一一年三月第二六号改正

郵便貯金預ケ入四分利公債應募特別取扱規則左ノ通定ム

郵便貯金預ケ入四分利公債應募特別取扱規則

第一條　郵便貯金預ケ入郵便官署ニ保管ヲ託シタル五分利付國債証券ヲ以テ四分利公債ノ應募拂込ノ現金ニ代用セムトスルトキハ本規則ノ定ムル所ニ從ヒ特別取扱ヲ郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ國債証券ノ代用價額カ拂込ムヘキ金額ニ滿タサルモノハ此ノ限ニ在ラス

清國及交通不便ノ島嶼ニ在ル郵便官署ニ在リテハ本規則ニ依ル特別取扱ヲ爲サス

第二條　郵便貯金預ケ入ノ請求ニ依リ引換ヲ爲シタル四分利公債証書ハ郵便貯金規則ノ定ムル所ニ從ヒ當該貯金預ケ入ノ爲ニ郵便官署ニ於テ之ヲ保管ス

第三條　郵便貯金預ケ入ニシテ其ノ保管ヲ託シタル國債証券ヲ以テ四分利公債ノ應募拂込金ニ代用セムトスルトキハ代用証券ノ種類記号番号、額面金高、枚數、代用價額、貯金通帳ノ記号番号、証券保管通帳ノ記号番号並拂込ヲ要スル金額及四分利公債ノ額面高等ヲ記載シタル特別取扱請求書ニ國債募集ノ規程ニ於ケル日本銀行宛國債應募申込書ヲ添ヘ最寄郵便局ヲ經由シテ之ヲ貯金局ニ提出スヘシ

貯金局ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ應募申込書ヲ日本銀行ニ送付ス

第四條　日本銀行ニ於テ前條特別取扱ノ請求ニ係ル應募ノ申込ニ對シ募入ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨及四分利公債ノ額面高、額面金額種類、枚數、記号及番号等ヲ貯金局ニ通知スヘシ

應募申込高ノ一部カ割當募入ト爲リタル爲代用証券ヲ減少スヘキ場合ハ日本銀行ニ於テ適宜代用拂込ニ充當スヘキ証券ヲ指定ス但シ額面金額種類ノ都合ニ依リ代用証券ノ分割ヲ要スルトキハ便宜分割ノ手續ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ代用証券ノ代用價格カ拂込ムヘキ金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ郵便貯金ニ振替計理シ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知スヘシ

第五條　削除

第六條　貯金局ニ於テ日本銀行ヨリ第四條ノ通知ヲ受ケタルトキハ保管証券引換濟ノ旨ヲ請求人ニ通知ス

請求人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ証券保管通帳ヲ指定郵便局ヘ差出シ通帳ニ原証券拂出及新証券受入ノ記入ヲ受クヘシ

第七條　貯金局ニ於テ日本銀行ヨリ第四條第三項ニ依リ超過額振替計理ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ當該請求人ノ郵便貯金ニ組入ルヘシ

前項組入金ニ對シテハ証券償還金ニ關スル規定ヲ準用ス

第八條　第三條ニ依ル特別取扱ノ請求ハ之ヲ國債募集ノ規程ニ於ケル國債証券ノ預託ト看做ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●郵便貯金切手ノ發行ニ依リ受入レタル現金ヲ大藏省預金部ニ預入ルルノ件

（昭和十七年五月二十三日勅令第五百二十七号）

脫郵便貯金切手ノ發行ニ依リ受入レタル現金ヲ大藏省預金部ニ預入ルルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

郵便貯金切手ノ發行ニ依リ受入レタル現金ハ之ヲ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利子ヲ以テ郵便貯金切手ノ割增金ノ支拂ニ充ツヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　郵便振替貯金

●郵便振替貯金法

（昭和二十三年六月二十六日法律第六十号）

沿革　昭和二三年七月六日第一〇四号、二四年四月二八日第三六号、五月二〇日第九二号、五月三一日第一六一号改正

郵便振替貯金法をここに公布する。

郵便振替貯金法目次

第一章　總則
第二章　加入
第三章　拂込、振替及び拂出
第一節　通則
第二節　拂込
第三節　振替
第四節　拂出
第五節　特殊受拂
第四章　脫退及び除名
第五章　特殊郵便振替貯金
第一節　公金に關する郵便振替貯金
第二節　債券に關する郵便振替貯金
第三節　在外加入者の郵便振替貯金
附　則

郵便振替貯金法

第一章　總則

第一條（この法律の目的）　この法律は、郵便振替貯金を簡易で確実な送金及び債権債務の決濟の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な經濟活動に資することを目的とする。

第二條（郵便振替貯金の國営）　郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條　削除

第五條（印紙税の免除）　郵便振替貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便振替貯金に關する條約）　郵便振替貯金に關し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

外國郵便振替貯金に關する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲内において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

第七條（業務の態様）　郵便振替貯金においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一　加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること

と。

二　加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をすること。

三　加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に拂出金を拂い渡すこと。

第八條（口座の名称）　口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名称。以下本條において同じ。）を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、口座を保管する地方貯金局（以下口座所管廳という。）の承認を受けなければ、これを口座の名称として使用することができない。

前項の名称は、当該口座につき一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として二十円を納付しなければならない。

第九條（印章）　加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に関する手続をする場合には、口座所管廳に届け出た印章を押さなければならない。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるときは、参加署名人も、口座所管廳に届け出た印章をともに押さなければならない。

第二項の印章は、各〻当該口座につき一に限る。

第十條（代理署名人）　加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

理署名人は、一人に限る。

第十一條（参加署名人）　参加署名人は、一人に限る。

第十二條（法人でない團体の代表者）　法人でない團体の郵便振替貯金においては、その團体の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替貯金に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條（郵便振替貯金に関する加入者の権利の譲渡）　郵便振替貯金に関する加入者の権利は、郵政大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に関し郵政省に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管廳において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴收する。

第十四條（証明）　郵政省は、加入者、代理署名人、参加署名人、拂出金若しくは貯金残額の受取人又は拂込金の還付を受けるべき者の真僞を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條（正当の振替等）　この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、貯金を振り替え、貯金を拂い出し、拂出金若しくは貯金残額を拂い渡し、又は拂込金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條（免責）　郵政省は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遲延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一　拂込、振替又は拂出に関する書類の送達が遲延したとき

二　拂込、振替又は拂出に関する書類が不完全であつたとき

三　拂出金、貯金残額又は拂込金を拂い渡し、又は還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力に因つて拂い渡し、又は還付することができなかつたとき

第十七條（利子）　郵便振替貯金には、月の初日から末日までの各日の口座の現在高（一日のうち二以上の現在高のあるときは、その最後の現在高。以下本條において同じ。）のうち最低のものの円位以上の額につき、年二分二厘八毛の利率により利子を附ける。但し、口座の現在高のない日のある月及び口座の現在高が十万円を超える場合におけるその超過額については、利子を附けない。

前項の規定により附けた利子は、毎年三月末日を以てこれを口座の現在高に組み入れる。但し、第五十五條又は第五十六條第二項の規定により口座を閉鎖する場合には、その際これを口座の現在高に組み入れる。

第十八條（拂込、振替及び拂出の料金）　拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一　拂込

通常拂込

拂込金額五百円以下の場合	十円
同　五百円を超える場合	二十円

電信拂込

拂込金額五百円以下の場合	七十円
同　千円以下の場合	九十円
同　五千円以下の場合	百二十円
同　一万円以下の場合	百五十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える一万円又はその端数ごとに七十円を百五十円に加えた額

二　振替

通常振替	
電信振替	四円

三　拂出

通常現金拂

拂出金額百円以下の場合	十円
同　五百円以下の場合	十五円
同　千円以下の場合	二十円
同　五千円以下の場合	二十五円
同　一万円以下の場合	三十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を三十円に加えた額

小切手拂

拂出金額五百円以下の場合	十円
同　一万円以下の場合	二十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額

電信現金拂

拂出金額五百円以下の場合	七十円
同　千円以下の場合	九十円
同　五千円以下の場合	百二十円
同　一万円以下の場合	百五十円

電信拂込、電信振替又は電信現金拂に関する通知を至急電報でする

同一口座所管廳に属する口座間の振替の場合	七十円
異なる口座所管廳に属する口座間の振替の場合	百円

場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金は、前項に規定する料金の倍額とする。

小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金に、第一項に規定する料金の額（至急電報でする場合には同項に規定する料金の倍額）と電信に関する料金を基準として省令の定める金額との合計額とする。

第十九條（拂込及び拂出の料金の免除及び低減）加入者が自己の口座に拂込をし、自己を受取人に指定して通常現金拂の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手拂の請求をする場合には、前條の料金を免除する。但し、自己の口座に電信拂込をする場合には、七十円を、自己指図で振り出した小切手による小切手拂に関する照会を電信でする場合には、前條第三項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額をその加入者から徴収する。

前項の場合において、当該加入者が拂出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前條に規定する拂出の料金をその加入者から徴収する。

手形交換所の所在地に在る口座所管廳に属する口座を有する加入者が、銀行を受取人に指定して振り出した小切手で、当該手形交換所において交換決済されるものによる拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、八円とする。

加入者たる銀行が郵政大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に拂出金を預入するため省令の定める簡易な取扱による通常現金拂を請求する場合における拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、通常振替の料金と同額とする。

第二十一條（料金の還付）郵便振替貯金に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一　過納又は誤納の料金

二　電信拂込、電信振替又は電信現金拂の取扱において、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて通常拂込、通常振替又は通常現金拂の取扱をするのと同様の結果を生じた場合における電

信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金と通常拂込、通常振替又は通常現金拂の料金との差額

三　前号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二條（利用の制限及び業務の停止）郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、口座所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三條（非常取扱）郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章　加入

第二十四條（口座の開設）郵政大臣は、郵便振替貯金の加入の申込があつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

前項の申込をした者は、口座の開設があつたときは、その料金として二十円を納付しなければならない。

第二十五條（加入の制限）前條第一項の申込をした者が第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り除名された者であるときは、郵政大臣は、口座を開設しなければならない。

第三章　拂込、振替及び拂出

第一節　通則

第二十六條（拂込、振替及び拂出の種類）この法律に特別の定のあるものの外、拂込は、通常拂込及び電信拂込とし、振替は、通常振替及び電信振替とし、拂出は、通常現金拂、電信現金拂及び小切手拂とする。

第二十七條（拂込、振替及び拂出に使用する書類）拂込は、拂込書を以て、振替の請求は、拂出書を以て、拂出の請求は、拂出書又は小切手を以てこれをしなければならない。

拂込書、拂出書及び小切手には郵政大臣の発行する用紙を使用しなければならない。但し、拂込書の用紙及び省令の定める拂出書の用紙は、省令の定める様式に従い、これを私製することができる。

拂込書の用紙は、これを無償で拂込人に交付する。但し、第二十條第二項に規定する拂込書の用紙は、これを拂込人に交付しない。

第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものは、五十枚つづり一冊につき三十五円で、これを加入者に賣り渡す。

第二十八條（通信文）拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することができる。

電信拂込、電信振替若しくは電信現金拂又は第三十一條第一項の規定による通知を電信でする通常拂込若しくは通常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條（現在高を超える振替等の禁止）加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條（受拂通知）　口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出したときは、口座所管廳において、その受拂高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條（特殊取扱）　郵政省は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に関する書類の送達又は拂込若しくは振替に関する通知を特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二節　拂込

第三十二條（拂込）　拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込にあつては、拂込書を郵便で口座所管廳に送付し、電信拂込にあつては、拂込の事実を電信で口座所管廳に通知する。

第三十三條（小切手を以てする拂込）　小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該小切手を呈示期間（支出官の振り出した小切手については会計法第二十八條第一項に規定する一年の期間）内に呈示した場合において支拂拒絶があつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條（証書を以てする拂込）　第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出証書並びに郵便爲替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該証書による拂出金、貯金残額又は爲替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくなつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十五條（拂込の取消）　拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い郵便又は電信で、その旨を同項の口座所管廳に通知する。

前項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管廳において、拂込金を拂込人の指定する郵便局を経て拂込人に還付する。但し、拂込金を既に口座に受け入れた後であるときは、拂込金を還付することなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、拂込人は、その料金として十円を納付しなければならない。

第三節　振替

第三十六條（振替）　通常振替においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局

おいて、その請求に係る事項を電信で、口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座の属する口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十七條（振替の請求の取消）　振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局の対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座に属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座の属する口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

前二項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けた場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であるときは、口座所管廳において、振替金をその口座にもどし入れる。但し、振替金を既に他の口座に受け入れた後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第四節　拂出

第三十八條（拂出）　通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局（当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局）において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

小切手拂においては、加入者が省令の定めるところにより、郵便局にあてて振り出した小切手の呈示があつた場合において、当該加入者の指定する郵便局又は逓信大臣の指定する郵便局において、小切手金額の支拂に充てる貯金の有無をその小切手を振り出した加入者の口座の属する口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、小切手と引き換えに小切手金額の現金を拂い渡す。

前三項の規定は、拂出金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第三十九條（拂出金額の制限）　通常現金拂又は電信現金拂における拂出の請求の金額は、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の

請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、拂出書一枚につき一万円を超えてはならない。但し、加入者の請求がある場合において、郵政大臣が特に必要と認めて通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

第四十條（拂出金の拂渡の停止）　通常現金拂の拂出金の拂渡の停止の申出は、拂出を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、口座所管廳は、必要な事項を第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その拂出金を拂い渡すべき郵便局に通知する。

前項の場合において、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂い渡さず、既に拂出金を拂い出した後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第二項及び第三項に規定する取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

拂出金の拂渡の停止の解除については、第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

第四十一條（拂出の請求の取消）　通常現金拂の拂出の請求の取消については、前條第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

前項の場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であつて、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂出金を口座にもどし入れ、拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を拂出の請求の取消を申し出た者に通知するに止める。

第四十二條（拂出証書の留置）　拂出証書は、電信現金拂の請求の際加入者が請求したときは、これを当該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十三條（拂出金のもどし入れ）　受取人の所在不明その他の事由に因り拂出金を拂い渡すことができないとき、又は前條の場合において受取人が当該証書の発行の日から七日以内に出頭しないときは、口座所管廳において、その拂出金を口座にもどし入れる。

第四十四條（返れい受拂）　郵政省は、拂出を請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して拂出を請求した場合における拂出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に拂出金を拂い渡し、又はその口座に拂出金をもどし入れる。

第四十五條（拂出金に関する権利の譲渡）　拂出金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

拂出金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該拂出証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て郵政省その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第四十六條（拂渡郵便局の変更）　第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局は、省令の定めるところにより、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、加入者又は受取人は、その料金として十円を納付しなければならない。

第四十七條（便宜拂）　銀行に拂出金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局以外の郵便局において、拂出金を拂い渡すことができる。

前項の規定により拂出金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出を承認した郵便局に限る。

第一項の規定により拂出金を拂い渡した場合において、その拂出金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、郵政省は、その拂い渡した金額を返還させる。

第四十八條（拂出証書の有効期間）　拂出証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

郵政大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

郵便局において拂出金の拂渡を遅延したため経過した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第四十九條（拂出証書の再交付）　郵政省は、左の場合において、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、拂出証書を再交付する。

一　拂出証書が亡失されたとき。

二　拂出証書が汚染され、又は毀損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　拂出証書の有効期間が経過したとき。

加入者又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき十円を納付しなければならない。

第五十條（拂出金等に関する権利の消滅）　拂出証書の有効期間の経過後三年間、拂出証書の再交付又は拂出の請求の取消がないときは、その拂出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節　特殊受拂

第五十一條（保険料及び掛金の拂出）　郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管廳に申し出たときは、口座所管廳において、簡易保険局からの保険料又は掛金の拂込の催告に應じて、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座の貯金から拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、郵政大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とする。

第五十二條（貸付金及び弁済金の受拂）　簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、郵政大臣の定めるところにより、これを簡易生命保険及び郵便年金特別会計から通信事業特別会計に移し換える。

簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のための拂込があつた場合において、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、郵政大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

第一項の規定による受入の料金及び前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保險局において、これを納付する。

第五十三條（恩給及び年金の給與金の受入）　恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、郵政省において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すべきときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入者とする口座に給與金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、郵政大臣の定めるところにより、これを一般会計から通信事業特別会計に移し換える。

第四章　脫退及び除名

第五十四條（脫退の申出）　加入者は、郵便振替貯金を脫退しようとするときは、口座所管廳にその旨を申し出なければならない。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五條（口座の閉鎖）　加入者から脫退の申出があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、脫退を申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、その者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十六條（除名）　郵政大臣は、左の場合には、加入者を除名することができる。

一　加入者が現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出したとき。

二　加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免かれるような行爲をしたとき。

三　三年間当該口座への拂込及び当該口座からの拂出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、口座所管廳の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれを表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十七條（準用規定）　第五十五條及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替えるものとする。

第五章　特殊郵便振替貯金

第一節　公金に関する郵便振替貯金

第五十八條（公金に関する郵便振替貯金）　郵政省は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共團体を加入者として、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共團体の徴收金の納付のための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

地方公共團体は公金に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第五十九條（小切手又は証書を以てする拂込）　公金に関する郵便振替貯金の口座には、当該地方公共團体において予め郵政大臣に届け出なければ、第三十三條又は第三十四條の規定による拂込をすることができない。

第六十條（拂込及び振替）　公金に関する郵便振替貯金の口座への拂込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がする場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴稅令書、賦課令書、納額告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴稅令書、賦課令書、納額告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを拂込書とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、拂出書に前項に規定する書類を添附しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の如入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、電信拂込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、拂込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十一條（即時拂）　公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者が予め受領証書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た様式に適合し、且つ、届け出た印章を押した受領証書と引き換えにこれを表示された金額の現金を拂い渡し、口座所管廳において、その受領証書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條（取扱料金）　公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず二円、即時拂の料金は、八円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共團体の口座の貯金から控除してこれを徴收する。

第二節　債券に関する郵便振替貯金

第六十三條（債券に関する郵便振替貯金）　郵政省は、債券に関する郵便振替貯金として、特別の法律により設立された金融機関を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、郵政省が省令の定めるところにより取り扱う國債又は当該加入者の発行する債券の募集又は賣出に係る保証金、應募拂込金、賣渡代金その他の收入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

金融機関は、債券に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條（國債の買上代金の支拂等）　郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のため、國債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條（取扱料金）　債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、郵政大臣がこれを定める。

一　第六十三條第一項に規定する收入金の受入

國債に係る場合　　國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額

國債以外の債券に係る場合　　債券の額面金額の千分の四乃至千分の三十に相当する金額

二　前條の規定による拂出

國債を買い上げた場合　國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相當する金額

債券の元利金を支拂つた場合　支拂金額の千分の四十に相當する金額

第六十三條第一項の規定による受入の料金は、當該收入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徵收する。

第三節　在外加入者の郵便振替貯金

第六十六條（拂込及び拂出）　外國に居住する加入者は、自己の口座以外の口座に拂い込むことができず、又、外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條（拂込の方法）　外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管廳に送付しなければならない。

第六十八條（拂出金及び貯金殘額の拂渡）　外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金殘額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管廳において、拂出金又は貯金殘額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徵收する。

第六十九條（拂込金等の送付）　外國に居住する加入者は、拂込金又は郵便振替貯金に関する料金若しくは代金で加入者の口座の貯金から控除して徵收しないもの及び省令の定める書類の送付に要する郵便に関する料金を口座所管廳に送付するには、郵便爲替によらなければならない。

第七十條（郵便料金の徵收）　口座所管廳から外國に居住する加入者に送付する書類（前條に規定する書類を除く。）の郵便に関する料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徵收する。

附　則

第七十一條　この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。但し、小切手拂に関する規定は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

第七十二條　郵便貯金法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第七十三條　明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基いて開設された振替計算のためにする郵便貯金の口座でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定により開設された郵便振替貯金の口座とみなす。

前項に規定する振替計算のためにする郵便貯金の口座につき拂い込まれた基本預金は、この法律施行の日を以て、これを当該口座の貯金の現在高に組み入れる。

第七十四條　この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徵收については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條　明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基く局待拂については、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

第七十六條　通信事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び郵便貯金」を「、郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條　預金部預金法の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金」の下に「又ハ郵便振替貯金」を加える。

第七十八條　所得稅法の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「、郵便振替貯金の利子」を加える。

●郵便振替貯金規則

（昭和二十三年十一月十日　逓信省令第三十二号）

沿革　昭和二四年四月二八日第一四号、五月十日総、逓令第四号改正

郵便振替貯金規則を次のように定める。

郵便振替貯金規則目次

第一章　総則
第二章　加入
第三章　拂込、振替及び拂出
　第一節　通則
　第二節　拂込
　第三節　振替
　第四節　拂出
　第一款　現金拂
　第二款　小切手拂
　第五節　特殊受拂
第四章　異動変更及び脫退
第五章　特殊郵便振替貯金
　第一節　公金に関する郵便振替貯金
　第二節　債券に関する郵便振替貯金
　第三節　在外加入者の郵便振替貯金
附則
郵便振替貯金規則

第一章　総則

第一條（規定の範囲）　郵便振替貯金法（以下法という。）に規定する郵便振替貯金の取扱に関しては、條約に基く場合を除いて、この省令の定めるところによる。

第二條（取扱機関）　郵便振替貯金に関する事務は、口座所管廳及び郵便局において、これを取り扱う。但し、特に取り扱わないことを公示した郵便局は、この限りでない。

第三條（窓口取扱時間）　郵便局における郵便振替貯金に関する事務の窓口取扱時間は、これを告示する。

第四條（口座所管廳）　郵便振替貯金に関する事務を取り扱う貯金支局は、これを口座所管廳という。

郵便振替貯金に関する事務を取り扱う貯金支局は、これを告示する。

第五條（口座の名称）　口座には、法第八條第一項の名称を記載し、且つ、番号を附け、別に定のある場合を除いて、その口座を開設した口座所管廳の名称の冠字をその番号に冠する。

商号、屋号その他氏名以外の名称を口座の名称として使用しようとする加入者は、加入者の口座の属する口座所管廳（以下所属の口座所管廳という。）に、その名称を届け出て、承認を受けなければならない。

口座所管廳は、前項の届出を承認したときは、第二十條第二項に規定する場合を除いて、この料金を加入者の口座の貯金から控除して徵收する。

第六條（拂込人及び受取人等）　拂込、振替又は拂出の場合における拂込人、加入者又は受取人は、各々一人に限る。

第七條（郵便物に記載する口座所管廳の名称）　郵便振替貯金の事務に関し、口座所管廳にあてて差し出す郵便物には、「振替貯金課」の文字に、口座所管廳の名称を冠したものをあて名として記載しなければならない。

口座所管廳から、郵便振替貯金の事務に関して発する書類には「振替貯金課」の文字に、書類を差し出す口座所管廳の名称の冠字を冠したものを差出人の名として記載することがある。

第八條（印章票）　加入者は、口座所管廳から送付する印章票の用紙に記

名調印して、これを所属の口座所管廳に送付しなければならない。

代理署名人又は參加署名人を指定した加入者は、代理署名人又は參加署名人の住所氏名を所属の口座所管廳に届け出て、口座所管廳から送付する印章票の用紙に代理署名人又は參加署名人とともに、記名調印して、これを所属の口座所管廳に送付しなければならない。

前二項の印章票を口座所管廳に送付しない場合においては、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第九條（加入者等の記名調印）　加入者、代理署名人及び參加署名人が、この省令の規定により、記名調印する場合には、予め提出した印章票と同一の形式により記名し、且つ、調印しなければならない。

前項の場合において、記名調印を要する者が、外國人であつて、その者の属する國の慣習上、印章を使用しない場合には、署名を以つて、記名調印に代えることができる。

前項の規定は、加入者、代理署名人又は參加署名人以外の外國人が、記名調印する場合に、これを準用する。

第十條（加入者以外の法人等の記名調印）　郵便振替貯金に関し、加入者、代理署名人及び參加署名人以外の法人又は團体が、この省令の定めるところにより、記名調印を必要とする場合においては、当該書類にその名称を記載して調印するか、又はその代表者若しくは管理者において、相当の肩書を附けて、記名調印しなければならない。

第十一條（代人の記名調印）　郵便振替貯金に関し、加入者、代理署名人及び參加署名人以外の利用者が、代人を以て、この省令の規定による各種の請求をするときは、代人において、本人の委任狀を差し出し、且つ、代人であることを屬書して記名調印しなければならない。

前項の委任は、逓信官署に提出すべき書類に附記して、これを証明することができる。

第十二條（印章を所持しない者の署名等）　郵便振替貯金に関し、加入者、代理署名人及び參加署名人以外の利用者が印章を所持しないため、この省令の規定により、調印することができないときは、郵便局長の相当と認める保証人を立て、その保証人の記名調印を以て、本人の記名調印に代えることができる。但し、在監人が、印章を所持しないときは、刑務所長が作成した証明書にその旨を附記すれば足る。

第十三條（証明）　この省令の規定による各種の請求をする者が、正当権利者であることを証明する場合には、その事実を認めるに足る証拠書類を差し出すか、又は正当権利者であることを確認するために充分な事実を申し述べなければならない。

前項の場合において、逓信官署は、正当権利であることを確認することができないときは、その相当と認める保証人の設定を求めることができる。

相続人が、第一項の証明をする場合において、二人以上の相続人があるときは、請求人以外の相続人の同意書を差し出さなければならない。

第十四條（電信による小切手拂の料金）　小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、法第十八條第一項に規定する料金の額（至急扱の電報でする場合には、同項に規定する料金の倍額）と左の金額との合計額とする。

普通扱の電報による場合　三十五円
至急扱の電報による場合　七十円

第十五條（本人拂拂出金の譲渡に因る料金の追徴）　加入者が、自己を受取人に指定して請求した通常現金拂又は自己指図で振り出した小切手拂の拂出金を譲渡した場合における拂出の料金は、拂渡済の拂出證書又は小切手を口座所管廳に受け入れたときに、当該加入者の口座の貯金から控除して、これを徴収する。

第十六條（拂出の請求料金）　電信現金拂及び電信による小切手拂の請求があつた際、口座の現在高の不足その他の事由に因り当該請求に係る貯金の拂出がされなかつた場合における料金は、左の通りとする。但し、電信現金拂の場合において、通信文があるときは、左の料金の額とその通信文の通報を電信でする取扱の料金に相当する金額との合計額とする。

電信現金拂
普通扱の電報による場合　五十五円
至急扱の電報による場合　百十円
小切手拂
普通扱の電報による場合　三十五円
至急扱の電報による場合　七十円

第十七條（料金の還付）　法第二十一條の規定による既納の料金の還付の請求は、料金を納付した者が、請求の事由を明かにした書面をその料金を納付した郵便局（郵便切手を以て料金を納付した場合は、任意の郵便局）又はその料金を徴収した口座所管廳に差し出して、これをする。

前項の請求があつたときは、その請求を受けた郵便局の長又は口座所管廳において、過納又は誤納の事実を認めた上、現金又は郵便切手を以て納付した料金については、当該郵便局において、請求人に同項の書面に過納又は誤納の料金を受領した旨を記載させ、且つ、記名調印させて、これと引き換えに当該料金を請求人に還付し、口座の貯金から控除して徴収した料金については、当該料金を口座にもどし入れ、又は現金を以て請求人に還付する。

第十八條（利用の制限及び業務の停止）　法第二十二條の規定により、郵便振替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止するときは、制限すべき利用の範囲又は停止すべき業務の内容、期間その他必要な事項を公示する。

第十九條（非常取扱）　法第二十三條の規定による料金の免除及び便宜の取扱は左に掲げるものとする。

一　郵便振替貯金拂出証書の再交付の料金を免除すること。
二　郵便振替貯金の拂渡の手続について、この省令の規定にかかわらず、受取人の便宜を図るため、必要な取扱をすること。
三　印章を亡失した受取人に対し、ほ印の使用を認めること。

前項第二号の規定による取扱を受ける場合においては、受取人は、郵便局長が必要と認めるときは、相当の保証人を立てなければならない。

第一項に規定する料金の免除又は便宜の取扱をするときは、逓信局長は、当該取扱の内容、期間、取扱郵便局その他必要な事項を定め、これを公示する。

第二章　加入

第二十條（加入の申込）　郵便振替貯金の加入の申込は、申込をする者が、左に掲げる事項を記載した加入申込書に口座の開設の料金を添えて、郵便局に差し出してこれをする。

一　加入する者の住所氏名及び年令（法人又は法人でない團体の場合にあつてはその名称及び住所）
二　加入する者の職業
三　口座の開設を要する口座所管廳の名称
四　代表者がある場合には、その代表者の住所氏名

拂出書及び小切手の用紙の買受の請求、代理署名人若しくは參加署名人を設定する場合又は商号、屋号その他氏名以外の名称を口座の名称とする場合における届け出及び小切手拂の取扱を受ける郵便局の指定は、前項の請求と併せてこれをすることができる。この場合においては、加入申込書に左に掲げる事項を附記し、且つ、料金を要するものは、これを添えなければならない。

一　代理署名人又は參加署名人を設定した場合におけるその代理署名人又は參加署名人の住所氏名
二　商号、屋号その他氏名以外の名称を口座の名称とする場合におけ

るその名称

三　小切手拂の取扱を受ける場合におけるその取扱郵便局名

無能力者が、第一項の申込をする場合には、その法定代理人を参加署名人として設定しなければならない。但し、未成年者において、婚姻の事実を証するに足る書類又は営業を許された旨の法定代理人の証明書、営業に関する登記の謄本若しくは抄本を差し出したときは、参加署名人の設定を要しない。

第二十一條（口座の開設）　前條の規定による申込を承諾したときは、口座所管廳において、口座を開設して加入者にその口座番号を通知し、且つ、印章票の用紙を送付する。

第二十二條（加入申込の拒絶）　口座所管廳は、第二十一條の規定により、申込をした者が、法第五十六條第一項及び第二号の規定により、除名された者であつて、口座の開設を不適当と認めたときは、申込人にその旨を通知する。この場合において、既納の口座の開設の料金、別名の料金及び拂出書又は小切手の用紙の代金は、加入申込書を受け付けた郵便局において、受領票と引き換えにこれを還付する。

第三章　拂込、振替及び拂出

第一節　通則

第二十三條（拂込書の用紙）　拂込書の用紙の様式は、様式第一号及び第二号の通りとする。

加入者が、拂込書の用紙を私製する場合において、拂込の料金を拂込人において負担する場合に使用するものは、様式第一号に、又、拂込の料金を加入者において負担する場合に使用するものは、様式第二号に適合し、且つ、その相当欄に加入者の口座番号及び口座の名称が印刷されたものでなければならない。

前項の拂込書の用紙の裏面余白には、廣告又はその他の事項を印刷することができる。

第二十四條（拂出書の用紙）　拂出書は、普通拂出書及び特殊拂出書（以下拂出書と総称する。）とし、その用紙の様式は、それぞれ様式第三号及び第四号の通りとする。

特殊拂出書の用紙は、毎回多数の拂出を請求する加入者であつて、口座所管廳の指定を受けた者が、これを使用する。

特殊拂出書の用紙は、加入者が、これを私製することができる。

私製の特殊拂出書の用紙は、様式第四号に適合し、且つ、その相当欄に加入者の口座番号及び口座の名称が印刷されたものであつて、所属の口座所管廳の承認を受けたものでなければ、これを使用することができない。

第二十五條（拂出書の用紙等の買受の請求）　拂出書の用紙及び小切手の用紙の称、数量及びその代金を記載し、且つ、記名調印した請求書を所属の口座所管廳に差し出してこれをする。

第二十六條（通信文の記載）　拂込書又は拂出書の通信文欄には、拂込人又は拂出人において、相手加入者又は指定受取人に対する通信文を記載することができる。

電信拂込、電信振替、電信現金拂及び電信による口座受入済通知の請求をする場合において、拂込書又は拂出書に記載する通信文は、和文電報の書法に従つて、これを記載しなければならない。

第二十七條（通信文の料金）　前條第二項の規定による通信文に対しては、一口について五字又はその端数ごとに十円の料金を、拂込の場合には、拂込の際拂込人から徴収し、振替及び拂出の場合には、加入者の口座の貯金から控除して徴収する。

電信拂込、電信振替、電信現金拂及び電信による口座受入済の通知を、至急扱の電報によりする場合における通信文の料金は、前項の料金の倍額とする。

第二十八條（受拂通知）　口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出した場合における受拂高及び口座の現在高の加

入者に対する通知は、受拂通知票でこれをする。この場合において、拂込通知票、拂出通知票その他受拂に関する書類があるときは、その書類を受拂通知票に添附する。

第二十九條（拂込書及び拂出書の記載）　拂込書、拂出書及び小切手に表示する金高は、その字体を正確に記載し、又、一、二、三及び十の数字は、壱、弐、参、及び拾の文字を使用しなければならない。

拂込書又は拂出書の記載事項を訂正したものは、逓信官署において、これを取り扱わない。但し、金高を除いて、その訂正の箇所に、拂込書については、拂込人において、拂出書については、加入者において、相当証印したものは、この限りでない。

第三十條（特殊取扱）　逓信官署は、法第三十一條第一項の規定により、郵便振替貯金に関する書類の送達又は通報について、特別に速やかに到達させる左の取扱をする。

一　拂込人又は加入者の請求に因り、郵便局において、通常拂込の場合における拂込書又は通常振替若しくは通常現金拂の場合における拂出書を速達扱の郵便で、口座所管廳に送達すること。

二　加入者の請求に因り、口座所管廳において、通常振替の場合における拂出通知票を他の口座所管廳に、又、通常現金拂の場合における拂出証書を受取人に、速達扱の郵便で、送達すること。

三　加入者の請求に因り、口座所管廳において、電信現金拂の場合における拂出証書を電報の別使配達又は艀船配達の例により、受取人に送達すること。

四　拂込人又は加入者の請求に因り、口座所管廳において、第一号及び第二号の規定による拂込書、拂出書若しくは拂出通知票を送達する場合、又は電信拂込若しくは電信振替をする場合における拂込又は振替を受ける加入者に対する口座受入済の通知を受入口座の加入者に速達扱の郵便で、送達し、若しくは電信で、通報すること。

五　拂込人又は加入者の請求に因り、郵便局及び口座所管廳において、電信拂込、電信振替、電信現金拂、電信による小切手拂又は電信による口座受入済の通知の場合における通報を至急扱の電報ですること。

前項に規定する取扱の請求は、通常拂込をし、又は通常振替、通常現金拂、電信拂込、電信振替、電信現金拂若しくは電信による小切手拂を請求する際、これをしなければならない。この場合には、拂込書若しくは拂出書の各票又は小切手の上部余白に左に掲げる略語を用いて請求の区別を朱記し、且つ、口座受入済の通知を速達郵便でする場合には、拂込書又は拂出書の拂込又は振替を受ける加入者の氏名欄にその加入者の住所を附記しなければならない。

一　前項第一号の規定による取扱を請求する場合　「速達」

二　拂出通知票について、前項第二号の規定による取扱を請求する場合　「通知票速達」

三　拂出証書について、前項第二号及び第三号の規定による取扱を請求する場合　「証書速達」「証書別使配達」又は「証書艀船配達」

四　前項第四号の規定による取扱を請求する場合　「受入済速達通知」又は「受入済電信通知」

五　前項第五号の規定による取扱を請求する場合　「至急」但し、口座受入済の通知の場合には、「受入済至急通知」とする。

第三十一條（特殊取扱の料金）　前條の規定による取扱に関する料金は、法に定のあるものを除いて、左の通りとする。

一　速達扱の郵便でするもの　郵便の速達料に相当する金額

二　電報の別使配達の例により送達するもの　電報の別使配達料に相当する金額

三　電報の艀船配達の例により送達するもの　電報の艀船配達料に相当する金額

四　電信でするもの　百十円但し、至急電報によるものは二百二十円

前項の料金は、拂込の場合には、拂込の際拂込人から徴収し、振替

及び拂出の場合には、加入者の口座の貯金から控除して、これを徴収する。但し、拂出証書を電報の別使配達又は艀船配達の例により送達する料金については、電報直配達区域内外の区別又は配達路程が不明であるときは、当該配達料の最少額以上の料金に相当する金額を徴収し、これに不足があるときは、その不足額は、郵便切手を以て受取人から徴収し、受取人がこれを納付しないときは、加入者の口座の貯金から控除して、これを徴収する。

第三十二條（口座受入済の通知）口座受入済の通知を必要とする拂込金又は振替金を受け入れたときは、口座所管廳において、請求の区別に従い、速達扱の郵便又は電信で、拂込人又は振替の請求をした加入者の氏名、口座受入金額及び通信文を受入口座の加入者に通知する。

第三十三條（電信を取り扱わない郵便局の郵便接続）郵便振替貯金に関する電信の通報は、電信を取り扱う郵便局と電信を取り扱わない郵便局との間においては、郵便接続の方法による。

第三十四條（拂渡延期の証明）拂渡郵便局において、郵便振替貯金の拂出金若しくは貯金残額の拂渡又は還付金の還付を延期したときは、拂出証書、小切手又は還付金拂渡の証書の裏面に、その事由及び延期日数を記載し、且つ、証印して、これを受取人に返送する。

第三十五條（拂渡延期の解除及び延期期間の延長）拂出金若しくは貯金残額の拂渡又は還付金の還付を延期した場合において、当該延期の事由が消滅して拂渡に支障がなくなつたとき、又はその延期期間の延長を必要とするときは、拂渡又は還付を延期した郵便局において、その旨を受取人に通知する。

第二節　拂込

第三十六條（通常拂込の請求）通常拂込は、拂込人が、拂込書用紙に拂込を受ける加入者の口座番号、氏名及び拂込金額、拂込人の住所氏名を記載し、拂込金及び料金とともに郵便局に差し出してこれをする。但し、加入者が自己の口座に拂い込む場合には、拂込人の住所氏名の記載に代えて「本人拂込」の文字を記載しなければならない。

第三十七條（通常拂込）前條の規定による拂込があつたときは、郵便局において、拂込金額を表示する受領票を拂込人に交付し、拂込書は、これを拂込金を受け入れる口座の属する口座所管廳に送付し、口座所管廳において、その拂込書により、指定された口座に拂込金を受け入れる。

第三十八條（電信拂込の請求）電信拂込については、第三十六條の規定を準用する。但し、拂込を受ける加入者の氏名及び拂込人の氏名には、片仮名文字を附記し、且つ、金額の下部余白に「電信拂込」の文字を記載しなければならない。

第三十九條（電信拂込）前條の規定による拂込があつたときは、郵便局において、加入者の口座番号、氏名及び拂込金額、拂込人の氏名並びに通信文その他必要な事項を、拂込金を受け入れる口座の属する口座所管廳に電信で通知し、口座所管廳において、その通知により、指定された口座に拂込金を受け入れる。

第四十條（引換金の拂込）代金引換の取扱において、郵便物の差出人の指定によりする引換金の拂込は、郵便局において、拂込書を作成してこれをする。

第四十一條（小切手を以てする拂込）通常拂込の拂込金に充てることができる小切手は、左の通りとする。

一　郵便局を支拂人として振り出された小切手

二　郵便局の参加する手形交換所の組合銀行又はその代理交換委託銀行を支拂人とし、且つ、当該手形交換所の組合銀行の所在地を支拂地として振り出された持参人拂の小切手

三　支出官によつて、振り出された小切手

前項の小切手は、呈示期間又は支拂期間より二日短い期間内に拂込金として郵便局（同項第一号及び第二号の小切手は別に告示する郵便局）に差し出さなければならない。

前項の期間は、その末日が、日曜日その他の休日等であつて、郵便局において、その拂込を取り扱わない場合においても、これを延長しない。

第四十二條（小切手を以てする拂込の取消）前條の規定により、拂込金に充てた同條第一項第一号の小切手で、振出人の口座から貯金の拂出ができなかつたとき、又は同條第一項第二号及び第三号の小切手で、その支拂を拒絶されたときは、郵便局において、受領票と引き換えに当該小切手を還付する。

第四十三條（証書を以てする拂込の取消）法律第三十四條第一項の規定により、拂込金に充てた拂出証書又は郵便為替証書で、拂渡の停止その他の事由が拂い渡すことができないものであつたときは、郵便局において、受領票と引き換えに当該証書を還付する。

第四十四條（拂込の取消）拂込の取消は、拂込人が、拂込金を受け入れる口座の口座番号、拂込金を受け入れる口座の加入者の氏名、拂込金額、拂込郵便局名、拂込月日、拂込金の還付を受けるべき郵便局名、拂込人の住所氏名及び拂込を取り消す旨を記載し、且つ、記名調印した拂込取消請求書に該当の受領証を添えて、拂込金を受け入れる口座の属する口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。

前項の取消請求書を郵便局に差し出す場合には、拂込人は、その請求書に口座所管廳に対する通報の種類を附記した上、料金としてその種類に従い、左の金額に相当する郵便切手を納付しなければならない。但し、同項の請求書を受けた郵便局において、該当の拂込書をまだ発送していないときは、その料金を要しない。

一　普通扱の郵便による場合	八円
二　速達扱の郵便による場合	二十八円
三　普通扱の電報による場合	五十円
四　至急扱の電報による場合	百円

第四十五條（受入不能の拂込金）拂込人の指定した拂込金を受け入れるべき口座がないときは、拂込を受けた郵便局において、当該拂込金を拂込人に還付する。

第四十六條（拂込金の還付）拂込金の還付においては、口座所管廳において、還付すべき金額を表示する証書を発行し、当該拂込人の指定する郵便局又は拂込を受けた郵便局において、その証書と引き換えに、これに表示された金額の現金を拂込人に還付する。

第四十七條（還付郵便局の変更）拂込金の還付を受けるべき郵便局の変更の請求は、拂込人が、証書の番号、発行日附、金額、現に指定された還付郵便局名及び新に指定する還付郵便局名を記載し、且つ、記名調印した還付郵便局変更請求書に料金に相当する郵便切手を添え、口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。

通信官署は、前項の請求があつた場合において、拂込金の還付郵便局を変更したときは、その旨を請求人に通知する。

第三節　振替

第四十八條（通常振替の請求）通常振替の請求は、加入者が、普通拂出書の用紙に振替の金額、振替を受ける加入者の口座番号及び氏名を記載して記名調印し、これを郵便局又は所属の口座所管廳に差し出してこれをする。

第四十九條（通常振替）前條の規定による請求があつたときは、口座所管廳において、拂出書と印章票とを対照し、氏名及び印影の符合することを認めた上、振替を請求した加入者の口座から貯金を拂い出し、これを指定された口座に受け入れる。

第五十條（電信振替の請求）電信振替の請求については、第四十八條の規定を準用する。但し、普通拂出書は、これに記載された自己及び指定加入者の氏名に片仮名文字を附記し、且つ、金額の下部余白に「電信振替」の文字を記載して、小切手拂の取扱を受ける郵便局に差し出さなければならない。

第五十一條（電信振替）前條の規定による請求があつたときは、郵便局において、拂出書と当該加入者の印章票を対照し、氏名及び印影の符

合することを認めた上、電信で、関係加入者の口座番号及び氏名、振替金額並びに通信文を、振替を請求した加入者の口座の属する口座所管廳に通報し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出し、これを指定された口座に受け入れる。

第五十二條（振替の取消）　振替の請求の取消は、振替を請求した加入者が、関係加入者の口座番号、氏名及び振替金額、振替請求月日並びに取消通知の普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の電報による送達の区別を記載し、且つ、記名調印した振替取消請求書を所属の口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。この場合において、請求書を小切手拂の取扱を受ける郵便局以外の郵便局に差し出す場合には、当該郵便局に拂出書の用紙又は最近に送付を受けた受拂通知票を呈示して、正当加入者であることを証明しなければならない。

前項の請求に対しては、請求の区別に従い、左の金額に相当する料金を当該加入者の口座の貯金から、控除して徴收する。

一　請求書を郵便局に差し出した場合

普通扱の郵便によるもの	十六円
速達扱の郵便によるもの	五十六円
普通扱の電報によるもの	百円
至急扱の電報によるもの	二百円

二　請求書を口座所管廳に送付した場合

普通扱の郵便によるもの	八円
速達扱の郵便によるもの	二十八円
普通扱の電報によるもの	五十円
至急扱の電報によるもの	百円

第五十三條（振替金のもどし入れ）　振替を請求した者の指定した振替金を受け入れるべき口座がないときは、口座所管廳において、その振替金をもとの口座にもどし入れる。

第四節　拂出

第一款　現金拂

第五十四條（通常現金拂の請求）　通常現金拂の請求は、加入者が、拂出書の用紙に金額、受取人の住所氏名及び拂渡郵便局名を記載し、且つ、金額の下部余白に「現金拂」の文字を附記して記名調印し、郵便局又は所属の口座所管廳に差し出してこれをする。但し、加入者が自ら拂渡を受ける現金拂の請求があるときは、受取人の住所氏名の記載に代えて「本人拂」の文字を記載しなければならない。

第五十五條（通常現金拂）　前條の規定による請求があつたときは、口座所管廳において、拂出書と印章票とを対照し、氏名及び印影の符号することを認めた上、拂出請求人の口座から貯金を拂い出し、その拂い出した金額を表示する拂出証書及び拂出報知書を作成して当該拂出通知票とともに拂渡郵便局の所在地の郵便配達受持郵便局に送付し、その郵便局において、拂出証書及び拂出通知票を受取人に送達し、拂出報知書を拂渡郵便局に送達する。

拂出証書の用紙の様式は、様式第五号の通りとする。

第五十六條（電信現金拂の請求）　電信現金拂の請求については、第五十四條の規定を準用する。但し、普通拂出書は、これに記載された加入者の氏名及び受取人の住所氏名に片仮名文字を附記し、且つ、金額の下部余白には「現金拂」の文字に代え「電信現金拂」の文字を記載して、小切手拂の取扱を受ける郵便局に差し出さなければならない。この場合において、拂出証書の留置を請求するときは、普通拂出書の上部余白に「留置」の文字を記載しなければならない。

第五十七條（電信現金拂）　前條の規定による請求があつたときは、郵便局において、拂出書と当該加入者の印章票を対照して氏名及び印影の符合することを認めた上、必要な事項を所属の口座所管廳に電報で通報し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、その旨を受取人の住所を郵便又は電信の配達区域とする郵便局に

電信で通知し、その郵便局において、拂出証書を発行し、且つ、拂出金額、加入者及び受取人の氏名並びに通信文を記載した拂出通知票を作成して、拂出証書とともに左の区別により受取人に送達し、電報を拂渡郵便局に送達する。

一　受取人の住所を電報配達区域とする郵便局においては、その住所が電報直配達区域内にあるときは、受信報知電報の例により、その他は書留郵便による。

二　前号以外の郵便局においては、受取人の住所が電信局、電信電話取扱所又は電信取扱所の電報直配達区域内にあり、且つ、自局の速達扱の郵便物の配達区域内にあるときは、速達扱の書留郵便により、その他は書留郵便による。

前項の取扱において、拂出証書の留置の請求のあるものは、拂出証書及び拂出通知票は、これを拂渡郵便局に送達し、拂出郵便局において、受取人の出頭をまつて交付する。

第五十八條（留置証書の送付）　留置の拂出証書及び拂出通知票は、加入者又は受取人の請求に因り、拂渡郵便局において、請求人の指定する場所にこれを送付する。

留置の拂出証書及び拂出通知票の送付の請求は、加入者又は受取人が、送達を受けるべき場所、拂出金額並びに加入者及び受取人の氏名を記載し、且つ、記名調印した送達請求書を、郵便局に差し出してこれをする。

第五十九條（拂渡）　拂出金の拂渡の請求は、拂出金の受取人が、拂出証書に記名調印して拂渡郵便局に差し出してこれをする。

前項の請求があつたときは、拂渡郵便局において、拂出証書を当該拂出報知書又は電報に対照して符合することを認めた上、拂出金を拂い渡す。

第六十條（拂渡停止の請求）　拂出金の拂渡の停止の請求は、拂出を請求した加入者が口座番号、拂出金額、拂出請求の日附、指定受取人の住所氏名及び停止通知の普通扱の郵便、速達扱の郵便、普通扱の電報又は至急扱の区別を記載し、且つ、記名調印した拂渡停止請求書を所属の口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。この場合において、請求書を小切手拂の取扱を受ける郵便局以外の郵便局に差し出す場合には、当該郵便局に拂出書の用紙又は最近に送付を受けた受拂通知票を呈示して、正当加入者であることを証明しなければならない。

前項の請求については、第五十二條第二項の規定を準用する。

第六十一條（拂渡停止の解除及び拂出の請求の取消）　拂出金の拂渡の停止の解除の請求及び拂出の請求の取消の請求については、前條の規定を準用する。

第六十二條（返れい、拂）　受取人から返付を受けた拂出証書により、加入者がする現金の受領については、第五十九條第一項の規定を準用する。

前項の場合においては、加入者は、拂出書の用紙又は最近に送付を受けた受拂通知票を呈示して正当加入者であることを証明しなければならない。

第六十三條（返れい受）　受取人から、返付を受けた拂出証書によりする拂出金もどし入れの請求は、加入者が、拂出証書の番号、発行日附、金額及び受取人の氏名を記載し、且つ、記名調印した拂出金もどし入請求書に拂出証書を添え所属の口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。但し、拂出証書が、亡失されたため添附できないときは、その旨を請求書に附記すれば足る。

前項の請求があつたときは、口座所管廳において、もとの口座に拂出金を受け入れる。

第六十四條（拂出金の讓渡）　拂出金の銀行への讓渡は、拂出証書に指定された受取人が当該証書の裏面に二條の平行線を引き、なお讓渡を受

ける銀行を指定する場合には、その平行線内に、その銀行の名称を記載し、当該拂出証書を銀行に引き渡してこれをする。

第六十五條（線引拂出証書による拂出金の拂渡）線引拂出証書に表示された拂出金は、銀行以外の者には拂い渡さず、又、その平行線内に銀行の名称が記載されているときは、その銀行以外の者には、拂い渡さない。

線引拂出証書によりする拂出金の拂渡の請求は、別に定のある場合を除いて、銀行が当該拂出証書に記名調印して拂渡郵便局又は便宜拂の取扱を受ける郵便局に差し出してこれをする。

第六十六條（線引の取消及び指定銀行の変更）拂出証書にされた線引の取消又は指定銀行の変更は、拂出金の受取人が、その拂出証書を郵便局に差し出し、郵便局の証印を受けてこれをする。但し、拂出金の譲渡を受けた銀行が、他の銀行にこれを譲り渡す場合において、指定銀行を取り消し、又は変更するときは、郵便局の証印を要しない。

第六十七條（拂渡郵便局の変更）拂渡郵便局の変更の請求は、加入者又は受取人が拂出証書の記号番号、発行の日附、金額、現に指定されている拂渡郵便局名、新に指定する拂渡郵便局変更請求書に料金に相当する郵便切手を添え所属の口座所管廳又は郵便局に差し出してこれをする。

逓信官署において、拂渡郵便局を変更したとき又は既に拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を請求人に通知する。

第六十八條（便宜拂）法第四十七條に規定する便宜拂の取扱を受けるには、銀行において、その取扱を受ける郵便局を指定し、便宜拂の取扱について当該郵便局の長の承認を受けなければならない。

前項の承認があつたときは、銀行は、その名称及び拂出金の受領に関して使用する印章を当該郵便局に届け出なければならない。

第一項の便宜拂の取扱の承認を受けた銀行から拂出金の拂渡の請求があつたときは、郵便局において、五十九條第二項の規定にかかわらず、拂出証書に表示された受取人の氏名及び印影を前項の規定により届け出た銀行の名称及び印章と対照し、その符合することを認めた拂出金をその銀行に拂い渡す。

第一項及び第二項の規定は、第一項の郵便局を変更する場合にこれを準用する。

第六十九條（証書のき損及び汚染）拂出証書で、その金額、記号番号又は発行日附の判明しないものは、き損され、又は汚染されたものとする。

第七十條（拂出証書の再交付）拂出証書の再交付の請求は、加入者又は受取人において、証書の番号、日附、金額及び加入者の口座番号、氏名並びに請求の事由を記載し、且つ、記名調印した請求書に料金に相当する郵便切手及びもとの証書を添えて、郵便局に差し出してこれをする。但し、もとの証書が亡失されたため添附できないときは、その旨を請求書に附記すれば足る。

前項の場合において、拂出証書の有効期間が経過したためする請求であるときは、当該拂出証書の裏面に同項に定める事項を記載し、且つ、記名調印して請求書に代えることができる。

第一項の請求があつたときは、口座所管廳において、まだ拂出金が拂い渡されていないことを認めた上、再度拂出証書を発行してこれを請求人に送付する。

再度拂出証書を発行したときは、もとの証書は、拂出金の拂渡の請求に使用することができない。

第七十一條（銀行当座勘定口振替の請求）逓信官署は、郵便振替貯金に加入している銀行の請求に因り、その銀行が、別に告示する銀行に設けてある当座預金の口座に貯金の振替の取扱をする。

前項の取扱の請求については、第五十四條本文の規定を準用する。

但し、拂出書の用紙には受取人の住所氏名の記載に代えて、その振替金を受け入れる銀行の名称及び「当座勘定口」の文字を記載しなければ

ならない。

第七十二條（銀行当座勘定口振替）前條第二項の規定による請求があつたときは、口座所管廳において、当該口座の貯金を拂い出した上、その振替金を受け入れる銀行別に各銀行の請求を取りまとめて、その総額に対し、その銀行に支拂うべき金額を表示する拂出証書を発行し、各銀行から提出した拂出通知票とともに、その銀行に送付する。

前項の拂出金は、その振替金を受け入れる銀行において、当該当座預金の口座にこれを受け入れるものとする。

第二款　小切手拂

第七十三條（小切手拂の取扱郵便局）小切手拂は、郵便物の集配事務を取り扱う郵便局及び別に告示する郵便局において、これを取り扱う。

第七十四條（振出の條件）加入者において、郵便局を支拂人として振り出す小切手は、記名式で、且つ、指図禁止の小切手でなければならない。但し、左に掲げる場合において、加入者の請求に因り、所属の口座所管廳において、これを承認したときは、この限りでない。

一　最近一年間における各日の口座の現在高が、五万円以上あるとき。

二　加入者が官公署であるとき。

三　請求人の信用状況に因り、逓信官署において、適当と認めたとき。

小切手の用紙の様式は、様式第六号の通りとする。

第七十五條（貯金額の照会）小切手拂の場合における小切手金額の支拂に充てる貯金の有無の照会は、使送、電話又は電信でこれをする。

前項の照会を使送又は電話でする郵便局は、別にこれを告示する。

第七十六條（郵便局の指定）小切手を振り出す加入者は、貯金の現在高を電話又は電信で照会する郵便局を支拂人に指定する場合には、予めその郵便局を指定して口座所管廳の承認を受けなければならない。

前項の請求を承認したときは、口座所管廳において、印章票の用紙を加入者に送付し、加入者において、これに相当事項を記載し、記名調印して口座所管廳に送付し、口座所管廳において、その印章票を加入者の指定した郵便局に送付する。

郵便局を支拂人とする小切手の取扱をする郵便局は同一市、区（特別区及び特別市の行政区をいう。）町村内において、一加入者につき一局に限る。

第七十七條（小切手の拂渡）小切手金額の拂渡の請求は、小切手の所持人が、小切手の裏面に記名調印し、その小切手に支拂人として指定された郵便局又は第七十五條の規定により口座の現在高を使送で照会する郵便局に、その小切手を呈示してこれをする。

第七十八條（支拂保証）小切手の支拂保証においては、小切手の所持人において、その小切手を、支拂人として指定された郵便局又は第七十五條の規定により口座の現在高を使送で照会する郵便局において、小切手金額の支拂に充てる貯金の有無を所属の口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、その口座から貯金を拂い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、当該小切手の余白に「支拂保証」と表示し、その下部に日附印を押してこれを請求人に交付する。

前項の拂出金は、当該小切手の振出人の請求があるときは、口座所管廳において、もとの口座にこれを受け入れる。

前項の請求については、第六十三條第一項本文の規定を準用する。

第七十九條（指定郵便局の変更）第七十六條の規定により、承認を受けた郵便局の変更の請求は、加入者が、現に承認された郵便局名及び新に承認を受けるべき郵便局名を記載し、且つ、記名調印した小切手拂取扱郵便局変更請求書を郵便局又は所属の口座所管廳に差し出してこれをする。

口座所管廳において、指定郵便局を変更したときは、その旨を請求人に通知する。

第五節　特殊受拂

第八十條（保險料及び掛金の拂出）　加入者たる簡易生命保險又は郵便年金の契約者が、保險料又は掛金を口座の貯金を以て支拂うべき旨の口座所管廳に對してする申出は、自己の簡易生命保險又は郵便年金の契約申込書を保管する簡易保險支局を經由してこれをする。

前項の規定は、同項に規定する支拂の方法を變更する場合にこれを準用する。

簡易保險支局が、口座所管廳に對してする保險料又は掛金の拂込の催告は、保險料額又は掛金額、契約者氏名、口座番号その他必要事項を記載した保險料振替拂出通知書又は年金掛金振替拂出通知書をその口座の属する口座所管廳に送付してこれをする。

前項の催告があつたときは、口座所管廳において、保險料又は掛金の額に相當する金額をその口座の貯金から拂い出し、その旨を當該簡易保險支局に通知する。

第八十一條（貸付金及び弁濟金の受拂）　簡易保險支局が、貸付金の交付のためにする拂込は、貸付金額、貸付をする契約者の氏名、口座番号その他必要事項を記載した保險又は年金の貸付金振替計算証明書をその口座の属する口座所管廳に送付してこれをする。

簡易保險支局が、貸付金の弁濟のため拂い込まれた口座の貯金を、簡易生命保險及び郵便年金特別会計に移換のためにする拂出の請求は、保險又は年金の貸付償還金振替計算証明書を所属の口座所管廳に送付してこれをする。

第八十二條（恩給及び年金の給與金の受入）　恩給金庫が恩給若しくは年金の給與金を弁濟金とし、又は預金として、自己の口座に受け入れるためにする請求は、受給者の氏名、恩給又は年金の証書の記号及び番号、給與金額その他必要事項を記載した給與金支拂請求書を恩給及び年金の支給廳に送付してこれをする。

前項の請求があつたときは、恩給及び年金の支給廳は、恩給金庫の口座の属する口座所管廳にその旨を通知し、当該口座所管廳においてその通知された金額を恩給金庫の口座に受け入れる。

第四章　異動變更及び脫退

第八十三條（異動變更）　この章の規定によつて、加入者から差し出す各種の異動變更に關する届書又は請求書には、口座番号を附記し、且つ、關係人のあるときは、連名して、調印しなければならない。關係人が死亡又はその他の事由に因つて連名して調印できないときは、戸籍の謄本又は抄本を添附するか、又はその他の方法によつて、その事実を証明しなければならない。

第八十四條（氏名變更等の届出）　加入者は、左に揭げる場合において、届出事項を記載し、且つ、記名調印した届書を郵便局又は所属の口座所管廳に差し出し、なお第三号の場合においては、口座所管廳の承認を受けなければならない。但し、加入者の印章の變更の届書は、郵便局にこれを差し出し、且つ、拂出書の用紙又は最近に送付を受けた受拂通知票を呈示して正当本人であることを証明しなければならない。

一　加入者、代表者、代理署名人又は參加署名人の氏名（法人及び法人でない團体の場合には、その名称。以下本條において同じ。）、住所又は印章が變更されたとき。

二　代理署名人若しくは參加署名人が設定され、又は變更され、若しくは廢止されるとき。

三　商号、屋号その他氏名以外の口座の名称が變更されたとき。

氏名が變更された場合における前項の届書には、戸籍の謄本若しくは抄本（法人の場合には、法人登記の謄本又は抄本。）又はその事実を証するに足る書類を添附しなければならない。

印章の變更、代理署名人若しくは參加署名人の設定又は變更の届書を受けたときは、口座所管廳において、印章票の用紙を加入者に送付し、加入者において、相当事項を記載し、且つ、記名調印してこれを所属の口座所管廳に送付する。

第八十五條（口座の移換）　口座所管廳は、加入者の請求に因り、加入者の口座を他の口座所管廳の所属に移し換える取扱をする。

前項の取扱の請求は、加入者が、移し換えるべき口座の番号、加入者の住所氏名及び職業並びに移換先の口座所管廳名を記載し、且つ、記名調印した口座所管廳變更請求書を郵便局又は所属の口座所管廳に差し出してこれをする。

前項の請求があつたときは、口座所管廳において、当該口座の貯金を清算してその現在高を移換先の口座所管廳に通知し、通知を受けた口座所管廳において、当該加入者の口座を開設して、もとの口座の現在高を新口座に移し換えた上、その旨を加入者に通知する。

第八十六條（口座の讓渡）　郵便振替貯金の讓渡においては、加入者において、加入者及び讓受人連名の振替貯金讓渡請求書を郵便局又は所属の口座所管廳に差し出し、口座所管廳において、その請求を承認したときは、その口座の名義を書き換えた上、その旨を讓渡人及び讓受人に通知し、且つ、讓受人に対しては、印章票の用紙を送付し、讓受人において印章票の用紙に相当事項を記載し、且つ、記名調印して所属の口座所管廳に送付する。

前項の讓受人については、第二十條第三項の規定を準用する。

第一項の場合において、讓受人が、法第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り、除名された者であつて、口座の開設を不適当と認めたときは、口座所管廳は、当該口座の加入者の名義を書き換えず、当該口座を閉鎖し、相続人を受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行する。

第八十八條（脫退）　郵便振替貯金の脫退の請求は、加入者が、加入者の住所氏名、口座番号及び脫退する旨を記載し、且つ、貯金残額の他の口座への振替を請求する場合には、振替金を受け入れる口座の番号及び加入者の氏名を附記し、記名調印した脫退請求書を郵便局又は所属の口座所管廳に差し出してこれをする。

前項の請求があつたときは、口座所管廳において当該口座を決算し、貯金残額は、請求人の指定に從い、他の口座にこれを振り替え、又は拂出証書を発行してこれを請求人に送付する。

前項の規定は、加入者の相続人がする郵便振替貯金の脫退の請求について、これを準用する。この場合においては、脫退の請求人は、正当権利者であることを証するに足る書類を添付しなければならない。

第八十九條（準用規定）　法第五十六條、第八十七條第三項及び第八十八條の規定による拂出証書の発行及びその証書に表示された貯金残額の拂渡については、第五十五條及び第五十九條の規定を準用する。

第五章　特殊郵便振替貯金

第一節　公金に關する郵便振替貯金

第九十條（取扱郵便局）　公金の拂込は、遞信大臣が特に指定する場合を除いて、徵税令書、賦課令書、納税告知書及び納付書（以下令書と総称する。）を以つてする拂込については、加入者たる当該地方公共團体の所在地の郡（区の存する区域）又は市町村の区域内、拂込書を以つてする拂込については、加入者たる当該地方公共團体の所在地の都道府縣の区域内にある郵便局でこれを取り扱う。

第九十一條（申請）　公金に關する郵便振替貯金の取扱の認可の申請は、地方公共團体が、第二十一條に規定する加入申込書に代え口座の開設場所、口座の名称及び即時拂の取扱を受ける郵便局名を記載し、且

つ、記名調印した認可の申請書に左に掲げる書類を添えて、所轄の逓信局長を経て逓信大臣に差し出してこれをする。但し、市町村又はその組合が拂い込む拂込金を受け入れるために口座の開設を請求する都道府縣にあつては、第一号の書類を添附すれば足る。

一　最近一箇年間における公金受拂件数及びその金額の月別調書

二　公金收納のために使用する令書の見本

三　郵便振替貯金による公金の取扱に関して地方公共團体において、発布する規則

四　各種公金の指定納期日及びその見込件数調書

取扱の認可を受けた地方公共團体において、認可申請の際、その申請書に記載した事項、令書の様式、取扱に関する規則又は指定納期日に加えた変更は、これを所轄の逓信局長を経て、逓信官署に対抗することができない。

第九十二條（認可）　前條第一項の規定による申請を認可したときは、逓信大臣において、所轄の逓信局長を経てその認可書を申請者に交付し、且つ、その旨を指定の口座所管廳に通知する。

前項の口座には、第二十一條の規定による加入するものと区別するため、その口座番号に特別の記号を附ける。

第九十三條（令書）　公金の拂込に使用する令書は、そのまま拂込書に代用できる必要な事項を備えなければならない。

一枚の令書に二口以上の金額を併記する場合は、その合計額を記載しなければならない。但し、督促手数料を併せて徴收する場合には、その料金額に限り、別に記載することができる。

第九十四條（拂込書の附記事項）　市町村又はその組合において、都道府縣の口座に公金の拂込をする場合には、その拂込書の表面の見易い箇所に「公金」と附記しなければならない。

前項の拂込書には、都道府縣知事の定めた令書その他必要な書類を添附することができる。この場合においては、拂込書の余白にその書類の名称を附記しなければならない。

第九十五條（拂込）　公金納付のための拂込金を受領したときは、郵便局において、拂込人に拂込金受領証（道府縣の公金については受領票）を交付した上、令書は特に指定した郵便局に送付し、その郵便局において、各郵便局において取り扱つたものを取りまとめて、その拂込高の合計を表示する通知書を作成して所属の口座所管廳に送付し、令書のうち拂込通知票に代用すべき部分（道府縣の公金については、拂込通知票及びその添属書類があるときは添属書類）を加入者に送付する。

第九十六條（小切手又は証書を以てする拂込）　公金に関する小切手又は証書による拂込の取扱は、その拂込を受ける地方公共團体において、予め所轄の逓信局長に届け出た場合にこれをする。

前項の拂込においては、小切手又は証書を現金と併用して拂い込むことができる。

第九十七條（振替納付）　公金を納付するための振替の請求は、加入者が、拂出書に令書をつづり付け、且つ、その枚数を拂出票及び拂出通知票の金額記載の下部に附記して口座所管廳に送付してこれをする。

前項の請求があつたときは、口座所管廳において、貯金を振り替え、令書のうち領收証書の部は相当証印して、これを振替を請求した加入者に送付し、拂出通知票に代用すべき部分は公金の納付を受けた加入者にこれを送付する。

第九十八條（当該勘定口振替）　逓信官署は、地方公共團体の請求に因り、その口座の貯金を拂い出し、その拂出金を当該地方公共團体の公金を取り扱う銀行の日本銀行又は同行支店に設けてある当座預金の口座に拂込の取扱をする。

前項の取扱については、第七十一條第二項及び第七十二條の規定を準用する。

第九十九條（認可の解除）　公金に関する郵便振替貯金の取扱の解除の請求は、加入者たる地方公共團体において、その旨を記載した請求書を所轄の逓信局長を経て、逓信大臣に差し出してこれをする。

前項の請求があつたときは、口座所管廳において、当該口座を決算し、貯金残額は、請求人の指定に従い、他の口座にこれを振り替え、又は拂出証書を発行してこれを請求人に送付する。

前項の拂出証書の発行及びその証書に表示された貯金残額の拂渡については、第五十五條及び第五十九條の規定を準用する。

第二節　債券に関する郵便振替貯金

第百條（申請）　債券に関する郵便振替貯金の取扱の認可の申請は、金融機関が、第二十條に規定する加入申込書に代え請求事項、口座の開設場所及び口座の名称を記載し、且つ、記名調印した認可の申請書に左に掲げる書類を添え所轄の逓信局長を経て、逓信大臣に差し出してこれをする。

一　郵便振替貯金による債券の取扱に関し、金融機関が定めた規則書類

二　最近一箇年間における月別の取扱見込件数調書

三　前各号の外逓信官署において、参考となるべき書類

取扱の認可を受けた金融機関において、認可申請の際、その申請書に記載した事項又は取扱に関する規則に加えた変更は、これを所轄の逓信局長を経て、逓信大臣に届け出て、その承認を受けなければ、これを以て逓信官署に対抗することができない。

第百一條（認可及び解除）　債券に関する郵便振替貯金の取扱の認可及びその解除については、第九十二條及び第九十九條の規定を準用する。

第百二條（料金）　債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の通りとする。

一　法第六十五條第一項第一号に規定する收入金の受入

1　國債の場合

イ　募集募入のもの　　額面金額の一万分の二十五

ロ、賣出　募入外れとなつたもの　額面金額の一万分の五

証券一通について五銭及び額面金額の一万分の二十五

2　社債券の場合

イ、募集募入のもの　　額面金額の一万分の四十

募入外れとなつたもの　額面金額の一万分の十

但し、募入外れとなつたものでも、次回の債券を募集する場合に優先募入の條件をつけられたものは、募入外れに関する料金を徴收しない。

ロ、賣出　債券一通について五銭及び賣渡金額の千分の十一

二　法第六十五條第一項第二号に規定する拂出

1　國債買上の場合　額面金額の千分の十に相当する金額

2　元利金支拂の場合　支拂金額の千分の四十

前項の料金は、口座所管廳について、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴收する。

第百三條（募集又は賣出の届出）　郵便振替貯金による債券の募集又は賣出をするには、加入者たる金融機関において、その都度予め募集又は賣出の金額、期間、地域その他必要事項を逓信大臣に届け出てその承認を受けなければならない。

第百四條（募集及び賣出の公示）　逓信官署において、債券の募集又は賣出を取り扱う場合は、必要な事項を公示する。

第百五條（募集の申込）　債券募集に対する申込は、金融機関の作成に係る用紙を使用した申込書に保証金を必要とするものは、それを添えて、郵便局に差し出してこれをする。

前項の申込があつたときは、郵便局において、申込書は、これを金融機関に送付し、保証金については、申込をした者に受領証を交付するとともに、その旨を口座所管廳に通知し、口座所管廳において、加入者の口座にこれを受け入れる。

第百六條(募入の通知)　前條に規定する申込に対し、募入の有無が決定されたときは、郵便局において、その旨を申込をした者に通知する。

第百七條(應募金の拂込)　募入の決定がされた後における應募金の拂込は、指定された拂込期間内に應募の申込をした郵便局に現金を差し出してこれをする。但し、保証金が應募金に充てられる場合には、この限りでない。

前項の拂込金は、所属の口座所管廳において、加入者の口座にこれを受け入れる。

第百八條(應募証券の交付)　應募金の金額の拂込を受けたときは、金融機関において、当該証券は、申込を受けた郵便局にこれを送付し、その郵便局において、証券の交付期日を應募者に通知し、應募者の出頭をまつて、受領証と引き換えに証券を交付する。

前項の指定期日後七日を過ぎても、証券の交付の申し出がないときは、同項の郵便局において、その証券を銀行に還付する。

第百九條(保証金の還付)　應募外れの決定がされた場合における保証金は、保証金を差し出した者において、申込をした郵便局から当該申込書の交付を受け、これに金額、年月日及び保証金を受領した旨を記載し、且つ、記名調印して交付を受けた郵便局に差し出し、その郵便局において、申込書と引き換えにこれを還付する。

前項の還付金は、口座所管廳において、加入者の口座の貯金から、これを拂い出す。

第百十條(債券の賣出)　債券の賣出の取扱においては、金融機関から送付を受けた証券を郵便局において、現金と引き換えに賣り渡し、その賣渡金額を口座所管廳に通知し、口座所管廳において、これを加入者の口座に受け入れる。

第百十一條(債券の買上)　債券の買上の請求は、債券買上請求書に証券を添え、郵便局に差し出してこれをする。

前項によつて、支拂をした証券、割増金附票、利札又は支拂通知書は、郵便局において、支拂の証として日附印を押し、これを当該銀行に送付し、その代り金は、口座所管廳において、当該銀行の口座の貯金から、これを拂い出す。

債券の買上の取扱をする郵便局、債券の種類、債券の價格、債券の買上額の限度その他必要事項は、これを公示する。

第百十二條(無記名債券の元利金支拂の請求)　無記名の國債及び社債又はその利札に対する元利金の支拂の請求は、債券又は利札を郵便局に差し出してこれをする、この場合において、債券を元金、元金と日割利子又は月割利子、割増金又は額面五十円以上の利札に対する支拂の請求である場合には、請求人において、証券、利札又は割増金附票の裏面にその受領すべき金額、受領の旨並びに住所及び氏名を記載して調印しなければならない。但し、利札については、住所及び氏名のみを記載すれば足る。

所得税を課せられない者が前項の規定により利札、日割利子又は月割利子の支拂を請求する場合には、その者が、予め支拂を受ける郵便局を指定して、請求する者の名称及び印章をその郵便局に届け出た上、支拂を請求する際、証券の額面金額、記号、番号、利札の枚数及び金額並びに住所及び氏名を記載して調印した免税取扱請求書をその郵便局に差し出さなければならない。

第百十三條(記名國債の元利金支拂の請求)　甲種又は乙種登錄國債に対する元利金の支拂の請求は、郵便局から交付された支拂通知書に記名調印し、なお乙種登錄國債にあつては、これに証券又は利札を添えて、郵便局に差し出してこれをする。

第百十四條(元利金の支拂)　前二條の規定による請求があつたときは、郵便局において、証券、割増金附票、利札又は支拂通知書と引き換えに元利金又は割増金を支拂う。

前項によつて、支拂をした証券、割増金附票、利札又は支拂通知書は、郵便局において、支拂の証として日附印を押し、これを当該銀行に送付し、通信局において、これを該当の銀行に送付し、その代り金は、口座所管廳において、当該銀行の口座の貯金から、これを拂い出す。

第百十五條(元利金の支拂をする債券の種類)　元利金の支拂の取扱をする郵便局及び債券の種類は、これを公示する。

第百十六條(支拂基金)　債券の買上、元利金及び割増金の支拂に対する取扱の認可を受けた金融機関は、その買上及び支拂に必要な基金を、自己の口座に拂い込まなければならない。

前項の基金の額は、同項の支拂に支障のない金額の範囲において、逓信大臣がこれを定める。

第三節　在外加入者の郵便振替貯金

第百十七條(加入の申込)　外國に居住する者がする郵便振替貯金の加入の請求は、加入請求書に加入に要する料金及び印章票の用紙の送付に必要な郵便の料金を添えて口座所管廳に送付してこれをする。

前項の加入に要する料金及び郵便の料金の送付は、郵便爲替によらなければならない、商号、屋号その他氏名以外の名称が使用される場合におけるその料金又は用紙の代金の送付についても同様である。

第百十八條(本人拂込)　外國に居住する者が、自己の口座に拂い込む場合における拂込金の送付のための郵便爲替には、当該爲替のあて名に加入者の口座番号、氏名及び口座所管廳名を表示しなければならない。

第百十九條(本人拂出人)　外國に居住する加入者が、自己を受取人に指定してする通常現金拂の場合における普通拂出書にはその金額の下部余白に「郵便爲替」の文字を記載しなければならない。

附　則

第百二十條　この省令は、昭和二十三年七月十六日から、これを適用する。但し、小切手拂に関する規定は、同年十月一日から、これを適用する。

第百二十一條　左に掲げる省令は、これを廢止する。

郵便振替貯金規則(明治四十一年逓信省令第四十七号)

市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則(明治四十二年逓信省令第十五号)

郵便振替貯金小切手拂込規則(明治四十三年逓信省令第七十七号)

集金郵便振替貯金拂込規則(明治四十四年逓信省令第二十四号)

府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則(明治四十四年逓信省令第四十九号)

郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事務特別取扱規則(明治四十五年逓信省令第二十六号)

國債募集、賣出、買上及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱規則(大正八年逓信省令第六十七号)

集金郵便振替貯金拂込規則ニ依ル集金及口座拂込ニ関スル特別取扱停止ノ件(昭和十五年逓信省令第六十三号)

非常災害時ニ於ケル郵便爲替貯金等取扱方ノ特例ニ関スル件(昭和十八年逓信省令第百二十三号)

第百二十二條　旧省令は、局待拂の取扱については、昭和二十三年九月三十日まで、なおその効力を有する。

第百二十三條　小切手拂に関する規定の施行前に加入者が、局待拂の取扱を受けるため、郵便物の集配事務を取り扱う郵便局及び別に告示する郵便局を指定し、口座所管廳の承認を受けたときは、その郵便局は、第七十六條第一項の規定によつて、加入者が指定し、口座所管廳の承認を受けた小切手拂の取扱を受ける郵便局とみなす。

第百二十四條　旧省令の規定に基いてされた加入の申込、拂込並びに各種の請求、届出及び申請は、この省令の規定によつてされたものとみなす。

第百二十五條　この省令施行前に発行された拂出証書並びにこの省令施行前に調製された拂込書及び拂出書の用紙は、この省令施行後でも、なお、これを使用することができる。

附　則　(昭和二十四年逓信省令第十四号)

この省令は、公布の日から施行する。

従前の様式による小切手の用紙は、この省令施行後でも、なお、使用することができる。

振替貯金拂込票

様式第一號

| 拂込票 | | |

振　替　貯　金　拂　込　書

様式第二號

通常拂込　料金加入　者負擔

拂　込　票

口座番號	加入者名	金額	拂込人住所氏名	備考
※		※		

番	十	萬	千	百	十	圓	十	錢

局番號印

各票記載事項をお確め下さい。間違のないこと

金額以外の記載事項を訂正した場合は、相當認印して下さい。

（遞信省）

通常拂込　料金加入　者負擔

受　領　證

口座番號	加入者名	金額	拂込人住所氏名	日	日
※		※			

番	十	萬	千	百	十	圓	十	錢

備考	受付局印

（遞信省）

通常拂込　料金加入　者負擔

受　付　票

口座番號	加入者名	金額	拂込人住所氏名	日	日
※		※			

番	十	萬	千	百	十	圓	十	錢

計	受付局印
圓	日

（遞信省）

この受領證は、拂込の證據となるものですから、大切にお持ちして下さい。

通常拂込　料金加入　者負擔

受　領　證

口座番號	加入者名	金額	拂込人住所氏名	日	日
※		※			

番	十	萬	千	百	十	圓	十	錢

備考	受付局印

（遞信省）

振替貯金拂込通知票裏面

欄

この欄は、加入者あての通信にお使い下さい。

一、用紙　紙質　上質紙
　　寸法　縦式第一號に同じ
一、色　赤
　　寸法　縦式第一號に同じ
一、各票間に必ず「ミシン」をいれること。
一、欄外注意事項の印刷活字は六號「ゴジック」とすること。

通常拂込　料金加入　者負擔

拂　込　通　知　票

口座番號	加入者名	金額	拂込人住所氏名	備考
※		※		

番	十	萬	千	百	十	圓	十	錢

受付局附印
日

各票※印の欄は、拂込人において記載して下さい。

文字は正確明瞭に、數字はアラビヤ數字を使つてお書き下さい。

振替貯金拂出通知票

様式第三號

拂出通知票	
加入者口座番號及び住所氏名	
※一金　　圓	
※	

指定欄には拂出票の例により記入して下さい。

各票※印の欄は拂出請求人において記入して下さい。

一、電氏名通常加入座振替貯金拂の場合は、上の欄に拂渡局名、下の欄に受取人住所氏名を記載すること。（但し、現金拂の場合は、下の欄に受取人住所氏名を記載すること。）

一、定額小爲替貯金拂の場合は、上の欄に拂渡局名、下の欄に受取人住所氏名を記載すること。（但し、現金拂の場合は、下の欄に受取人住所氏名を記載すること。）

一、指定欄には拂出票の例により記入して下さい。

一、加入者口座番號及び住所氏名は、上の欄に拂込先口座番號、下の欄に拂込先住所氏名を記入して下さい。

振替貯金拂出通知票

拂出票		
加入者口座番號及び住所氏名		
※一金　　圓		
右の金額を左記指定の通り拂い出して下さい。		
※昭和　年　月　日	拂出請求者署名又は記名捺印	
	※	
指定	拂入	
※	※	

口座所管轉日附印

一、用紙　適宜

一、寸法　適宜

通信欄

この欄は、拂込先加入者又は現金受取人あての通信にお使い下さい。

控	
※一金　　圓	請求日附
	※昭和　年　月　日

振替貯金特殊拂出書

様式第四號

| 振替貯金拂出證書(兼拂出通知票)表面 | | |

様式第五號

振替貯金拂出證書

振替貯金拂出證書		經由日附印	受取人記名調印
一金	拂渡郵便局名		右の金額を確に受け取りました。
	受取人氏名		
	證書番號		
	拂渡日附印		

一、用紙適宜
一、寸法適宜

この證書の金額を受け取ることを
に委任致
します。

様式第六號

一金	受取人	小切手	指圖禁止
右の金額をこの小切手と引き換えに指定受取人にお支拂い下さい。			

(支拂人)
郵便局御中

控	
昭和　年　月　日振出	
一金	
備考	

(振出日附)
(振出地)
(振出人)
(振出口座番號)
(支拂地)
(支拂郵便局)

第三款　外國郵便振替

●外國郵便振替規則（昭和六年三月十一日 遞信省令第二号）

沿革　昭和九年一二月遞信省令第七七號、一二年三月第二二號、一一月第一〇二號、一三年四月第三二號、一五年六月第三五號、一七年三月第四四號、一八年一月第九號、一九年二月運通令第六號、第四八號、二〇年三月一九日運通令第一九號改正

外國郵便振替規則左ノ通定ム

目次

第一章　総則
第二章　振替金額
第三章　拂出
第四章　取消及戻入
第五章　取調請求及通報請求
第六章　受入
第七章　加入者名簿
附則

第一章　総則

第一條　郵便振替ニ関スル條約ニ依リ本邦ノ郵便振替貯金口座ト外國（滿洲國ヲ除ク以下之ニ倣フ）ノ郵便振替口座トノ間ニ爲ス預金ノ振替（電信振替ヲ除ク）ハ之ヲ外國郵便振替ト称ス

第二條　本邦ト外國郵便振替ノ交換ヲ爲ス國ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條　外國郵便振替ハ外國郵便振替交換局ヲ経テ之ヲ交換ス

本邦ニ於ケル外國郵便振替交換局ハ東京貯金支局トシ外國郵便振替局ハ郵便振替貯金口座所管廳トス

外國ニ於ケル外國郵便振替交換局及外國郵便振替局ハ別ニ之ヲ告示ス

第四條　振替拂出ノ料金ハ一口ニ付振替金額八十円迄ハ八銭、八十円ヲ超ユルトキハ其ノ超過額十円迄毎ニ一銭ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ料金ハ当該加入者ノ貯金ヨリ控除徴收ス

第五條　外國郵便振替ニ関スル各種ノ料金ニシテ左ニ記載シタルモノハ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付ニ係ルモノナルトキハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付シ加入者ノ貯金ヨリ控除徴收ニ係ルモノナルトキハ現金ヲ以テ之ヲ還付ス

一　業務上ノ過失ニ因リ徴收シタル料金

二　各種ノ請求ニ対シ業務上ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル当該料金

三　業務上ノ過失ニ因リ取調請求又ハ通報請求ヲ爲スニ至リタル場合ニ於ケル取調請求又ハ通報請求ノ料金

四　航空郵便ニ依リ送達スベキ拂出書又ハ拂出通知票ヲ航空郵便線路ニ依ラズシテ送達シタル場合ニ於ケル郵便ノ航空料ニ相当スル金額

前項料金還付ノ請求ハ料金納付ノ日ヨリ第一号及第四号ノ料金ニ付テハ九十日内ニ、第二号及第三号ノ料金ニ付テハ一年内ニ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ之ヲ爲スベシ

第六條　外國郵便振替ニ関シテハ本令ニ規定スルモノノ外郵便振替貯金規則ノ定ムル所ニ依ル

第二章　振替金額

第七條　外國郵便振替ノ金額ニ最高制限ヲ附スル場合ハ別ニ之ヲ告示ス

第八條　外國郵便振替ノ金額ニハ銭位未満又ハ外國貨幣單位ノ百分ノ一位未満ノ端数ヲ附スルコトヲ得ズ

第九條　外國郵便振替ノ表示貨幣ハ別ニ之ヲ告示ス

第十條　加入者振替ヲ請求スル場合ニ於テ拂出書ニ記載スル振替金額ハ之ヲ本邦貨幣又ハ前條ノ外國貨幣ヲ以テ表示スベシ

第十一條　前條ノ金額ハ口座所管廳ニ於テ拂出書受入ノ日ノ外國貨幣換算割合ニ依リ換算ス

第十二條　外國ヨリノ振替金額ニシテ外國貨幣ヲ以テ表示シタルモノハ貯金局ニ於テ当該振替到著ノ日ノ外國貨幣換算割合ニ依リ之ヲ本邦貨幣ニ換算ス

第十三條　前二條ノ換算ノ場合ニ於テ銭位未満又ハ外國貨幣單位ノ百分ノ一位未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十四條　第十一條及第十二條ノ外國貨幣換算割合ハ特ニ口座所管廳ニ掲示スル場合ヲ除クノ外別ニ告示スル所ニ依ル

第三章　拂出

第十五條　加入者自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シ之ヲ外國ノ郵便振替口座ニ振替ヘントスルトキハ普通拂出書用紙ニ振替金額並ニ振宛人ノ口座番号及住所氏名ヲ記載シ署名捺印ノ上之ヲ所属ノ口座所管廳ニ送付スベシ

前項ノ場合ニ於テ加入者ハ拂出書ニ於ケル自己ノ住所氏名ヲ「ラテン」文字ヲ以テ複記シ且振宛人ノ住所氏名ヲ拂込口座加入者氏名指定欄ニ「ラテン」文字ヲ以テ記載スベシ

第一項ノ拂出書ハ之ヲ無料普通通常郵便物トシテ差出スコトヲ得

第十五條ノ二　加入者ハ拂出書又ハ拂出通知票ノ速達郵便又ハ航空郵便ニ依ル送達（拂出通知票ノ送達ハ口座所管廳ト東京貯金支局トノ間ニ限ル）ヲ請求スルコトヲ得

第十五條ノ三　外國郵便振替ニ付テハ速達郵便、航空郵便又ハ電信ニ依ル口座受入済通知ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十六條　口座所管廳ニ於テ第十五條又ハ第十五條ノ二ノ拂出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ当該口座ノ貯金ヨリ拂出ヲ爲シ振宛國ノ郵便振替口座ニ振替ノ手続ヲ爲ス

第十七條　東京貯金支局ニ於テハ拂出書ノ拂出通知票ニ振替通知書ヲ添附シ振宛國ノ外國郵便振替局ヲ経テ振宛人ニ送付ス

第四章　取消及戻入

第十八條　加入者ハ自己ノ口座番号、振替請求日附、振替金額、振宛人ノ口座番号並ニ外國ニ取消通知ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ通知方法（郵便又ハ電信）ヲ明ニシ郵便又ハ電信ニ依リ所属ノ口座所管廳ニ振替ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第十九條　加入者ハ相当事項ヲ記載シタル外國郵便振替取消請求書ニ料金トシテ一口ニ付郵便ニ依ルモノハ十銭、電信ニ依ルモノハ六十銭ニ相当スル郵便切手ヲ添ヘ郵便局ニ前條ノ取消請求ヲ依託スルコトヲ得

第二十條　口座所管廳前二條ノ取消請求ヲ受ケタル場合ニ於テ当該振替ヲ東京貯金支局ニ通知前ナルトキハ之ヲ取消シ通知後ナルトキハ東京貯金支局ニ取消ノ通知ヲ爲ス

東京貯金支局前項ノ取消通知ヲ受ケタル場合ニ於テ当該振替ヲ外國ニ振替通知前ナルトキハ口座所管廳ニ返送シ外國ニ通知後ナルトキハ加入者ノ指定スル通知方法ニ從ヒ取消ノ通知ヲ爲ス

前項後段ノ場合ニ於ケル取消通知ガ郵便ニ依ルモノナルトキハ七十銭、電信ニ依ルモノナルトキハ相当外國電報料ノ外ニ七十銭ノ料金ヲ加入者ノ貯金ヨリ控除徴收ス

第二十一條　取消請求ニ因リ郵便振替ノ返送ヲ受ケタルトキハ振替金額ヲ加入者ノ口座ニ戻入ス

前項ノ場合ニ於テ外國ヨリ返送ヲ受ケタル郵便振替ハ其ノ戻入金額ニ付テハ振宛國ヨリ本邦ニ新ニ振宛テラレタル振替ト看做ス

第二十二條　取消請求其ノ目的ヲ達セザリシ場合ニ於テハ口座所管廳ニ於テ其ノ旨ヲ加入者ニ通知ス

第二十三條　第二十一條ノ規定ハ口座ニ受入登記不能ノ爲外國ヨリ返送ヲ受ケタル郵便振替ニ之ヲ準用ス

第五章　取調請求及通報請求

第二十四條　加入者振替請求ノ処理ニ関シ取調ヲ請求セントスルトキハ自己ノ口座番号及氏名　振替請求日附、振替金額、振宛人ノ口座番号及住所氏名並ニ取調請求ノ事由ヲ記載シタル取調請求書ヲ所属ノ口座所管廳ニ送付スベシ

前項ノ請求書ハ之ヲ無料普通通常郵便物トシテ差出スコトヲ得

取調請求ノ料金ハ六十銭トシ当該加入者ノ貯金ヨリ之ヲ控除徴收ス

取調ヲ請求シ得ル期間ハ振替請求ノ日ヨリ一年トス

第二十四條ノ二　加入者ハ前條第四項ノ期間經過後ニ於テ振替請求ノ処理ニ関シ單ナル通報ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ之ニ関スル照会ガ振替請求後二年ノ内ニ振宛國郵政廳ニ到著スル見込アル期間内ニ限リ之ヲ受理ス

前條第一項乃至第三項ノ規定ハ單ナル通報ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六章　受入

第二十五條　外國ヨリ通知ヲ受ケタル振替ハ口座所管廳ニ於テ之ヲ指定加入者ノ口座ニ受入レ振替通知書ハ当日ノ受拂通知票ト共ニ之ヲ加入者ニ送付ス

第七章　加入者名簿

第二十六條　加入者名簿ヲ発行スル國及名簿ノ價格ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十七條　加入者加入者名簿ヲ購入セントスルトキハ普通拂出書用紙ノ金額欄ニ名簿代金ヲ、指定欄ニ発行國及部数ヲ記載シ振替ノ請求ヲ爲スベシ

第二十八條　前條ノ請求ニ対シテハ口座前管廳ニ於テ発行國郵政廳ヨリ加入者名簿ノ送付ヲ受ケ之ヲ当該加入者ニ送付ス

附　則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年二月逓信省令第九号外國郵便振替規則ハ之ヲ廢止ス

●陸上交通事業調整法

（昭和十三年四月二日法律第七十一号）

沿革　昭和一五年四月法律第一〇六号、二二年一二月一六日第一九一号、二四年五月三一日第一五七号改正

脫帝國議会ノ協賛ヲ經タル陸上交通事業調整法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

陸上交通事業調整法

第一條　本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鉄道事業、軌道事業、路線ヲ定ムル一般乘合旅客自動車運送事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

第二條　主務大臣公益ノ增進ヲ図リ陸上交通事業ノ健全ナル発達ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵シ調整ノ区域、調整スベキ事業ノ種類及範囲、之ト密接ナル関係ヲ有スル兼業ノ処置並ニ左ノ各号ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

一　会社ノ合併又ハ設立

二　事業ノ讓受又ハ讓渡

三　事業ノ共同経営

四　事業ノ管理ノ委託又ハ受託

五　連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、変更又ハ共用

六　運賃又ハ料金ノ制定、変更又ハ協定

七　連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定

八　用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要ト認ムル方法

主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業経営者ニ対シ前項第一号ノ事項ノ実施ヲ勧告シ又ハ同項第二号乃至第八号ノ事項ノ実施ヲ命ズベシ

第三條　陸上交通事業経営者前條第二項ノ勧告ニ依リ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シタルトキハ之ガ認可ヲ申請スベシ

陸上交通事業経営者前條第二項ノ命令ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シ之ガ認可ヲ申請スベシ協定成立セザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協議調ハザル事項ヲ裁定ス

主務大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵スベシ但シ重要ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣第二項ノ裁定ヲ爲シタルトキハ関係陸上交通事業経営者ニ之ヲ通知スベシ

第四條　交通事業調整審議会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第二條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル調整ノ区域内ニ於ケル陸上交通事業経営ノ免許又ハ特許ニシテ重要ナルモノハ主務大臣交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵シ之ヲ爲スベシ

第六條　第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第七條　北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ陸上交通事業ヲ経営スル会社ノ株主若ハ債権者ト爲リ又ハ其ノ会社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道廳長官、府縣知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ会社ノ取締役又ハ監査役タラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第七十七條及第七十八條又ハ町村制第六十五條及第六十六條若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ依リ会社ノ取締役又ハ監査役ト爲リタル者吏員タル身分ヲ失ヒタルトキハ取締役又ハ監査役ノ職ヲ失フ

第八條　第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登錄稅法ニ依リ算出シタル登錄稅ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一　会社ノ設立又ハ資本增加
金錢出資ニ依ル拂込株金額又ハ增資拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財產ノ出資ニ依ル拂込株金額又ハ增資拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二　会社ノ設立若ハ資本增加又ハ陸上交通事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動產ニ關スル權利ノ取得
不動產ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前項ニ規定スル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第九條　地方鐵道法、軌道法、道路運送法又ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ免許、特許、許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニ付テハ第三條又ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該法令ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十條　第三條第二項ノ裁定アリタル場合ニ於テ第二條第一項第二号ノ讓受ノ價額、同項第三号ノ共同經営ニ於ケル收得若ハ負担ノ金額ノ割合又ハ同項第四号ノ管理ト報酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ訴訟ハ第二條第二項ノ命令及第三條第二項ノ裁定ノ効力ヲ停止セズ

第十一條　第二條第二項ノ規定ニ依リ事業ヲ讓受ケタル者前條ノ規定ニ依リ出訴シタル場合ニ於テハ裁定ニ基ク讓受價額ト自己ノ見積價額トノ差額ニ相当スル金錢ヲ供託スルコトヲ得

第十二條　陸上交通事業經営者本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス処分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵シ左ノ処分ヲ爲スコトヲ得

一　取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
二　他人ヲシテ事業經営者ノ計算ニ於テ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト
三　事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシムルコト
四　免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和十三年勅令第五百十六号ヲ以テ昭和十三年八月一日ヨリ施行）

●陸上交通事業調整法施行令

（昭和十三年七月二十三日勅令第五百十七号）

沿革　昭和一六年一月勅令第七七号、一八年一一月第八五四号、二〇年五月一九日第三〇七号、二二年一二月三一日政令第三三四号、二三年五月七日第一〇六号、七月一六日第一六六号改正

脫陸上交通事業調整法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　陸上交通事業調整法第二條第一項第二号ノ大臣トス

第二條　陸上交通事業調整法第二條第二項、第三條、第五條、第六條及第十二條ノ主務大臣ハ左ノ各号ニ依ル

一　地方鐵道事業ニ付テハ運輸大臣及建設大臣トス但シ軌道法第十一條ニ規定スル事項ニ付テハ運輸大臣トス
二　軌道事業ニ付テハ運輸大臣及建設大臣トス
三　路線ヲ定ムル一般乘合旅客自動車運送事業ニ付テハ運輸大臣トス
四　陸上交通事業ト密接ナル関係ヲ有スル兼業ニ付テハ当該陸上交通事業ノ所管ニ依リ運輸大臣又ハ建設大臣トス

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ対シ陸上交通事業調整法第二條第二項ノ規定ニ依リ勸告若ハ命令ヲ爲シ又ハ同法第三條ノ規定ニ依リ認可若ハ裁定ヲ爲ス場合ニ於ケル主務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ運輸大臣及建設大臣トス

第三條　左ノ場合ニ於テハ運輸大臣ハ建設大臣ニ協議スベシ

一　陸上交通事業調整法第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サントスルトキ
二　北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノガ陸上交通事業調整法第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ陸上交通事業ヲ經営スル会社ノ株主若ハ債權者トナリ又ハ其ノ会社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テ其ノ会社ニ対シ同法第二條第二項ノ規定ニ依リ勸告若ハ命令ヲ爲シ又ハ同法第三條ノ規定ニ依リ認可若ハ裁定ヲ爲サントスルトキ
三　北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ対シ又ハ此等ノ公共團体ガ陸上交通事業調整法第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ陸上交通事業ヲ經営スル会社ノ株主若ハ債權者トナリ又ハ其ノ会社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テ其ノ会社ニ対シ同法第十二條ノ規定ニ依リ処分ヲ爲サントスルトキ
四　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ規定ニ依リ路線ヲ定ムル一般乘合旅客自動車運送事業ノ免許ニ該当スル認可ヲ爲サントスルトキ

附　則

本令ハ陸上交通事業調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●陸上交通事業調整法施行規則

（昭和十三年八月二日鉄道省令第一号）

沿革　昭和一五年三月鉄道、内務省令第一号、一六年五月第四号、一八年二月運、内令第一号、二〇年五月一九日運令第一号、二三年七月一〇日運、建令第一号、二四年六月一〇日運輸省令第一七号改正

陸上交通事業調整法施行規則左ノ通定ム

陸上交通事業調整法施行規則

第一條　陸上交通事業調整法第三條第一項ノ会社合併ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　合併契約書ノ謄本
二　合併ニ関スル株主総会ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ総社員ノ同意書ノ謄本
三　合併ノ方法ニ関スル説明書（株式割当等ノ比率算定ノ基礎ヲ附記スルコト）
四　合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立スル会社ノ定款ノ謄本
五　事業收支概算書

第二條　陸上交通事業調整法第三條第一項ノ会社設立ノ協定ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ当事者連署ノ上主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　発起人ノ氏名及住所
二　会社ノ主タル事務所ノ設置地、商号及資本ノ總額
三　会社ノ目的タル事業ノ大要
四　現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財產、其ノ價格並ニ之ニ対シテ與フル株式ノ種類及數並ニ其ノ說明

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　定款ノ謄本
二　事業ノ讓受又ハ管理ノ受託ヲ爲サントスルトキハ第三條ノ規定ニ準ズル書類
三　建設費又ハ興業費ノ概算書及事業收支概算書

第三條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ事業ノ讓受若ハ讓渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　讓受若ハ讓渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ニ関スル契約書ノ謄本

二　譲受ノ價額又ハ管理ノ報酬金額ノ說明書
三　譲受ノ價額支拂ニ關スル說明書（支拂ノ方法、時期等ヲ記載スルコト）
四　譲受若ハ譲渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ニ關シ公共團体ノ議会、株主総会、無限責任社員、総社員又ハ組合員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本
五　鉄道財團、軌道財團又ハ自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵当權ノ設定アルトキハ抵当權者ニ対スル催告書又ハ抵当權者ノ同意書ノ謄本

第四條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ事業ノ共同經營ノ協定ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ当事者連署ノ上主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　共同經營ヲ爲ス区間
二　共同經營ノ範囲及方法
三　收入ノ割賦及支出ノ分担ノ方法
四　共同經營ヲ爲ス期間
五　其ノ他参考トナルベキ事項

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　共同經營契約書ノ謄本
二　共同經營ニ關シ公共團体ノ議会、株主総会、無限責任社員、総社員又ハ組合員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本
三　共同經營ノ爲会社ヲ設立セントスルトキハ第二條ノ規定ニ準ズル書類

第五條　前四條ニ規定スル協定ノ認可申請ニ伴ヒ之ト同時ニ左ニ掲グル事項ニ付許可又ハ認可ノ申請ヲ爲サントスルトキハ地方鉄道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ発スル命令ニ規定スル書類又ハ図面ヲ協定ノ認可申請書ニ添附スベシ

一　地方鉄道又ハ軌道
イ　起業目論見書記載事項、線路又ハ工事方法ノ変更ニ關スル事項
ロ　工事施行ニ關スル事項
ハ　車両ノ設計又ハ設計ノ変更ニ關スル事項
ニ　運賃又ハ料金ノ制定若ハ変更ニ關スル事項
ホ　他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両運轉ニ關スル事項
ヘ　運轉速度又ハ度数ノ制定若ハ変更ニ關スル事項
ト　運輸營業ノ休止又ハ廃止ニ關スル事項
チ　其ノ他必要ナル事項
二　旅客自動車運輸事業
イ　事業計画ノ変更ニ關スル事項
ロ　専用自動車道ノ工事施行ニ關スル事項
ハ　専用自動車道ノ工事方法変更ニ關スル事項
ニ　事業ノ休止又ハ廃止ニ關スル事項
ホ　其ノ他必要ナル事項

前項ノ規定ハ地方長官又ハ陸運局長ノ許可又ハ認可ヲ受クベキ事項ニ之ヲ適用セズ

第六條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、変更又ハ共用ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　当該協定ニ關スル契約書ノ謄本
二　線路ノ新設ガ免許又ハ特許ヲ要スルモノナルトキハ地方鉄道法第十二條、軌道法施行規則第一條、又ハ自動車交通事業法施行規則第一條ニ規定スル書類
三　新設、変更若ハ共用ガ線路、工事方法、事業計画若ハ起業目論見書記載事項ノ変更ノ認可申請ヲ要スルモノナルトキ又ハ新設、変更若ハ共用ニ伴ヒ他ノ鉄道若ハ軌道ノ車両ヲ運轉セントスルトキハ地方鉄道法施行規則第十七條、第二十六條、軌道法施行規則第十一條、

第二十六條、第二十八條、自動車交通事業法施行規則第八條、第十六條ニ規定スル書類又ハ変更起業目論見書

前項ノ場合ニ於テ工事施行ヲ伴フトキハ地方鉄道法第十三條、軌道法施行規則第七條又ハ自動車交通事業法施行規則第十一條ニ規定スル書類ヲ添附スベシ

第七條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ運賃又ハ料金ノ制定又ハ変更ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上該協定ニ關スル契約書ノ謄本並ニ地方鉄道法施行規則第三十四條乃至第三十六條、第三十九條、軌道法施行規則第十九條乃至第二十二條又ハ自動車交通事業法施行規則第八條ニ規定スル書類ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第八條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ規定ニ依ル同法第二條第一項第六号（運賃又ハ料金ノ制定又ハ変更ヲ除ク）乃至第八号ノ事項ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上該協定ニ關スル契約書ノ謄本ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ他ノ鉄道若ハ軌道ノ車両ノ運轉、運轉速度若ハ度数ノ制定若ハ変更又ハ事業計画ノ変更ヲ爲サントスルトキハ地方鉄道法施行規則第二十六條、第四十條、第四十一條、軌道法施行規則第二十四條、第二十七條、第二十八條又ハ自動車交通事業法施行規則第八條ニ規定スル書類ヲ添附スベシ

第九條　陸上交通事業調整法第三條第二項ノ協定成立セザルトキハ当事者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル裁定申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一　当事者ノ氏名又ハ名称
二　申請ノ目的
三　協議調ハザル事項及其ノ事由
四　協議調ヒタル事項アラバ其ノ事項
当事者ノ一方ヨリ裁定申請書ヲ提出シタル場合ニ於テハ当該申請者ハ遲滯ナク申請書ノ写ヲ相手方ニ送付スベシ

第十條　天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ主務大臣ノ指定スル期

間内ニ陸上交通事業調整法第三條ノ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ当事者ノ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

前項ノ申請書ニハ伸長ノ期間及事由ヲ記載スベシ

第十一條　陸上交通事業調整法第二條第二項ノ規定ニ依リ会社ノ合併又ハ設立ノ勧告ヲ受ケタル者指定セラレタル期間内ニ協定ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク主務大臣ニ届出ヅベシ

第十二條　陸上交通事業經營者第一條乃至第四條及第六條乃至第八條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実施シタルトキハ其ノ年月日ヲ記載シ遲滯ナク主務大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

前項ノ場合ニ於テ地方鉄道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ニ基キテ発スル命令ニ依リ届出ヲ爲スベキ事項ニ該当スルモノアルトキハ当該命令ニ規定スル書類ヲ添附スベシ

地方鉄道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ニ基キテ発スル命令ニ依リ届出ヲ爲スベキモノニ付テハ第一項ノ届出ヲ爲シタルトキハ当該命令ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第十三條　陸上交通事業調整法第六條ノ定款ノ変更ノ認可申請書ニハ変更ノ事由ヲ具シ株主総会ノ議事及決議ノ要領書ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第十四條　陸上交通事業調整法第六條ノ社債ノ募集ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

一　社債募集ヲ要スル事由
二　社債ノ総額
三　各社債ノ金額
四　社債発行ノ價額又ハ其ノ最低價額
五　社債ノ利率
六　社債募集ノ始期及終期
七　社債償還ノ方法及期限
八　利息支拂ノ方法及期限

九　数回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

十　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社アルトキハ其ノ商号

十一　担保附社債ナルトキハ担保附社債信託法第十九條又ハ第十九條ノ二ニ規定スル信託証書ニ記載スル事項（前各号ニ重複スル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得）

十二　其ノ他参考トナルベキ事項

前項ノ許可申請書ニハ資本ノ総額及拂込株金額ノ説明書、償還ヲ了ヘザル社債ノ登記簿抄本、最終ノ貸借対照表並ニ社債募集ニ関スル株主総会ノ議事及決議ノ要領書ヲ添附スベシ

第十五條　陸上交通事業調整法第六條ノ合併ノ許可申請書ニハ合併ノ事由ヲ具シ当事者連署ノ上第一條ノ規定ニ準ズル書類ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第十六條　陸上交通事業調整法第六條ノ解散ノ決議ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ具シ株主総会ノ議事及決議ノ要領書ヲ添附シ主務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第十七條　陸上交通事業調整法第七條ノ規定ニ依リ公共團体ノ吏員ガ会社ノ取締役若ハ監査役トナリ又ハ其ノ職ヲ失ヒタルトキハ当該会社ハ其ノ吏員ノ身分ヲ具シ登記簿抄本ヲ添附シテ主務大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第十八條　陸上交通事業調整法第十條第一項ノ規定ニ依リ出訴シタル者ハ訴狀ノ写ヲ遅滞ナク主務大臣ニ提出スベシ

第十九條　陸上交通事業調整法第十一條ノ規定ニ依リ供託シタル者ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第二十條　第一條、第三條、第四條、第十三條、第十四條及第十六條ノ株主総会ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　資本ノ総額

二　株式ノ総数

三　株主ノ総数

四　出席株主及委任株主ノ総数

五　出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ総数並ニ其ノ議決権ノ個数

数種ノ株式ヲ発行シタル場合又ハ株式ノ総数ト議決権ノ個数ト一致セザル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ其ノ内訳ヲ附記スベシ

第二十一條　陸上交通事業調整法第三條又ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ地方鉄道法第十條（合併）、第十二條（免許）、第十三條（工事施行）、第十八條（譲渡）、第二十一條第一項（運賃、料金ノ制定）、第二十二條第一項（運轉速度及度数ノ制定）、第二十六條（営業若ハ運轉ノ管理ノ受委託）、第二十七條（休止、廃止、解散ノ決議）、地方鉄道法施行規則第九條（起業目論見ノ変更）、第十七條（線路又ハ工事方法ノ変更）、第二十條（車両ノ設計）、第二十一條（車両ノ設計変更）、第三十六條（運賃ノ変更）、第三十九條第二項（料金ノ変更）、第四十一條（運轉速度ノ増加、度数ノ変更）、第四十一條第一項（特別設計）、地方鉄道運轉信号保安規程第一條第一項（例外扱）、第二十一條第三項（特別制動軸数制定）、第四十一條第二項（特殊常置信号機）、地方鉄道会計規程第一條第一項（特別整理）、軌道法第三條（特許）、第五條第一項（工事施行）、第十一條第一項（運賃、料金、運轉速度及度数ノ制定）、第十五條（敷設権ノ譲渡）、第十六條（軌道ノ譲渡、事業若ハ運轉ノ管理ノ受委託）、第二十二條（合併）、第二十六條（休止、廃止、解散ノ決議）、軌道法施行規則第六條（起業目論見ノ変更）、第十一條（線路又ハ工事方法ノ変更）、第二十一條（運賃ノ変更）、第二十二條第二項（料金ノ変更）、第二十四條第二項（運轉速度ノ増加、度数ノ変更）、第二十七條（車両ノ設計又ハ設計変更、他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両運轉）、軌道建設規程第三十五條第二項（特別設計）、軌道運轉規程第一條第一項（例外扱）、第六條第二項（特別設計）、軌道運轉信号保安規程第一條第一項（例外扱）、第六條第二項（特別小児運送）、軌道運轉信号保安規程第一條第一項（例外扱）、第二十五條第二項（特殊常置信号機）、軌道会計規程（特別整理）、自動車交通事

帝都高速度交通営團法

第一章　総則

第一條　帝都高速度交通営團ハ東京市及其ノ附近ニ於ケル交通機関ノ整備拡充ヲ図ル爲地下高速度交通事業ヲ営ムコトヲ目的トスル法人トス

帝都高速度交通営團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ関聯スル事業ヲ営ミ又ハ之ニ投資スルコトヲ得

第二條　帝都高速度交通営團ノ資本金ハ六千万円トシ之ヲ六十万口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百円トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條　削除

第四條　帝都高速度交通営團ハ出資ニ対シ勧令ノ定ムル所ニ依リ出資証券ヲ発行ス

第五條　日本國有鉄道ハ四千万円ヲ限リ帝都高速度交通営團ニ出資スルコトヲ得

第六條　日本國有鉄道又ハ公共團体ガ帝都高速度交通営團ニ出資シタル場合ニ於テハ其ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第七條　帝都高速度交通営團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ帝都高速度交通営團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ対抗スルコトヲ得ズ

第八條　出資者ハ帝都高速度交通営團ノ承認ヲ経テ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得

第九條　拂込ヲ怠リタル出資者ニ対シ帝都高速度交通営團ガ一月以上ノ相当ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ帝都高速度交通営團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ処分スルコトヲ得

業法第四條（免許）、第六條第二項（専用自動車道工事施行）、第七條（事業計画又ハ専用自動車道工事方法ノ変更）、第十二條（休止、廃止）、第十三條（譲渡、合併、解散ノ決議、総社員ノ同意）、第十三條ノ二（管理ノ受委託）、自動車交通事業法施行規則第二十八條（共同経営）、旅客自動車運輸事業設備規程第一條第一項（特別設備）、専用自動車道設備規程第一條第一項（特別設備）、旅客自動車運輸事業運輸規程第一條第一項（特別扱）、旅客自動車運輸事業会計規程第一條第一項（特別整理）ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十二條　本令ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ主務大臣ナルトキハ其ノ副本ヲ建設大臣ニ提出スベシ

第二十三條　本令ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ地方鉄道若ハ軌道又ハ旅客自動車運輸事業ノ線路ノ所在地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視総監又ハ東京府知事トス）ヲ経由スベシ但シ二府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ事件ガ二府縣以上ニ関スル場合ニ限リ其ノ起点ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ経由スベシ

前項但書ノ場合ニ於テ申請書ヲ受付ケタル地方長官ハ関係地方長官ニ商議スベシ

第一項ノ規程ニ依リ申請書其ノ他ノ書類ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ所管陸運局長ニ提出スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●帝都高速度交通営團法

（昭和十六年三月七日）
（法律第五十一号）

沿革　昭和二一年五月六日勅令第二六二号　八月三〇日法律第一四号、二四年五月二五日第一〇五号改正

旧帝國議会ノ協賛ヲ経タル帝都高速度交通営團法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布